

き増加は遂に一九三六年十一月に至つて右訓令の適用範囲をば短期養成の金屬工にも擴張することを必須たらしめたのである。而して斯の如き措置によつて上記募集方法の恐るべき影響を阻止し得たとするも、なほ同一労働公署地区内の經營が右訓令によつて何らの保護をも與へられないと云ふ缺陷が残されてゐた。けだし右訓令は規準日以降に於いて他の労働公署地区に住む労働力の雇傭にのみ關係し、従つて同一労働公署地区内に於ける労働力の移動は一方それだけ頻繁に惹起され、他方經營は此の結果より自らを保護する爲に相互に退職證書制の採用を協定せざるを得なくなつたからである。既に世界大戦時に於て斯かる退職證書制(Abkehrschein)の實施によつて招來された所の心理的に好ましからざる諸經驗は此の制度に對する保障を設定せんとする動機を與へるに至り、茲に一九三七年二月十一日附の「金屬工の労働配置に關する國勞紹・失保局長官の訓令」によつて上述訓令の適用範囲が更に擴張されて、如何なる場合にも金屬工の雇傭は當該金屬工の労働場所を所轄する労働公署の許可書の提示によつてのみ認められることになつた。かくて同一労働公署地区内での金屬工の労働場所の變更も亦國家的指圖に依據せしめられるに至つたのである。新四ヶ年計畫の實施上根本的な意義を有つ此の訓令は、鐵Ⅱ金屬經濟の諸經營に於ける金屬工の雇傭に關するのみでなく、一切の種類の公私の經營及び行政のそれにも適用されてゐるのである。此處に鐵Ⅱ金

屬經濟の部面に於ける労働配置の叙述に際して此の訓令を特に採り上げる所以のものは、それが此の部面に於てこれまで發布された一切の諸規制のうち最も包括的な効果を與へてゐるからである。たとひそれがその後の改正に於て新四ヶ年計畫に關する固有の訓令として發布されてゐるにせよ。更に明瞭な事は、その施行が労働公署にとつて全く特別に複雑にして骨の折れる仕事を意味すると云ふ事である。何故なら、許可の拒絶に際しては、金屬工の移動が國家政策的乃至は經濟政策的に重要な任務を阻害するや否や、或はそれが經營の經濟性並に經營従業員の結束をば攪亂するや否や、の審査を必要とするからである。そして何よりも労働公署が審査しなければならぬ事項は、雇傭する方の經營の國家政策的乃至は經濟政策的の重要性が引抜かれる方の經營のそれよりも重大であるか否かと云ふ事である。此の意味の國家政策的乃至は經濟政策的の重要な任務とは、云ふ迄もなくドイツ國民の國防整備、食糧の保障、國產原料經濟の確立、輸出の振興、労働人口の爲の健康住宅の創設等等であると云ひ得やう。之等の枚舉は新四ヶ年計畫に於ける基點として既に四ヶ年計畫第二施行令第五項に與へられてゐるからである。更に經營の經濟性や經營従業員の結束の顧慮に就ては、特に金屬工の移動が當該金屬工の労働給付に依存する諸労働力の生産行程や就業に、又同經營の年齢構成の如何等々に互らねばならぬのである。けだし斯くの如き移動する金屬工の社

會的並に經濟的側面の審査こそ現下ドイツ經濟に於ける經營の重要性に顧みて少からざる意義を有つものであるからである。要するに右の如き労働公署の審査上の諸前提に關する一瞥は、「計畫的労働配置」が一切の國家的指導に際して如何に經濟及び個人労働力の重大性をば慎重に顧慮せんとしてゐるかを、特に明瞭且つ典型的に知らしめてゐる。

右の如く鐵Ⅱ金屬經濟に於いて労働力の配置上特別の措置にまで立至らしめた同様の現象が建築經濟に於ても惹起された。然し建築經濟の有つ特殊性格の故に、叙上の「金屬労働者配置訓令」(Metallarbeitsersatz-Anordnung)の諸規定は建築労働者一般には適用されず、單に斯業の中特別に勞力不足職業に數へられる壁工及び大工に對してのみ、一九三七年十月六日附の訓令—本質的には金屬工業に對すると同様の原則を含む—の諸規定が適用されてゐるに過ぎない。また建築經濟に於ける労働配置の特別規制は四ヶ年計畫第四施行令の中に與へられてゐる。それは確かに、その目的設定に於て、即ち何よりも建築計畫の實行に對する國勞紹・失保局長官の干渉が原料在高、とりわけ鐵の在高如何に置かれてゐる、と云ふ點に他の諸法令と著しく異つてゐる。既に一九三六年六月に國勞紹・失保局長官によつて發布された「公の建築計畫の實行に就ての労働力の需要の通告に關する訓令」—この訓令によりて建築現場で二萬五千ライヒスマルク以上の勞銀の支拂をなす公の建築計畫に對して通告義務

が課せられた—の擴張が第四施行令によつて規定せられ、一切の公私の高層及び地下建築計畫—二トン以上の建築鐵材を消費する所—に對して通告義務を定めたのである。右通告は労働公署に對して爲され、且つ必要な建築材料の記載の外に、建築現場で従業する労働力の數、種別の一覽表を含まねばならない。その他建築の開始から完了迄の豫定實行期間が申告される。かくして第四施行令は建築計畫に於ける労働力の配分をば、實行可能性一般並に實行期間に對する干渉によつて、原則的に可能にしたものである。

鐵Ⅱ金屬經濟並に建築工業に於ける熟練工の不足は、最近四ヶ年に互る「ドイツ經濟の形成」より發生せる新たな經濟的現象である。而も此の問題の解決が新四ヶ年計畫下の労働配置の諸規定に於て前面に置かれてゐる所以のものは、急速且つ目標の明確な干渉が元來労働政策上の諸困難の發生を防止するからに外ならない。既に見た此の部面に於ける弊害の最初にして且つ一般的な兆候に對して、之が排除の爲に必要な諸措置が殆んど直接的に執られてゐるが故にこそ、それによつて右の職業部面に關する労働配置はやがて適正な軌道へと向けられ得たのであらう。とまれドイツの場合に於て、労働力の絶対數はその再教育や要求事項の低減によりて比較的微弱な程度にしる代替し得る限界にまで増加せしめられるとしても、さしたる顯在的な澁滞や摩擦なしに經濟的諸課題を解決することは、目的を意



識せる労働力指導の實行こそ之を可能にしてゐるのである。だが農業の部面に於ける事情は之と趣きを異にしてゐる。そこで労働者の不足は何ら新しいものではない。數十年來の悪状態が最近漸次安定され夥しきまでに新たな食糧を生産するに至つたとしても、農民離村はそれ自體一系列の原因の存置する限りその跡を絶たなかつた。曾つては特に此の部面に於ける不良な住居乃至賃銀状態並に労働の季節的性格が農民離村の最重要なる動機と看做されたに對して、戦後の不況時代には農業労働の價值低下が主要なる原因であつた。當時農民離村に就ては此の外に、農業労働時間の無規制に對する嫌悪とか或は農業地域への工業的な労働諸可能性の壓倒的な侵入—之は農業労働者をして、工業的な労働へ移動することに於てより高い現金収益の享受並に彼等の低廉な農業的住居及び生活状態の持続を可能にする—などが作用してゐた。而も農民離村の阻止乃至は補充調達の問題を「農村に對する輸血」の観点より捉へる事は餘りにも永く閉却されてゐた。従つてまた社會的經濟的な諸基礎條件、特にまた農業に就ての適正な精神的教育等々に關する考慮も忽にされてゐたのである。戦後の農業部面の悪状態の深化に於ては、大中農業經營は愈々完全な季節的職業に轉化し、而も困窮乃至は餘りにも私的資本家的観点よりして既婚労働力は漸次脱落し單に年少の、従つて低賃銀の労働力が之に代置されるに過ぎないと云ふ結果に立至つた。此の事は、ドイツ

農業労働者は家庭を有し得ず而も自己の土地に居住し得ない、と云ふ危惧の裡に彼等が生活しなければならぬと云ふことを意味した。かくて小農經營の没落、彼等の建築工業乃至は化學工業への移動は必至であつたのである。

右の如き農業問題の正しき解決は恐らく労働配置一般の最決定的な問題であり而も疑ひもなく最困難な問題と云つてよい。ナチス政府はこれが解決の爲に種々な措置を執つてゐるが、その目標はとりわけ先づ農民の肉體的過剰労働によつて彼等の所有を脅した所の重大な損害を取除くことに置かれたのである。その主要な方策としては周知の如く(一)農村救護班(Landhilfe)(二)農事年季制(Landjahr)(三)農業労働者用労働住宅(Landarbeiterwohnhung)の建設等が一九三三年以來執られてゐる。而も右の中、農業労働者住宅の建設は今日既に一萬五千戸に達し農業の労働配置に於てこれ迄最も効果的な方策と看做されてゐるのである。だが以上の農業部面に關する諸方策は凡て喜ぶべき部分的成果にも拘らず、工業労働の吸引力、とりわけその正規的な労働時間、より高い現金賃、その上昇可能性等に對して農民離村の依然たる増大傾向、従つて農業部面の労働力の不足、特に農繁期に於けるその驚くべき程度、を防止し得なかつたのである。労働配置の計畫的指導並に國民經濟的な観点については、斯かる悪状態の除去の爲に差當り如何なる程度の人間力が有用であるかは問題でない(國勞奉仕團であれ國防軍

であれ將た又休暇中の工業労働者であれ)。むしろ決定的なのは、既に餘りにも深く植えつけられた農業労働に對する嫌悪感をば永い眼で立案された計畫によつて克服し、継続的な必要労働力の需要を、特別の應急方策でなしに、確保することが労働配置の指導を以てして達成し得るかどうかと云ふ事である。けだし直接乃至間接的の強制手段によつて農業の爲に労働力を保證せんとする計畫が、右の方向に爲された全く慎重な試みにも拘らず合目的でないといふ實證されたからであり、その故にこそ労働配置法に基いて發布された一九三五年二月二十六日附の「農業労働力の需要の充足に關する法律」は一九三六年十一月に至つて廢止されたのである。之に就ては一九三七年末發表された中部ドイツ農業労働公署指導者ハンス・キューネの論文の一節を引かう

「農業の爲に數量的に充分にして且つ内容的に就業準備力ある補充労働力を獲得せんとする諸可能性は從來と別個の方法に於て創出され得やう。それは社會的狀態、特に收容所問題が結局に於て満足すべき程度で解決されねばならぬと云ふ事である。農業労働者が工業労働に於ける不熟練乃至は部分的習熟工よりもより悪い地位に在ると云ふ間違つた見方が適當な啓蒙によつて是正されねばならぬと共に、一方に於て現物給與を含めての農業労働者賃銀の工業労働者賃銀に對する比較、他方に於て農村生活費の都市生活費に對する比較が、工業労働に於ける平均生活程度は農業労働のそれよりもむしろ惠まれてゐない、と云ふ證明が指摘される必要がある。更に全く特別に、補充労働力指導に際しての職業相談は、國家存立の上に於け

る農業労働の意義並に農業労働者なる地位の意義をば青少年に對して明示する方向に於て爲されねばならぬ。最後に、農業の經營指導者は、農業に於ても無條件的に熟練労働と看做される限り工業經濟に於けるそれと同様に昇給の諸可能性の存するやう取計らねばならぬ。」

だがキューネ自身も認める如く、農業部面に行はるべき右の教育工作は極めて長い眼で見なければならぬ方策に屬する。當面の悪状態を除去せんが爲には數萬の内外出稼労働者の追加が必要とされて居り、而も他面依然として數千の繼續労働の口が農村では空いたまゝなのである。「計畫的労働配置」の諸方策は何れも、農村の爲に新労働力を補充する事と並んで、農業労働力の無規制な、而もとりわけ内容的に理由なき都市への出稼労働を阻止することを要請してゐるのである。而も此の場合に於ける強制が既に述べた如く可及的に回避されねばならぬとすればそれだけに個々の場合に對する労働公署の心理的干與が強められざるを得ない。しかし被害甚大な地域の爲には全く特別に必要な強制——不熟練労働の農村への復歸と云ふ効果の疑はしい措置ではなくて、農村から不熟練労働への移動の阻止を目標とする所の——を必須とする。斯かる目的の爲に中部ドイツの工業地帯に對して極めて本質的な役割を演じてゐるのが一九三七年四月二十七日附の「ピッターフェルト、ハッレ、ウイテンベルヒの三労働公署所轄区域内の化學工業及び建築工業労働者の労働



配置に關する訓令である。特に最近年に於て化學工業が重要な昂揚を遂げ、それと關聯して他の地域にまで互つて建築活動の上昇を顯示してゐる所の右の三州地域では、農業労働者が直接化學工業へ、或は先づ化學工業用の建築工業へ、然る後に化學工業へと、最早何ら有利でない程度にまで夥しく移動したのである。更にまた化學工業及び建築工業の吸引力によつて舊に農業のみならず他の經營も、例へば褐炭採掘業、煉瓦製造業、製紙工業、土管製造工業の如きも被害を受けた。然らば右の吸引力を形成する主たるモメントは何かと云ふに、化學工業が多數の労働力に對して何らの専門的素養を要求しない事、並に賃銀状態が、とりわけ又經營の社會的狀態が、従業員にとつて特に良好であること云ふ事なのである。そこで右の三労働公署地區に就て、化學工業及び建築工業に於ける労働力の雇傭は如何なる場合にも労働公署の同意に依據せしめられたのである。曾つて數ヶ所で實施された「封鎖地區」制——例へば大ベルリン、ハンブルグ及びブレーメンに於て——が一般的に、特別労働状態の不良な地區への流入を阻止せんとした、即ち労働配置の観點ではなく寧ろ、他地域から大失業地域への労働力の集中を防止せんとした、に對して、上記の一九三七年四月二十七日附訓令は明白に労働配置的な性質を有つものと云へるのである。

適當な補充労働力を獲得することは、舊に農業に關する重要問題であるに止まらず、工業部門の勞力不足職業に於ても決定

的な意義を有つ。労働配置とは計畫的な労働力の配分のみでなく、計畫的な追加労働力の調達乃至養成を意味する。既に新四ヶ年計畫第一訓令は鐵Ⅱ金屬經濟及び建築工業に就ての此の問題を規制してゐるが、斯かる規制の必要とされた理由は、經濟的沈滞乃至は大失業の年間に於ては徒弟(見習工)の保有に就て必要な注意が向けられなかつたに在る。健全な經濟の發展に適應すべき次代労働者を量的に強度に吸引・養成するには餘りにも、彼等自らの存立を重視する鐵Ⅱ金屬經濟にとつては、必要な注文高が不足してゐた。又建築工業は既にその季節的性質の故に、將來性ある専門業としては未だ刮目されてゐなかつた。ドイツ經濟は普通毎年少くとも三十五萬人の徒弟を收容する可能性を有つてゐたのであるが、一九三二年度現在の養成所に於ける修業徒弟數は略々右數字の三分の一以下に低下してゐた。従つて一九三二年度以後最初の活況年間に於ては健全な熟練工養成の爲に必要な徒弟の數と實際に存在する徒弟の數とは、鐵Ⅱ金屬經濟及び建築工業に於て正しく未だ充分な均衡を得ては居なかつた。ハンス・キューネも云ふ。

「熟練工の吸引・養成の必要は右の諸部門(鐵、金屬經濟及び建築工業)に於ては今後とも繼續するであらうことを豫想せしめてゐる。従つて次代熟練工の吸引・養成の強度化へと計畫的に向はんとすれば、國家は、鐵Ⅱ金屬經濟及び建築工業の目下昂揚をば一時的な高景氣と見ずに、少くとも相當の年間に互つて存続する右の諸部門の經

濟的活況を確信する旨を吐露すべきである。之に加へて鐵Ⅱ金屬工業の高級熟練工は他の種類の經營の大部分にとつても必要なのであり、他面、國防軍への青年熟練工の應召に就ても、右の計畫に際しては考慮されねばならぬ。」

と。かくて新四ヶ年計畫第一訓令は、一定の規模(十人以上)の従業員を有つ以上は鐵Ⅱ金屬工業及び建築工業の公私の經營に對し、その雇傭する熟練工の數に比例して適當な數の徒弟を就業せしむべき義務を規定してゐる。労働公署は徒弟の現在數に關する經營の報告書を再審査し、必要によつては右比率を公定するか或は懇談の形式で個々の經營がどの程度まで徒弟工を保有乃至養成すべきかを協定するのである。現在では熟練工と徒弟との適當な數的比率に就ては拘束的な何らの基礎數も確定されてない。新四ヶ年計畫の諸部門に於てと同様に此の部面に於ても空虚な形式主義が抑止され、個々の經營の經濟的重要度が夫々の場合の特別の審査によつて顧慮されてゐるからである。尙十人以上の従業員を有つ右經濟部門の諸經營に就ての統計的數字(報告書による)を示せば、鐵Ⅱ金屬經濟では經營數一萬一千に於て熟練工は約七十二萬四千人、徒弟は十四萬九千人(熟練工の二〇・六%)であるが、一九三七年四月(復活祭)現在での就業徒弟の總數は十六萬九千人(熟練工の二三・四%)と概算されてゐる。又建築工業では經營數一萬二千六百に於て熟練工は二十七萬三千六百人、徒弟は各月平均三萬八千四百人(熟練工の一四%)と數

へられ、一九三七年四月現在での徒弟總數は四萬五千人(一六・五%)に上昇してゐる。右は國全體の平均であつて、個々の經濟下層部門に於ては右の割合は全く千差萬別である。例へば鑄物工場鐵鋼骨建築材工業、電氣工業、乗物製造業、製鐵業等の部門では徒弟の保有は相當高度に存置されてゐるが、精密機械、鐵製品製造工業等では右の國平均以下であり、又建築工業に於ても大工業での徒弟の割合は熟練工の二三・八%、高層建築工業でのそれは一七・五%、街路及び地下建築工業でのそれは八・二%である。而も最近ドイツでの年出產數の弱勢はさなきだに次代労働者養成問題を一層困難にしてゐるかに見える。

ともあれ、第一訓令の施行は比較的容易に進みつゝある。僅かの例外を除いては經營指導等も根本的な志向を諒承し、徒弟の追加雇傭による若干必要な過剩負擔を甘受してゐると云はれてゐる。勿論個々の場合の審査に際して、労働公署は、全然賃拂労働力を節約する目的から徒弟の増加が爲される場合には徒弟數の雇傭増加は之を許さないと云ふ方針を堅持してゐる。而して經營の就業徒弟數の再審査は同時に次の如き効用がある。それは經營が徒弟工の養成並に社會的保護の爲に必要な諸施設を具備してゐるか否かを確めることであり、また必要によつてはドイツ労働戦線へ参加せしめることによつて之に救援を與へることである。だが他面それにも拘らず、次代労働者の吸引・養成の計畫的配分に關してなほ對立してゐる諸困難が少からず存



する、それは先づドイツでの工業立地の分布状態が外來的徒弟の吸引を阻害する。即ち多くの場合、住宅不足の結果として、或る程度財力の堪へ得る價格乃至は社會的、道徳的に代替し得る状態の下では、徒弟を賄付きで收容することが不可能なのである。ただ此の場合にはドイツ労働戦線との共同工作によつて經營徒弟工ホームの建設へと努力されてゐるに過ぎない。そこで經營指導者の個人的理由、或は經營上の理由から、何らか規則的な徒弟工養成を實行し得ない様な經營に對しては、第一訓令は金錢上の償却を課する旨規定し、此の償却金を基金として徒弟工養成の促進の爲の共同利益の諸施設が擴充されることになつてゐる。一九三六年七月から一九三七年七月迄の期間に於て創設された熟練工及び短期養成工の就業口数は約三十五萬五千に達してゐる。

上述新四ヶ年計畫下の労働配置の諸方策が一般的に諸經濟部門に於ける労働力の計畫的配分乃至養成に向けられてゐるに對して、第五訓令は更に原則的に今一つの目的規定を與へてゐる。それは今日尙多數存在する中老使用人の失業者をば、これまでの場合よりもより速かにドイツ經濟の中へ再編入せんとするに在る。こゝでも亦個々の場合に對する扶助料支給の外に、労働配置の觀點が支配的なのである。中老使用人に見出される多くの價值ある労働力に就てはその何れもドイツの生産行程への結合労働から逸落してはならないのである。かくて此の場合

問題なのは、年齢的に局限せられた特定職業團體の人間層に對する所謂特殊方策であり、而もとりわけ四十歳以上の使用人なのである——彼等が誇るべき秩序的な素養と就業能力とを有つ限りに於て。

中老使用人の就業諸可能性を一瞥すれば、十人以上の使用人を使用する經營及行政に對して労働公署への報告義務が規定せられてゐるが、その最近の報告は一九三七年一月四日を基準とする現存就業男女使用人の年齢構成別一覽が與へられてゐる。右報告は或種の比率を知ることが可能にする。即ち登録經營數約四萬に於て就業使用人は百九十五萬人で、そのうち四十歳以上の中老使用人は五十六萬八千人即ち二九・二%、男女別にすれば男子三六・八%、女子一三・五%であり、最高の國平均を示してゐるのは第三工業團體の鑛業及製鹽等での五五・七%である。而して同時期に算出された就業能力充分の失業中老使用人は約四萬三千人である。之が收容に就ては勿論無條件的に達成される大さとしての基準數から出發すべきではなく、徒弟工の場合と同様に、個々の經營の構造、規模並にその經濟的給付能力、更に一般的に年齢構成が顧慮されねばならぬことは云ふを俟たない失業中老使用人をば生産行程へ再編入せんとする諸努力は、特に労働力の配分に關する法令による、國勞紹・失保局よりの之が補助金支給の規定にも拘らず、これ迄は何ら所期の効果を示してゐなかつた。その理由は、一面に於て、多くの經營が餘りに

も賃銀問題によつて影響を受けることが強度であるか或は四十歳以上の使用人の給付能力は經營にとつては餘りにも價值少きものであると云ふ見方を堅持してゐるかに存し、他面、一聯の中老使用人の人物としての諸特質が理由づけられてゐる。確かに右の労働公署の報告に見る失業中老使用人の人物中には、一九三三—三四年に於て政治的な理由から公的業務に於ける繼續的雇傭を失ひたる者、而も従來は專任的に該業務に従事せる者或はその前科の故に大部分の經營への今後の就業が困難となれる者等が比較的多いのである。其他、以前には労働者業務に従事してゐたが、かの不況期に労働組合の諸條件その他によつて使用人乃至は官公吏の地位に就いて現在に至つてゐる一聯の労働力がなほ依然として、労働配置上本職の労働業務への復歸が彼等の職業上の運命の適正な解決方法である、と云ふ至當な見識を有たうとしないのである。斯かる又はそれに類似した場合に對して、第五訓令は既に、「適數の中老使用人の就業に關する義務付けは、秩序的な素養の有無に拘らず個人として最早就業能力なきに至れる人々を使用人業務以外の他の業務に従事せしめると云ふ事によつても亦達成さるべし」と云ふ解決方途を指示してゐるのである。然し叙上の第五訓令は未だ完成の域に達してゐない。今日尙現存する中老使用人の數は、該訓令が労働公署に與へる道義的支持をさへ斷念させ得る程になほ餘りにも著大なるものがあるのである。況んや第五訓令によつて増大さ

れ得る收容可能性への信頼に於て、従來自主的な労働によつて生計を立てんとせる者の多くが、再び求職者として申告し、それが一九三七年一月以後求職者の中に加へられるに至つては尙更であらう。

#### 労働配置と立地統制

新四ヶ年計畫は既に強調せる如く、労働配置の全體把持に歩一歩近づかんが爲に特定の個別部門に於ける労働配置の指導を當面の目標として置いてゐる。此の目標が達成される爲には更に、短期間には完成し難い一の技術的な大事業が先行されねばならない。即ち労働公署は約二千二百萬の輸入カードに數へられる労働手帳をば、その中の如何なる指標が計畫的労働配置の爲に特に必要であるかに就て、再審査し且つ統計的に整頓しなければならぬのである。而も従來此の部面に於ける凡ゆる諸方策の發展推移は、それが一經濟團體乃至は他經濟團體に對し如何なる範圍内で作用したかと云ふ點に就ての、何ら確定的な法則を示してゐないのである。確かに、技術時代には生産様式上の新工夫によりて、新機械の發明によりて又、それにより條件づけられた労働速度の轉換によつてかの革命的な諸可能性が招來されてゐるだけに、外國爲替状態、對外政策的諸關係、貿易情勢等々の諸形態はそれだけ決定的に労働配置の今後の發展に影響を及ぼし得るのであり、その結果として全労働配置を指導すべき中央機關——今日の場合國勞紹・失保局——は適正な



配分を實施し得んが爲に、ドイツ労働力の全保有量に關する眞に包括的な鳥瞰圖を有たねばならないのである。更に今一つ、こゝに問題とする諸方策が彈力的且つ適時的に經濟の諸轉換及び諸要求に適應し得なければならぬ。恰度、大失業克服の時代には公的勞働振興諸方策が前面に立ち、そして勞働配置的には特殊の顧慮が要請されたに過ぎなかつたが、今や右の勞働振興諸方策は強度に背景に押退けられ、而もその良好なる持續的發展にも拘らず、最小限にまで局限されんとしてゐる。若し再軍備の大計畫が實際上除外されるとすれば、純平和的目標に向けられる新課題が鐵血金屬經濟に對して提起され、建築經濟はまた特に一般住宅及集團住宅の建設に集中されるであらう。その結果こゝにも亦勞働力の激増が再び必須とされるであらう一九三三年に續く數年間には失業克服の爲に可及的に廣汎な、二重稼ぎの排除や男子の爲に保留すべく一切の仕事に於ける婦人勞働の意識的遮斷が實行されたのであつた。然るに諸勞働は全般的に轉換を來し、今や婦人の協力が彼女等の最も本來的な勞力不足職業——農業や家政——に於て最喫緊に要求されてゐるのみでなく、更に男子にとつて比較的容易で而も婦人にとつて肉體的障害なしに彼女等に代替され得る所の若干の工業的業務に於ても婦人勞働が再び導入されねばならぬと云ふ状態に立至つてゐる。此の事は適正に置かるべき過去の諸方策が何らかの失敗であつたと云ふ事を意味するよりは寧ろ、經濟の云はば轉

換力、生命力の發露に於て、勞働配置がそれに對し經濟の信頼すべき同伴者として適應せねばならなかつたことを意味する。けだし、經濟の雇備能力と勞働力の勞働配置との間には何よりも經濟の障害として作用する恐れある間隙が介在してはならないからである。それ故に、これまで特定經濟部門に於ける勞働配置を既に規制せる諸方策が、他の諸方策にとつて代らると云ふ事は全然可能なのである。之が明瞭な實例は一九三七年十月六日附發布の「壁工及び大工の勞働配置に關する訓令」であり、更に同様の必然性が最近ガラス及び陶磁器製造業に對して發生しつゝある。こゝでは、永年來の苦難な休業状態を経過して、今や既に熟練工不足の徵表を顯示するが如き經濟活況の證據——例へば金屬の代替品としてガラスの新製品(包装材料、チューブ、導管装置等)の實用化——が發展的に現はれつゝあるのである。又煉瓦製造業の部面に於ても到る處で既に顯著な勞働力不足が支配的であり、更に他面、既に述べた如く、化學工業を初めとして被服工業、煙草工業並に使用人業務から農業、家内經濟乃至は看護人的業務へと青少年及び婦人勞働力をば振向けると之が規制をなす所の諸方策が不可避となるに至つてゐる。

一切の地位の緊密な結合勞働が要請され、又勞働配置並に立地統制が促進されるのである。勞働配置とは行政(Verwaltung)ではなく形成(Verwaltung)であるのだ。 (勞働配置の統計的數字は後述の失業の項参照)

社會保險

既述の如く(序章)、一九三七年に於けるドイツ社會政策の劃期的轉換を基底的に確認する指標は、經濟諸部門の何れに於ても更なる健全化を顯示した所の社會保險の喜ぶべき發展であつた。それは正しくいとも壯大なる「計畫的勞働配置」と表裏するものでなければならぬ。而も一九三八年に入つて「社會保險の國營より自治へ」の論議愈々高き時、吾々はドイツ、否ナチス社會政策の制度的發展を確認せざるを得ないのである。茲に一九三七年のドイツ社會保險の諸情勢を回顧するに先んじて社會保險の最近に於ける概念規定に觸れる所以である。

社會保險の勞働に對する結び付けは次の如く説明される。社會保險は常に「勞働法制の一部門」(ルツツ・リヒター)「勞働憲章の一部」(ジーベルト)、「公正なる勞働秩序の爲の種々なる方法の一つ」(リヒルト・シュミット)、「勞働關係の高級化の一手段」(ロイツ)であり、社會保險の保險料は「勞働力の増高の爲の生産的消費の一種」(ウエッデゲン)であると。勞働法制に於ける社會保險の斯かる立場をナチズムは認容する。けだしナチズム

關聯に立つてゐる。換言すれば、勞働場所の空間統制的配分に向けられる諸方策は何れも、先づ前提的に、それによつて如何なる反作用が勞働力の配分に對して發生し得るか、と云ふ觀點の下に觀察されねばならないのである。ドイツに於ける人口密度並に經濟的生產行程内の勞働者の配分状態は地域的に非常にまち／＼である。従つて上掲キニーネによれば、勞働配置の立場より見て、人口稀薄な農業的空間をば工業的經濟の大經營を以て綜割せんとする如き何らかの目標を以て、右の不均等状態の均等化を試みんとする事は、とりわけ高度に婦人勞働力に依存する如き大工業經營を農業的空間に持込だ事は、至當でないとされるのである。けだしその事は正しく農村の人口減少並に農業的勞働關係の破局的推移に拍車をかけるであらうからである。此の問題は、今こゝで詳細に解説する餘裕を有たぬが、ドイツ東部邊疆の人口稀薄な地域を對象として惹起された、一九三七年末より三八年にかけての、勞働配置の重要な課題として提起されてゐる(日本に於ける農村工業論への反省!)。

要するに勞働力の新たな配分と勞働場所の有意義な立地統制との關係は、とりわけ短期養成工乃至は熟練工の不足が當面の問題である場合には、社會的にも經濟的にも至大の意義を有たんとしてゐる。重ねてキニーネの言葉を借りれば、

「勞働場所及び勞働力の適正なる配分から全ドイツ經濟にとつて最高の効用へ、と云ふ所期の最終目的に同時に役立てんが爲にこそ、



は社會保險を國家的勞働行政の支柱の一つとして國民勞働秩序の中へ接合し、且つ「歡喜による力」團の設立に際して述べられた「一切の創造的ドイツ人へ」の呼びかけ（一九三三年十一月二十七日）に於て、勞働生活に立つドイツ人の、社會憲章、勞働裁判並に社會保險の諸機關に於ける權威ある協力を要請してゐるからである。かくて吾々は社會保險をドイツの場合、常識的に、勞働者保護の一形態と看做してはならないのである。それは優れて社會秩序の維持（「産業平和の保持」の爲の施設であり、而も優れて生産的に有意味な手段であるから。かゝる概念を念頭に於て、次に一九三七年度のその情勢を見よう。

先づ一九三七年度の疾病保險の特徴は、後述の如く、「財政的健全化」と「法的疾病保險の完備」であつた。一九三七年八月二十六日附の價格形成に關する國勞働大臣、プロイセン州勞働長官、及び國家委員の共同宣言によつて、疾病保險の保險料と給付金とは一九三六年十月二十九日附「四ヶ年計畫施行法」の意味での「代償」と看做された。その結果として保險料の引上と給付金の引下とが一九三六年十一月二十六日附價格引上禁止令の下に從屬せしめられたのである。更に一九三七年十二月十一日附の「フィルキッシェル・ベオプフ・ハター」紙に發表せる國勞働大臣の執行令によつて、疾病保險の給付金はナチズムの原理下に立つ人口政策及び諸保險施設に適應せしめられるに至つた既に一九三七年二月に國勞働大臣は疾病保險の負擔者に對して

超過給付をば被保險者の家族の身分に限る旨要請した。この事は一九三七年九月八日附の國保險局の決定事項として發表された。この決定によつて、疾病金庫は四人以上の子供を有つ被保險者を特に扶助する事となつたのである。

次に一九三七年度の年金保險（勞働者の災害保險及び使用人保險）の特徴は、同年十二月二十一日附の「年金保險の修正に關する法律」に現はれてゐる。周知の如く、ドイツの諸年金保險は戰爭と通貨減價とによる資産損消の結果、又將來の收支均衡を顧みずに年々給付高を高めた戦後立法の結果全く破綻に類してゐた。既に第三帝國出現の最初の年に、一九三三年十二月七日附の救護法（*Rehabilitationsgesetz*）は、年金保險の健全化の爲の周知の如き諸方策を實施したが、この法律に規定された保險料引上の實施のみが、當時なほ異常に高度の失業を克服する爲の失業保險の保險料の引下を可能ならしめたのであつた。即ち失業保險の保險料を引下げ、それに應じて災害及使用人保險の保險料を引上げる事が本源的に企圖されたのであつた。しかし乍ら、上記一九三七年十二月の新法律はより單純な方法を執つたのである。それは、失業保險の保險料と聯關させずに、單に國勞働紹介・失業保險局をして次の如き義務を負はしめる。即ち一九三八年四月一日以降毎年、災害保險の負擔者には同保險の保險料収入の一八%の金額を、使用人保險の負擔者には同保險の保險料収入の四分の一の金額を各月の支拂に於て支拂つてやると云

ふ義務である。この數字は保險料計算の基礎となる勞働者及び使用人の賃銀及び収入の約一%に當り、而も災害保險にとつては二億一千万ライヒスマルク、使用人保險にとつては一億一千万ライヒスマルクの年々の補助金と云ふ事になる。此のほか、右の新法律によりて、鑛山勞働者の養老年金保險の健全化、坑夫共済組合法の新秩序、満四十歳までは一切のドイツ人（國籍ある内外）に保險への自由意志加入權を認める事、鑛山従業員の保險料低下等が規定せられてゐる。

次にドイツ社會保險の一般的情勢を最近の統計に就て見るに一九三七年第三・四半期に於て社會保險の各部門に於ては保險料収入が三六年同期よりも著く増高してゐる。支出は疾病保險に於て収入よりやゝ低い強さで上昇してゐる。使用人保險も亦少からず支出の増高を示してゐる。ここでは年金受領者の數が引續き顯著に増加してゐるからである。右増加はしかし収入の増高よりも下位にある。災害及び癱疾保險に於ては、之に反して、三六年同期の支出を僅かに超えてゐるだけであり、坑夫共済組合養老年金保險は若干、失業保險は顯著に三六年より下廻つてゐる。一九三七年第二・四半期と比ぶれば、保險料収入は、使用人保險を除けば、何れの保險部門も同様に着しく増高して居り、他方支出は僅かに増加してゐるか或は坑夫共済組合養老年金保險及び失業保險の如く、絶對的低下さへ示して居るのである。國營疾病保險の加入者現數は一九三七年六月末に二千二百七

十萬、同九月末に二千二百八十萬に達し、四半期平均は三六年の二千九百九十萬に對し二千二百八十萬である。疾病者數は（加入者百人の中）七月には二・三人、八月には二・四人、九月には前月同様であり、全體として第三・四半期中に約二百六十九萬人の勞働不能者が保護されてゐる（三七年第二・四半期には二百四十四萬人、三六年第三・四半期には二百三十九萬人）譯である。而して總収入は五・一%だけ、支出は〇・八%だけ第二・四半期より高い（三六年第三・四半期の結果は収入に於て九・一%、支出に於て七・二%だけ凌駕されたのである）。全體として一九三七年第三・四半期に於ては収入超過が三千二百十萬ライヒスマルク（第二・四半期のそれは一千四百七十萬ライヒスマルク）に達したのである。

癱疾保險に於ては一九三七年第三・四半期の保險料収入は五・四%、年金給付は〇・六%だけ夫々第二・四半期より増加してゐる。即ち保險料収入は二億九千五百二十萬ライヒスマルク、基本金及び政府出資額一億八百八十萬ライヒスマルクに對して年金給付は二億八千九百四十萬ライヒスマルクであつた。即ち保險者負擔となる年金支拂額は一億一千四百六十萬ライヒスマルクだけ（三七年第二・四半期は一億九百九十萬、三六年は九千六百四十萬ライヒスマルクだけ）保險収入より少かつたのである。使用人保險に於ては同じく一九三七年第三・四半期の保險料収入は同年第二・四半期よりも三・五%だけ減退したが、之に反して年金支拂は一・二%だけ、「一回拂給付」に對する支出は五・三



ドイツ失業者数趨勢 (單位千人)

年 度 月	1937年	1936年	1935年	1934年	1933年	1936年 1933年 ニ對スル1937年 ノ減少(百分比)	
						%	%
1 月 末	1853	2520	2974	3773	6014	26.5	69.2
2 月 末	1611	2515	2764	3373	6001	35.9	73.2
3 月 末	1245	1937	2402	2798	5599	35.7	77.8
4 月 末	961	1763	2233	2609	5331	45.5	82.0
5 月 末	776	1491	2019	2529	5039	47.9	84.6
6 月 末	648	1315	1877	2481	4857	50.7	86.6
7 月 末	563	1170	1754	2426	4464	51.9	87.4
8 月 末	509	1098	1706	2398	4124	53.6	87.7
9 月 末	469	1035	1714	2282	3849	54.7	87.8
10 月 末	502	1076	1829	2268	3745	53.4	86.6
11 月 末	573	1197	1984	2353	3715	52.2	84.6
12 月 末	995	1479	2508	2605	4059	32.7	75.5

右の如き數字の擧示、羅列は全く無意味でなければならぬ。社會保險の業態の健全化を誇り得ると云ふ事は、ドイツの場合、それが全く諸保險經濟部門と等しく國民經濟への協力者となり得た事を意味するものであり、同時にそれは社會政策の一步前進なのである。

既述の如く、ナチスの勞働政策の目標は、一九三六年度には大衆現象としての失業を排除する事であつたに對し、一九三七年度にはドイツ國民經濟の「完全就業」を招來する事であつた。失業は最早社會政策の克服さるべき主要課題ではなくして、ドイツ國民經濟の發展の線(四ヶ年計畫)に沿ふ計畫的勞働配置の附隨的、過渡的現象として捉へられる。蓋し、失業は今や季節的乃至は轉業的(活況産業への)にのみ現はれるとし、そこに注意を集中せしめんとするからに外ならない。勞働に従事する者の數は疾病金庫の加入者統計によれば一九三七年十月には一千九百十萬となつてゐる(權力獲得當時は一千五百五十萬人)。かくて恐慌前の最高位(一九二九年六月に一千八百六十萬人)を超える事約五十萬である。次表によれば、失業者數は、一九三七年一月末—失業者百八十五萬と云ふ三七年度の最悪期—より九月末迄は引續き減少してゐる。即ち失業者數は冬期最高位の後、最初の三ヶ月で約八十九萬三千だけ減少し、四月には失業者數は初めて百萬豪を下つて九十六萬七百六十四人となつた。勞働配置の引續きの計畫的發展は失業者數をして、第三・四半期末迄に約四十六萬九千へと減少せしめた。かくて失業者數は三六年同期より下ること五四・七%、又一九三三年の九月のそれを下る事八七・八%となつた。即ち權力獲得當時(一九三三年一月末の失業者六百一萬四千)以來の減少總數は今や五百五十四萬四千五百五十九人(即ち九二・二%)に達したのである。

一九三七年第四・四半期では再び失業の季節的增加が見られるが、しかしそれは十月と十一月とで十萬四千人にすぎず、ドイツ經濟が、現在の緊縮的な就業度にも拘らず、冬期には、氣候が勞働者の休業を餘儀なくするか或はそれだけの程度だけしか勞働者を解雇しないと云ふ事の明白な證左とも云へるのである。全國に於ける寒冷降雪期の早々の襲來は確かに既に一九三七年十二月に於て、多數の戶外勞働の一時的停止を餘儀なくせしめた。その結果として失業者は、國勞紹、失保局の報告によれば、四十二萬二千だけ増加して九十九萬五千と上昇した。かくて失業の冬期増加は一九三八年一月現在迄に五十二萬六千の高さに達してゐる。而してこの失業の冬期増加の程度は一九三五年から三六年への交には八十一萬四千、一九三六年から三七年への交には八十一萬八千であつたのである。

一九三七年十二月に於ける失業の主要な重壓は建築業から始まつた(二十二萬二千人)。建築計畫の異常な程の規模に於て全

%だけ夫々上昇した。その結果、同年第二・四半期の四千二十萬ライヒスマルクの保險料收入剩餘金も亦三千五百十萬ライヒスマルク(三六年は二千八百八十萬)へと減少したのである。

坑夫共済組合年金保險に於ては三七年第三・四半期の保險料收入は同第二・四半期よりも四・九%だけ高く、給付額は〇・二%だけ低かつた。従つて政府補助金を含めての保險料收入と、給付額との差(即ち剩餘金)は八百四十萬ライヒスマルク(第二・四半期のそれは六百四十萬、三七年は一千九十九萬ライヒスマルク)に達した。

最後に失業保險の加入人員は一九三七年第三・四半期平均で約一千五百十萬人(三七年第二・四半期のそれは一千四百九十萬人、三六年第三・四半期は一千四百四十萬人)に及んだ。失業保險及び恐慌救濟の主要扶助金受領者數は第二・四半期の五十萬九千人から二十九萬人に、即ち四三%の減少であつた。三六年第三・四半期では六十四萬九千人を數へたのである。保險料收入は、第二・四半期の四億一千七百七十萬ライヒスマルクから四億四千六百三十萬へ(即ち六・八%だけ)上昇した。支出は(恐慌救濟金を含めて、但し國家及び保險者へ交付される金額を除いて)第二・四半期の一億三千八百五十萬ライヒスマルクから一億一千三百七十萬へと低下した即ち國家及び保險者へは二億九千五百五十萬ライヒスマルク(第二・四半期は二億八千百萬)が交付された譯である。

右の如き各社會保險部門の情勢、否業績は何を意味するか。それが若し優れて勞働者保護の意味での社會政策であるならば

失業及び賃銀

右の如き數字の擧示、羅列は全く無意味でなければならぬ。社會保險の業態の健全化を誇り得ると云ふ事は、ドイツの場合、それが全く諸保險經濟部門と等しく國民經濟への協力者となり得た事を意味するものであり、同時にそれは社會政策の一步前進なのである。

既述の如く、ナチスの勞働政策の目標は、一九三六年度には大衆現象としての失業を排除する事であつたに對し、一九三七年度にはドイツ國民經濟の「完全就業」を招來する事であつた。失業は最早社會政策の克服さるべき主要課題ではなくして、ドイツ國民經濟の發展の線(四ヶ年計畫)に沿ふ計畫的勞働配置の附隨的、過渡的現象として捉へられる。蓋し、失業は今や季節的乃至は轉業的(活況産業への)にのみ現はれるとし、そこに注意を集中せしめんとするからに外ならない。勞働に従事する者の數は疾病金庫の加入者統計によれば一九三七年十月には一千九百十萬となつてゐる(權力獲得當時は一千五百五十萬人)。かくて恐慌前の最高位(一九二九年六月に一千八百六十萬人)を超える事約五十萬である。次表によれば、失業者數は、一九三七年一月末—失業者百八十五萬と云ふ三七年度の最悪期—より九月末迄は引續き減少してゐる。即ち失業者數は冬期最高位の後、最初の三ヶ月で約八十九萬三千だけ減少し、四月には失業者數は初めて







而して定額賃率はその本質上、経済的不況の時期には實收賃銀をも表示するが経済昂揚の時期には通例それを上廻はれる所の最低賃銀率であるので、實收労働所得は、給付の増高、時間外労働その他の増加、生産状態の変化に適應する臨時的賃率改善乃至は賃率以上の支拂等によりて上向的に動いてゐるのである。實收労働所得の決定に役立つ所の四半期の賃銀上昇度の比較によれば、一九三五年十二月から一九三七年九月迄の期間に於ては實收所得は平均三・五%だけ上つて居るが同じく週所得は六・三%だけ上つてゐる。同期間に男子熟練工(高級及平準)の實收時間所得は四・〇%の上昇であるが、補助工のそれは男女何れも二・六乃至二・八%、女子熟練工(高級及平準)のそれは二・一%の上昇にすぎない。各工業部門及各経済地域に於ける平均時間賃率の極めて小さい偏差は結局、経済的昂揚の結果に於て地方的差別の變動と賃率適用範囲の新秩序とに歸着されてゐる。一九三七年十二月現在の工業別平均時間賃率を表示すれば前表の如くである。

尙、四半期別賃銀調査の結果によれば、ドイツ工業の労働所得は引続き上昇してゐる。一九三七年六月から九月に至る總平均は時間賃銀に於て一%、週間賃銀に於て〇・九%の上昇である。

時間所得は一九三七年の九月に於て三六年同月より二・二%だけ高く、而して生産財工業では二・四%、消費財工業では〇・九

労働所得指數 (1935年12月を100とす)

時間所得	1936年	1937年							
		3月			6月				
		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	
週間所得	生産財工業	100.4	100.9	101.4	101.9	102.6	102.7	103.8	
	消費財工業	100.5	100.4	100.9	100.8	101.6	101.3	101.8	
	合計	100.4	100.8	101.3	101.7	102.4	102.5	103.5	
	内訳								
時間所得	男子	熟練工	100.4	101.0	101.5	102.0	102.6	102.9	104.0
	補助工	100.3	100.4	100.6	101.0	101.5	101.5	102.6	
	女子	熟練工	100.7	100.5	101.1	101.2	102.3	101.8	102.1
	補助工	100.3	100.2	100.9	101.7	102.3	101.5	102.8	
週間所得	生産財工業	99.4	101.7	102.7	104.5	104.3	105.1	105.9	
	消費財工業	102.1	103.4	105.2	106.5	106.1	106.3	108.2	
	合計	99.6	102.0	103.1	105.0	104.7	105.4	106.3	
	内訳								
時間所得	男子	熟練工	99.9	102.1	103.2	105.6	105.2	105.8	106.5
	補助工	99.7	101.9	102.6	102.9	102.6	104.5	105.9	
	女子	熟練工	102.6	102.1	104.6	107.0	106.4	105.0	106.6
	補助工	98.6	99.6	99.9	103.9	103.1	101.7	102.7	

工業別平均時間賃率 (1937年12月現在推定・単位ライヒスフ=ニヒ)

業種	男子			女子	
	熟練工	平準工	補助工	熟練工及平準工	補助工
1. 石炭礦業	95.5	—	59.9	—	—
2. 褐炭礦業	75.2	68.7	66.0	—	—
3. 金屬加工工業	78.3	71.3	62.0	—	45.2
4. 化學工業	87.1	70.1	—	—	46.9
5. 建築工業	81.6	—	65.6	—	—
a) 大都市(人口百萬以上)	108.5	—	82.9	—	—
b) 大都市(十萬以上百萬迄)	89.3	—	70.7	—	—
c) 中都市(五萬以上十萬迄)	81.9	—	65.1	—	—
d) 人口五萬以下ノ地域	72.2	—	58.6	—	—
6. 製紙工業	75.9	—	57.3	—	38.6
7. 洋紙加工工業	92.9	83.8	69.0	52.7	43.0
a) 製業用帳簿製	93.4	83.8	66.7	52.2	—
b) 大書箱紙印	101.0	—	—	60.6	—
c) 刷業	91.3	—	—	—	—
d) 板紙工	83.0	—	70.6	49.7	—
8. 印刷出版業	96.1	—	79.7	—	48.8
9. 木材工業	79.4	66.9	61.3	—	—
10. 製陶工業	70.9	—	58.9	43.4	36.1
11. 織維工業	63.6	—	53.1	50.0	39.5
a) 梳毛絲紡	69.8	—	54.4	45.0	39.2
b) 織木亞絹	61.3	—	54.2	51.9	41.3
c) 綿麻絲	63.3	—	52.2	51.8	39.4
d) 絹	59.6	—	49.6	45.6	36.8
e) 絹	58.2	—	54.4	51.3	41.9
f) ビロン織	71.9	—	61.6	53.7	40.9
g) ロボ織	65.3	—	54.4	51.1	42.0
h) レス類	75.4	—	55.9	—	39.3
i) 編物	64.2	—	53.1	44.3	38.4
12. 被服工業	74.1	—	47.9	—	—
a) 男子服仕立	74.0	—	—	—	—
b) 女子服仕立	—	—	—	46.0	—
c) 男子上衣製	73.8	—	—	50.2	—
d) 女子上衣製	—	—	—	54.9	—
e) 職業服製	—	—	—	41.8	—
f) 下衣製	83.1	—	—	42.4	—
13. 製靴工業	79.2	—	59.9	—	—
14. 醃造工業	105.2	—	93.2	—	59.5
15. 麵麩及菓子製造業	80.2	—	68.5	—	46.0
16. 國有鐵道	78.7	67.5	64.4	—	—
17. 國營逓信	73.4	66.9	62.8	—	—
計 (17工業)	78.5	68.4	62.3	51.5	43.4



%の割合で夫々上昇してゐる。生産財工業の中、比較的強度の上昇は、一九三五年十二月以來の金屬加工工業の五・三%と鋸工業の五・七%とである。建築工業では時間所得は一九三五年十二月以來四・六%の上昇である。原料、状態に不遇の洋紙加工業及出版業に於てのみ、一九三五年十二月よりやゝ低下してゐるが、それでも一九三六年九月よりは若干上廻つてゐる。

週間所得は一九三七年九月には生産財工業に於て〇・八%だけ消費財工業に於て一・九%だけ同年六月より上昇してゐる。三六年九月に比較すると生産財工業では三・一%の、消費財工場では二・九%の上昇である。總平均に於て、週間賃銀所得は一九三五年十二月以來、時間所得以上に強度の上昇である。それは第一に殆ど完全就業に近い状態の生産装置に於て、生産需要が擴大的勞働給付によつて充された事による。

### オーストリアに對するドイツ社會政策

「オーストリアはドイツ帝國の一州である」とは一九三八年三月十三日附の獨逸合邦に關する法律の規定である。獨逸合邦の政治的・經濟的意義に關しては既に多くの論議が、とりわけドイツ側にとつての有利な樂觀的見解が發表されてゐる。吾々はここでは主としてその社會的部面に對する意義乃至方向を窺ふに止めやう。先づその爲に本質的な若干の基礎數字から出發する。

面積八萬三千八百六十八平方呎のオーストリアでは、一九三四年に六百七十六萬二千三百三十三人の居住人口を數へた。一九三六年中頃には右人口數は六百七十一萬一千と推定されてゐる。ウィーンの人口は一九三四年には百八十七萬四千三百三十人に達し、全土の總人口の四分の一以上である。一平方呎當り全土は八千一人（ドイツは百四十四人）であるが、それもウィーンが右の如く稠密（一平方呎當り六千七百人）であるが故であつて、比較的稠密なチロール地方（二七・六人）、ザルツブルグ（三四・四人）、並にケルンテン（四二・五人）でさへ何れも上記全土平均以下なのである。

オーストリア全經濟のうち農業地域が最も大きい場所を占めてゐる。一九三四年算定の有職業人口三百七十七萬三百人（全人口の四七%）のうち、三二・七%（一百萬四千人）が農業及び林業に屬する（ドイツでは一九三三年に二八・八%）、他の職業部門に就ては、有職業人口百人の内譯は次の如くである。

工業及び手工業に屬する者は	三六・九人（ドイツでは 四〇・六人）
商業及び交通業	一六・二人（一八・四人）
公務及び自由職業	九・六人（八・三人）
家内及個人勤務	五・六人（三・九人）

而して工業及び手工業の經濟團體に屬する者は一九三四年に全體として百十萬人（その中勞働者は七十六萬一千人）で、その内譯は鐵・金屬工業に二十一萬七千人（その中勞働者十五萬一千人）、

被服工業に十八萬人（その中勞働者九萬九千人）、建築工業に十六萬四千人（その中勞働者十三萬四千人）、食料品及嗜好品工業に十三萬二千人（その中勞働者八萬五千人）、木材工業に九萬六千人（その中勞働者五萬八千人）、織維工業に八萬四千人（その中勞働者六萬九千人）である。かくて勞働者總數は、徒弟工を含めて、約百六十八萬一千人、即ち有職業總人口の半ば以上（五三%）に達する。之は略々ドイツの状態に匹敵してゐる。之に反してオーストリアの使用人及び官吏の數は一四・五%に當りドイツのそれ（二七・二%）より著しく少い割合である。之とは逆に獨立業者の數は二〇・五%に當り、ドイツのそれ（一六・四%）より本質に於ては多數である。この事は小經營の工業及び農業の優勢に歸着される。

經濟恐慌の重壓はオーストリアの社會生活に今日もなほ殘存する程の深大な影響を與へた。有職業人口百人につき、オーストリアでは一九三二年に一一・九人が、一九三七年には一〇・一人が失業してゐた。之に反してドイツでは同じ年度に失業者數は一七・三人から二・八人に低下してゐるのである。一九二九年に七十二億シリングと推計されたオーストリアの國民所得は一九三四年には五十四億に低下した。右所得のうち個人の消費の爲に自由な額は五十二億から三十七億へと二九%の減退を示した。諸物價は同じ時期に於て極く僅かしか引下げられなかつたので、實質所得の縮減は二三%と推定されてゐる。

物財生産のうちではとりわけ、重要な鐵礦の採掘が着目されるが、鐵礦の產出高は一九三七年には約一八八萬トンと推定されてゐる。オーストリアの總輸出は一九三七年に於て三千八百萬ドッペルヴェントナー（百冠）で、その價額は十二億一千七百萬シリング、輸入は六千二百萬ドッペルヴェントナーで、價額は十四億五千四百萬シリングと算定されてゐる。右の内、ドイツへの輸出は一四・八%、ドイツからの輸入は一六・一%であつた。その他重要なのはイタリア及びハンガリアへの輸出である。

扱て右の如きオーストリアの社會構成の基礎數字を前提として、之を自國の一州とするドイツは如何に之に對處せんとしてゐるか。住民の十分の一が失業者で、而も十四歳乃至二十一歳の青少年の半數（約十萬）がなほ未就職であるか或は單に暫定的に職業的教育を受けてゐるに過ぎない様な國に於ては、必然的に勞働振興（失業の克服）が凡ゆる緊急諸方策の先驅に立たねばならない。此の點よりすればオーストリアでのナチス・ドイツは經濟的に從つて又勞働配置的に哀れむべき遺産を相續した譯である。先づ失業者が再び餘す所無き迄に仕事とパンを與へられ得る迄は過渡的な諸方策によつて焦眉の失業問題が解決されねばならない。だが從來は失業者の約半數のみが少額の失業扶助料を享受してゐるに過ぎず、他の半數は所謂「扶助料給與期間満了者」として悲惨な生計の中に置かれてゐるのである。そこで一九三八年三月十三日の合邦法直後、命令によつて一九



三〇年一月一日以後の「給與期間満了者」の凡てに再び所謂「緊急時救済金」が與へられ、而も更に從來扶助料の請求權を有たなかつた十七歳から二十五歳迄の青少年も右の恩恵に浴する事となつた。その他ナチスの「國民福利施設」がオーストリアの「災禍」の最初の救済方策として效果的に導入され、既に四月十日迄にオーストリアの四萬二千の少年と二萬五千の動功あるナチス闘士がドイツの就職口へ收容されたのである。失業克服の爲の少からざる救済は、異なる意味での労働奉仕義務の導入を意味する。かくて労働奉仕がオーストリアでも来る十月一日より實施され、各種の開拓事業に當らしめられるに至つた事は異とするに足らないのである。

而して一切の諸努力の前面に立つてゐるのは労働振興であつて、去る三月二十六日に之が爲の大投資計畫をばゲーリングがウィーンで公表してゐる。之が法律的根據はこれより先き三月二十三日附の命令を以て形成されたのである。それによつてオーストリアも新四ヶ年計畫の中へ包含せしめられ、この四ヶ年計畫の範圍内で、オーストリアの地下資源の採掘増加、特に全能力の活用とアルプス山脈内の工場擴張によつて銅、錫、マグネシウム、マンガンの産出増高が企圖されるのである。又自動車國道の計畫が擴大されてオーストリアへの一千百軒が取あへず四月七日にザルツブルグで着工された。又之と關聯してウィーンの大ドナウ河港化、ライン—マイン—ドナウの三河連絡運

河建設の計畫が進捗してゐる。更に四月九日附でドイツ國財政大臣はオーストリアの工業經濟の促進の爲に一億五千萬ライヒスマルクまで保證を引受ける權能を附與された。また從來六千萬シリングであつた獨逸間清算協定の最高支拂額は新たな増額許可が與へられんとしてゐる。

これら一切の諸努力はオーストリアの労働振興に直接間接關聯するものであり、それらが一應遂行され終る時には既に最緊急な（ドイツにとつて）労働配置の計畫的規制が發足してゐる事になるのである。否、上記の自動車國道の建設着手や住宅問題の解決の爲の諸方策等は既に優れた労働配置的意義を有つてゐるのである。

オーストリアの「災禍」の最も悪性な結果の一つは結婚及び出生の破局的後退である。一九一五年に人口千に付き七・七の婚姻數は一九三三年に六・五、一九三六年に六・九となり、同じ期間に出生數は人口千に付き二〇・六から一四・三、並に一三・一へと減退してゐる。従つて人口政策的措置は今や緊急な必要性を有つてゐるのである。かくて一九三八年四月一日よりドイツの「結婚獎勵貸付金」並に「兒童救済金」がオーストリアへも擴張されて導入されるに至つた。

オーストリアの労働法は最近年の職業團體の發展に強く影響されてゐるので、獨逸共同體の建設の爲に各種の觀點から準備された「法的一如」は著しい困難に當面してゐる。そこで之

に對してナチス・ドイツは漸進政策をとり、その爲の一步として去る三月廿六日附で、四ヶ年計畫全權委任官、國労働大臣及び國內務大臣の共同責任に於て「オーストリアに於ける社會法的諸規定の導入に關する命令」が發布され、それによりてオーストリアの労働組合の「ドイツ労働戦線」への轉換、オーストリア雇主團體の改造が企圖されつゝある。勿論そこには右命令の第四條によつてオーストリアの労働者の諸労働條件の改善が防止されて居り、又右命令の第三條によれば、一九三七年十二月三日附「貸銀支拂に關する訓令」及び一九三四年四月廿六日附「ドイツ國民の國民的祝祭日の貸銀支拂に關する法律」が何れもオーストリアへ適用を見るに至つた。

オーストリアの社會保險は、その原理に於て、ドイツと近似してゐるが、個々の點に於ては、特に組織に於て、著しい特異性を有つてゐる。即ち疾病保險は四十二ヶの労働者疾病金庫と十ヶの使用人疾病金庫とによつて、災害保險はウィーンの労働者保險局によつて、又使用人の養老年金保險は使用人保險局によつて、夫々實施されてゐる。農業及び林業に就ては農業疾病金庫と五ヶの農業労働者保險局とが存在する。資金の調達は凡ての保險部門に於て「單一保險料」の形式で爲され、労働收入の二〇%—それを企業家と従業員とが折半負擔する—を積立てるのである。かくて「社會的費用」はドイツの場合より高率である。又社會保險に對する國家補助も同様にオーストリアが

高いのである。にも拘らずオーストリアの年金保險は賦課金に依據してゐる。之等の差異は獨逸の急速な同一化を妨げて居り、歩一的前進を必須としてゐるのである。尙、オーストリアの社會保險の重大な缺陷は労働者年金保險の缺如であるが、この缺陷に對しては上述の三月廿六日の命令によりて、取あへずドイツの癡疾保險の諸規定を適用する事になり、之が實施に就ての個々の事項は國労働大臣が規制する筈である。

### 新制定の少年保護法

一九三八年四月三十日附で、永らく待望された「兒童労働並に少年労働時間に関する法律」が發布された。それは五月一日の「労働の國民大祭日」に當つて、ドイツ國民に贈られ得た「最美の贈物」(ジッター)とさへ云はれてゐる。正しく、此の贈物は、それが最初のドイツ的労働法として同時にオーストリアにも適用される點に於て、事實上全國民に適用される所のとらわけ喜ぶべき法律なのである。

願れば一九三三年にドイツ内に存在せる失業者及要救護者の大軍を、ドイツ國民再武裝化の爲に、編制せんとする事は、同時に、ナチス國家が労働保護の部面に於て先づ多くの緊要な改善をなさねばならぬ事を意味した。又經營指導者と従業員組合員との間の傳來的關係の根本的變革、従つて、國民全體の思想に基礎を置く新たな労働憲章の創出が現行労働保護の改正よ



りも先づ必要であつた。而も庶幾された事は、一九三四年一月二十日附の國民勞働秩序法により經營指導者及び従業者組合員に指示された方法が狭義の勞働保護規定の實施に對しても強制的に好都合に作用すると云ふ事にあつた。

にも拘らず、多くの點に於て該規定の事實的改善は永く延期され得ないものであつた。そして、先づ第一に兒童及び少年の保護が着手された事は、一國民は心身の健全である場合にのみ最高の給付に到達し得る能力を有つ、とする新國家の認識に適應したのである。成年者の健康及び給付能力は而も通例成長期に於ける、從つて兒童及び少年時代に於ける彼等への要求によつて影響を受ける。それ故に兒童及び少年は國家の特別の保護を必要とする。從つて國家は勞働による彼等への要求が、適正に制限され且つ彼等の精神的發展、生長並に職業的準備教育による彼等への要求等に適應されるやう注意せねばならぬのである。

ドイツに於ける兒童及少年の保護に關する現行諸規定は、營業條例、勞働時間令及び兒童保護法等の中にバラ／＼に存在してゐる。之等諸規定の一部分を一九三四年七月二十日附の勞働時間令中にとり入れた事は、何らの事實的改善を齎らなかつた。勞働時間令はその設定に於て、法的諸規定に關する明瞭な綜括を見失はしめてゐるので、一般善の爲に少年保護の要求をなす事に殆ど寄與しなかつたのである。又かの一九三〇年三月

三十日附の工業經營内の兒童勞働に關する法律も「一般的國民善の爲に單に施行され得ただけの法律」として、何等必要な解明がなされなかつた。かゝる思想はそれ故に決して國民の心底に迫らなかつたのである。

然るに一九三八年四月三十日附の「兒童勞働並に少年勞働時間に關する法律」は、上述の諸缺陷を除去した、即ちそれは兒童及少年の就業に關する一切の諸規定を一つの法律に綜括し、そしてそこに、新國家がドイツ少年の保健の爲に必要とした所の諸改善をとり入れたのである。

適用範圍。右の保護を達成せんには先づ、營業條例、兒童保護法並に勞働時間令の中に別々に設けられてゐる少年保護の適用範圍が統一的に規制され且つ擴大されねばならない。本法(新少年保護法)の適用範圍が「經營概念」から全く解放されてゐる事は本質的な進歩である、即ち本法は若干の特に例外的な營業部門を除いて「營業又は勞働關係に於ける就業者、及びその他の就業又は修業關係に於ける勞働給付に類似する奉仕事業に従事する者」の一切を包括する。勞働關係の本質に關する諸論争問題には本法は一切觸れてゐない。勞働關係が契約か或はその他の方法に基いてゐるかに係りなく一切の職業能力ある少年及び兒童を廣汎に包含するのである。この事は兒童に對しては無制限に當てはまるが、少年に對しては家族經營に限り例外が存する、こゝに家族經營とは企業家又はその妻が就業者の三等親

内の親族である如き經營である。かゝる經營では家計と職業とが通常密接に相互に結び付きその區別が判然とせず從つて正規的な勞働時間の區分が困難であり、且つ之に對する監督も困難であるので、少年の就業に關する諸規定は家族經營では單に「方針」としてのみ適用されるにすぎない。しかし工業監督官はかかる道徳的義務付けをも必要によつては強制的形式にまで高め得る事になつてゐる。但し健康又は風紀上特別の危険ある特定の經營又は勞働に對しては少年の就業を制限又は禁止する國勞働大臣の執行令が家族經營に對しても適用される事はもとよりである。更に家族經營の場合以上に根本的な例外は家内經濟、農林業(園藝を含めて)、遠洋及河川航海、航空に對してである。かゝる適用範圍の制限は兒童勞働にも及んでゐる。その理由は、これら營業部門に於ける勞働條件の特異性が物的側面又は勞働監督上數多の異例を必要とするからであるが、之に對しては反對論もあり、本法は例外を許容しつゝも同時に明文を以て原則上規定の適用を要望してゐるのである。農林業の副業も以前より遙かに嚴格に適用されて居り、今後は最早副業の規模如何に係りなく適用される譯である。

保護年齢 本法に於ける兒童とは十四歳未満の者である。かかる明確な限定が營業條例及兒童保護法の異なる概念規定に代置されたのである。最早國民學校就學義務なき十三歳の者は、就業義務兒童として、且なく許容される就業に關係してゐても、兒

童として取扱はれるのである。少年とは十四歳以上十八歳未満の者である。此の今迄より二年の保護年齢の引上は、勞働行程の合理化の進展につれ緊要となつてゐる永年の希望の實現を意味し、本法の全體を通じて本質的な改善の一つである。この結果として(一九三三年の國勢調査の結果よりすれば)約七十萬の少年が恩恵に浴する事となる。従來は營業條例に基いて僅かの部門に於て、特別な危険保護を十八歳迄に與へて居るに止まり、原則として百年前に(一八三九年)導入された十六歳の限界が適用されてゐたのである。新少年保護法は正しくこの状態をくつがへしたのである。但し特定の例外の場合には従來のまま、十六歳以上は成年工なみに取扱はれて居り、殊に最近の勞力不足の場合には、成年工と同様に時間外勞働の許容、夜間休養の撤廢、土曜午後及日曜の就業等が夥しく許容されるのである。

兒童勞働 兒童勞働の規制に於ける最重要な進歩は、兒童勞働が今や、黨の綱領に適應して、原則上禁止された點に存する。例外が明文を以て規定されてゐるが、例外と雖も以前の狀態よりも強度に兒童勞働を制限してゐる。而も國民學校の義務年限延長によりて、この例外も稀となる見込である。因みに例外の場合とは商業に於ける軽い仕事で、例へば商品の包装、選分け等であり、その就業時限も(就學兒童は)十九時(午後七時)迄である。而も自家の兒童でも就業さす場合は勞働カードを必要とする(此の點兒童保護法と反對)。



**少年の労働時間** 本法では少年の労働時間を、成年者の規定を参照する事によつてではなく、自主的且つ餘す所なく規定する。だが少年の成年者との結合労働の必要上、明白に成年者の労働時間の規制が出發點となつてゐる。この事はとりわけ正規労働時間について云はれる事で、労働時間令に於けると同じく八時間日、四十八時間週に決定されてゐる。而もこの原則は成年者の場合よりも遙かに嚴格に實行されてゐる、蓋し彼等にとつては、とりわけ十六歳以下の少年にとつては、正規的經營労働すら苦しい肉體的緊張を意味するので、時間の引伸しは許容されぬのである。又十六歳以上の少年に對しても時間外労働は強度に制限されてゐる。労働時間を一ヶ月三十日に延長する經營指導者の權限は全く排除されてゐる。平均労働日を延長する事なしに労働時間を不正規に配分する場合にも一日最高九時間（從來は十時間）である。労働準備の場合、又は公益上の緊急の理由からは、特に少年の準備教育の爲の必要である場合には、營業監督官廳は一日十時間、一週五十四時間迄時間外労働を許可し得る（從來は六十時間迄）。今一つの本質的改善は右労働時間に對して補習學校に於ける教育時間を算入してゐる事である。この事は自由時間の喜ぶべき延長と、同時に理論上の職業準備教育の改善とを意味する。

**休憩時間** 少年は休憩なしに四時間半以上引続き就業せしめられ得ない。休憩時間の最低限度を、本法は労働時間によつて

六時間迄は二十分、八時間迄は三十分、九時間迄は四十五分、九時間以上は一時間と規定してゐる。八時間以上は從來よりも休憩時間が短縮されてゐるが、それは改悪ではなく、從來は十六歳以下の少年に對してのみ適用されてゐたからだと説明されてゐる。この事は時間の延長につれて今後問題となるであらう。

**夜間休養** 夜間労働の禁止は、適用範圍の擴張並に保護年令の引上によりて既に必要と認められる擴大はなされた譯であり、他面、二十時（午後八時）から六時迄の時間に夜間休養を制限する事も保持されてゐる。例外の可能性は明文を以て規定され、而も強度に制限されてゐる。例外の可能性も十六歳以下の少年と十六歳以上の少年とは種々區別されてゐる。

**祝祭日** 労働時間に關する規定以上に明白に少年の地位及び任務の變化を示してゐるのは祝祭日の規制に於てである。肉體的訓練、職業上の更なる教育、人格的啓發、國策的教育等々は彼等の爲に充分な、とりわけ比較的長期繼續の自由時間を要求してゐるのである。本法は此の要求を考慮に入れて、日曜及祝祭日労働の禁止のみならず土曜の早仕舞、並に法律上の賜暇を規定してゐる。之が例外も十六歳以下の少年には可及的に許容しない原則を保持してゐる。

**施行** 本法の施行は、從來と同様に、揭示及び廣告に關する經營指導者の義務付けにより、又罰則規定によつて確認される罰則は從來の法令よりも嚴格になつてゐる。虚使による少年勞

働力の不正な侵害に對しては最低三ヶ月の禁錮、特に重い場合には懲役を以て臨んでゐる。本法施行に關する監督は營業監督官廳及鑛山監督官廳にある。地方警察官廳は單に補助的に喚び

出されるにすぎぬ、必要な施行規定は國少年指導者の諮問によりて國労働大臣が發布する。尙本法は一九三九年一月一日に發



## 政治經濟の概観

ブルム第一次人民戦線内閣は成功と失敗とを半ばしつゝ、組閣後一ケ年にして倒れた。そして其の後には、シュータン内閣が急進社会黨を背景として、社会黨の好意的援助を受けつゝ組閣した。この第二次人民戦線内閣は急進社会黨と社会黨との聯立内閣であつたから、其の政策に於ては大體に於て前内閣のそれを踏襲し、人民戦線綱領の實現に努めたと見ることが出来る。しかしながら、三八年の一月十四日には、資本の國外逃避に因る法貨の低落防止策について急進社会黨と社会黨との政策上の本質的對立を暴露してシュータン内閣は總辭職を餘儀なくされた。そして其の後には、再び、急進社会黨を中心とした第二次シュータン内閣が成立した。この内閣は、社会黨の支持は受けてゐるが前回と異り社会黨は内閣に列することを拒絶した處に特徴がある。この内閣は、十八日に成立し二十一日には下院の信任を得たが、僅か二ヶ月足らずの三月十日には、經濟復興、社会安定の全權委任案が、社会黨と共産黨との反對によつて下院を通過するに至らなかつたため短命にして倒れた。その後を受けて

## フ ラ ン ス

同月十三日には再びブルム内閣の成立を見た。この内閣は、中央諸黨派が入閣を拒絶し、急進社会黨が共産黨と行動を共にすることを拒んだがため、第一次ブルム内閣同様に社会黨、急進社会黨の聯立内閣であつた。この内閣は社会黨の本來の主張たる爲替管理案の中止を言明することによつて急進社会黨との妥協の道を進んだに拘らず、四月八日には、同内閣の財政全權法案が上院本會議に於て壓倒的多数をもつて否決されたため、前内閣より一層の短命の中に總辭職を餘儀なくされた。そして、同月十日には、急進社会黨の黨首、ドラディエが後繼内閣組織に成功した。社会黨では九日以来入閣如何を徹宵討議した結果、十日朝に至り遂に入閣の拒否を決定し、ドラディエは社会黨を除き、急進社会黨を中心として獨立社会黨、中立諸派を含めて新内閣を組織した。そして、同月十三日には兩院提出の財政全權法案を一氣に通過せしめたのである。

以上は、人民戦線内閣成立後今日に至るフランスの政治的クロナクルに過ぎないが、以上を通観して、フランスの政治が如何なる方向を辿りつゝあるかをほゞ推察することが出来る。一九三七年の十月十七日に行はれた全國縣會議員並びに郡會議員

の選舉に於ては、社会黨並びに共産黨の若干の進出を見たが、その壓倒的多数は、下院と其の趣きを異にし、従来通り急進社会黨の占むるところとなつた(労働者黨の項参照)。又ドラディエ内閣は、財政全權を委任されるや二十五日朝には閣議に於て經濟建直し案の大綱を決定し、その中に四十時間労働週の緩和に關する重要な一項目を加へた(労働時間項参照)。かくて、人民戦線内閣組織後、一ケ年にして、人民戦線の労働者戦線乃至社会主義戦線たるの性質は次第にその色を薄めつゝある。三八年六月上旬に於ける社会黨の分裂は、この傾向に一層の拍車を加へるであらう。かゝる政治の動向―國防内閣樹立への方向―は、最近に於ける國際政治の動向と深い關係のあるところであるが、これに就いては本稿に於ては一切省略する。

次に、この同じ期間に於ける經濟活動の概略を見よう。

ブルム第一次人民戦線内閣は、組閣と同時に懸案の社会立法(労働立法の項参照)を矢継早やに制定してフランスの労働者に多くの満足を与へた。四十時間週の実施は殆んど全産業に普及し(労働時間の項参照)労働賃銀は増加し(労働賃銀の項参照)、失業者は減少した(失業の項参照)。そして、労働争議は勃發の未然に調停・仲裁に附されて、その件數並びに参加人員數は減じて(労働争議の項参照)、社会平和が達成されたかの觀を呈した。しかし、これは、フランスの労働界に於ける一九三六年半ばから一九三七年半ばに至る現象であつて、經濟界全般の動向は必ずしも所期

の好轉を示した理由ではなかつた。

一九三七年初二ヶ月間、資本の流出は三六年に引續き旺盛となり憂慮すべき状態を持續したが、三月初、爲替保証付國防公債の發行に關する専門委員會の設立と共に事態は一時好轉した。然るにクリーシーに於ける左右兩翼の衝突事件を契機として資本の逃避は再開し、之がために上半期中の資本の動向は有利に展開されなかつた。前記國防公債の發行に依り一時歸還した金は再び國外へ流出し、六月中フランス銀行は八十億法の金を喪失した。右の如き情勢が遂にブルム内閣の瓦解を誘致し、シュータン内閣の誕生を實現せしめたのであつた。シュータン内閣は、フランス銀行の保有金擁護の目的をもつて所謂「浮動フラン」を創造し、法貨は一舉に對英一一〇法見當から一三〇法に低落した。爾後一ヶ月間は、稍々平穩に過ぎたが九月に入るや法貨は又もや大動搖を開始し一時對英一五〇法以下に迄崩落した。同年十月乃至十二月の三ヶ月は政局不安の解消と財政再建により法貨も珍らしく落付を示し、外國市場の不安と國內物價の昂騰に基づく爲替業者の手許逼迫により七十億法に上る逃避資本の回歸を見、爲替市場も有利に展開されたが、法貨の恢復と云つても其度合は九月中に失つた地位を幾分か取戻したに過ぎず、三八年に入つてから一層顯著な崩落を見た(一月一〇九法、二月一五二法、三月一五九法、四月一六〇法、五月一七六法)。三八年上半期に於ける頻繁な政變は、この通貨不安を反映するものであつた。



一九三七年中物價は法貨低落の影響を蒙つたが、更に四十時間労働週の適用擴大による生計費昂騰の反作用を受けて甚だしく上昇を示した。卸賣物價一般指數は一九三六年十二月の四九六（一九一四年七月一〇〇）より一九三七年十一月に五九六に上昇した（一九三八年三月は六一九）。これを國內生産品と輸入品とに分類して見ると前者は三六年十二月末の五二二より三七年十一月末に六四二（三八年三月六五七）。後者は、同じ期間に四四八より五一四（三八年三月五五二）にそれ／＼上昇し、其上昇率は輸入品の一三％に對し國産品の二三％となり甚だしき騰貴を示した。従つて三七年中の國産品及輸入品の物價の開きは更に著しく擴大し法貨の新たなる低落も國內産業には有利に展開されなかつた。三七年中の物價變動の主要原動力は、通貨關係よりは寧ろ生産費に重大な影響を與へた諸社會改革にあつたと云はれる。

パリに於ける小賣物價指數も三六年十二月末の五五〇より三七年十一月末の六六四に上昇し（三八年三月六九〇）、パリに於ける生計費指數（家族四人の労働者の家庭に於ける消費を基礎として算出せる）は、一九三六年第四半期の五四〇より三七年の第三四半期へ六三〇に騰貴した（三八年第一四半期六八八）。結局、三七年中の物價の上昇率は卸賣物價二〇％、小賣物價二一％、パリに於ける生計費一七％、卸賣及小賣指數を一九三五年中の平均指數に比較すると夫々七二％及び五一％の上昇である（賃

銀と生計費との關係については労働賃銀の項参照）。

一九三七年の經濟活動は、法貨の購買力低下により、物價の騰貴にも拘らず餘り華々しい進展を見せなかつた。三七年十月の一般生産指數は三六年同期のそれに比して僅に二〇％増加したに過ぎず、此の僅少の上昇すらも機械及金屬工業の如き軍需品工業の發展に基づくものであつて、紡績、建築、自動車製造、皮革及製紙工業の如きはいづれも不振を來してゐる（生産については労働時間の項参照）。労働市場に於ても大體右と同様の推移を示してゐる。失業者は減少してゐるが、之は、（一）労働四十時間制の適用擴大に於て止むなく雇傭人員を増加したこと。（二）完全失業者が部分的失業者に轉じて後者が激増してゐることによるのである（失業の項参照）。

一方鐵道運賃収入を觀ると總収入は三六年第四十九週末に於て三五年同期に比し約二十一億法、二二％の増加を示して一見財界の好轉を思はせるものがあるが、事實は鐵道運賃の大々的引上に基くもので、引上施行期日（七月二十日）以前に於ては増収額は僅かに二億五千萬法に過ぎなかつた。一方運轉車輛數は、三七年第四十九週末に於て三六年同期に比し僅かに一・五八％の増加に過ぎず、且つ十月下旬以降は毎週減少してゐる。結局二十一億法に上る運賃収入の増加に拘らず、鐵道會社の缺損は三六年の四十六億法より六十三億法に増加してゐる。この生産不振が一九三七年下半年期より目立つに及んで生産と労働諸政策の

關聯が問題となり、結局グラディエ内閣の四十時間労働週の緩和令となつて現はれたのである（労働時間の項参照）。

次に外國貿易を一瞥するに、三六年一月乃至十一月の期間中、輸入は、三五年の同期に比し、金額に於て百五十四億二百萬法約七〇％、數量に於て約九百萬噸二一％を増加し、一方輸出は金額に於て七十七億四千九百萬法、五五％を増加してゐるが、數量に於ては百十萬噸、僅かに約四％の増加に過ぎない。輸出増加が涉々しくなかつたのは、爲替低落に基く利益が生産費の急速な騰貴に依り相殺されてしまつたこと及び各國の輸入防遏に因由するものである。一方輸入の増嵩は目覺ましく、而も輸出の之に伴はざるが爲め貿易尻逆調は同年初來十一ヶ月間に三五年同期の八十五億三千四百萬法より百六十一億八千七百萬法に、ほぼ倍加し通貨的見地からしても甚だ憂ふべき状態になつた。

労働時間

四十時間週の実施

一九三六年六月二十一日、週四十時間労働に關する法律が制定された。この法の制定によつて全フランスの労働時間の構成は劃期的變化を受けることになつた。今、一九三六年六月一日、百人以上の労働者を使用し、工場監督官並びに鑛山技師の監督に服する企業八、四八八、使用労働者數二、二一七、三八四人に就いての調査に據れば、四十時間労働週法の通過直前に於て

は、同法の規定に合致する労働者の配分率は調査企業中の僅かに三分の一に満たず三分の二以上のものが遙かに長時間の作業を強ひられつゝあつたことが分る。

週労働時間	使用労働者總數中百分比
三十二時間未満	一・二〇
三十二時間	一・二六
三十二時間以上四十時間未満	四・四六
四十時間	五・六〇
四十時間以上四十八時間未満	二〇・一六
四十八時間	六七・三二

ブルム政府がこの法律の制定を提案するに至つた理由は次の三點に要約される。第一には失業減少の希望、第二には労働者に満足な生活を送らせるために充分なる自由時間を與へる、第三には技術的進歩が雇主、資本家及社會一般に與へた恩恵にあづからうとする労働者の正當なる要求の達成これである。

同法は、全國經濟審議會の各職業部門及勞資各團體に諮問された後、各省大臣開議より發布される法令によつて個々の産業部門に適用實施された。

今、その實施の跡を見れば、一九三六年九月から一九三七年五月末までに全國各主要産業部門への同法の適用は、政府の非常なる努力によつて着々進行し、同法の施行細則を規定した法令三十五件に及んだ。これ等の法令は、その内容に於ては、各



産業部門につきそれぞれ相違してゐるが、尙若干の共通な特色をもつてゐる。即ち、(イ)一日八時間、週五労働日、二日の連続休日、(ロ)一日六時間四十分、週六労働日、(ハ)一日八時間以内、週六労働日、月曜休日土曜半休等である。これまで右週法の實施された産業部門は、大抵上記の三方式の何れかが採用されたが、鐵道、鑛山、小賣業は、もつと伸縮性のある規定が採用された。鑛業に於ては一日七時間四十分、週五労働日、日曜とそれ以外の休日は土曜日又は月曜日、化學工業に於ては連続二週間で十乃至十一日労働日に對して一日八時間が不均等に配分され、一日の最長時間は八時間、日曜以外の休日は土曜又は月曜と定められた。又病院や醫療機關についてはほぼ化學工業と類似の條令が適用された。

斯くして、この四十時間週法の施行の結果は、一九三七年十二月には、殆んど全産業に及ぶ數字を示した。

週労働時間配分	使用労働者總數に對する百分比
四十八時間以上	一九三六年十二月一日 七七・七
四十時間以上四十八時間迄	一九三七年十二月一日 一一・五
四十時間	六〇・〇
四十時間以下	三・八

以上の數字によつて、一九三六年十二月初めには四十時間以上の週労働に服する労働者數は總數の尙八九%以上を占めてゐる。

産總指數は前圖の如く下向してゐる。

工業生産一般指數は、一九三六年六月同法の採用されてから翌三七年の四月迄は徐々に上向線を描つたが同月以降徐々に下降して一九三七年八月には一九二八年以來の最低點まで下降した。それから再び上向を開始したが三八年に入つてから再び下向して産業不振の聲を聞く様になつた。参考迄に一九一三年を一〇〇として一九三六年半ばから一九三八年四月までの一般指數並びに機械、金屬、紡織、鑛物、建築、皮革、ゴム、製紙等の主要産業の生産指數を示さう(稿末附表1参照)。

一九三八年一月以降の指數は、一月九八、二月九六、三月九五、四月九二と急速な下降を示してゐる。

資本案側は、かゝる生産の減退は専ら四十時間労働週法の適用の結果にあると斷じ右制度の緩和を主張するに至つた。一九三七年の初秋に政府の任命した經濟不況對策委員會が此の問題の研究に注意を向けたのは當然の事であつた。右委員會のこの問題についての結論は、要するに、四十時間労働週法の原則は之を尊重すると共に、フランスの生産をこの原則に適合せしめることは可能であるといふにあつた。その調整のためには、(イ)喪失時間填補の方法を改善すること、(ロ)熟練労働者の優遇方法を講ずること、(ハ)一九三八年に於ける機械工業及び電気工業に於て附加的特別免除を行ふこと、(ニ)輪番制を許可すること、(ホ)國防のための事業並びに供給に關して遲滞を避ける措置を

たが、一ヶ年後の一九三七年十二月初めには、殆んど皆無となり、九九%以上の労働者が週四十時間以下の労働に従事し労働時間構成の地位はこゝに全く顛倒したことが分る。

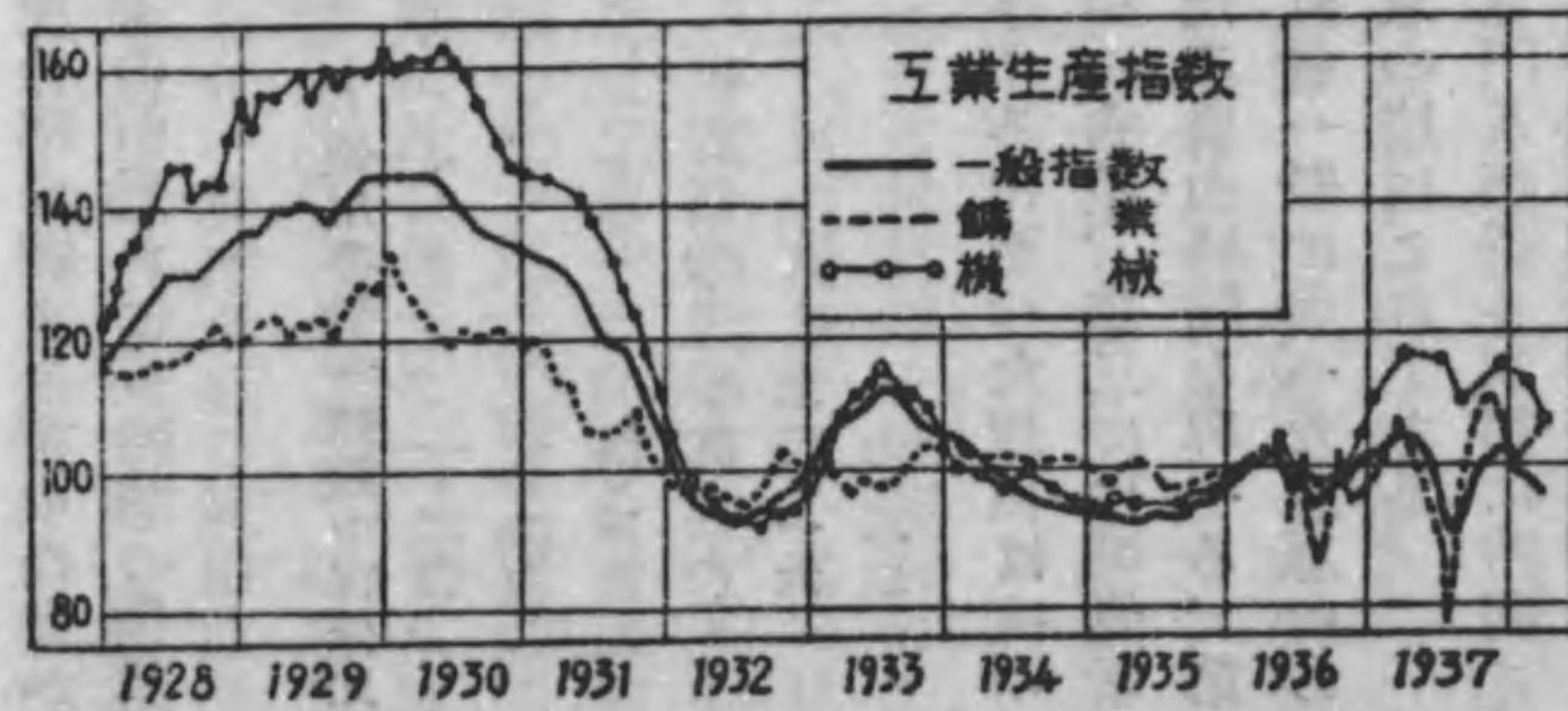
更に、一九三八年一月の數字を見ると、週四十時間以上の労働に従事する労働者は、食料品産業と鑛業の若干の部分を残すのみで他は悉く四十時間労働週法の適用を受けたことになつてゐる。

尤も、右の統計は、前記の如く、労働監督官と鑛山技師の監督下に置かれ、百人以上の労働者を雇傭する事業に限られてゐるから、これをもつて中小資本の多いフランス全産業の状態を推測するのは若干早計である。

**四十時間労働週法の實施と生産**

四十時間労働週法は、以上の如く速かなる實施を見たが、この實施の結果がフランスの産業生産高の上に如何なる影響を及ぼしたかが検討を要する最も重要な問題である。

最近に於けるフランスの工業生



探ること、(ヘ)實施方法の調整、(ト)労働監督官の増加等であつた。労働者側は、右生産の減退を専ら資本の逃避其他に歸して四十時間労働週法を辯護した。

**四十時間週法の緩和令**

一九三八年四月十三日法律によつて附與せられた特別權能によつて、同年五月二日ダラディエ内閣は財政建直しに關する一聯の條令を發した。その一つは特に生産に關するもので、その規定の中には労働時間に關係あるものが二、三ある。大統領に對する報告の中で、政府はこれ等の規定について左の説明を與へてゐる。

「これ等の措置は、或一定の生産部門に利益を與へるためにとられたのであるが、それ等は一國全體として生産力の復活と支持とを目的とするより廣汎な政策の一部たるに非ざれば眞に効果をもたないであらう。こゝに政府は一九三六年六月廿四日の四十時間週法の原則はこれを保持しつゝ、一般的な生産調査から得た結論に従つて、その運用をより弾力性あるものとするを提唱する。政府はこゝに極めて簡單な方法を規定してゐるが、これによつて、現行法令の機構内に於て團體的作業停止により損失せる時間を填補すること、並びに業務の例外的繁忙の場合に必要な居残作業についての例外を擴充することが可能となるであらう。」

上記の説明中に言及されてゐる規定は左の通りである。

「労働法典第二編第七條ノ規定ニ對スル例外トシテ、且ツ本令ノ公布ニ續ク月ノ末ニ至ルマデ、内閣ニオイテ討議セラレタル諸條令ハ



國民經濟審議會常任委員會ニ諮リタル後、工業的及商業的ノ企業ガ團體的作業停止ノタメニ損失シタル時間ヲ填補スルコト、又ハ業務ノ例外的繁忙ノ場合ニ於テ労働時間ヲ延長スルコトヲ認許セラルベキ條件ヲ決定スベシ

### 労働賃銀

フランスでは、デフレーション政策の結果として最近數年間に賃銀は少なからず低落した。ブルム内閣の政策は、賃銀水準の引上げを目標としてそのために二つの方法が採られた。第一には四十時間労働週のもとに四十八時間労働と同じ労働所得を維持すること(四十時間週法第二條)、従つて、この法の適用の結果は、時間賃銀率は自動的に引上げられる。第二に、生計費の騰貴及一九三六年十月一日の貨幣價值切下と同時に、また比例的に労働者の所得を増大せしめることであつた。尤も政府や經濟大臣の聲明では、生計費騰貴の理由として指摘される處は賃銀の騰貴に基づく生産費の増大によるとされてゐたから、もし賃銀を生計費の騰貴に正確に順應させるならば、物價と賃銀との限りない競争を意味し何人にも利益を與へないといふのである。だから、政府の目標は、物價と賃銀との開きを絶えず狭めて、除々に適應させて行くことであつた。政府がこれに關聯せしめて團體協約及調停仲裁法を制定したのは、當然の順序であつた。

數は、調査に附せられた男子四三職業と女子七職業について、時間賃銀(一時間を標準單位として計算せる賃銀)、日賃銀(一日を單位とせる賃銀)の平均を示し、労働日の普通の期間は八時間を基準としたものであつた。然るに四十時間労働週を採用の結果は、産業に應じ又地方に應じて、この労働時間は、種々の方法で配分されることになつた。即ち、多くの場合に、8x11の時間であるが、時には、六時間四〇分の六日間、又、時には不割一に配分された産業もあつて、時賃銀の平均を定めることは兎も角、週賃銀のそれは無意味なものとなつた。但し右表は職業種別の平均時賃銀を省略して一般數字を示した(稿末附表参照)。

右表に據れば、一九三七年度に於ては、パリを除く都市全體の一般平均は、男子職業に於ては五・六法、女子職業に於ては三・〇八法に達してゐる。戦前のそれに比較すれば、男子労働者の時賃銀は現在の係數の平均一二倍以上、女子労働者の時賃銀は平均一三倍以上の増加を示す。一九三〇年度は、戦後の最高賃銀率を示した。而も、一九三七年度の率は、一九三〇年度のそれに比して、男子に於て三七%、女子に於て二七%の増加を示してゐる。これに反して一九三五年度は、最低賃銀率を示したが、一九三七年度は、この最低率を超ゆること男子に於て四七%、女子に於て三六%に及んでゐる。

最後に、一九三六年十月と一九三七年十月とを比較すれば、一九三七年度は、男子に於て二七%、女子に於て一八%の増加となつてゐる。

以下、一九三七年に於ける賃銀變動を見よう。

### 一般労働賃銀

職業別比較時賃銀表(審判委員會又ハ市長ノ評價ニヨル)

職業(省略)	平均賃銀				一九三七年ノ指數(一九一一年ヲ100トス)
	一九三七年十月	一九三六年十月	一九三五年十月	一九三四年十月	
男子職業總平均	五・〇〇法	四・四三	三・八〇	四・〇八	一二七
女子職業總平均	三・〇八	二・六三	二・三六	二・四三	一三三
(一) パリ以外ノ都市全體					
總平均	四・〇〇	三・六三	三・〇八	三・六四	一一五
(二) パリ地方					
總平均	一〇・〇〇	七・〇〇	六・三三	六・六四	一五〇

(註) フランスに於ては、毎年統計局から勞資協調審判委員會並びにこの委員會の活動してゐない縣廳所在地の市長の符申に基づいて作成した労働賃銀統計を發表してゐる。この統計は約五〇種の殆んど全地方の職業の調査に係るもので、若干の特殊産業に就いては不正確は免れないとしても賃銀變動の比較研究のためには不可缺の資料である。一九三六年六月二十一日法の適用は、この調査の結果の發表上にも若干の修正を必要たらしめた。この日迄、賃銀の一般的指

最近三ヶ年間に於ける數字の比較は、一九三六年六月以降、賃銀に關して決定された社會立法の効果を評價するに充分である。

この期間の賃銀の變化は、一九三五年の十月から一九三六年の十月までは、殆んど、重要な變化を認めることが出來ないに拘らず、一九三七年度を一九三五年度に比較すれば、男子に於て四七%の増加を示して居る。この増加の平均率は、この期間中職業によつては著しい變化を生じたものがあるからである。例へば、織工に於ては六〇%、日傭労働者に於ては五五%、金屬工と建築工に於ては五〇%の賃銀騰貴、又、其の他の職業の大多數は四〇%から五〇%の騰貴を記録したからである。この賃銀増加は、四十時間週法の適用の結果、男子労働者が一層よく同業組合に組織されてゐる限り、賃銀の増加を一層容易に獲得され得るといふ事實を説明するものである。

同じ事は、一九三五年度と一九三七年度ノ比較に於いてパリ地方についても云はれる。即ち、この地方の一九三五年と一九三七年の登録された増加率は六〇%以上で、これは地方都市全體の平均よりも一層顯著なる増加であつた。パリの日傭労働者の賃銀はより一層の増加を示した。又、パリに於ける職業別労働者の時賃銀は、一般に、一九三七年十月に於ける一〇法に接近してゐる。平均増加は、一九三〇年に比すれば五〇%一九三六年に比すれば四二%である。一九一一年に比すれば、







る（稿末附表3参照）。この圖表で分る様にパリ並に地方都市の物價と生計費とは殆んど平行して騰貴の一路を辿つた。又、賃銀の統計もこの問題の満足な解答を得るためには餘りにも不完全である。だから、こゝでは、一九三六年の五月から一九三七年の十一月に至る期間の若干の比較をなすことを以つて満足しなければならぬ。この期間に、人員四名から成る労働者家族の生計費の平均指数は、生計費に關する地方研究委員會の調査に據れば、一九三〇年を一〇〇として八〇から一一〇即ち三七%の騰貴を示した。今、これを賃銀の騰貴指数と比較して見れば、上述特殊産業（炭鐵業並びに金屬工業）の特殊範疇労働者に關する賃銀指数は、いづれも右生計費指数を遙かに超えてゐることは疑を容れない。即ち、鑛山に於ては、普通の條件で働いてゐる労働者の週賃銀は約六〇%を増加し、同様に、パリーの金屬労働者の正常な週賃銀は、専門有技術工に於いては四九%（時賃銀に於いて七九%）普通の無技能職工に於いては六六%（時賃銀に於いて一〇〇%）の騰貴をしたからである。凡そこれ等のパーセンテージは、生計費騰貴指数三七%を明らかに超えてゐる。

労働者總平均に就いては、前記の調査の結果は不正確であるから、購買力の一般的指數の決定に對しては、甚だ複雑な價值しかも得ない。全フランスの時賃銀の平均指數は、専門有技術工に於ては五七%、無技術工に於ては六五%を増加した。若

必然的に生計費の騰貴を招來するから、賃銀の増加を生計費の騰貴に順應せしめなければ賃銀の昂騰は物價の騰貴によつて相殺されることになるからである。

本項に前述した如く、四十時間労働週の獲得によつてフランスに於ける労働賃銀は、一般に、著しい騰貴を示した。けれども、他方労働者の生計費も亦、インフレーションへの轉換の結果著しい騰貴を示してゐる。政府の統計は、これ等の關係を示すに必ずしも完全といふことは出来ないが、上にこの小賣物價並びに生計費の關係を示す圖表を掲げ



し、週労働の期間が實際に四十八時間から四十時間へ移つたとしたら、週賃銀の増加の百分比は専門有技術工に於ては三一%即ち生計費騰貴に及ばず無技術工に於いては三七%、即ち生計費騰貴と同率となる。

この生計費と賃銀との關係の問題は、一九三七年から三八年へかけての労働者側の最も重要な關心事となり、團體協約並びに調停仲裁手續法に於ける賃銀に關する條項の強力な修正意見所謂 'Tchéelle mobile' の問題として現はれたものであつた。

失業者

四十時間労働週の實施は、當然失業者の減少を伴ふことが豫想される。政府の同法施行の目的の一つが此所に置かれてゐたことは前述した通りである。本項では、同法實施以後の失業状態の動きとその對策の問題を取扱ふ。

四十時間労働週採用によつて失はれた労働時間は、當然新労働者の雇傭によつてそれを補はなければならない。最近數年間フランス労働者の就業率は、デフレーション政策の結果として年々低下して來た。然るに一九三六年六月法の施行の結果は、それは次第に上向線を辿り、尙一九三〇年の高さに及ばないが一九三七年十月以降の數字は、凡そその八一%に達した。今官廳統計によつてその變動の大體を示せば次の通りである。

職業	一九三六年		一九三七年		一九三七年	
	約(團體協約)	週法(四〇時)	ノ増額(ハ・五%)	ノ増額(ノ・三%)	ノ増額(ノ・三%)	ノ増額(ノ・三%)
旋盤工	七・三〇	八・六四	九・三七	九・七三	一〇・二七	一〇・四七
機械組立工	七・〇〇	八・四〇	九・二二	九・四六	一〇・〇一	一〇・三三
機械専門工	六・三三	七・五〇	八・一四	八・四九	九・〇四	九・四四
普通職工	五・〇〇	六・〇〇	六・五二	六・八六	七・四二	七・六二
機械専門工	五・三〇	六・三六	六・九〇	七・三三	七・八〇	八・〇〇
普通女工	四・三三	五・一〇	五・五三	五・八八	六・四三	六・六三

尙、家族手當金も著しく増額されたことをも附言しよう。ウアリッドの裁決は、家族手當金の最低率を左の如く決定した。

第一回目の子供に對して毎月六〇法(三〇法の代りに)  
 第二回目の子供に對して月一〇〇法(五〇法の代りに)  
 第三回目の子供に對して月一五〇法(一二〇法の代りに)  
 第四回目以上は月々子供毎に従前通り二〇〇法

賃銀と生計費

賃銀と生計費又は物價の問題は、本項の冒頭に於いて一寸述べて置いた通り複雑な問題であると共に又極めて肝要な問題でもある。賃銀は生産費の一部を構成するが故に、その昂騰は必然的に生産の上に甚大な影響をもつと共に、他方物價の騰貴は



労働者就業指数 (一九三〇年—二〇〇)

一九三五年七月	七五・〇
一九三六年七月	七五・八
一九三七年七月	八〇・七
一九三八年一月	八一・一
二月	八一・九
三月	八一・四
四月	八〇・三

右の指数で分る様に、一九三六年六月法の採用された翌月から一九三七年七月までの間に労働者就業数は約六・五%を増加し、更に一九三八年一月は、同じく三六年七月のそれと比較して約七%を増加した。

更に、一九三八年一月初めの産業別實數總計は二百三十四萬四千人で、これを三七年同月初めの數字に比較すると食料品、被服、薬・羽・毛髪及皮革産業に於いて減少を示してゐるだけで他はそれ／＼増加率を示し、就中、運輸業並びに普通金屬産業に於ける増加率が顯著である。尤もこの統計は、百人以上を使用し工場鑛山の監督官の監督に服する事業に限られてゐるから、フランス全産業の就業率は分らないが、大體の傾向は知ることが出来ると思ふ。

更に、失業者數に就いて救済基金統計の示すところに據れば給付受給失業者數は次の如き減少を示してゐる。

完全失業者數

一九三五年七月初週	三九三、四六九	労働總人口に對する百分比	二・〇三
一九三六年七月初週	四二二、〇二〇		二・四〇
一九三七年七月初週	三一九、一六一		一・八七
一九三七年十二月末週	三五七、八五六		二・〇七

以上の數字に據れば、フランスの失業者は、四十時間週法の實施された直後の七月のそれに比すれば、一年後の三七年七月には十萬二千八百五十九人即約二四%を減少した計算になる。しかしこの數字は、一ケ年の動きの概數を示すものであつて三七年末以降の數字は再び失業者の増加を示してゐる。

同	二月初週	三六五、四五二	二・一一
同	三月初週	四〇六、〇五〇	二・三三
同	同	四一〇、六二五	二・三五

完全失業者數は減少してゐるが、同期間中の部分的失業者數は増加してゐる。次表は、統計の基礎が前者と異つてゐるが、一九三八年一月に於ける部分的失業の百分比(總企業就業員數に對する)は一九三七年同期のそれに比して四十八時間労働週の適用されてゐる企業に於ては四七・三%を増加し、四十時間週の適用されてゐる企業では實に一四八・五%の増加を示してゐる。序に、労働省の發表に基いて一九三六年第四四半期と三七年第四四半期との外國労働者の移出入の總數(次頁左表)を示さう。

部分的失業 (就業者總數に對する百分比)

一九三七年一月	四十八時間週	四・九二
二月	四十八時間週	三・六八
三月	四十八時間週	二・六四
一九三八年一月	四十八時間週	一四・〇〇
二月	四十八時間週	一七・六一
三月	四十八時間週	一九・一一

(註) 部分的失業とは四十八時間週が尙行はれてゐる産業に於いては四十八時間以下、又四十時間週が既に適用されてゐる企業に於いては四十時間以下で、即ち正常な労働週で働いて居らぬ労働者のことである。

移入

一九三六年第四四半期	八、九五四	移出	一三、八九四
一九三七年	一四、六六六		一〇、三三六

右の數字は、四十時間週其他の労働條件の改善が外國人労働者の移入を増加せしめ、就業の需要に關してフランス労働者との競争を激化せしめてゐることを示すものである。

失業救済策の推移

四十時間労働週の採用に關聯して重要な問題となつたのは、熟練労働者の問題であつた。第一次人民戦線内閣は、就任と同時に失業者訓練計畫に従事し、彼等に新たな職業を習得させるばかりでなく、若し出來得るならば、新興産業の熟練工たらしめ

様と努力した。現在の再軍備時代に於いてこのことは當然軍需的機械工業から始められねばならなかつた。だが、單に失業者の再訓練のみを以つて足れりとしなない。更にフランスの生産の將來を慮つて、熟練工問題の解決こそはより重要な問題であり、従つて、見習工養成組織の改革が取上げられなければならない。初等教育終了年限を十四歳に引き上げる法律はこの要求に應じたものと云ひ得るであらう。

先きに、労働時間の項に於いて若干觸れて置いた一九三七年初秋に成立した經濟不況對策委員會は、労働時間と生産との關聯に於いて熟練労働の不足の問題を鋭く検討した。本委員會は、多數の工業が、熟練労働の不足に悩んでゐることを指摘し、このために四十時間週の実施が多くの困難に遭遇し、事業續行のために或工業が必要とする労働者の追加雇傭も従つて又失業者の減少も大して効果を上げてゐないことを注意した。これ等の理由で、四十時間週を實施するために熟練工に對して特別の免除規定を設けて弊害の除去に努め、殊に、四十時間週の規定を適用することによつて熟練工の就職を妨げないことを保證することが必要とされた。従つて雇傭主及労働者の團體に諮つた後、労働省の省令によつて各種工業の熟練労働者を必要とする作業一覽表を制定し、所要の熟練工を見出し得ないことを證明し得るやうな作業に對しては一年七十五時間、一週三時間の居残作業を許可すべきであると結論した。



尙失業救済策としては、失業救済基金の活動や公共土木事業や職業紹介業務等が擧げ得るのであるが、これ等の詳細は省略する。一九三八年五月二日の財政建直しに關する一聯の條令中には、移民労働者に對してフランス人たる労働者を保護せんとする規定も含まれてゐることを指摘して置く。

### 労働争議

フランスに於ける労働争議は一九三七年の下半年から一九三八年の上半期へかけて再び激化を報せられてゐる。しかし、その一般統計を知る便宜が得られないので、こゝでは、(一)一九三六年七月・八月と一九三七年の七月・八月との比較によつて人民戦線内閣成立以後の労働争議の大體の動きを観察し、(二)一九三七年下半年以降は、國際的反響を呼び起した大争議の經過について新聞に報道されたところを蒐集記録しようと思ふ。

#### 罷業数及び罷業参加人員数

フランス労働省が毎月各地方知事の報告する資料に基づいて三ヶ月間の争議を纏めて發表する調査統計によると、一九三六年七月・八月即ち人民戦線内閣成立直後の月の罷業数、罷業参加者数、工場占據数、解決争議数、仲裁による解決争議数は一ヶ年後の一九三七年の同じ月には左の如く著しい減少を報じてゐる。

同 八月	一九三六年七月	一九三七年七月	罷業数	罷業参加者数	占據数	解決争議	仲裁による解決争議		
							郡長	監督	知事 大臣
一五二	一、七五二	一、八二一	一、四七二	六三九	一、五〇〇	?	三三	一四〇	一六一
三三	五、八六一	三、七九四	一、九九	三三	二二	一〇	一七	一九	二
三	三、七九四	三、七九四	三	三	三	三	三	三	三

(註) (イ)本統計は、それ以前から發表されてゐるが、人民戦線内閣成立後は、その調査方法が修正されたため、それ以前の数字と比較することが出来ない。(ロ)解決数(終結数)は、假令へそれが同月間に初められ又はそれ以前の月に初められたか否かを問はず、その月中に終つた罷業数を示す(尙右表については附表を参照)。

以上の数字が示す罷業件数並びに罷業参加人員数の夥しき減少は、云ふ迄もなく争議の調停仲裁手続法の實施の結果であることが推定される。又、政府の統計では、遺憾ながら争議の原因や解決条件等が分らないが、他の資料によつて、争議の中心原因が賃銀の値上げ、若しくは、値下反對に集中されて來てゐることが推測される。

一九三六年十二月三十一日に成立した労働争議強制調停仲裁法は、商工業に於ける一切の團體的争議は、ストライキ又はロックアウトの宣言に先立つて調停及び仲裁に付されなくてはならぬことになつてゐる。この法によつて労働争議の團體的争議は、罷業に先立つて團體協約の基礎の上に調停又は仲裁に附され、罷業は、勃發の未前に防止され又は取締られることになつたからである。又一九三八年三月四日に兩院を通過した労働争議調停仲裁手続に關する法は、右十二月三十一日法の改正であるが、この法に加へられた最も重要な問題は労働賃銀に關する條項であつたからである。この法律の内容については、別項(労働立法の項)に於いて更めて觸れる。

#### 最近に於ける大争議

一九三七年七月十八日パリに於ける旅館争議—四十時間労働週に關する勞資意見の對立から發したパリのホテル、レストラン、カフェの従業員罷業は、勞資双方互に譲らず、形勢次第に悪化し、日々争議團と警察隊との小競合が市内隨所に演ぜられるに至つた。政府は、パリ警察を總動員して非常時取締に當らせる一方、シータン首相は十八日市民に宛て

「政府は、今回の罷業に對しては全く中立の立場を持してゐるが、國法及國民の利益に反する如き行爲に對しては默視することが出来な

い」といふ布告を發して秩序の維持を要請した(同盟通信)。

同十一月六日巴里地方の冶金、機械等の産業團の加入してゐる産業の労働者は、同日ルナパークへ三、〇〇〇人以上集合して賃銀値上問題を中心に罷業態勢を示した。この産業の労働者は

前記賃銀の項で述べた如く三七年三月にはウアリッド裁決により又十月と十二月にはプラン裁決によりそれ／＼賃銀の値上を得てゐる。この争議に於いて企業主側は政府の社會政策がこの産業を破滅に導きつゝあることを指摘し、この工場では一九三六年六月以降労働平均減少率は三〇%に及び、生産品注文の減少は部分的失業を餘儀なくし、労働者の質は悪化し熟練工は減少した旨を訴へたことが注目される(タン紙)。

グッドリッシュ工場の争議 十二月十五日グッドリッシュ工場二、〇〇〇の労働者は、同日、罷業を決定した。コロンブス工場占領は三つの班によつて行はれた。パリ地方の組合同盟と金屬組合はこの工場の同志と連絡し、アルジェンティイに於ける國有飛行機工場一、五〇〇の労働者は、同じくこの運動に合流するために工場を去つた。總計一〇、〇〇〇を算する男女の示威者は工場の二つの主要地點に集合して政府と企業主とを著しく脅威した。この争議は政府が罷業に關する立法草案を急いだ一つの動機とされてゐる(タン紙)。

パリ市役所従業員の罷業 同年十二月二十九日パリ市役所は財政難のため市營事業従業員の賃銀四%引下を決定したためこれに對抗して市營ガス、電気、水道、地下鐵、乗合自動車等の従業員は當日總罷業を決定した。市役所側では從來市營事業従業員の賃銀は、官業労働のそれに比し高給であるから今回の賃銀引下はこれを官業労働と同率に置く迄であると主張した



が、従業員側はC・G・Tの指導の下に右賃銀の引下に同意せずこの舉に出たものである。この争議は、シュータン首相のC・G・T幹部の招致、従業員慰留方の懇請によつて翌三十日朝一先づ中止されたが、この争議は、恰も共産黨第九回大會の直後であり、C・G・Tの書記長ジュオーの旅行中に決行されたといふ處から、共産黨の指示によつてC・G・Tの左翼幹部が指導教唆したものと推定されてゐる(同盟旬報及東朝特電)。

パリ・シトロエン自動車工場の罷業 一九三八年三月二十四日、パリーのシトロエン自動車工場の職工一、八〇〇名は賃銀引上交渉が埒明かぬため二十四日坐込罷業を開始し、二十五日にパリ近郊サン・ヴァンの二會社工場職工八〇〇名が之に参加した。この罷業は、其の後各工場へ飛火し、パリ一だけでなく十ヶ所の工場占領が行はれ罷業労働者數三五、〇〇〇に上り、更に地方工業都市へも蔓延した。廿六日にはスペイン人民戦線救援共産黨有志の赤旗を立て、五二臺の貨物自動車食糧品を満載して同市中を練り歩きポルドー經由スペインに向つた。この罷業の原因はシュータン内閣時代多少弾壓されてゐたが、第二次ブルム内閣になつてからC・G・Tの勢が盛り返したが、未だ新労働立法を實施するに到らず国防内閣が出来れば、左翼イデオロギーが抛棄される運命にある故、労働者はブルム内閣の存在する間にその権利を確保しやうとの意圖に出たもので、間接ではあるが最も大きい原因はスペイン人民戦線政府援助の要求と

示威であつてモスコワの指令によるものとも云はれる(東朝二十  
八日、東日二十六日)。

### 労働立法

#### ブルム内閣治下の労働立法

一九三六年六月、第一次人民戦線内閣の成立によつて、懸案の幾多の社會労働立法を制定した。その中で、企業主と労働者との諸關係を規制する特に重要な立法は、

- (一) 有給休暇法(六月二十日)
- (二) 四十時間労働週法(六月二十一日)
- (三) 労働の團體協約法(六月二十四日)
- (四) 労働争議調停・仲裁手續法(十二月三十一日)

の四つの法案であつた。其他に十月一日に労働時間と貨幣價值切下げに關する法令―通貨法中の一部改正も行はれた。

一九三七年は、以上の諸法律の實施試練のために費やされ、目新しい労働立法の制定を見なかつた。右の中で四十時間労働週法の實績については労働時間の項に於いて述べたからこれを省略し其他の法律に關する實施狀態を略記し、併せて第二次人民戦線内閣が労働立法の延長又は補足として一九三八年二月の議會に提出した所謂「近代的労働法令」に就いて若干述べよう。

團體協約法 この一年間に多數の團體協約が全フランスの各産業に締結せられた。一九三七年五月に於いては二百萬人の勞

働者に適用される四千二百八十二件の協約が存在した。團體協約中の包含事項として少なくともフランスに於て最も目新しい規定は労働代表に關するものであつた。従來この制度は、フランスの炭礦に存在してゐただけであつたが、今やそれは十人以上を使用する全企業に擴大され、或は小賣業の如き少人數の企業が多數を占める部門では被傭者側から團體協約中に労働者代表の任命を要求する様になつた。この代表は被傭者全體の代辯者ではなく、たゞ労働條件に關する個人的不平を雇主に取次ぐ役割を持つに過ぎず、これは雇主に對する闘争の指導者ではなく、生産當事者間の調停融和をはかる中間機關といふ特色をもつてゐる。この問題は後日「近代的労働法令」中に取上げられた。

#### 調停仲裁手續法

一九三七年六月一日までに審判官の下した裁決は三二〇件のうち勞資のいづれかの一方の反對によつて不履行に終つたもの僅かに十二件に過ぎない。一九三七年一月一日から五月三十一日迄に労働争議三、四九六件中、一、九二九件は調停手續の第一段階―當事者間の直接交渉で解決されるもの―で解決され、二七九件は審判官に付託され、その中で二二〇件は既に上記期間中に解決済となつた。この法は一九三七年六月三十日に向ふ六ヶ月間の延期を決定され、同年十二月三十日、更に二ヶ月の延期を決定され、一九三八年三月四日「近代的労働法令」六法案中から分離されて兩院を通過するに到つた重要法案である。

#### 有給休日法

この法の實施のため政府は休日餘暇利用局を新設した。この局の活動は、一日または一週の餘暇増大に對しては運動場の増設、年長労働者に適當したスポーツの奨励、巡回圖書館の増設、民衆劇團その他の設置、美術館見學團の組織等の創設に努力が拂はれた。猶、都會に於ける住宅改良や農村に於ける住宅建設事業もこれに關係する施設として擧げられる。

長期間の餘暇利用施設は、更に重要である。餘暇利用局は鐵道と協力して、極めて低廉な特別割引制度を施設した。これを利用したものは一九三六年中に六〇萬人、一九三七年上半期には一〇〇萬人に上つた。更に、青年宿泊寮も増設され、休暇中の労働者の適當なホテルや下宿の廉價の提供、若干の各季スポーツの中心地では冬季運動休暇施設が設けられた。

以上の重要な四労働立法の外に、

(一) 一九三六年六月二十五日に公布された一九三六年六月二十日法の施行についての一命令は、國府縣及地方當局または特殊企業に雇傭せられたる吏員の一切の俸給、給料及び年金から減額を行ふことを認許し、又報酬年金又は官職の重複を廢止する旨を規定した。この吏員減俸令の第二條は、一九三四年四月四日條令第一條及び一九三五年七月十六日條令中公共經費の一律一割減を認許する規定を廢止し、六月二十日以降、國府縣又は地方當局公共施設又は特殊若しくは補助企業の前額一萬二千法以上の俸給給料報酬に對して各等級別に減額率を定めてこ



れを減額することを規定した。

(二) 一九三六年八月十九日附法律及八月二十六日附法令は中小資本の臨時救済施設の実施についてである。これは工業支ではなく商業農業へも適用され、その爲めに中央貸付委員会が設立され一六〇縣委員会から提出された申請を審査し貸付の可否を決定した。一九三七年半ば迄の申請件数一五、九八五、金額十二億九千五百萬法に及び、委員会は十億七千五百萬法を貸付けた。即ち、申請件数の八一・五%である。輸出目的の申請は、一、七〇五件一億九千五百萬法、其の内一、五五三件(九二%)、一億三千五百萬法(七〇%)が許可された。

(三) 一九三六年八月十五日附法律及一九三七年一月一日附改正法は農業救済のため全国小麥局を設定した。これは各收穫期に於ける小麥價格の公定を目標とするものである。この小麥局のおかげで、フランス農民は一九三六年から一九三七年へかけて小麥を一キントル當り一四二法で賣ることが出来た。

(四) 一九三六年八月十二日の法律で全国價格監督委員会が又十月十九日には價格統制委員会が設けられた。

(五) 一九三六年八月十五日附法令によつて土人の自由労働に關する取締規定が制定された。特に、婦人及年少者の傭使に重點を置き、これ等のもの、地下労働は禁止された。同年十二月には土人労働者に關する包括的労働法典を規定した。原則として強制労働禁止、團體協約及最低賃銀を採用することになつた。

た。一九三六年八月二十一日法令は、西アフリカに於ける産業被害補償に關する規定、又同年九月二十二日には同地に於ける婦人及年少者保護法令、雇傭契約取締規定、又フランス労働組合法を若干修正して土人労働者に適用することになつた。又一九三六年十二月十四日には、アルデニック、グアデループ、ギアナ、レウエオン、ニュー・カレドニア等の舊植民地へ四十時間労働週、有給休日、團體協約に關する六月法律を若干の修正をもつて實施することになつた。

以上は、第一次人民戦線内閣が、其の政策の根幹をなす労働政策の實施に伴つて生じ來つた中小資本の問題、商工業と農業との價格及び利潤の背離の問題、中産階級の他の大要素たる純消費者としての公務従業員の問題、植民地労働者の問題等の對策として採用した諸立法であつて、フランス銀行の改組、軍需産業の國有化以外に重要立法であるからこの項目の中に加へた。

シ・タン内閣の「近代的労働法令」  
第二次人民戦線内閣は、その社會労働政策に於ては大體前内閣のそれを踏襲するものであつた。しかるに、この内閣は一九三八年の一月に入つて「近代的労働法令」と銘を打つた一連の法律案を議會に提出した。この法案は、

- (一) 労働者の雇入及解雇に關する法律案
- (二) 労働者の職業紹介に關する法律案
- (三) 労働の團體協約に關する法律案

(四) 労働争議調停仲裁手續に關する法律案(三月四日)

(五) 罷業に關する法律案

(六) 労働代表に關する法律案

の六法案から成つてゐた。政府がこれを下院の労働委員会に提出したのは、一月二十八日の午後であつた。そして最初は、これを一括して兩院の討議に移す考であつたが、その中の調停仲裁手續法は、一九三八年二月二十八日をもつて満期となるので、これを他の五法案から切り離して本會議に上程し、討論に討論を重ね、修正に修正を加へて漸く三月四日上院を通過せしめるに至つた。

左に、改正法案の要旨を簡単に説明する。

新調停仲裁手續法の内容

調停仲裁手續の組織について 本法の起草者は、手續の運用に職業團體が出來得る限り密接に關與すべきことを念慮して調停と仲裁とを團體協約の基礎の上に組織することにした。そのため、本法には、一九三六年六月廿四日法により締結せらるゝ一切の團體協約中に左記の條項を掲げなくてはならぬ旨を規定してゐる。

(イ) 當該協約の適用を受くる雇主と労働者との間に起ることあるべき一切の團體的労働争議の解決のために使用する手續及び仲裁手續。

(ロ) 解決のために要する最長限の期間は、争議解決のためには一

ヶ月、手續の各段階については八日を超えてはならぬ。

新仲裁手續は、また、第一には聯合調停委員会の設立について、その後の段階に於ては仲裁人及審判人の指名について規定しなくてはならぬ。本法によつて設立せらるゝ上級の仲裁人判所は高等仲裁人判所であるが、これは例外的な場所に限つて控訴機關として行動する。

仲裁人及審判人の權限について 仲裁人及び審判人は調停委員會の議事録に於いて未解決なる旨記載せられてある事項、またはそのほかに争議進行の結果として議事録作成後に於ける手續から生ずる諸般の事項についてのみ裁決を下す。法律的性質の團體的労働争議については、換言すれば、團體協約及び労働法令の實施から起る争議についての裁決は、普通法の基準に従つて與へられなくてはならない。その他一切の團體的労働争議、分けても經濟的性質のそれについては、仲裁人及び審判人は公平を旨として判定を與へねばならない。

が最も重要な改正を加へた點は、後者即ち經濟的性質の争議についてであつて、この改正は議會でも長時間に亘つて激しく討論された中心問題であつた。問題になつたのは生計費の變動に對して賃銀を調整する場合に仲裁人は如何なる基準に據るべきであらうか(本法第十條)また、事實を十分に認識した上で彼等がこの調整を爲し得るがためにはいかなる監督權をこれに與ふべきであらうか(本法第十一條)といふことであつた。



(イ) 賃銀の *Rechele mobile* — 本法の起草者が提案した解決は、第十條に掲げられてゐる。この規定によると、わけても調停仲裁手續は、生活費に相當の變動ある場合には、この變動より起れる爭議にして現行團體協約の賃銀條項の更改に關するもの、解決に適用されるのである。

官廳生計費指數の示す變動が、問題の賃銀の決定當時に最も近い日に公表された指數と比較して、少なくとも五パーセントに達する場合には、更改の要求は受理されることが出来る。

かかる場合には、仲裁人または審判人は記録される變動に比例して賃銀と家族手當とに調整を加へなくてはならない。尤も、かかる調整は、問題の地方的、地域的または全國的經濟部門の經濟狀況に相應せざることが立證せられたる場合は此の限りではない。この後者のやうな場合、賃銀は、仲裁人の合意成立の場合には仲裁人により、不成立の場合は審判人により、當該經濟部門の活動上實行可能と認めらるゝ水準に於いて決定されなくてはならない。

關係當事者が他の指數をとることに合意成立せざる限り、基礎として用ひらるべき指數は、爭議の生じたる縣または地方に於ける家族四人の勞働者世帯についての官廳四半期公表の生計費指數を基準とする。この官廳指數は會計検査局の高官を議長とする特別の委員會によつて吟味される筈である。當該縣に關する官廳指數がない場合には、隣接諸縣の指數の平均を基礎として比較を行はなくてはならぬ。

賃銀及び家族手當は六ヶ月毎に一回より頻繁にこれを更改して

はならない。尤も指數の上昇が一〇%に達した場合は別で、この場合には指數が了知されると共に賃銀率はこれを更改することが出来る。

更改の要求が國または他の公共團體の締結せる協約に關係を及ぼす場合には、要求に關係ある商工業者は當該公共團體にこれを通告し、かくて一切の所要の情報を仲裁人に提供し得るやうにしなければならぬ。

(ロ) 監督—監督については本法第十一條の規定するところで、爭議當事者が證據として提供すべしと考ふる一切の書類は、雇傭主側仲裁人及び勞働者側仲裁人に移譲されるべく、また、審判人ある場合には、その面前に於いて双方の仲裁人によつて十分に討議さるべきである。この規定は關係當事者がその欲する書類を證據として提出する権利をもつこと、同時にまた、仲裁人は企業會計帳簿を検査する権限をもたないことを規定してゐる。さらに、仲裁人、審判人及び時には専門家は、その職務上知り得たる機密を漏洩すべからざる義務を負ふものである。

以上の外、判定の效力、適用範圍の制限(農業へは適用せず)等について規定されてゐる。

### 労働組合

#### C.G.T.の發展

フランスに於て、現在、最大且最強の労働組合は労働總同盟(C.G.T.)である。この組合は一八九五年に組織されたもので

あつたが、一九二一年に至り、左翼派が分離して別に統一労働總同盟(C.G.T.U.)を組織するに至つた。前者は第二インターナショナル系のアムステルダム・インターナショナルに屬し、後者は第三インターナショナル系のプロフィンテルンに屬してゐた。兩者とも、サンディカリズムの傳統たるアミアン憲章の原則に従つて、形式上には政治的中立を守つてゐるが、事實上は、前者は社會黨(S.F.I.O.)を、後者は共產黨(S.F.I.C.)をそれゝ支持して來た。

しかるに、日常現實の必要に迫まれて、兩總同盟は、一九三六年一月に正式に合同大會を開いてその統一を完成し、前者八十萬、後者四十萬、合計百二十萬の一大労働軍が形成されたのであつた。この組合は、人民戦線の成立と共に急速に發展し今日のフランスに於いては、如何なる政黨も労働總同盟の支持なしには統治し得ないほどの一大勢力となり、全組合員數五百萬を算する世界有數の労働組合となつた。

以下人民戦線成立後の同組合の動きを概説しよう。

第一次人民戦線内閣が労働組合運動の發展を助長する方針をとつたばかりでなく、更に、その經濟的社會的行政への参加を認めたことは云ふまでもない。次は、若干舊い統計ではあるが、人民戦線内閣成立後の六ヶ月に於けるC.G.T.の組合員數の増加を窺ふことが出来る。

#### C.G.T.組合員増加統計

加盟組合	組合員數		増加百分比
	一九三六年四月	一九三七年十二月	
農業	一一,〇〇〇	一六,〇〇〇	一、二三三・〇
飲食物工業	二五,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一、一〇〇・〇
建築	六〇,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	六五〇・〇
寶石工	二,〇〇〇	一一,三〇〇	四六五・〇
製材	五,〇〇〇	六〇,〇〇〇	一、一〇〇・〇
窯業	四,〇〇〇	三二,五〇〇	七一九・五
製帽	五,八〇〇	一〇,二〇〇	七五・九
鐵道從業員	一五五,〇〇〇	二八六,〇〇〇	七三・三
理髮業	四,〇〇〇	二〇,〇〇〇	四〇〇・〇
皮革	一六,〇〇〇	八〇,〇〇〇	四〇〇・〇
製園工、技師	三八,五〇〇	七〇,〇〇〇	六、二二五・〇
電燈、電力	二四,八〇〇	七〇,〇〇〇	八一・八
サラリマン	二四,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	七〇六・五
官業從業員	四二,〇〇〇	五九,〇〇〇	四〇・五
帶鐵工	五一五	七四〇	四三・七
被服仕立業	一〇,三五〇	一〇〇,〇〇〇	八六六・〇
化學工業	六,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二、四〇〇・〇
印刷	二五,〇〇〇	四五,〇〇〇	八〇・〇
海員	一八,〇〇〇	三一,〇〇〇	七二・二
金屬工	六〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一、〇六六・六
製紙	四,〇〇〇	五五,〇〇〇	一、二七五・〇
製藥工	四,〇〇〇	一三,〇〇〇	二二五・〇
波止場人夫	二五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三〇〇・〇



郵便電信	七五、〇〇〇	九〇、〇〇〇	二〇・〇
話從業員	一〇二、〇〇〇	一五五、〇〇〇	三三・四
公務員	九〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一七七・七
事務從業員	八、〇〇〇	一二、〇〇〇	五〇・〇
劇場從業員	八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二五・〇
タバコ労働者	四七、〇〇〇	三七五、〇〇〇	六九七・八
織維工業	一、五〇〇	一五、〇〇〇	九〇〇・〇
桶工	五三、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一八三・〇
交通	三、〇〇〇	三四、〇〇〇	一、〇三三・三
ガラス	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	九・一
官公吏(加教師)	一、一六五、二六五	三、一四、七四〇	二七〇・三
合 計			

加盟組合聯合會の異常なる組合員の増加は右の如くであるが、鐵道從業員、官公吏、印刷工、官業從業員、選信從業員、交通労働者の有力な古い歴史を有する組合の増大は敢えて驚くに當らないが、その他の組合も、殆んど形骸的存在から著しい飛躍を遂げた。即ち建築労働組合は約七倍、サラリーマン及織維組合聯合會は約八倍、被服工組合は約十倍、金屬及製紙労働組合は約十一倍、飲食料労働及製材労働組合は約十二倍、化學労働組合は約二十五倍、製圖工・技師組合は約六二倍、總數に於いては約三倍、四百三十二萬で今日に於いては五百萬に近い數字を示してゐることが推定される。

C.G.Tは、單に量的に強力となつたばかりでなく、フラン

論争を差し控えるべきであらうと論じ、その他色々の討論があつたが、最後にジュオーは、誤解を生んだ事柄が有効に處理されたことに満足の意を表し、労働組合統一の原則とこの運動の獨立性を堅く守るであらうと述べた。ジュオーは、一度労働組合に入つた以上は、政治的念慮は停止されなければならぬと述べた。

一九三八年二月十四・十五日の全國委員會 パリに於て開催、議長は官吏聯合のローラン、委員會はフランスの現下の社會情勢と經濟情勢とを討議し、フランス人民戦線を構成する諸黨派に對するその信頼を再び確認した。この決議に於いて示された處を要約すれば、第一に物價の騰貴による労働者の購買力の減退、第二に一九三六年六月以來の社會進歩を公の信頼の破壊によつて没却せんとする企て、第三に失業の増加、第四に合理化と技術の進歩とによる労働市場の狭隘化、第五に通貨状態の不安定等が指摘された。これが對策として、委員會は人民戦線綱領の完全なる實行を要求し、わけて資本家の資本の國外逃避を絶滅することの必要を説き、銀行の統制、小工業と農業との金融の改善、及び公共事業計畫の遂行を要求した。

次に委員會は一切の労働立法の普遍的擴充、労働組合行動の完全なる自由及生活費の變動に適應せる賃銀制度を骨子とした労働法典の制定を希望した。また、労働組合國際聯合の境内に於て早急に國際的労働運動の統一を達成すべきことを主張した。

ス労働界の構成を最もよく反映して(農業は例外)其構成に於ても普遍的なものとなつた。

次に、右C.G.Tの一九三七年並びに一九三八年の二つの全國委員會の模様を要約する。

C.G.Tの二つの全國委員會

一九三七年四月四日、五日の全國委員會 開催地パリ、議長鐵夫聯合のバルト、主要議題は(イ)社會立法、(ロ)労働組合の政治的獨立についてであつた。

(イ) 社會立法—人民戦線内閣が政權をとつて以來創設した社會立法の適用についての労働組合の現状に關して書記長ジュオーから報告があつた。氏は、職業紹介、四十時間労働週、有給休暇、調停仲裁等々の諸問題を論じ、最近の社會立法を完全に實施すべきこと、並びに、國家に雇傭せられてゐる労働者へもこれを擴充適用すべきことを要求した。また氏は、労働者有給休暇法の實施に一層の保障を與へられんことを要求した。

(ロ) 労働組合の政治的獨立—フランス労働組合の政治的獨立の問題について討議が行はれた。デムーランは、最近にフランス労働組合内に起つた發展に言及し、組合運動が凡ゆる政黨から獨立することの必要を力説した。これに對してフランシオンは、労働者が新たに獲得した地位に對して現に攻撃が加へられつゝあることに鑑みて、組合運動の内部的難局を大袈裟に言ひ觸らすことは、自から弱點を曝露するものであるから、かゝる

フランスにはC.G.Tの外に數十萬の組合員を擁するキリスト教労働組合同盟(C.F.T.C)や技工組合同盟(C.A.F)等があるが、それ等に就いては資料がないから省略する。

労働者黨

政治的勢力の配置

フランスの各派政治的勢力は、一九三六年四月二十六日及び同五月三日の下院議員の改選に於ける人民戦線派の勝利によつて従来の配置を著しく變形した。この選挙に於いて人民戦線派の最左翼の共產黨、並にその中央たる社會黨の著しき進出を見る。同六月五日共產黨の支持の下に社會黨、急進黨の聯立内閣たるブルム内閣が人民戦線派の内閣として登場したことは人の知る所である。この當時に於ける政治的勢力の分布状態に就いては、十二年版の本書に詳しいから此所では省略するが、其後、一九三七年の十月十七日に行はれた縣會議員第二回選挙に現はれた投票結果は、同様に、左翼の共產黨並びに社會黨の進出と最右翼のファシストとも云ふべきフランス社會黨(P.S.F)とフランス人民黨(P.P.F)の若干の進出、人民戦線派右翼の急進社會黨及び中央諸黨の後退を報じた。前回との増減の比較は次表の通りである。(フランス内務省發表)

次表で分る通り縣會に於ける諸派の勢力は、下院に於けるそれと著しく趣を異にしてゐる。下院に於ては、社會黨が第一黨



たるの地位を占め急進社会党がこれに次ぐ勢力をもつものであつたが、縣會に於ては、急進社会党が壓倒的多數を占め右翼共和派がこれに次いでゐる。尙郡會の選挙も縣會と同様の結果を示した。

外		前回との比較	
左翼	當選者數	(増)	(減)
共産黨	四一	三一	一
社會黨	一六三	七一	一
共和社會聯合	四六	一	一
獨立社會黨	一五	一	一
急進社會黨	五二六	四一	五
中央			
獨立急進黨	一一九	一	二五
キリスト教民主黨	二〇	二	一
中間諸派	二〇七	一	三四
右翼			
右翼共和派	二四〇	九	一
保守黨	五九	一	六
フランス社會黨	一四	一〇	一
フランス人民黨	二	一	一

社會黨・共産黨

以上の諸派の中、同じく人民戦線派の構成要素ではあるが、急進社会党の社会構成は小ブルジョアに基礎を置いてゐるから、

これを労働者黨と云ふことは出来ない。そこで、こゝでは人民戦線派勢力中の最有力な労働者黨たる社会黨と共産黨との一九三七年以降の動きを見ることにする。

社會黨社會黨(S.F.I.O)は一九三七年七月にマルセーユに全國大會を開催し、一九三八年三月十二日にパリに於いて全國委員會を開催し、更に一九三八年の六月五日、七日にはロアイアンに於て第三十五回全國大會を開催した。同黨の動きを見るためにはこれ等の各會議の内容とそこに取扱はれた問題の推移とを見ることである。しかし、その中で最も重要な會議は最後の大會であつて、この大會に於て社會黨は分裂し、同黨の「革命的左翼」たるビヴェールと其の一派は遂に同黨を脱退して社會労働黨を結成するに至つたが故に、本稿に於ては、特にビヴェール一派の小史を記録し分裂の原因と経過とを述べ様と思ふ。社會黨が分裂したのは一九二〇年と二三年と三四年と今回との都合四回である。一九三四年に於てはマルクス主義の色彩を帯びたネオ・ソーシャリズムが同黨から分裂し、今回は、革命的左翼と呼ばれてゐたビヴェール一派の同黨からの分裂となつたのである。

このグループへ譲歩を示して以來、この派の勢力も亦當然に増大した。この革命的左翼は一九三七年に於て、その厄介な活動がたゞつて黨政府から解散を命ぜられた。このことは、當時はその首領の承認する處であつたが、一九三七年七月のマルセーユの全國大會に於いて、この革命的左翼はその舊地盤に於て再生し、最近數ヶ月間に於いてセーヌの聯合會を殆んど完全に獲得して仕舞つた。そして、その書記長としてビヴェールが選ばれ、この聯合會の事務局は最も精力的な彼れの友人のキュリエヤギラン等によつて占められた。

一九三八年三月十二日パリに開かれた社會黨全國委員會に於ては、このセーヌの聯合會事務局は、ブルムの「人民戦線の周圍に國民的集合」を作るために權力を再獲得すべしといふ決議に反対し、黨支部と支部聯合へ宛て、決議反対の小冊子を配送した。黨行政委員會は、三月三十日に全國紛議委員會へこの問題を提訴した。この裁判によつて、セーヌの聯合會事務局のメンバーは非常に苛酷に處罰され、或者は三ヶ年間又他の者は二ヶ年の間その「一切の受權の停止」を命ぜられ、ビヴェールと彼れの友人達は全ての指導的職權を剝奪された。そこで、ビヴェール一派は、セーヌの聯合會の聯合委員會を召集しロアイアンの大會まで彼等の活動を繼續することを申し合せた。これに對して黨行政委員會は四月十四日黨規第三十六條によつて、彼等の無訓練を理由としてセーヌの聯合會の解散を宣言した。そし

て新しい指導者の下に新しい聯合會を組織せしめた。この新聯合會は加盟者一〇、〇〇〇を數へ、加盟者は舊聯合會のメンバーとると否とを問はず黨に忠誠を誓はねばならなかつた。ビヴェールと彼れの六人の協力者はこの形式に服従することを拒んだ。そして、彼等の舊地盤に立て籠つて新黨の胚芽をそこに植えたのである。この新極左は、トロツキスト、アナキスト、ウルトラ・コムニスト、異端ソーシャリスト等から成ると云はれる。だから、黨の今回のロアイアンの大會は、最初から彼等との衝突を豫想し不穩の形勢を孕んでゐたのである。

第三十五回社會黨全國大會 一九三八年六月五日・六日・七日に行はれたこの大會は、前記の如くビヴェール一派との分裂の豫想の下に開かれ、その主要議題もこの問題に集中されてゐたかの觀があつた。黨幹部の間ではビヴェール一派の處置に對して種々なる和解の意見が存在し一般討論に先立つてこの問題に多くの論議が費やされたが、結局四、八二四票對三、〇〇二票(棄權三五四缺席二三)の差をもつてビヴェール一派の除名は決定された。次にブルムの演説内容から社會黨の一般政策を略記しよう。ブルムの報告演説の中心は、外交政策とグラディエ内閣支持の問題にあつた。全ての場合に於てブルムは當面權力の獲得を希望してゐないかの如くに考へられる處に特徴がある。

(一) 外交政策では、エチオピア事件以來フランスが國際的に孤立してゐる點を嘆き、ローマ・ベルリン樞軸の存在を認め



るが、國際聯盟は尙死んで居らぬ。スペインに對する不干渉政策は、歴史的に見て干涉政策と意味が異なり、今日尙その可能性があること、戦争の危険に對しては團體的安全保障の思想を發展させる必要ある事を強調した。

(二) 國內政策としては現政府に對する社會黨の態度の問題がその中心をなしてゐる。ブルムが「革命的左翼」の前の動議—人民戦線に屬さない人々が参加する政府に社會黨員の参加を禁ず—を怖れてゐるかに見えるのは、この動議が共和主義者の中央集権の様式を妨げるからと云ふ丈ではなく、戦争の場合のみならず戦争の脅威がつづく場合に、それが國民的一致（神聖同盟）の様式を妨げるに到るからである。ブルムは一九三六年以來現在迄適用された共同戦線の様式は最初のもは失敗し、第二のものは社會主義者が拒絶したが故に、共和主義的中央集権の様式が殘されてゐる。そして社會主義者は、政府に参加することが出来ない限り、よし彼等が完全に満足させられないとしても、権力は他の者によつて占められねばならぬといふ思想をも承認しなければならぬと宣言する。こゝから彼れの現内閣への同情と支持とが述べられる。彼れは大戦後のイタリヤの歴史を回想しつゝ、社會主義者によつて誘發された内閣の危機が反動の危険を招來したことを暗示し、現在内閣の危機は黨並びに労働者階級の利益と一致するものではないことを主張した。共産黨 フランス共産黨(S.F.I.C.)は、一九三五年モスコ

で開かれたコミンテルン第八回大會からその發展の緒について見ることが出来る。コミンテルンのフランス支部たるこの黨は、一九三二年三月に於ける第七回大會に於て人民戦線の問題を討議に上せた。これは同年四月ロシヤがアムステルダムへ戦争反對の國際會議を提唱したこと、その軌を同じくするものである。しかし、一九三三年三月には、社會黨は共産黨と共同戦線を張ることを拒絶した。一九三四年初めに至つて、社會黨の一部はレオン・ブルムから分離してネオ・ソーシヤリズムを提唱し社會黨は分裂を見た。この情勢下に、一九三四年二月、共産黨はフランスに對する共同行動委員會の設立を提案し、同年七月には兩黨は共同動作の協約に署名し、同十月の郡會選舉に當つて、カッシャンの組合統一、國民戦線に對する左翼人民集會の提案を見るに及んで、共同戦線の形式が漸く定つたのである。斯くて一九三六年、テールーズ大會には組合統一が成つてG.TとO.G.T.Uとが合同し、共産主義者は一九〇六年のアミアン憲章(C.G.Tの政治的獨立に關する)を承認し、一九三六年の國會議員選舉には共産黨は七十二名の議員を下院へ送ることが出来たことは人の知る通りである。

に抗議したが、一九三七年三月のクリーシー事件ではその同盟者と別れることを決心するに到らなかつた。

ブルム政府の總辭職後も、彼等は人民戦線内閣へ入ることを拒絶したが、シ・トタン内閣へはブルム内閣と同様な支持を與へた。この共産黨の他黨との協力の問題は、プロレタリアの統一問題の發展につれて最近益々複雑且微妙な動きを見せてゐる。

第九回フランス共産黨大會 一九三七年十二月二十五日及び二十六日のこの大會は、一九三六年一月二十二日より二十五日へ至る第八回大會(ヴェールバンヌに於ける)以後の同黨の動きを見る恰好の資料である。大會はアルルに於いてもたれた。本大會の主要報告演説者は、書記長モーリス・トレーズの外に、カッシャン、デニークロス、ジットン等であつた。今、これ等の報告者の演説を要約して黨活動の狀態並びに黨の主要任務等を摘記する。一九三六年一月の前大會に於いては、黨員數は八六、九〇二人と報ぜられたが、本大會では三四一、〇〇〇人へ増加し、基礎的細胞も亦、四、三二二から一、九九二へ増加し、その中四、〇四一は企業内にあり、その訓練程度も著しく發達した旨が報ぜられた。共産黨の社會構成も亦從來の面目を改め、假令その主要基礎は労働者階級の上に置かれてゐるが、その戦列中には數千の農民、中間階級、自由職業者をも包含するに至つた、この状態はフランス人の偶像の黨たる眞實の人民黨たるの實質を備へるから喜ばしい事だと報告者ジットンは述べてゐる。

一般の問題はトレーズの「人民戦線のフランスと世界に於けるその任務」と呼ぶ報告演説中に述べられてゐる。その中で最も強調された事は、國際フランス主義戦線に對抗して國際人民戦線を強化すること、即ち社會主義者との組織的統一の問題であつて、共産主義者の從來の大衆からの孤立戰術を改めて廣汎なる反フランス主義の戦線を形成すること、そのためにカトリック労働者へ友愛の手を差し延べると云ふことである。共産黨の關心が國內及び黨内の問題以上に國際問題へ向けられてゐる點も一つの特徴である。又、從來の國際的觀念的戰略を批判しフランスの特殊性の再認識の必要を強調し、紙上の革命的形式よりも人民戦線綱領の眞實な實行を希望した點に特色がある。今、演説の主要題目を列記すれば、

- (一) 前大會を回顧し人民戦線の起源と歴史とを追想しフランス労働者の文化的飛躍、フランスの人民戦線の進歩的平和的使命を強調し、フランスの人民戦線が世界のフランス主義獨裁の下に苦しむ人民大衆に絶大の希望と力とを與へてゐることを力説し又、ソヴィエト同盟の労働者の状態をドイツの労働者のそれとを對比してソヴィエトを賞讃する。
- (二) フランス主義の外交に對して民主主義の外交を對比し、人民戦線政府のスペインの共和主義者の救済を放棄せる欺瞞と國際聯盟の條約不履行の怠慢を衝く。
- (三) 綱領の完全なる適用、特に、貨銀の調整、失業者と農民と



職業	平均賃銀				職業	平均賃銀				職業	平均賃銀			
	一九三七年 十月	一九三六年 十月	一九三五年 十月	一九三四年 十月		一九三七年 十月	一九三六年 十月	一九三五年 十月	一九三四年 十月		一九三七年 十月	一九三六年 十月	一九三五年 十月	一九三四年 十月
燧煙製造工	五・七四	五・七四	五・七四	五・七四	鋸削工	五・七四	五・七四	五・七四	五・七四	刺繡工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
踏踏工	五・八四	五・八四	五・八四	五・八四	鍛冶工	五・八四	五・八四	五・八四	五・八四	婦人帽製造人	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
鐵鍛工	五・九四	五・九四	五・九四	五・九四	鑄造工	五・九四	五・九四	五・九四	五・九四	女職業平均	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
鉛工	六・〇四	六・〇四	六・〇四	六・〇四	銅工	六・〇四	六・〇四	六・〇四	六・〇四	紳士服製造人	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
錫工	六・一四	六・一四	六・一四	六・一四	指物工	六・一四	六・一四	六・一四	六・一四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
銅工	六・二四	六・二四	六・二四	六・二四	大材工	六・二四	六・二四	六・二四	六・二四	女立人	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
指物工	六・三四	六・三四	六・三四	六・三四	大材工	六・三四	六・三四	六・三四	六・三四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	六・四四	六・四四	六・四四	六・四四	大材工	六・四四	六・四四	六・四四	六・四四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	六・五四	六・五四	六・五四	六・五四	大材工	六・五四	六・五四	六・五四	六・五四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	六・六四	六・六四	六・六四	六・六四	大材工	六・六四	六・六四	六・六四	六・六四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	六・七四	六・七四	六・七四	六・七四	大材工	六・七四	六・七四	六・七四	六・七四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	六・八四	六・八四	六・八四	六・八四	大材工	六・八四	六・八四	六・八四	六・八四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	六・九四	六・九四	六・九四	六・九四	大材工	六・九四	六・九四	六・九四	六・九四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・〇四	七・〇四	七・〇四	七・〇四	大材工	七・〇四	七・〇四	七・〇四	七・〇四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・一四	七・一四	七・一四	七・一四	大材工	七・一四	七・一四	七・一四	七・一四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・二四	七・二四	七・二四	七・二四	大材工	七・二四	七・二四	七・二四	七・二四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・三四	七・三四	七・三四	七・三四	大材工	七・三四	七・三四	七・三四	七・三四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・四四	七・四四	七・四四	七・四四	大材工	七・四四	七・四四	七・四四	七・四四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・五四	七・五四	七・五四	七・五四	大材工	七・五四	七・五四	七・五四	七・五四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・六四	七・六四	七・六四	七・六四	大材工	七・六四	七・六四	七・六四	七・六四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・七四	七・七四	七・七四	七・七四	大材工	七・七四	七・七四	七・七四	七・七四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・八四	七・八四	七・八四	七・八四	大材工	七・八四	七・八四	七・八四	七・八四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	七・九四	七・九四	七・九四	七・九四	大材工	七・九四	七・九四	七・九四	七・九四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・〇四	八・〇四	八・〇四	八・〇四	大材工	八・〇四	八・〇四	八・〇四	八・〇四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・一四	八・一四	八・一四	八・一四	大材工	八・一四	八・一四	八・一四	八・一四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・二四	八・二四	八・二四	八・二四	大材工	八・二四	八・二四	八・二四	八・二四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・三四	八・三四	八・三四	八・三四	大材工	八・三四	八・三四	八・三四	八・三四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・四四	八・四四	八・四四	八・四四	大材工	八・四四	八・四四	八・四四	八・四四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・五四	八・五四	八・五四	八・五四	大材工	八・五四	八・五四	八・五四	八・五四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・六四	八・六四	八・六四	八・六四	大材工	八・六四	八・六四	八・六四	八・六四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・七四	八・七四	八・七四	八・七四	大材工	八・七四	八・七四	八・七四	八・七四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・八四	八・八四	八・八四	八・八四	大材工	八・八四	八・八四	八・八四	八・八四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	八・九四	八・九四	八・九四	八・九四	大材工	八・九四	八・九四	八・九四	八・九四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・〇四	九・〇四	九・〇四	九・〇四	大材工	九・〇四	九・〇四	九・〇四	九・〇四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・一四	九・一四	九・一四	九・一四	大材工	九・一四	九・一四	九・一四	九・一四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・二四	九・二四	九・二四	九・二四	大材工	九・二四	九・二四	九・二四	九・二四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・三四	九・三四	九・三四	九・三四	大材工	九・三四	九・三四	九・三四	九・三四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・四四	九・四四	九・四四	九・四四	大材工	九・四四	九・四四	九・四四	九・四四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・五四	九・五四	九・五四	九・五四	大材工	九・五四	九・五四	九・五四	九・五四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・六四	九・六四	九・六四	九・六四	大材工	九・六四	九・六四	九・六四	九・六四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・七四	九・七四	九・七四	九・七四	大材工	九・七四	九・七四	九・七四	九・七四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・八四	九・八四	九・八四	九・八四	大材工	九・八四	九・八四	九・八四	九・八四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	九・九四	九・九四	九・九四	九・九四	大材工	九・九四	九・九四	九・九四	九・九四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四
大材工	一〇・〇四	一〇・〇四	一〇・〇四	一〇・〇四	大材工	一〇・〇四	一〇・〇四	一〇・〇四	一〇・〇四	縫衣工	三・〇四	三・〇四	三・〇四	三・〇四

(2) 職業別比較時賃銀表 (單位—法、三六及一一年は二一、三〇及三五年は二〇、三七年は一八職業平均)

の救済、老朽労働者の退職資金の給付等は、紙上の革命的形式より着實にこれを實行に移すことの望ましきことを強調する。

(四) カグラールの陰謀事件に對しては、フランス同盟の解散、武装解除、フランス共産黨とその外國代理者の投獄を希望し、又社會立法を植民地へ完全に適用し、土民への差別法典を禁止、彼等に自由法規と獨立の權利を保證すべきことを要求する。

(五) 人民戦線は選挙のための手段ではなく、共産主義者は團結を欲するが故に、人民大衆の運動はこれを支持し援助するものであること、そのためには全人民戦線の國民的大會を召集するの必要あること、カトリック労働者を彼等の感情と衝突することなく反ファシズム闘争の組織へ誘致するの必要あることを強調する。

(六) 共産主義者は、組織的統一、即ちプロレタリアの唯一つの政黨としてのプロレタリア統一の創造のために闘争を集中し努力すべきことを強調する。

(通記) 最後に、本稿の課題は、一九三七年下半年から一九三八年上半年に至るフランスの労働事情を取扱ふにあつた。従つて、この間の政治經濟情勢の推移も右期間中に限り、それが労働事情と關聯する程度に於て簡単に觸れて置けば足るのである。しかし昭和十二年版の本章に於ては一九三六年の中期のブルム内閣成立當時の事情とそれ以前を取扱つて其の後の發展に及んでゐないから、本稿は、特に一九三六年下半年から一九三八年上半年人民戦線政府統治下の二年を取扱つた。殊に統計數字は最近のものに入手出来ない事情もあるもので主として三七年の動きを中心に置いた。本稿を書き終つてから筆者は、フランス統計局のビュレタン(一九三八年四月—六月)とフランス労働省のビュレタン(一九三八年一月—三月)の二部を入手するので、本稿の統計へ新たな數字を附加する必要が生じた。筆者はこれによつて本文の若干部分を補足したが、尙必要と思はれる二三の統計を左に附録表として追加参考に査し度いと思ふ。

一般指數	機械	金屬紡織	礦物建築	皮革	ゴム	製紙
一九三八年四月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年十二月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年十一月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年十月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年九月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年八月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年七月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年六月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年五月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年四月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年三月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年二月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三七年一月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年十二月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年十一月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年十月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年九月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年八月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年七月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年六月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年五月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年四月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年三月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年二月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四
一九三六年一月	九二	一〇二	六六	一〇八	九三	一〇四

附表 (1) 工業生産指數(一九一三年=一〇〇)



(3) 小賣物價並に生計費指數  
小賣物價指數(三四商品、一九一四年=100)  
一般都市(人口一萬以上)

一九三六年五月	四九九	四二九
八月	四七七	四五三
十一月	五三四	五〇八
一九三七年二月	五七七	五四〇
五月	五八六	五四九
八月	六一五	五七九
十一月	六六四	六二一
一九三八年二月	六九二	六四一
五月	六九八	一

生計費指數(一九三〇年=100)

一九三六年五月	八〇三	六六三	八八	九九	八〇七	九六
十一月	九一〇	八八五	九	一〇二	八二七	一〇五
一九三七年二月	九六五	九三三	一〇三	一〇四	九四〇	一〇〇
五月	九九四	九五三	一〇四	一〇五	一〇三三	一一一
八月	一〇三八	九九〇	一一〇	一〇六	一〇八六	一一〇
十一月	一一〇〇	一〇六五	一一八	一〇七	一一四〇	一二四
一九三八年二月	一一三三	一一〇八	一二四	一二三	一二六〇	一二八

(4) 完全失業者數

一九三六年	一九三七年	一九三八年
第一週 四五〇、九〇五	第一週 四一三、四五〇	第一週 三六五、四五二
第二週 四六三、二二五	第二週 四二〇、四四八	第二週 三八〇、九三八
第三週 四六九、二〇〇	第三週 四二四、七〇〇	第三週 三九三、二一二
第四週 四七四、四六二	第四週 四二七、九三二	第四週 三九九、七二八
第一月 四七七、一七三	第一月 四二六、〇七二	第一月 四〇三、八一三
第二週 四八三、一五五	第二週 四二〇、八八〇	第二週 四〇六、〇五〇
第三週 四八七、二二三	第三週 四二〇、五九七	第三週 四〇九、七七六
第四週 四八九、六三九	第四週 四一五、五八〇	第四週 四〇九、七七〇
第一月 四八七、三七四	第一月 四一〇、二一九	第一月 四一二、三八六
第二週 四八四、五二六	第二週 四〇四、六二四	第二週 四一〇、六二五
第三週 四七七、七六六	第三週 四〇一、二五九	第三週 四〇七、二三二
第四週 四七〇、四六〇	第四週 三九三、八五一	第四週 四〇四、二五七
第一月 四六五、一二七	第一月 三八八、九二〇	第一月 四〇一、〇五六

(5) 争議統計

一九三七年九月—十二月の罷業

九月	一三〇	一七、九六六	一三	一〇一	二五	三	二	三
十月	九七	一九、六〇三	二	七	三	一	一	二
十一月	七六	一九、五七	二	六	三	一	一	二
十二月	二五	一七、六三	六	七	五	一	一	三

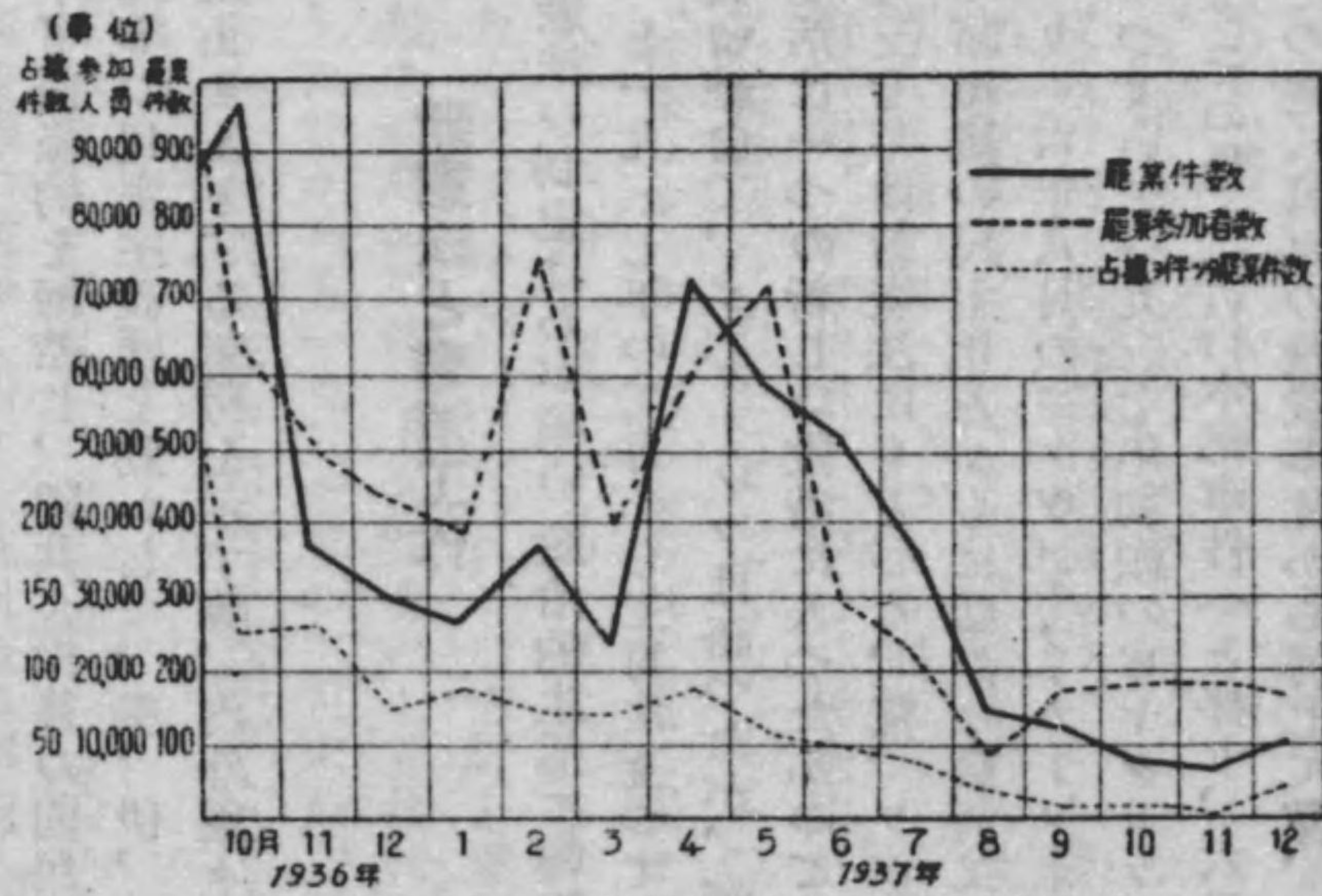
一九三八年一・二・三月の罷業

一月	二	四五	八	五、五〇	七、一三〇	三	三	一五、三六六
二月	九	四七	一	七、〇二五	一、一三〇	一	四	一五、三六六
三月	三	九六	一〇	一〇、一七	一、一三〇	二	三	一五、三六六

参考書目

- Bulletin de la Statistique Generale de la France 1937 及び 1938
- 1-6 (フランス統計局)
- Bulletin du Ministère du Travail 1936 及び 1937, 1938, 1-3 (フランス労働省)
- La Voix du Peuple 1937 及び 1938, 1-2-3 (C.G.T.機関紙)

1937年に於ける罷業の變動



Le Temps 1937 及び 1938 (有力政治新聞)  
世界の労働(國際労働局東京支局)自一九三七年一月至一九三八年六月  
社會政策時報昭和十三年八月號(協調會)  
歐米經濟叢報(日本銀行調査局)



## ソ ヴ ィ エ ト 聯 邦

## 概 説

一九三七年は革命二十週年に當り、又第二次五ヶ年計畫の最終年度であつた。三六年「過去の成果の記録」として制定された新憲法は國の政治生活の轉換點となつて、黨、労働組合、青年同盟の改選、最高會議の選舉等を促すとともに、三六年來益々峻烈となつた肅清工作と相俟つてソヴィエトの全生活を一變せしめ、夥しい新人の登場となつた。春には五ヶ年計畫の期限前遂行が發表され、秋には穀物の收穫七十億プードに近いと報告された。四季を通じてプーシキンの百年祭、オルジ・ニキーゼの死、モスコ・ヴルガ運河の開通、北極横断飛行の成功、北氷洋觀測所の設置と續いて、秋の恒例の演劇祭、二十週年記念祝典へと轉じ、「全民衆の祝祭日、ソ聯最高選舉日」(スターリン)でクライマックスに達して、一年の多事を象徴するやうなチェーカー——ゲ・ベ・ウ——内務人民委員部の二十週年記念によつて幕を閉じた。三月以來十月に至る肅清工作の犠牲は約一千名(A.P.通信)と傳へられた。三六年より引き続きスペイン内亂における政府軍への援助を續けると共に、七月勃發した支那事變では、

ソ支不可侵條約を締結し、國共合作後の國民政府を支持し英、米、佛等の民主主義國を動かして、獨、伊、日等の防共國の行動を阻止せんとする氣勢を示す等、内外益々多事ならんとしてゐる。

## 新憲法と肅清工作

「新憲法の制定はわが國の政治的生活に轉換點を示すものである」と一九三七年の二月から三月に亘つて開かれた共產黨中央委員會總會で、ジューダーノフは語つたが、確かにソヴィエトの政治生活は一つの新しい段階に入つたかのごとくである。

一九三七年は新憲法にもとづく、黨、ソヴィエト、労働組合その他の諸組織の民主化とともに猛烈な肅清工作を捲き起した。既に一九三六年八月のジノヴィエフ・カメネフ合同本部事件裁判からつゞいて一九三七年初頭のビヤタコフ、ソーコロニコフ、ラデックその他の併行本部事件へと移り、六月のトハチエフスキーその他八將軍の銃殺事件から轉じて黨、ソヴィエト、労働組合、青年同盟、オソアピアヒムその他諸團體の中心人物の打ちつゞく檢擧、秋になつて猛烈となつた諸民族共和國の「ブルジ、

ア民主主義者に對する彈壓は、十二月二十日チェーカー——ゲ・ベ・ウ——内務人民委員部の二十週年記念が盛大に行はれるとともにエヌキーゼ、カラハン以下六名の主として外交畑の人々の銃殺判決の發表となつて一九三七年を終つた。この肅清工作は、ソヴィエト聯邦始まつて以來の大がかりなもので、始めは單にキーロフ暗殺事件の審問から端を發したこの所謂「トロッキースト」の陰謀事件は、次第にその範圍を擴げて、犯罪の性質の點でも期間の廣汎な點でも、過去一切の陰謀の集中的表現たる感を與へ、公判が續くにつれて、從來無關係として決定された従前の事件が次々に聯絡あるものとして發表され、一九三八年初頭の「ブハリン・トロツキスト・ブロッカ公判」では、従來の一切の反對派、トロツキー派、ジノヴィエフ・カメネフ派、トハチエフスキー・ガマルニク派、ブハリン、ルイコフ派の人々が全部連絡をとり、古くは一九一七年の革命前からの反對派的行動まで剔發され、現政權の打倒を中心に、諸外國の諜報機關とも通謀して、ブロッカを結んだと宣告され、多くは死刑となつた。これらの打ちつゞく公判に對して、あるグループはその目的綱領を隠し(ジノヴィエフ・カメネフ)、あるグループは綱領はある程度明白しながら、その組織活動を否認し(ラデック)、ある者は内亂への参加は認めるが諸外國との關係、相互被告の關係等を否認し(ブハリン)、ある者は最初全然否認して、翌日全部自白する(アレクサンスキー)等の態度を示した。この事件の國際的

に與へた反響も種々様々であつたが、各國の共產系の新聞がこれを支持した外は、多く否定的意見に傾き、中にはスターリン獨裁の危機として、共產黨の分裂、赤軍の崩壊をすら豫言するものもあり、第二・アムステルダム、兩インター系統の労働團體からは、抗議を發するものもあつた。しかしこの犯罪が過去二十年來の反政府的陰謀の集中的表現のごとく發表されたやうに、この公判に對するソヴィエト政府の態度も、過去二十年來の彈壓の總決算たる感を與へた。つまり過去二十年間の經濟建設の結果、經濟狀態、社會狀態が一變して新憲法が制定されたのであるが、この新憲法の制定によつてソヴィエトの政治生活は轉換點に立ち、従來ソヴィエト政府の方針に陰に陽に反對的立場に立つてゐた人々の一掃となつたものと思はれる。他方又さうした肅清工作なくして、今後のソヴィエトの方針を遂行することは殆んど不可能な時期に到達してゐたものと思はれる。

さうした點からも一九三七年の二月末から三月始めにかけて開かれた全聯邦共產黨中央委員會總會は注目されたのであつた。

議題は二月二十六日のジューダーノフの報告、新選舉制度によるソ聯最高會議の選舉に對する黨組織の準備と、それに對應せる黨政治活動の再建」と三月三日のスターリンの報告「黨活動の諸缺陷並びにトロツキー派、その他二心分子の清算」とを中心に行はれ、兩者の報告に基づく決議が採用され、ブハリン、



ルイコフの黨からの除名が決定された。  
スターリンは總會で行はれた諸報告およびその討論によつて三つの基本事實が明かとなつたとして指摘した。

「第一は外國の手先の破壊的および挑發的・スパイ的活動が——ここではトロツキストが非常に積極的な役割を演じてゐるのであるが——わが國の經濟組織、行政組織、黨組織のすべての或ひは殆んどすべての組織を多かれ少かれ攪亂したことである。

第二は、トロツキストをも含む外國の手先が、單に我々の下部組織のみでなく、重要部署にまで侵入したことである。

第三は、わが中央並びに地方の指導者の一部までがこれらの破壊者、挑發者、スパイ、暗殺者の眞の姿に氣づくことが出来ないで、しばしば外國の手先の重要部署への侵入に協力するほどに不注意でお人好しで、且つ幼稚であつたことである。」

と説明し、これはキーロフ事件以來しばしば「黨中央委員會が警告を發したにも拘らず、その後行はれた、黨文書の檢査、交換カンパによつても明かなやうに、黨政治活動に不注意であつたところから生じた。

「問題は、わが黨員たちが、經濟運動と經濟建設の戦線における大成功に有頂天になつて、ボリシエヴィキの忘るべからざる若干の極めて重大な事實を全く忘れてしまつた點にある。即ち、彼らはソ聯邦の國際關係の方面における一つの基本的事實を忘れ、黨員章にかくれボリシエヴィキの假面をかぶつた今日の破壊者、スパイ、挑發者、暗殺者に直接關係のある二つの重要な事實に氣づかなかつたのである。」

治的潮流と言ひえないことは蓋しこゝに起因するのである」と説明し、黨活動の缺陷をのべてこれを清算する方法として、

「何よりも先づそれ／＼の黨員の注意を國際的及び國內的性質の重大な政治問題にむけねばならぬ」

この場合、特に今日の破壊者及び挑發者とシヤハチ時代の破壊者及び挑發者との間には本質的な相違があることを強調して

「シヤハチ時代——(一九二八年の經濟妨害活動——筆者註)——の破壊者は我々の技術的立運れを利用しつゝ、技術に基いて我々を欺瞞したが、黨員章を有する今日の破壊者は人々の政治的不注意を利用しつゝ、彼らに對する政治的信頼に基いて我々を欺瞞してゐることを、わが黨員に説明せねばならぬ。」

「シヤハチ時代に適應して生れた技術の獲得といふ舊スローガンを、現在の時期に適應した、幹部の政治的教育、ボリシエヴィズムの把握、政治的輕信の清算といふ新しいスローガンによつて補足せねばならぬ。」

として、これに對する腐敗せる理論を六つあげてゐる。

- 1 前進するにつれて階級闘争は次第に消滅し、成功を克ち得るに従つて階級敵はますます従順になつて行く。
- 2 常に破壊活動をせず、時には自己の活動において成功を示すものは破壊者でない。
- 3 經濟計畫の組織的遂行は破壊行為とその結果とをもちたらないであらう。

と述べ、その氣づかなかつた事實とは、第一に

「ソヴェト聯邦が資本主義諸國の包圍のうちにあること」「わが同志諸君はこの基本的事實を忘れたのである。」

として、これらブルジョア諸國間の關係を例にあげて「これら諸國間の關係は善隣關係とは似ても似つかぬものである。ブルジョア諸國が相互に他國の背後にスパイや破壊者や挑發者を派遣し、時には暗殺者をも送り込み、そして彼らにその國の公共機關や企業にもぐり込んで、そこに彼らの網を張りめぐらし、「必要な場合には」その國の背後を爆破して、その力を殺ぎ弱めるべき任務を與へてゐることは、周知の事實である。」

「ブルジョア諸國がソヴェト社會主義國家に對して同一種類のブルジョア諸國よりも優しく且つ善隣的でなければならぬ理由があらうか。」

と述べ、第二の事實としては「現在のトロツキズムはもはや七、八年前のそれとは異つてゐる。」一九三六年と一九三七年の公判を比較すると

「カーメネフとジノヴィエフは自分たちには何らの政治的綱領もないと斷言した。」「ピヤタコフ、ラヂックおよびソコロニコフはトロツキ一・ジノヴィエフ一派が政治的綱領をもつてゐることを否定しなかつた。」「しかしそれは、トロツキ一派の綱領の支持を労働階級と國民とに訴へんがためではなくて、反國民的、反プロレタリア的綱領としてこれを呪咀し、烙印せんがためであつた。」「トロツキストが、かゝる綱領を國民と労働階級の面前から隠蔽せざるを得なかつたのはむしろ當然である。」「現在のトロツキズムがもはや労働階級内の政

と述べ、その氣づかなかつた事實とは、第一に

4 スタハノフ運動が破壊的行爲清算の基本的な方法である。

5 トロツキ一派の破壊者は大なる豫備軍をもつてゐない。

6 我々ボリシエヴィキは多數であるが破壊者はごく少數である。

等の見解をあげ、「ドニエプルに發電所を建設するには數百の労働者が参加せねばならなかつたが、これを爆破するには數十人の人間で間に合ふであらう」とし、政治教育を上から下までやり直すための方法を提案した。

この討論に際して現はれた若干の問題として、スターリンは三月五日に再び演壇に立つて、七つを數へ上げてゐる。

- 1 經濟的活動から全く手を引くべきであるといふ誤つた結論。
- 2 十把ひとからげにすべてのものを清掃することはよくない。かかる一律の取扱ひ方はトロツキ一派の破壊者とスパイとに對する闘争を破壊しうるだけである。
- 3 役員選擇に際して、家族關係や組合關係を標識にして、その政治的および事務的才能を無視してゐること。
- 4 役員點檢のために黨大衆を動員するため、黨規の要求してゐるやうな黨内民主的中央集權の嚴格な實行、黨機關の無條件的選舉制、候補者の擁立および忌避の權利、秘密投票、批判および自己批判の自由。(この問題はジノヴィエフの報告演説の中心をなすものである。——筆者)
- 5 幹部に誤謬を教へ込むために、公然と自己の誤謬を認め、その原因を摘發し、その是正策を講ずること。
- 6 大衆と結びつき、大衆から學ぶこと。



7 個々の黨員の運命、即ち黨員の除名乃至復黨問題に對する形式的な、且つ冷厳な官僚主義的態度。

等をあげてゐる。殊に最後の問題に力を入れて、  
「だが、それにも拘らず、トロツキー一派の破壊者が、なほ依然としてわが黨の近くに何らかの豫備軍を持つてゐるとすれば、これは或る同志たちの黨員の除名および復黨問題に對する間違つた政策と、個々の黨員および役員に對する彼らの冷厳な態度とが、故意に不平不満分子を増加させ、かくてトロツキストにその豫備軍をつくり與へるためである」として、

「この問題に關する限り官僚主義は全く驚くばかりである」と強調し、消極的態度のために除名されたもの、一、二回黨の會合に遅刻したり、黨費を拂はなかつたりすると、過失の程度、集會缺席の理由、黨費不納の原因などに頓着なく除名すると言つて、最後に

「同志諸君、かくの如き醜體はもう止めてもよい時である」と結んだ。

(1) 清和書店版、世界政治經濟情報第三輯

總會に於ける今一つの報告は、ジューダノフの「新選舉制度によるソ聯最高會議に對する黨組織の準備と、それに對應せる黨政治活動の再建」と題するものであるがジューダノフは

「新憲法の制定はわが國の政治生活に於ける轉換點を示すものである。この轉換點の本質は、諸ソヴィエトへの不完全平等選舉を平等選

舉に、間接選舉を直接選舉に、公開投票を秘密投票によつて置きかへることから成立してゐる。

新憲法の制定はこれまで選舉權剝奪として知られてゐた一切の制限を投げ捨てる」

「選舉制度におけるかゝる改正は、ソヴィエト諸機關に對する大衆の統制の強化及び大衆に對するソヴィエト諸機關の責任の強化を意味する。新選舉制はソヴィエト諸機關の活動の改善、ソヴィエト諸機關の活動に於ける官僚主義的缺陷及び歪曲の清算に對して強力な刺激を與へる。かゝる選舉制の實施により大衆の政治的活動性が、より一層強化され、勤勞者の新しい層が國家行政活動に引き入れられるであらう。」

ジューダノフはかゝる重要な轉換點において、黨が指導的役割を果すにはその黨自らが徹底的な民主主義的實行をなし、黨内の自己批判を展開し、黨機關の選舉主義を確立し、黨機關の黨大衆に對する責任を強化し、黨大衆を活動化することが必要條件である。と主張して現在の黨組織における驚くべき黨規違反を指摘してゐる。

特に重大な黨規違反は黨機關の構成員を選舉せずに、互選することである。つまり一般黨員が黨指導機關を選出したり、役に立たない候補者を忌避したりすることができなくなり、彼らの意見が反映しなくなるやうなやり方である。

この互選が如何に廣汎に行はれてゐるかの實例をあげれば、例へば州委員會、地方委員會、民族共和國中央委員會に於て委員會總會構成員のうち互選されたものの率が一一・六%、個々の組織ではキエフが二二・八%、白ロシヤ二六・二%である。地區委員會、都市委員會の構成員の互選率は、モスコイ組織では一七・七%、レニングラードでは一七・五%、アルミヤンスクでは三〇%であつた。又黨規約によれば、上級から下級までの黨委員會の選舉期間が、最下級組織の委員會選舉が一年に一回、都市及び區委員會も一年に一回、州、地方委員會、民族共産黨中央委員會で一年半に一回と規定されてゐるのに、これは殆んど守られてゐない。過去二三年間に州、地方委員會、民族共産黨中央委員會で選舉を行つたのは新な州が作られた爲に、黨組織ができたカリニン、クラスノヤルスク、オムスク、オレンブルグスク、ヤロスラフスク等の諸組織にすぎず、その他の組織の大部分は一九三四年の第十七回黨大會以來、殆んど選舉を行つてゐない状態である。その他黨委員會の黨大衆への活動報告が全然されないこと、黨總會が殆んど有効に催されないこと、決議なども殆んど討議もせずに決定することなどをジューダノフは具體的に指摘して、かゝる缺陷は、黨員の活動性の増大を阻止し、黨生活に於て特に重要な意義をもつ黨活動分子をして指導的活動へ参加し得なくさせ、黨員をして黨機關の活動を統制する權利を失はせ、かくして黨指導者と黨員大衆との間の正しい相關關係を破壊してゐる。右のごとき諸缺陷を清算せずしては、黨がソヴィエト政治の轉換の先頭に立ち、新しい任務を果す

ことは出来ないとした。長い討論の後、黨活動を黨内民主主義の原則に基づいて立て直すための諸方策が決定され、五月二十日まで黨下級組織の改選をやることゝなつた。

總會におけるこれらの報告・討論・決議等は、ソヴィエト聯邦内に風を捲き起した。各地で黨組織の集會が開かれ、總會の決議を討議し、自己批判を行ひ、肅清工作を斷行した。例へばモスコイ地方では三月十二日から十六日にかけて黨役員總會、次いでレニングラード、クラスノヤルスク、ミンスク、アルハンゲルスクに開かれ、中旬には、輕工業、選信、財務各人民委員部は何れも役員集會を開き、上級から下級の諸機關諸工場まで同様の集會が相次いで開かれた。

黨中央委員會總會に次いで四月五月に開かれた全聯邦勞働組合中央評議會第六回總會は、來るべき最高會議及び勤勞者代表ソヴィエト、更に第二次五ヶ年計畫の完成と第三次五ヶ年計畫への移行と關聯して、重大な政治的・經濟的轉換期に面した勞働組合の諸問題を檢討することゝなつたが、この總會の重要性に鑑みて、黨は中央委員會書記カゴロフ、チ、アンドレーエフを送つて討議に参加させた。總會の議事日程は次の如くである。

- (一) 勞働組合機關の改選に關聯した勞働組合の報告(シシュエルニク)
- (二) 勞働組合模範規約草案に關する報告(エウレイノフ)
- (三) 勞働組合機關改造に關する指令(中央評議會幹部會)



黨機關紙「ブラヴダ」は社説「労働組合活動の轉換を實現せよ」のうちで「この總會の意義は巨大である。この總會は、ソヴィエト労働組合運動史上、最も重要な轉換的指標である」と書いたが、總會に於けるシュヴェルニクの報告、それに基づいた決議はソヴィエト労働組合活動の現情を明瞭に評價し、現在労働組合が當面してゐる特殊な危機の原因を特徴づけ、現在の段階におけるソヴィエト労働組合の任務を指摘した。

労働組合が現在経験してゐる重大な危機を導き出した主要な原因は、先づ第一に労働組合機關内に廣汎に且つ深く根をはつてゐる官僚主義、民主主義の原則の全面的な違反であつた。民主主義原則の違反、互選制度は黨以上に甚だしく、下は工場地区委員會から始まつて上は中央委員會、中央評議會に至る迄殆ど全機關に於て一般的現象となつてゐた。例へば六十五の中央委員會に於て、その幹部會委員中、大會で選出されたもの百十六名に過ぎず、百三十九名は互選されたものであり、更に驚くべきことは、幹部會が二名で構成されてゐる中央委員會が二十一、二名から成るものが五つあつた。又中央評議會總會は二箇半年開かれなかつた。中央委員會で幹部會がなく、代表者及び書記が一人ですべての問題を決定してゐた所もある。

第二にソヴィエト労働組合は、自己の機關内に根深く巢喰つてゐる反ソ分子を摘發、驅逐しなければならなかつた。例へば中央評議會の外國労働者管理局長ジ・リコフ、社會保險部長コト

フ、科學研究協會次長アントン・シニキン、又ドンバスのコークス、化學工業労働組合中央委員會議長ギリブルグ、初・中等學校從業員組合中央委員會議長コロチロフ等の如き中心人物が、反ソ分子として内務人民委員によつて逮捕されてゐた。

第三に、ソヴィエト労働組合は現在その最も重要な活動分野たる社會保險に關しても重大な缺陷を曝露し、業務は官僚的に行はれ、組合員大衆は参加させられず、そのためこの機構中に多數の反ソ分子が侵入して多額の資金が濫費されてゐた。

第四に、労働保護の分野でも活動は極めて不満足で、若干の工場部門に於て傷害事故が増加してゐるが、その原因は一方經營者の労働保護の輕視、他方労働組合のそれに對する闘争の不十分によるものであつた。

第五に、生産労働方面における缺陷が指摘され、ついで労働者の文化的教育水準の向上を目的とする活動が非常に不十分で若干の労働者のクラブの状態は、即時改組されねばならぬとされた。

シュヴェルニクの報告の後、討論に入つたが、七十一名の代表者が参加し、中央評議會及び中央委員會の役員は手きびしく非難された。最後に「労働組合機關の選舉に關する労働組合の報告に關する」決議、「労働組合諸組織選舉の施行に關する」決定が採擇された。

かくて、選舉制度の復活、反ソ分子の掃蕩、社會保險活動に

組合員の活動分子を参加させるため、企業に、工場委員會に社會保險會議を組織し、そこで労働不能手當の範圍を決定し労働者及び勤務員をサナトリウム及び休息の家に、少年を幼稚園、ピオニール野營等に送り、又資金の有効な支出、國家資金の濫費の防止等々を監督させること、労働監督員の素質を向上させること、生産労働方面では團體契約を復活させ、労働組合組織による生産會議の定期的召集を復活させ、大衆を生産の改善に引き入れること、居住の建築、修理、改善、特に幼稚園の建築等に留意すること、文化活動を活潑にし、又政治的、理論的水準を高めることが決定された。

次にエヴレイノフの「労働組合新規約草案」についての報告によると、新規約はソヴィエト労働組合運動に劃期的、根本的改革を爲すものであり、この規約に於けるソヴィエト労働組合の主要任務は社會主義社會の發展、労働生産性の向上、社會主義財産の強化となつてゐる。

この規約草案に於ては、新憲法の規定に對應して、労働組合員の資格は性、年齢、民族及び信仰の差別なく組合員たりうる原則が採用されてゐる。組合員たり得ない者は、裁判によつて選舉權を剝奪された者、或は特許企業の指導的・行政的地位にある者である。

組合員の權利義務に就ては、民主主義的中央集權主義、大衆の廣汎な自主的活動、選舉主義、少數派の多數派への服従等の

原則がとられてゐる。大衆との結合、大衆の積極的活動の確保、官僚主義反ソ分子の排除のために、新規約に於ては労働者、勤勞者の總會が重視され、すべての重要な問題はこの會合で審議すべきことが決定されてゐる。

この報告の後、「労働組合模範規約草案に關する」決定が採用された。これによつて規約委員會が設置され、規約草案の修正をすることゝなつた。規約草案は七月一日までに總會を開いて討議し、組合員大衆の討議のために公表し、十月二十日に開かれる労働組合第十回大會に提出されることが決定されたが、第七回總會も九月に延期され、それも遂に行はれず第十回大會も年内には開かれなかつた模様である。

最後に總會は秘密投票によつて、五名の書記局及び十五名の幹部會員を選舉をしたが、書記局員としては、シュヴェルニク、カ・イ・ニコラエフ、ベ・ゲ・モスカイトフ、エス・エル・ブレグマン、エ・エヌ・エゴロフが選ばれた。

尚シュヴェルニクの報告によると、労働組合の文化活動を發展させる物質的條件として、クラブは一九二九年の三千七百二十六から一九三七年には五千四百二十六に増加し、組合所屬圖書館數は一萬三千餘、藏書數は四千二百萬に達し、その經營費は一九三六年の三千九百五十萬ルーブルから一九三六年の九千四百萬ルーブルに増加し、ラヂオ事業には一九三五年と一九三六年に四千二百萬ルーブルが投資され、二千のラヂオ配給所と五



十萬のラヂオセットをもち、更に運動場は約四千五百、スキー場は一千數百、游泳池、滑艇場、競技場は約四百となつてゐる。

(1) 秋山憲夫氏「ソヴェト労働組合の現勢」社会政策時報、昭和十二年十月號

尙總會では組合の下級機關の改選は七月十五日州會議及び各労働組合大會は十月一日までに改選を行ふことと決定された。

こうして黨、労働組合の肅清運動が進展してゐる中に、レーニン主義共産青年同盟の檢舉も漸次擴がつて行き、八月初頭にはサルターノフ、ルキヤノフ(書記)、フラインベルグ(コミンテルン代表)、ブベキン、アンドレーフ等が檢舉された。

八月二十一日から二十八日迄開かれた青年同盟の第四回總會は當然これを問題にとりあげ、書記長コサーレフは「青年同盟内における國民の敵の活動について」といふ報告で、激しい自己批判を行つた。討論の後、決議として同盟員の生活墮落を非難し、泥酔その他の道徳的放縱を防止し、政治的關係組織的關係と友人關係とを混同する習慣を非難し、幹部と青年大衆との日常の接觸、凡ゆる同盟組織に於て同盟の行動に關する問題を團體的に批判解決する手段を講ずること、現在の指導者の有害な選出慣習を一掃して、新進分子を拔擢すること、同盟員の除名又は復籍の問題の審議は同盟員各人の運命を決定するものであるから、形式的にしてはいけない、等の決定をした。その後、中央委員會書記局の改選が行はれた。現在の中央委員指導

スタハノフ主義者、突撃隊労働者であつた。十一月初頭までに開かれた十七の労働組合全國大會で中央委員の九〇%、中央委員會議長の五五%、書記の八五%は新人であつた。新團體契約は一九三八年一月から實施される筈であるが、組合の今一つの緊急問題は住宅その他の新アパート、クラブ、託兒所を可及的速かに建設することである。

(1) モスカトフ「労働組合の新任務」モスコニュース、一九三七、一一、七

### 新選挙法に基く最高會議選舉

「新憲法制定による國の政治生活の轉換は來るべき最高會議選舉の準備に於けるばかりでなく、黨、共産青年同盟、労働組合の諸選舉においても、工場や經濟的諸機關の各會合でのそれらの企業の作業を批判し檢討する場合にも感じられた。こゝにソヴェト・デモクラシーの活動を見るのだ」

(1) モスコニュース、一九三七年、十一月七日記念號、社説

一九三七年のソヴェトの全組織の關心事となつた、新憲法の民主主義的諸規定を基礎とする新選挙法は六月の黨中央委員會總會で承認され、七月九日のソヴェト聯邦中央執行委員會總會で決定され公布された。

新選挙法は「ソヴェト聯邦最高會議選舉規則」と稱するものであるが、第一章選舉制度、第二章選舉人名簿、第三章聯邦會議及び民族會議選舉の選舉區、第四章選舉地區、第五章選舉委員會、第六章ソヴェト聯邦最高會議代議員候補者擁立制度、第七章投票制度、第

部はコサーレフを除いて全部一變したと言はれてゐる。

黨の中央委員會總會は六月と十月に開かれたが、六月總會では、新選挙法の承認、「粒穀農作物の種子改良」についての農業人民委員會議の決定の承認、「機械トラクターステーションの改善方法」を農業人民委員部と協同すること、「規則正しい輪作の實施」について次期總會で討論すること等を決定し、十月總會では主として來るべき選舉對策が講じられた。

尙黨の公表によると黨下級機關五萬四千につき黨委員會構成の五五%、書記の三五%は新しく改選されたと報告されてゐる。

尙労働組合中央評議會は三七年、アムステルダム・インターナショナルに加盟を決定し、その協議會を十一月モスコで開くこととなつたが、同時に革命二十週年を記念して各國の労働運動の代表者をモスコに招き、西、英、米、佛、チエコ、メキシコ、ノルウェー、スウェーデン、デンマルク、白、蘭、アルジェンチン、チリ、オーストラリア、カナダ、キューバ、外蒙古等より二百名ほど來會した。中にはイギリスのトム・マン、ジョセフ・ジーンズ、アメリカのダヴ・ド・ラッセル等の顔振れも見えた。

第六回總會の決定にもとづく労働組合の選舉は、先づ工場、事務所の選舉を皮切りとして行はれたが、新工場委員の二二%は黨員又は黨員候補者、一〇・七は青年同盟員、六七・三%は非黨員であつた。その社會構成は、五五・六%は労働者、二六・六%は勤務員、一七・八は技師であつた。選舉された者の三八%は

八章選舉結果の決定等百十二條からなり、從來の選挙法と異なる點は普通選舉(憲法一三五條、選挙法二條)

#### (イ) 選挙權

滿十八歳以上の男女は凡て、人種的差別、民族的差別、信教、教育程度、住居年限、社會的出身の如何、財産状態の如何を問はず、軍籍にある者も選挙權を有する、といふ點では一九二四年制度の舊憲法に於ても同様であるが、新憲法、従つて新選挙法では條文中に「過去の経歴」の如何に關せず選挙權を與へる趣旨の一句が挿入された。舊法、即ち一九二四年の憲法では、資本家、富農、商人、仲買人、僧侶、帝政時代の憲兵、警官、獄吏等には選挙權を與へられなかつた。其後右の者等の復權も漸次認められる等、選挙權剝奪者の範圍は漸次縮小されつゝあつたが、新憲法に於いては全然右選挙權剝奪者を殘存せしめないうで、平等に選挙權が與へられた。この點については、打ちつづく陰謀事件の最中に開かれた新憲法制定の第八回大會で、右の選挙權剝奪者を復權せしむることに反對の修正案が出て、相當問題となつたが、遂に選挙權を認めることとなつた。

#### (ロ) 被選挙權

選挙權と被選挙權についての差異は全然存在しない。たゞ候補者擁立權の問題で事實上制限をうける。即ち個人は擁立權なく法定の團體のみが擁立權を有してゐる。

尙この選挙權被選挙權に關し、心神耗弱者及び裁判によつて資格を剝奪されたものは選挙權がないが、これは選挙年齢人民の約三%であつて、殘の九十七%の男女は有權者である。



平等選挙（憲法一三六條、選挙法三條）

選挙規則第三條は各人民が各一票を有すること及び平等の基礎において選挙に参加することを規定してゐる。舊法では都市の住民は二萬五千人によつて一人の代議員を選出し農村に於ては十二萬五千人によつて一人の代議員を選出することになつてゐた。今度の新憲法及び新選挙法によつてこの差別が撤廢されて平等選挙となつたわけである。

直接選挙（憲法一三九條、選挙法一條）

舊法では全聯邦ソヴェエト大會の代議員は數個の段階を経て選挙され、直接に選挙人大家が選挙するのは村ソヴェエト、都市ソヴェエト代議員だけであつた。右の段階選挙はソヴェエト官僚、ソヴェエト貴族、日和見主義者のために悪用され、人民大家の政治的参加が非常に有名無實なものとなつてゐた。新憲法及び新選挙法によつて、人民は直接に最高會議代議員を選挙することになつた。尙ほ最高會議は聯邦會議と民族會議とに別れ、民族會議は段階選挙を採る様に、又兩院の代表數が異なるやうに、スターリン草案ではなつてゐたが、大會で修正され、直接選挙、兩院代表數は同數となつた。

秘密選挙（憲法一四〇條、選挙法一條）

一九一八年のロシア社會主義共和國聯邦の憲法及び一九二四年のソヴェエト聯邦の憲法は投票方法に關する規定を缺いてゐた。従つて理論上は公開と秘密の何れも差支へなかつたわけであるが、實際には公開選挙が行はれてゐた。新憲法第一四〇條は秘密選挙である旨を宣言してゐる。

候補者擁立権（選挙法五十六條）

候補者擁立権は個人に存在せず、法令に従つて登録せられた大衆組織のみが候補者擁立権をもつてゐる。黨、労働組合、協同組合、青年組織、文化團體その他で、社會的組織及び労働團體の中央並びに其等の共和國、區、州、地方機關、同様に企業に於ける労働者及び従業員總會、軍隊に於ける赤軍兵士總會、コルホーズの農民總會、ソフホーズの労働者及び従業員總會により行はれる。保證金の定めはない。

その他、選挙權行使に對する微細な技術的規定、即ち軍團又は病院、航海中の船舶の地區選挙區の設定を認めてゐる點、文盲其他不具者の投票實現の方法の規定、選挙人轉居の場合の投票權證明制度、選挙期日は休日に定めるとの規定が目目されやう。選挙運動につき買収、暴力等以外は殆んど禁止若くは制限規定はなく、戸別訪問禁止もなく、罰則規定は百二十二條中僅かに最後の二ヶ條だけである。

(1) 大森詮夫氏譯及び解説「ソ聯邦新選挙法」月刊ロシア昭和十二年十二月號参照

以上によつて、新選挙法が選挙權及び被選挙權を擴張し、直接選挙、秘密選挙制を採用し、労働者と農民との平等選挙を採用する等の點で民主化されてゐる點が窺はれる。

ただ右の候補者擁立権について、且又新憲法で共産黨以外の政黨を認めてゐない點が、他の諸國と異つてゐる點でもあり、「民主化の偽囁性」を攻撃されてゐる一つの原因であるが、これ

についてはモロトフが、一九三六年三月、フランスのタン紙主筆シヤステネに答へたやうに

「他の政黨の結成の問題はソ聯邦では非實際的だ、少なくともわが國では相互に争ふ階級の完全な消滅といふ處まで行つてゐるから」といふ立場を固執してゐる。

「だがソヴェエト聯邦の現状の下においても選挙戦があり得るであらう。選挙候補者名簿は黨のみでなく一切の黨外公共團體からも提出される。そんな團體がわが國には數百もあるからである」とスターリンはロイ・ハワードに答へてゐる。

「わが國にも機能の貧弱な團體は少くない。時としては都市及び農村の労働大衆の不斷に増大する多邊的な要求をどうしたら充すことが出来るか？ それすら知らない地方政體がある。よい學校を建設したかどうか？ 我々の労働をより生産的にしたかどうか？ 我々の生活をより文化的にしたかどうか？ これらの條件こそは數百萬の選挙權者が不適當な候補者を名簿から除いて、よき候補者を選定する場合の標準である。かくて選挙戦は華々しく行はれるだらう。それは國民にとつて第一義的意義を持つ多くの緊急問題を中心に行はれるであらう。新選挙制度は一切の施設及び組織を肅正し、それらの活動を改善せしめる。ソヴェエトに於ける普通・平等・直接・秘密選挙は活動不十分な權力機關に對して國民大衆の握る鞭であらう。わが國の新憲法は全世界における現行選挙法中最も民主主義的なものになるだらうと考へてゐる。」（一九三六年三月）

政黨間の鬭争のためでなく、綱紀肅正といふ意味を多分にもつてゐる。けれど官僚主義との鬭争はレニン在世當時からたえず繰り返へし言はれてきたことである。クイブイシエフの所謂資本主義のこの嫌惡すべき遺産（第二次五ヶ年計畫について一九三二年）たる官僚主義の根據は、國の經濟的文化的後進性にあつた。經濟的建設の第二次五ヶ年計畫が一應完了して新憲法が制定された今日、この「官僚主義者」や「事務氣質者」、「ソヴェエト貴族」や「空言家」（スターリン「ソ聯邦の内外情勢」一九三四年）との鬭争が切實な問題となり、新選挙制度がその武器として利用されることは言ふまでもない。スターリンが十二月十一日、ボリシイ・テアトルで開かれたモスコのスターリン選挙區區民大會での選挙演説で、選挙民大衆に特に選挙法に規定されてゐる召還權の行使について注意したのもその意味が含まれてゐるやうだ。この召還權は舊憲法には直接規定せず、各共和國聯邦の憲法にだけ規定されてゐたが新憲法では明らかに規定された從來これは主として下級ソヴェエトの代議員に對して大いに活用されてゐた。今度最高會議代議員にも活用することをすゝめたのは、スターリンの所謂「政治的盲目症」に陥つた黨員を始め一般大衆、「自分達の生活とか仕事とか物質的福祉とかに直接關係ある地方的問題には興味をもつが、中央の國家的政策や理論的探求などに殆んど耳をかさない」大衆（ジョン・ステュアンス「下より見たソヴェエトの肅清」）に政治的刺戟を與へ、彼らの政治的無



關心を覺醒させて、彼らを政治、國家行政、社會主義建設に引き入れようとする意圖を持つと言はれてゐる。

七月ヤコブレフの行つた新選挙法案報告で、ソヴェートの根幹たるべき都市農村ソヴェートの主要活動が、租税徵集事務であつて重要な經濟的、政治的、文化的活動分野は第二義的となつてゐること、又一般的に言つてソヴェト法を蔑視し、訴願の審理を等閑にしたり不等の罰金を課すことが指摘されたが、七月一日以降、村ソヴェトは徵稅事務を免ぜられた。八月、九月の間に全國的に判事の選挙民大衆への報告が行はれたが、しばしば手ひどい批判を受けて改選された。ある土地では上級裁判所に信頼されてゐる判事が、土地大衆の不満を買つて罷免された。

七月新選挙法が公布されてから三ヶ月ばかりの間は、さうした他の諸機關の改選とともに、選挙準備のための研究が廣汎に行はれた。レニングラードだけで工場、事務所、科學研究所その他の施設に一萬二千の研究會が生れた。點字の選挙法、新憲法なども出版される、選挙關係の出版物も數千萬部を超える。選挙の手續きを教へる映畫、選挙準備の映畫、候補者の紹介の映畫、なども出来る。ラヂオ講座も開設される。といふ風に、この選挙を「ソヴェト市民の社會主義的成長の試験、黨組織に對する嚴重な試験」として、黨方面の準備も随分力を入れられたが、その前に行はれた黨、労働組合等の諸機關の選挙等でも秘密投票の規定が破られる等のこともあり、總選挙に對する地

方の選挙區例へばハリコフ等での運動の不活潑も指摘された。最高會議選挙は十月十一日のソヴェト聯邦中央執行委員會の決定により、十二月十二日舉行されることになり、十月十二日から選挙運動開始と發表された。それと同時に、最高會議を構成する二院の選挙區、即ち聯邦會議五百六十九區、民族會議五百七十四區及び中央選挙委員の構成が發表されたが、議長にモスカートフ、副議長にオ・ユ・シュミット博士が選ばれた。これ以來選挙運動は一段と活況を呈し、全國に互つて選挙法宣傳のための集會、講習會が開かれ、各選挙委員會の選出、各團體による最高會議候補者推薦の會合等が行はれた。右の結果を見ると、住民の選挙に對する態度は相當眞剣であつたが、中には死者や三歳の赤子を候補者に選んだやうな例もあり、ブラダの批判する所となつたと傳へられ、地方によつては随分準備不足を指摘されてゐる所もあつた。

候補者推薦が團體によつてなされた事、これが大衆の集會で行はれた事、檢事總長ヴィンスキの言によつて、假令合法團體でも、社會主義の勝利の爲に貢獻するものでなければ、候補者擁立權はないとされた事などによつて、候補者の擁立數は案外少なく、競争となつたのは數區だけであると傳へられた。一體に同一人を推薦する傾向が強く、十一月十五日までの推薦團體數を最高者から十人あげてみると、スターリン一、〇〇八、モロトフ五一〇、カガノヴィチ四一九、ヴォロシロフ三五一、エ

ジ・フ三三四、カリーニン二四四、チューバリー一八八、ミコヤン二二一、アンドレーエフ一八四で、大衆支持の程度が窺はれる。人口一億六千九百萬人に對して、有権者九千三百六十三萬人と言はれるが、開票の結果をみると、有権者に對する投票者の百分率は、聯邦ソヴェト九八・六%、民族ソヴェト九七・八%。しかしこの棄権した者の中にも、又反對投票を行つたものの中にも、少數とはいへ所謂スターリン政權の反對分子のゐることが想像されるのである。

聯邦ソヴェトで登録されて當選しなかつたものの中には、ゴスプラン議長メジュラウク、航空本部長アルクスニスなども交つてゐる。民族ソヴェトでは不當選挙者は二十六名、内黨關係六名、行政關係十一名、企業關係七名、軍人一名、劇場支配人一人で、尙右の中には共和國民委員三名を算してゐる。兩院當選者の内譯を見ると、聯邦會議員五六九名、民族會議員五七四名、合計千四百四十三名であるが、これを年齢別にすると、

二十歳未満	十三名
二十一歳—二十五歳	八十四名
二十六歳—三十歳	百八十七名
三十一歳—三十五歳	二百九十二名
三十六歳—四十歳	二百五十五名
四十歳以上	三百十二名

四十歳未満の者八百三十一名、全體の七割二分七厘強。

聯邦會議代議員五六九人中、共產黨員は四六一人、八一%を占め、婦人は七七人である。社會的構成別に見ると、黨、ソヴェト、經濟部門、軍事、公共事業に勤務する労働階級二四七人(四五・三%)、コルホーズ所長とかコルホーズ員等の農民階級が二三〇人(三三・七%)、學士院會員、教授、作家等のインテリ階級が一六九人(三一%)である。その内勳章佩用者二四一人、「ソヴェトの英雄」が一八人、教育程度から見ると、高等教育を受けたもの、又は修學中の者一一〇人、中等教育又は修學中の者一六八人、計二七八人で、兩者の合計も全體の半分に足りない。民族會議は五十四民族から選出されて居り、總數五七四人中、ロシア人一四六人、アゼルバイジャン、ウクライナ人各三四人、グルジャヤ人三三人、アルメニヤ人三〇人、ウズベク人二六人等の順で、黨員は四〇九人で七一%、婦人は一一〇人で一九%である。階級別には、労働階級二一八人、農民階級二〇〇人、勤務員インテリ階級一五六人となつてゐる。

兩院を通じて平均年齢は三六・三歳で、スタハノフ主義者、その他若いソヴェトの活動家の進出となつた。その中には十九歳になるロドニコフスキ紡績コムビナート副所長サハロヴァ嬢が最年少者で、その他「ソヴェトの英雄」チカロフ、グロモフ、ヴ・ドノビアフ、パバーニン、及びスタハノフ主義者、等々新人の著しい輩出となつた。十二月十五日ブラダ社説は「黨員及び非黨員プロククの勝利」として左の如く掲げてゐる。



「代議員の間には——スターリンを首領とする最も著名な政治家たち、即ち共産党中央委員会及びソヴェト政府のメンバー、地方黨及び政府機關の活動家の多數の部隊、有數なる經營者、工場及びホルホーズ農場の著名なスターハノフ、有名な飛行家、世界的名聲を有する學者、教育家、國民藝術家、作家がある」

ジュダーノフは選舉の前

「我々の周圍には久しい以前から登用を待望する人々が無數に存在するが、わが民主主義が新人發見を阻害する缺陷を有するためにその人々を發見し得ず、多數の人々は足踏みをしてゐる。而して長らく佇立し忘れられてゐる間に黨内に於ける不平分子の豫備軍と化してゐる」

と演説したさうであるが、新憲法制定前後から打ちつづく上からの肅正工作と、三七年に於て活潑となつた黨、労働組合、青年同盟等の改選から最高會議への選舉によつて、ソヴェトの指導階級は殆んど一新された如くである。

### 第二次五ヶ年計畫の成果と第三次五ヶ年計畫

ソヴェトの計畫經濟は、レーニン在世當時の「全露電化計畫」以來、種々の變遷をとけて、第二次五ヶ年計畫を完了し、第三次五ヶ年計畫の段階に入つてゐる。

一九三三年より一九三七年に至る第二次五ヶ年計畫の任務は

次の如くであつた。

「第二次五ヶ年計畫に於て我々は三つの根本的任務を持つてゐる。即ち次の三つである。

第二次五ヶ年計畫の第一の且つ根本的な政治的任務は——『資本主義的分子と階級一般の決定的成算、階級差別及び搾取を生み出しつつある根源の完全な廢除、經濟と人間の意識の中に残つてゐる資本主義的殘滓の克服、國內の全労働者を階級なき社會主義社會の意識的な積極的な建設者に轉化させること』(第十七回黨會議)これである。

第二の任務は——労働者並にホルホーズ員大衆の福利をより以上に向上させ、労働者の消費水準を二倍半乃至三倍に引上げることである。

第三の任務は——全國民經濟即ち工業、運輸、農業の技術的改造を完成することである。『モロトフ「第二次五ヶ年計畫の諸任務」一九三四年』

此三つとも一應遂行されたと言はれる。今その成果を見やう。第一の問題については一九三六年の新憲法の制定がその實證とされてゐる。スターリンは憲法草案報告で、一九二四年から一九三六年に至る間に經濟變化が生じ、社會の階級構成も變化した。今では労働者階級、農民階級、インテリゲンチヤが残つてゐるが、労働者階級も、農民も、又その八十%から九十%まではこれらの階級出身であるインテリゲンチヤも、最早昔日の範疇に屬しない、これら社會群の間の排他性が姿を消しつゝある

距離が狭められてゐると述べてゐる。今ソ聯邦の公表によると

### ソ聯邦の工業生産指數 (一九二八年=100)

年	指數	一箇年における變化
一九二〇年	九	(+)
一九二一年	一三	(+)
一九二二年	一七	(+)
一九二三年	二五	(+)
一九二四年	三〇	(+)
一九二五年	四九	(+)
一九二六年	七〇	(+)
一九二七年	八〇	(+)
一九二八年	一〇〇	(+)
一九二九年	一二六	(+)
一九三〇年	一六三	(+)
一九三一年	二〇四	(+)
一九三二年	二三三	(+)
一九三三年	二五三	(+)
一九三四年	三〇五	(+)
一九三五年	三七二	(+)
一九三六年	四八六	(+)
一九三七年	—	(+)

註 ヴルガ「過去二十年間に於ける資本主義及び社會主義の生産諸力」による。「滿鐵調査月報」昭和十三年二月號。尙一九三七年度

の工業生産増加率は一三%餘の増大のことである。

### 農業作物の播種面積と收穫高

播種面積	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
百萬ヘクタール	105.0	96.1	113.0	116.4	133.8	151.3	170.4	186.5	203.0	220.0	237.0	254.0	271.0	288.0	305.0
收穫高	100.0	93.4	107.6	118.0	126.5	135.0	143.5	152.0	160.5	169.0	177.5	186.0	194.5	203.0	211.5
百萬ツントネル	601.0	540.0	633.0	699.0	765.0	831.0	897.0	963.0	1029.0	1095.0	1161.0	1227.0	1293.0	1359.0	1425.0
收穫高	100.0	64.2	91.5	87.2	91.5	95.8	100.1	104.4	108.7	113.0	117.3	121.6	125.9	130.2	134.5
百萬ツントネル	109.0	74.4	101.4	116.2	131.0	145.8	160.6	175.4	190.2	205.0	219.8	234.6	249.4	264.2	279.0
收穫高	100.0	67.8	93.0	83.0	88.0	93.0	98.0	103.0	108.0	113.0	118.0	123.0	128.0	133.0	138.0
百萬ツントネル	100.0	45.9	110.8	117.6	124.4	131.2	138.0	144.8	151.6	158.4	165.2	172.0	178.8	185.6	192.4
收穫高	100.0	73.7	97.0	115.5	134.0	152.5	171.0	189.5	208.0	226.5	245.0	263.5	282.0	300.5	319.0

註 同上、滿鐵調査月報昭和十三年四月號所載。  
尙一九三六年度は早乾にもかゝらず、前年と大差なく、甜菜は過去の最高、棉花は一九一三年の四、六一五チブードに對し、四五、六七〇チブード收穫あり、一九三七年は未曾有の豊作で穀物は七十億ブードに達すると。



階級構成の變化 (%)

	一九三三年	一九三六年	一九三七年
(一)プロレタリアート	一六・七	一七・三	一八・一
(二)労働者、勤務員その他	二二・四	二二・八	二二・九
内訳			
(イ)工業プロレタリアート及び勤務員	四・三	一・五	三・二
(ロ)農業プロレタリアート	一・五	二・九	四・五・九
(三)個人農及び個人手工業者	六・五	七・九	三・五
(四)ブルジョアジー(地主、都市)	一五・九	四・五	〇・〇
内訳			
富	三・三	三・七	〇・九
農	二・三	二・四	三・四
その他(學生、軍人、恩給者)	二・三	二・四	四・三
全 人 口	100・0	100・0	100・0

スターリンは又これらの社會グループ間の經濟的矛盾、政治的矛盾が次第に解消しつつあるとのべ、ついで聯邦内の諸民族の性格は根本的に變化し、民族相互の不信は解消し、相互の友好感が愈々促進され、單一聯邦國家の體制内にその友好的民族協和が實現されるに至つたと、説明したが、これは第二次五ヶ年計畫の根本課題の一つである階級の清算の解決を意味するとされるのである。

モロトフは、一九三二年この問題にふれたとき、「それと關聯しておそらく、一九三八年一月一日には人間の意識の中に於ける資本主義の殘滓はどうなつてゐるか？」といふ問題が起るかも知れないが、これは勿論一つや二つの五ヶ年計畫で片づかない精神的労働と肉體的労働との對立といふ問題を考へても分ることだらうが、

「この殘滓が第二次五ヶ年計畫のあひだに決して清算されなどしないことは自明のことである。それにも拘らず第二次五ヶ年計畫に於て經濟のみならず人間の意識の中に於ける資本主義の殘滓の克服のための闘争は全線に亘つて黨の根本的政治的任務と相應して、展開されねばならぬ」(第二次五ヶ年計畫について)

と言つてゐる。今尙發見される公金費消や、スベキュレーションその他の官規紊亂、黨、組合その他で公然と行はれてゐた黨規違反、労働規律の弛緩、缺勤、宗教的儀式的復活、意識的積極的建設者の少いこと等は今後の問題となつて残るのである。

次に第二次五ヶ年計畫の根本的且つ決定的な經濟的任務は工業、運輸、農業等、國民經濟の全部門に最新の技術的基礎を作り出し、技術的改造を完成することであつた。そしてこの技術的改造の完成に於ては指導的役割を果すべき機械製作業に重點を置き、技術を獲得した労働者農民出身の技術的インテリゲンチヤの廣汎な新幹部を作り出すことに努力が拂はれた。

この基本的な經濟的任務も、かなりの成功を以て遂行されたらしい。といふのは全體として見る時、第二次五ヶ年計畫はすでに一九三七年三月末、即ち四年三月末を以て、鐵道輸送に於ては一九三六年末、即ち四ヶ年を以て遂行されたからである。第二次五ヶ年計畫の一九三七年の總工業生産高は九百二十七

億ルーブルと豫定されてゐたが、この額は一九三七年三月末に遂行され、一九三七年の計畫は千三十億ルーブルと定められた。鐵道運輸に於て、第二次五ヶ年計畫の一九三七年末貨物輸送額は四千億トン・キロであつたが、すでに一九三六年末に四千九十四億トン・キロを遂行した。そして工業に於けるこの成功は、重工業、特に機械製作業、金屬加工工業の發展によつて得られたものである。この「國民經濟の技術的改造の鍵」たる機械製作業、金屬加工工業は總生産額から見て第二次五ヶ年計畫の課題を四ヶ年ですでに超過遂行してゐる。次表の如くである。

(1) 「プラン」誌、一九三七年第十號

	單位十億ルーブル(一九二六―二七年度の價格)
一九三二年	九・四
一九三七年(第二次五ヶ年計畫)	二〇・六
一九三六年(暫定的實踐)	二四・七
一九三七年(計畫)	三〇・三

註 總生産價格の約三分の二を占める機械製造人民委員部の推定實踐は前年度の一〇・九%増加と發表されてゐる。

更にソヴェト機械工業の世界における位置は左の如し。

	單位十億ルーブル(一九二六―二七年度の價格)
ソヴェト聯邦	一九二九年 一九三五年 一九三六年
アメリカ合衆國	二・一 一四・一 一九・六
	四八・六 三六・九

	一九三二年	一九三七年	一九三七年
ドイツ	一四・一	一一・二	一一・四
イギリス	一一・二	一一・三	一一・七
フランス	五・七	三・五	三・五
日本	一・四	三・五	三・六

機械製作業、金屬加工工業のかる成功は、「技術的改造の完成」といふ第二次五ヶ年計畫の主要任務が、根本的には解決されたことを物語る。

然し總體的に第二次五ヶ年計畫を遂行したソヴェト工業も、個々の部門をとつて見れば超過遂行の部門、計畫未遂行の部門との不均等的發展が見られる。

「計畫が全體として遂行されてゐる事實は、計畫を遂行してゐない領域における緊張を若干低下せしめてゐる」

とクヴィリグは言つてゐる。殊に最終年度たる一九三七年における生産の停頓のために、一九三七年三月までに總體的には第二次五ヶ年計畫を遂行したソヴェト工業も、計畫未遂行の部門を續出させた。年頭超過遂行を豫想された電力、鉄鋼、鋼材の如き重要部門が蹉跌した。機械工業においても、農業機械、自動車、トラクター、運輸機械、輕機械の如きは著しく成績が悪かつた。化學工業も年度計畫は未遂行だつた。特に遅れてゐるのは石炭、石油である。

燃料工業の立遅れは全國國民經濟の發展テンポを遅らしてゐる重要原因であらう。一九三六年末國防工業——主として飛行機製作工業——を分離させた重工業人民委員部が一九三七年八月



機械工業人民委員部を分離させ、重工業人民委員としてカガノ  
ヴィチを新任させ、石炭、鐵、電力等の方面を強化せしめるこ  
ととなつたのはそのためである。

輕工業は一九三四年迄、立ち遅れ部門の一に數へられてゐた  
が、一九三五年始めて年次計畫を遂行、一九三六年には計畫を  
四・六%超過したが一九三七年は又停頓しはじめ、計畫の九二%  
遂行となり三六年度に對する一一%の増産にとどまつた。

食料品工業は第二次五ヶ年計畫の課題一一五億ルーブルを  
超過行百二十五億ルーブルの産額に達したが、一九三七年度の  
新計畫は未遂行となつた。ただ全體としては食料品工業も亦第  
二次五ヶ年計畫を遂行してゐる。食料工業に於ては可なり質的  
向上があり、立遅れてゐるのは、植物性油、石鹼、卷煙草、罐  
詰等の生産である。

木材工業五ヶ年計畫は著しく立遅れ、計畫原案より低下され  
た一九三七年度の計畫も、素材は六一%搬出は六一・六%を遂行  
したにすぎない。

又第二次五ヶ年計畫の主要任務が、生産手段生産に比し、消費  
資料生産を増加する豫定であつたが、事實は逆となつてゐる。

農業は第二次五ヶ年計畫により、著しい技術的改造が行はれ  
た。當初の計畫に較べると、稍々不成績ではあつたが、全農家  
戸數の九三%（計畫は一〇〇%）、總播面積の九九・一%（計畫では  
一〇〇%）が集團化された。一九三七年は未曾有の豊作で、一九

三五、一九三六年の收穫の約一倍半に達し、穀物生産は、七十  
億ブードに近く棉花の收穫率も非常な好成绩であつた。

農業の牽引力の變化 (%)

革命前	一九三三年	計	一九三七年
役畜	九九・二	七八	六四
機械	〇・八	二二	三六
合計	一〇〇・〇	一〇〇	一〇〇

ソヴィエト農業におけるトラクター、貨物自動車、  
コンバイン

單位	一九二〇年	一九二八年	一九三七年
トラクター總馬力數(千馬力)	〇・七	二六・七	四五〇・二
貨物自動車(千臺)	—	〇・七	一一一・一
コンバイン(千臺)	—	—	一一一・〇

機械トラクターステーション	一九三〇年	一九三二年	一九三七年
トラクター總數	一五八	二、一一五	五、六一二
トラクター(馬力數)	七・一	六九・四	三五六・八
コンバインの設備(單位千臺)	—	—	〇・一
貨物自動車の設備(單位千臺)	—	—	一・〇

農業集團化の成長

一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	
コルホーズ加入戸數(單位千)	一・六	五七〇	八五・九	三三三・三	二四〇・〇
コルホーズ加入戸數(單位百萬)	〇・〇三	一・〇	六〇	一五・七	一八・五
集團化の%	—	〇・一	三・九	三三・六	七二・四
耕地の%	—	四・九	三三・六	八七・四	九九・三

ソヴィエト政府は、第二次五ヶ年計畫に於て全國民經濟部門の  
技術的改造を完成することにより、ソヴィエト聯邦を技術的な點  
でヨーロッパ第一の國となし、機械器具の輸入國から機械器具の  
輸出國となし、他國から技術的、經濟的に獨立することを目指  
してゐた。一九三七年五月二十日、ハバロフスクで開かれたソ  
聯共産黨極東地方委員會第十二回總會での書記ワレイキスの報  
告による、と一九三六年末ソ聯邦は重工業總生産額で世界第二  
位、ヨーロッパ第一位であるとして次のやうに列挙してゐる。

世界で の位置	一九二八年 での位置	ヨーロッパ での位置	一九三二年 での位置
鐵道運輸	二	—	—
電力	三	二	二
機械製作	三	二	二
農業機械製作	一	—	—
トラクター	一	—	—
自動車	五	三	三
鐵	三	二	二

工業生産の範圍から見て、労働の機械化の程度より見て、現  
代的技術設備より見て、ソヴィエト聯邦はすでに先進ヨーロッパ  
諸國に追付き、大部分追ひ越し、トラクター、コンバイン、機  
關車、過燐酸鹽等の生産に於てはアメリカ合衆國をも追ひ越し  
てゐることである。しかし品質の點では尙多くの缺點がある。  
外國への經濟的從屬から解放されるといふ任務は、かなりの  
程度に遂行されてゐる。

すでにソヴィエト聯邦は、平時に石炭、マンガン、亞鉛、アル  
ミニウム、過燐酸鹽類、石油、棉花、クロム、鉄鐵、セルロ  
ーズを自給し得る。

ソヴィエト聯邦のかゝる技術的、經濟的獨立の任務の遂行状態  
は、ソヴィエト貿易の中に最も明瞭に反映してゐる。第一次五ヶ  
年計畫當時、工場建設のための、機械及び器具の輸入は尙大な  
額に上り、これは農産物及び原料品の輸出で補つたが、第二次



五ヶ年計畫の遂行と共に、機械輸入が激減したのみか、輸出に轉じたのである。

農産物と工業品との輸出比率は左の如くである。

年次	農産品(%)	工業品(%)
一九二九年	三八・九	六一・〇
一九三二年	三二・〇	六八・〇
一九三四年	二二・〇	七八・〇
一九三六年	一四・五	八四・九
一九三七年	三一・七	六八・三

工業輸出品中、現在では五ヶ年計畫前と反對に重工業品が支配的な位置を占めてゐる。尙國民經濟中輸出の占むる位置は一九三三年の一〇・四%から一九三二年の二・三%、一九三四年の一・八%に減退してゐるが、絶対数は増加し、一九二九年から一九三六年の間に世界貿易が二五・五%減少したに對し、ソヴィエトの外國貿易は二六・二%増加してゐる。

次に第二次五ヶ年計畫は「労働者及びコルホーズ員大衆の幸福の増進、勤勞者の消費水準の二倍乃至三倍の引上げ」(モロトフ)第二次五ヶ年計畫の諸任務の任務を、三大目標の一つとしてゐた。そしてこれと關聯して、ソヴィエト商業の發展強化に重點が置かれた。

この點に關する重要指數をとつてみやう。

先づ第一に、國民所得の増大を、勤勞者の生活向上を示す一

指標としてあげる。

年次	國民收入 (單位十億ルーブル)	前年より増加率 (%)
一九一三年	一六・〇	一〇〇・〇
一九一七年	一六・〇	七五・二
一九二〇年	八・四	四〇・〇
一九二一年	八・〇	三八・一
一九二七年	二五・〇	一〇九・五
一九二八年	二五・〇	一一九・〇
一九二九年	二八・九	一三七・六
一九三〇年	三五・〇	一六六・七
一九三一年	四〇・九	一九四・八
一九三二年	四五・五	二一六・七
一九三三年	四八・五	二三一・〇
一九三四年	五五・八	二六五・七
一九三五年	六五・七	三一二・九
一九三六年(暫定)	八三・一	三九五・七
一九三七年(計畫)	一〇五・五(註)	

註 一九三七年度は、五ヶ年計畫によると一十億ルーブル。一九三八年度の計畫は一、二五億ルーブル、三十七年度より一六%増加とされてゐる點からみると、一九三七年度の國民所得は約九百六十九・七億留、前年より約一六%増加らしい。

年貨銀基金 (單位十億ルーブル)

一九二四・二五年	三・〇
一九二八年	八・二
一九三二年	三二・七
一九三五年	五六・二
一九三六年	七一・四
一九三七年	八二・〇(註)
一九三八年(計畫)	九四・〇

註 一九三七年度計畫は七百八十三億ルーブルであるから、計畫を超過してゐる。

全國國民經濟に關する年平均貨銀 (單位ルーブル)

一九二四・二五年	四五〇
一九二八年	七〇三
一九三二年	一、四二七
一九三六年	二、二七四

註 一九三七年に於ける一ヶ月平均貨銀は技師四六七、重工業労働者二八〇、輕工業労働者二〇〇ルーブルと言はれる。

第十七回黨大會では、第二次五ヶ年計畫の實質貨銀の増加を(イ)労働者家族の貨幣收入の増加、(ロ)労働者及び勤務員が文化生活的奉仕として國庫その他の貨銀からうける無償施設の増大、(ハ)日用品價格の大低下。の三源泉から生ぜしめてゐることを決定してゐるが、労働者の文化及び日常的需要に對する國家及び労働組合の支出は、著しく増加し一九二七・二八年の十

六億三千萬ルーブルから、一九三六年の百五十四億九千九百萬ルーブルに達し、一九三六年の各家族に對する文化施設平均四九七ルーブル、保健施設平均六一九ルーブル、第一次五ヶ年計畫の四年間に、社會保險豫算中、手當金及び年金に使用されたもの、三十七億一千三百萬ルーブル、第二次五ヶ年計畫の四年間で九十六億八千三百萬ルーブル(内母性保護手當七億八千三百七十萬ルーブル)に達してゐる。尙農村では一九三七年、穀物七十億ブードの收穫をあげ、棉花はすでに一九三六年における計畫遂行の後、一九三七年は三六年の二百三十九萬三千噸に對し、二百四十七萬七千噸の増收となり、その他工藝作物の向上、畜産業の發達は、コルホーズの收入を著しく増加させてゐる。

右の如く、都市農村の勤勞者の生活水準の向上は、商品の需要を著しく高め、且つ一九三五年の切符制度の廢止は、益々ソヴィエト商業の發展を促した。小賣商品取引高は、ヘルマンによると、一九三二年の三百五十五億ルーブルから一九三五年の七百三十億ルーブルに達してゐる。グリチマノフの報告によると一九二八年から一九三七年までに、百二十億ルーブルから千二百億ルーブルへ躍進してゐるのである。

小賣價格は第二次五ヶ年計畫の全期間に亘つて著しく低下した。これはソヴィエト商業においてもコルホーズ商業に於ても見られる現象である。ブラヴダによると、商品低價による國民節約額は、一九三五年四十九億八千萬ルーブル、一九三六年五十



億四千萬ルーブルに及び、一九三七年の六月、七月に又小賣價格の五%から十五%に及ぶ引下げが行はれてゐる。これは銀行預金の著しい増加となつて、一九三七年十月一日現在預金者千四百萬人に達し、預金額は、一九三三年一月一日九億七千五百六萬ルーブル、一九三五年一月一日十六億ルーブル、一九三六年一月一日二十四億ルーブル、一九三七年一月一日三十五億ルーブル、同年十月一日には四十二億九百六十萬ルーブルに達してゐた。

「第二次五ヶ年計畫のこれらの任務（——以上の三つの任務）の全體を解決する上で一番困難で複雑なのは、全國民經濟のすばらしい技術的改造の實現と新技術の全面的體得とを結びつけることである。新技術を、新企業を體得することは第二次五ヶ年計畫の遂行の一端を體得することである。」（タイプインシェフ「第二次五ヶ年計畫案の基礎」一九三四年）

タイプインシェフによると

「労働の生産性は體得の最も明白な指標の一つである。」  
第一次五ヶ年計畫は、四年三ヶ月で生産計畫。しかもその樂觀案を遂行したにも拘らず、工業における労働生産性の四一%の向上は、原案の樂觀案一一〇%に對し約三分の一、平準案八五%に對し約半分の遂行状態であつた。

しかるに労働生産性引上げに關する第二次五ヶ年計畫の任務はすでに工業、ソフホーズ、建築に於ては一九三六年度に、即ち四ヶ年で超過遂行されており、水運のみが一九三七年度に於

ても五ヶ年計畫を遂行しえなかつた。

第二次五ヶ年計畫に於て労働生産性の増加について注目すべき點は、労働者數増加計畫、新企業建設計畫が未遂行であるのに、第二次五ヶ年計畫の生産額増加計畫が遂行乃至超過遂行されてゐる事實である。

即ち第二次五ヶ年計畫における労働生産性の増加のテンポは著しく、前年に對する工業の労働生産性の増加率は一九三三年一八・七%、一九三四年一〇・七%、一九三五年一五・六%、一九三六年一二・四%と躍進して、一九三七年は約六%の増加にとどまつたと言はれてゐる。各國の年平均増加率はブルガによるとアメリカ合衆國が四・四%、ドイツが約四%、イギリスが約一%以下、日本が約五・五%となつてゐる。

ソヴェトに於ける一九三五、三六年における労働生産性の飛躍的發展は、スタハノフ運動の發生によるものであらう。ソヴェトの技術的改造の完成が徐々に達成され、改造された機械が労働者の技術的習得と相俟つて能力を發揮するに至つたものと見られる。一九三四年當時、革命前の機械で主として就業してゐたのは織物工業だけで、その他の部門は、殆んど一九二九年より以後に設置された機械を中心に就業してゐた。一九三五年年末迄に全國工場の約八〇%（價格による）は完全に改造され又は新設されて、その内全然新設された工場だけでも、四二・五%を占め、最近十年間に建設された新工場と一九三六年及び一九

三七年に操業を開始した工場とを合すればソ聯邦工場の約半數を占めると言はれ、一九三七年までにソヴェト工業の產出した約五百億ルーブルの新機械によつて、舊式機械の歩合は殆んどゼロに等しいと見られてゐる。大工業における労働者當りの動力及び電力量、即ち動力裝備電力裝備の水準は著しく高まり、労働の機械化も非常に進んだ。スタハノフ運動の根柢としてスターリンは、一九三五年末の第一回全ソ・スタハノフ者大會で、原因を四つあげてゐる。一、労働者の物質的狀態の根本的改善二、ソヴェトにXXがないこと。三、新しい技術。四、新人の出現。スターリンはスタハノフ運動が

「順次的にはなくてはなくて堤防でも切つて落したやうに發展した」

ことは「この運動が何かの障礙を克服しなければならなかつたからである。誰れかに抑へられ、誰かに邪魔せられてゐたスタハノフ運動は、充分に精力を蓄へて一舉に障礙を突き破り、全國を風靡したのである。」

「邪魔をしたのは古い技術的標準と、その標準の背後に立つてゐた人々である」

と説明した。しかし第二次五ヶ年計畫におけるソヴェトの労働生産性は著しく發展したが、漸く、ドイツ、イギリスの水準に達したばかりで、尙アメリカの水準からはるかに遅れてゐる

と見られてゐる。

尙第二次五ヶ年計畫によつて、農業における近代的新技術の發達と、この種技術を會得した基幹部員の増加によつて、社會主義農業におけるスタハノフ運動は著しく進展し、一九三七年はこの方面で著しい成果を収めてゐる。ソヴェト農業の技術裝備率は世界一と言はれるが、その一經營平均は

ソ	植付面積	動物及機械牽引力
ソフホーズ	(單位ヘクタール)	(單位一馬力)
ソ	二七〇・二七	四四〇・八
合	二〇・六	一〇・二
ド	六・五	一・四

とされ、牧畜經營の平均單位も一九三七年二月一日現在で、ソ聯邦のコルホーズ牧場平均單位は、有角大家畜七十五頭、豚五十八頭、羊二百二十四頭、合衆國の平均單位は、大經營だけをとつても、有角大家畜九・七頭、豚八・九頭、羊八・二頭である。トラクター一臺當り耕作面積は、一九三六年ソヴェトの千二百十エーカーに對し、アメリカは二百二十五エーカーであると言はれてゐる。棉花の收穫性が一九三六年五ヶ年計畫を超過し、一九三七年度計畫は五ヶ年計畫による十二ツェントネルの代りに十三・五ツェントネルが採擇されたが、この成績も優秀であつたと報じられてゐる。

労働生産性については第二次五ヶ年計畫において著しい進歩



があつたが、工業全體に關する原價引下げの任務はクヱリ、リンダの推定によると、賃銀の増加が労働生産性の増加よりも更に大であつたために計畫を遂行されなかつた。即ち労働生産性の増加六三%、賃銀の増加二五・四%から出發して、五ヶ年間に於ける原價低減二六%の計畫を立てたが、しかし實際に於て、労働の生産性は二倍、賃銀の増加は二・一倍の増加を示したために相關關係が變化して、生産の一單位に對し約一〇%の値上げを來した。この一〇%によつて五ヶ年計畫の原價に關する課題は未遂行に終ると見られてゐる。

尙ク、ブイシエフは第十七回黨大會で賃引上げのための闘争の重要性を指摘し、

「一般的に我々の全活動の質、特殊的には生産物の質の問題は特に強調されねばならぬ。賃引上げのための闘争を廣義に解すれば、労働と管理との正しい合理的組織化のための闘争、物質的價値の節約、労働の生産的な支出の最少限度までの縮小、損耗の減少のための闘争である。生産物の質は、第二次五ヶ年計畫遂行の評價に於ける基本的水準とならねばならぬ」(第二次五ヶ年計畫案の基礎一九三四年)

と言つたが、この課題は不十分にしか遂行されてゐないやうで、一九三七年の工業生産の計畫未遂行も、ソヴェト労働者の技術的水準の未だに低いことを物語るものと言へやう。

とも言つてゐる。事實スタハノフ運動は一九三七年に至つて停滞を示したが、これはスタハノフ運動が個人のレコード競争として獎勵され、工場及び全工業の一般的運動とならないこと、従つて又生産各部門間の不均衡を生じ、設備の破損、部分の欠如、修繕の不備、生産の低下等を生じた。第一次五ヶ年計畫時代の工場設備及び機械は嘗ては、老大な未熟練労働者の使用により、その後スタハノフ労働者の生産強化によつて、第二次五ヶ年計畫の數年中に多少の能力を發揮して、既に舊くなり破損してゐるらしく、他面第二次五ヶ年計畫に於て設置された新企業がまだ十分能力を發揮してゐない點もあるとされてゐる。機械及び諸設備の高率の破損、運轉休止、部分品の不足、修繕の無視、労働組織の不備、賃銀制度の煩瑣と不當、労働者の日常的文化的設備の不完全、スタハノフ運動の指導の官僚主義、反スターリン派トロッキストの破壊活動、労働規律の紊亂、労働力の移動と不足、これらは皆、企業經營者の質の劣悪、従つて經營の拙劣、官僚主義的方法に基づくものであるが、更にこれらの缺陷の除去のために強行されたソ聯全經濟部門に互る肅清工作、新人の登用等は、一時的であつても諸企業に混亂を齎し、労働生産性の向上を阻止する結果となつてゐる。

第三次五ヶ年計畫について

第三次五ヶ年計畫は第二次五ヶ年計畫の成果を土臺として、その缺陷を匡正しつゝその一般的方針に進むものと思はれるが、

が、その後半期一九三五年から一九三七年に及ぶ時期はスターリンの所謂「社會主義社會の建設完成並に新憲法施行のための闘争」であるの時期であり、第三次五ヶ年計畫に移る前提をなすものであるが、幾分停滞を示してゐる。

「今日スタハノフ員は未だ少數であるが、しかし、明日彼らが十倍に増加するであらうといふことを疑ふ者があらうか？ スタハノフ員が我が工業の革新者であること、スタハノフ運動が我が國の工業に將來性を與へ、労働者階級の未來の文化的、技術的向上の種子を内包し、我々の前に社會主義よりコンミュニズムへ移行するに必要な、また知能労働と筋肉労働との對立を解消するに必要な、最高度の労働生産性を達成しうる唯一の進路を開拓してゐることは明かでないか？」(スタハノフ運動について一九三五年)

と言つたスターリンは又

「いま假りにドンバスの主要建設事業の妨害的經營によつてテンポの遅れてゐる採炭準備作業と他のすべての作業との間が遮断された場合、スタハノフ主義者だけで果して何が出来るであらうか？ スタハノフ運動それ自身が、事業を前進させその偉大なる使命を遂行するために、破壊者のあらゆる陰謀に對する我々の實際的助力を必要とすることは明かではないか？ 破壊行為との闘争、破壊行為爲清算のための闘争、破壊行為爲の減退こそが、スタハノフ運動を全面的に發展させるために必要な條件であることは明かではないか？」(黨活動の缺陷とトロッキストおよびその他の二心者の清算方針について一九三七年)

既に一九三六年ゴスプランは第三次五ヶ年計畫に着手することとを命じ、一九三七年四月二十八日には、人民委員會命令によつて(1)ゴスプラン、聯邦各人民委員部、並びに聯邦各共和国の人民委員會は、第三次國民經濟五ヶ年計畫の作成を終り、一九三七年七月一日までに聯邦人民委員會に提出、確認をうくべきこと(2)新聞紙上に於て、第三次五ヶ年計畫の諸問題の討議を行ふこと、を指令したが、その後一年たつても未だに公表を見ない。その間肅清工作は進展し、ゴスプラン議長メジュラウクも、その槍玉に上つたと傳へられてゐるが、ゴスプラン自體も、一九三七年九月及び一九三八年一月の改組により面目を一新するに至つた。この新官制では

「ゴスプランの最も主要なる使命は、國民經濟計畫に於て各部門の發達上適正なる相關關係を保障し、且つ國民經濟上不均衡なからしむる爲必要な方策を確立することにある」

とされた。今新聞、雜誌等に論じられ、傳へられてゐるものから第二次五ヶ年計畫の全貌を窺つてみよう。

先づ第二次五ヶ年計畫の中心的な政治的任務としてとりあげられてゐるが、十分の成果を見なかつた——階級差別、經濟及び人間の意識における資本主義の殘滓の根絶、勤勞者大衆の社會主義建設への積極的參加——の實現が問題となる。この場合、一九三七年スターリンによつて掲げられた政治的水準の向上「ボルシニヴィズムの把握」といふスローガンが重要な政治的



環として取上げられるであらう。

次に、國防力の強化に重點がかけられる。資本主義的包圍と反ソ戦争の切迫が、第三次五ヶ年計畫に於ては國防力の全面的強化を確保する問題を提起してゐる。個々の經濟部門發展の全計畫、新建設の地理的配置は、戦力、國防力をどれだけ強化するかといふ觀點から検討されねばならぬ。又國防工業の發展に重點が置かれねばならぬ。

次に、労働生産性、生産物の原價及び品質といふ質的方面の立ち遅れを克服して、先進資本主義國、特にアメリカ合衆國に追いつき、追いつくこと。

次に、第二次五ヶ年計畫の成果に立脚して、全國民經濟部門へ、より一層完備した最新式の機械を供給し、生産過程をより一層機械化すること。そしてこの労働の機械化は特に木材業、運輸、石炭業等の困難な労働について實施される筈である。

次に、國民の物質的幸福及び文化的水準を、資本主義國にとつて到達しえない水準まで高めること。

最後に、第二次五ヶ年計畫における國民經濟計畫化の根本的缺陷の一つとされてゐる、部門別計畫化に著しく偏し、地方別計畫化が非常に輕視されてゐる點、換言すれば生産力の地方別發展及び配分の計畫化が著しく立遅れてゐる點に鑑み、この點の匡正に重點がかけられるであらう。

かくて現在行はれてゐる、反ソ分子の根絶、労働大衆の精神

農業は全面的共營化の完成、共營農場幹部の養成、コルホーズの組織的、經濟的強化により、播種面積を擴大し、收穫を著しく増加し、又牧畜を發展させて、直接國民大衆に豊富な食料を供給し、又間接的には輕工業、食料品工業に原料を供給することを目標としてゐる。

國民の一般消費物資を生産する輕工業及び食料品工業は、前二次の不均等的發展を匡正し、國民に良質、安價な商品に豊富に供給することが、その緊切な任務である。尙第三次五ヶ年計畫で、一聯の大建築が行はれるであらう。ヴォルガ河における大發電所、幾十の炭坑、石油製作工場、有色金属及び化學の大コンビナート等がこれである。特に從來立遅れてゐる、輕工業、就中紡績業工場の建設に力が注がれるものと見られる。

(1) 週報第八十六號「ソ聯邦の第五ヶ年計畫」参照

労働階級の状態

ソヴェエトの労働階級の人口は最近二十年間に著しく増加してゐる。特に第一次五ヶ年計畫中の増加は著しく約二倍に達した。しかし、一九三一年には既に失業者が消滅し、第二次五ヶ年計畫は、計畫通りの労働者を得ることができなかつた。その間都市と農村の人口は次表の如く變化し、第一次五ヶ年計畫中繼續してゐる農民の都市流入も漸く激増する労働力の需要を満しえなくなつたと言はれてゐる。

的緊張、スタハノフ運動の展開、ボルシェヴィキ的警戒性なるものが、第三次五ヶ年計畫の遂行の條件とせられるわけである。

次に個々の經濟部門について見ると、第三次五ヶ年計畫でも依然として重工業、特に最も重大な軍事的意義を持つ國防工業機械製作工業、冶金業に重點が置かれてゐる。

機械製作工業は、第三次五ヶ年計畫に於て多數の最新式の高級機械を生産し、人間労働を輕減し、生産の全分野の機械化の任務を遂行せんとしてゐる。就中農業機械製作の分野ではトラクター及びコンバインの數の増加と共に、トラクターをディーゼル・エンジン化し、又牧畜及び工藝作物の労働を機械化するため

の機械、器具を製作することが重要な任務である。運輸機械製作に於ては、自動車、オートバイ、車輛、船舶等々の製作が更に増加されるであらう。

電氣業に於ては、その點で今まで非常に遅れてゐた分野、運輸、農業、一般生活の電化が重視されてゐる。

冶金業に於ては先づ有色冶金業に注意が拂はれてゐる。機械製作及び國防上重要な役割を演ずべき銅、鉛、亜鉛、アルミニウム、錫等の非鐵金屬の生産増加に主力をおき、製鐵業では鉄、鋼、鋼材の數量的増加と並んで、各種の鋼材の生産に特別の注意が拂はれる筈である。

化學工業では、肥料、人絹、ワニス、アニリン塗料の生産増加、各種副産物及び廢物の綜合的利用が中心問題となつてゐる。

労働者總數、婦人労働者及青少年労働者數(單位千人)

年度別	一九一三年	一九二八年	一九三二年	一九三六年
労働者及勤務員數	二,四〇〇	二,五九〇	三,九四〇	五,八〇〇
婦人労働者數 (不詳)		二,三九〇	六,五二〇	八,四九〇
大工業部門の青少年労働者數(一八歳以下)		推定 六〇〇	一,五五〇	二,〇〇〇

註 和田敏雄氏統計による。蘇聯邦年鑑一九三八年版

都市及農村人口比率

年度別	一九一三年	一九二八年	一九三二年	一九三七年
都市	一七・七	一七・九	二四・〇	二六・〇
農村	八二・三	八二・一	七六・〇	七四・〇
總人口	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

註「ソ聯邦要覽」一九三八年版二〇七頁

國民經濟における労働者及び勤務員數

指	一九四一—四五年	一九二八年	一九三二年	一九三五年
國民經濟全體(單位百萬)	八・五	一一・六	三三・九	三三・七
大工業(單位百萬)	一〇〇・〇	一三六・〇	二六九・〇	二九〇・〇
建築(單位百萬)	二・一	三・一	六・五	七・一
鐵道運輸(單位百萬)	一〇〇・〇	一四七・〇	三〇七・〇	三三六・〇
ソフホーズ及びMTS(單位百萬)	〇・八	〇・七	三・一	三・三
ソフホーズ及びMTS(單位百萬)に対する%	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇九・〇	七三・〇
鐵道運輸(單位百萬)に対する%	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一八
ソフホーズ及びMTS(單位百萬)に対する%	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一八九・〇	三三・〇
一九四一—四五年に對する%	一〇〇・〇	一四三・〇	九八〇・〇	二六八・〇



一九三六年の豫想実績は、國民經濟全體が二千五百七十七萬四千人、工業が九百六十七萬七千、建築二百一十一萬二千、鐵道百四十九萬五千、水運十八萬、通信三十四萬、商業百七十九萬八千、教育二百萬、保健百萬七千、農業二百七十五萬三千となつてゐる。(計畫經濟一九三七年三號)この内、約五分の三以上が婦人及び青年労働者から成つてゐる。

労働者勤務員の就職状態と賃銀は左表の如くなつてゐる。

年 度	就 職 状 態 (單位百萬人)	
	年 年	平均 年
一九三〇年	一三・三	一三・三
一九三一年	一四・五	一三・三
一九三二年	一五・〇	一三・三
一九三三年	一五・三	一三・三
一九三四年	一五・八	一三・三
一九三五年	一六・〇	一三・三
一九三六年	一六・三	一三・三
一九三七年	一六・六	一三・三

註 世界政治經濟情報第一輯による(1)自然減少は就職として計算

尙年賃銀基金は一九三六年七百十四億ルーブル、一九三七年八百二十億ルーブル、一九三八年(計畫)九百四十億ルーブル、一九三七年に入つて、一月技術學校その他の教員に増俸が行はれ、十一月一日から、下級賃銀及び俸給の増額が行はれた。これによると一九三五年の平均賃銀一ヶ月収入百九十九ルーブル、一九三六年同上二百三十七ルーブルであるが、熟練工は多く出来高拂ひ制で不熟練工は多く一九二九年で定められた時間極め賃銀で最低月七十七ルーブルもらつてゐた。そして出来高拂ひ制を採用してゐる率は、一九二八年の五七・五%より一九三五年の七十%、一九三六年の七十八%に増加しつゝあつたが一九三

七年十一月一日以後、時間極賃銀は最低月百十五ルーブル以上とし、出来高拂制賃銀は百十ルーブル以上と定められた。これによつて一九三八年の労働賃銀基金は六億ルーブル以上増加すると言はれてゐる。尙一九三七年の一ヶ月平均収入は技師四六七ルーブル、重工業労働者二八〇ルーブル、輕工業労働者二〇〇ルーブルと言はれてゐる。ソヴィエト聯邦の労働賃銀は、國家及び労働組合からうける社會的文化的設備による収入を除外して考へれば、一九二二年より二六年までは一九一三年度の賃銀以下であつたが、そのときの賃銀増加率は労働生産性増加率を凌駕してゐた。一九二七年よりその傾向は逆となつて、労働生産性の増加は賃銀の引上げ率よりも幾分高くなり、この差額が蓄積され社會主義經濟擴張資金となつて貢献してゐる模様である。

尙ソヴィエト聯邦の賃銀政策に於て特徴的なのは、上記の累進的出来高拂賃制一般的勞賃引上政策と並んで、經濟部門の重要性、その助長政策等から、時々の必要に応じて各經濟部門別に差等的な賃銀統制政策を遂行してゐる點である。

尙、賃銀増加と並行して、國家の行つてゐる社會的文化的施設と、物價引下げ政策とはソヴィエトに特有なものと言へよう。

(1)「第二次五ヶ年計畫の成果」の項及び労働年鑑昭和十二年版参照

ソヴィエト聯邦の社會施設中主要なものは、一般労働保護に關する諸施設、不具廢疾者、母性及び小兒等に對する保護施設、

國民保險に關する諸施設、その他文化的諸施設からなり、それは行政上、主としてソ聯労働組合中央評議會によつて統括される社會保險行政、各共和國社會保障人民委員部による社會保障行政、聯邦保健人民委員部による保健行政として現れてゐる。ソヴィエトの社會保險は、失業保險、疾病保險等をその主要項目としてゐるが、第一次五ヶ年計畫に入つて、失業の消滅と共に失業保險はなくなり、託兒所、幼稚園、牛乳配給所、醫療給食、幹部養成、相互扶助金庫等の新しい支出項目が加はつた。その他、豫防施設、休息の家、サナトリウム、保養地の療養、住宅建築の支出も著しく増加した。

ソヴィエトの社會保險の特色は、失業保險のない點、被保險者の範圍の廣いこと、(一九三六年二千五百六十三萬人)保險料が雇傭者の負擔であること、社會保險機關が被保險者によつて經營されてゐること、一九三一年の改正により、從來の一律無差別の救済から、産業各部門の重要性に應じ、又労働者の職務、技能、勤怠等により保險給付に差等をつけ、かくて労働の移動、缺勤等を阻止し、更に進んで労働者の能率を増進し、技能の向上をはかる手段としてゐること、社會保險の範圍が廣く、保險給付の構成が著しく變化してゐる點である。

主要支出項目では、一時的労働不能者に對する手當金が第一を占め、老衰者及び廢疾者の年金支拂、サナトリウム、休息の家、クラブ等の施設費、母性及び小兒に對する支出等が中心と

なつてゐる。

保險料金は一九三七年一月一日から百二十一の労働組合に對し、最高が賃銀に對する一〇・七%から最低三・七%の範圍で變更された。尙一九三七年以後、社會保險豫算から保健費、働くことのできない年金受領者に對する年金住宅建築費が國家豫算及地方豫算へ移讓された。即ち一九三六年に於ては、社會保險豫算及び國家豫算の兩者から保健及び託兒所に六十六億九千四百四十萬ルーブルが支出されてゐるが、一九三七年には國家豫算で七十六億四千三百十億ルーブルが支出されることゝなつた。

一九三七年の労働組合第六回總會で社會保險活動を活潑にするため、社會保險會議が各企業内に設置されたが、非常に有効で特に家庭の疾病労働者へのサーヴィスがよくなつたと報告されてゐる。勤務員と労働者間の年金の差別が撤廢され、勤務員の休息の家、サナトリウム、療養地へ行く者も多くなり、母性保護疾病減少等の點で成績をあげたが、まだ勤勞婦人の社會保險活動への参加不十分、労働組合の工場大衆への保險活動の報告、會計監査が不十分で、一九三七年における休息の家、サナトリウム等建設計畫の遂行率は僅か五十八%であつたと言はれてゐる。母性及び小兒に對する支出は一九三六年三億七千六百萬ルーブル、一九三七年、七億八千五百六十萬ルーブル、一九三八年(豫算)九億九千一百五十萬ルーブルとなつてゐる。尙社會保險豫算は次の如くである。



	一九三七年	一九三八年
總 收 入	五、二九二	六、三二三
總 支 出	五、〇四五	五、九〇〇
差 引 高	二四七	四二三
支 出 内 譯		
(一)手當及び年金	三、〇六六・八	三、四六五・六
(二)被保險者兒童諸施設	五、三一・四	六五四・四
(三)休息の家サナトリウム及び療養地	八八四・五	一、〇三四・二
(四)健康 診 斷	一七・〇	一九・五
(五)遊覽旅行と登山	三八・六	五〇・〇
(六)醫療上の給與	九〇・〇	九九・六
(七)相互扶助金庫補助金	一〇〇・〇	一〇四・二
(八)文化と休息の公園	二〇・〇	二七・〇
(九)體 育	一〇〇・四	一四七・九
(十)教 育	七二・五	八四・一
(十一)勞 働 監 督	五四・〇	七八・五
(十二)社會保險の組織、行政費	七〇・〇	八〇・〇
社會保險活動勞働者賞與金	—	五・〇

尙、國民保險豫算支出は一九三六年度五十八億ルーブル、一九三七年七十五億ルーブルとなつてゐる。  
 コルホーズ農民の収入増加は、最近の農業生産物の増加とコルホーズ農業税の所得税への變更、物價引下げ政策によつて著

しく増加したと言はれる。イズヴェスチヤ紙によると七五、九四六のコルホーズ(總数の三分の一)の一九三七年の収入状態を次の如くのべてゐる。

「二年前に較べると一ヘクター當りの穀物收穫は三〇%以上も増加してゐる。一勞働日の價値は著しく高まり、一勞働日當り穀物七十キロ、貨幣三一五ルーブル以上の収入を得るコルホーズ數が激増してゐる。例へば南部の諸地方、諸共和國では、一九三五年にコルホーズ總數の一四・四%は一勞働日一キロ未滿の穀物分配に與つてゐたが、昨年は總コルホーズ平均して穀物分配高五・四キロとなり、コルホーズ總數の二二・七%は平均八キロの穀物分配を得てゐる。」

所謂「百萬長者コルホーズ」——収入百萬ルーブル以上のコルホーズ——といふのが最近大分ふえてきたやうである。民族共和國特に、タジキスタン、アゼルバイジャン、ジョルジア等における最近の文化の發展は著しいと言はれるが、タジキスタンには百萬長者コルホーズが一九三六年二十四、一九三七年百、キルギスでは、十二から五十に、アゼルバイジャンでは二十七から五十四に増加してゐる。

農村の物質的狀態の改善は、その消費の増加となり、ソ聯農村における物資の出廻りは一九三五年以來都市よりも急増し、一九三七年度は一九三五年度に比較して都市の四九%増に對し七一%の増加を示し、第二次五ヶ年計畫期間に三倍に達した。しかも農村における消費品目が漸次都市のそれに接近し來り、例

へば第二次五ヶ年計畫期間に、砂糖十七倍、菓子七倍餘、洗濯石鹼及香水三倍、文化用品七倍餘、家具十三倍等々の増大を示し、一九三七年度において、自轉車二十五萬臺、蓄音器二十餘萬臺等の外、オルガン、ピアノ、書物、文房具の購買は一九二八年の二十三倍餘に當る、尙右の個人消費と並んで建築用、生産用物資の需要も増大し、一九三七年だけでもトラック二萬臺釘一萬三千噸餘、屋根用鐵板、鐵條一萬八千噸、木材五萬八千車等の消費を見た。

しかしコルホーズのあるものは、建設に費用を投じ、行政費等の濫費多く、コルホーズ規約を無視して加入農戶に對する現金分配はゼロとなつてゐる所も少なくないと言はれる。

尙技師、技術勞働者の年平均収入は一九三二年の三千六百三十六ルーブルから一九三七年は六千五百二ルーブルとなつた。

他方第二次五ヶ年計畫期限前遂行は、工業生産部面における成功と相俟つて物資の蓄積を保證する可能性を與へるに至つたとして、國營及びコオペラチヴ商業で常用工業製品小賣値段の引下げが、六月、七月の二回に亘つて行はれ、更紗、縞子、粗羅紗、粗毛布、亞麻布、衣服用亞麻織物、ゴム底標準履、革底標準履物、男子用及び婦人用オーヴァーシューズ、毛皮、ミシン類、蓄音器、電燈、窓硝子、上等煙草、標準マッチ(以上六月一日分)メリヤスシャツ、男子用靴下、男女既製服、小間物類、家具、樂器類、學用品、玩具等(七月一日分)が五分から一割五分

の間で値下げとなつたが、値下げ後二、三日の賣れ行きは、モスコイでは婦人の細の衣物、ブラウス類、樂器玩具、レニングラードは編物、小間物、玩具が著しい賣れ行きを示した。

一九三七年の全國商品取引量は一、二五〇億ルーブルで一九三七年度計畫一、三一〇億ルーブルは未遂行に終つた。しかし一九三六年実績一、〇六四億ルーブルにくらべれば約一七%の増加である。一般に輕工業、食料品工業が大衆の需要増加に比して著しく遅れてゐる點が、第二次五ヶ年計畫の主要缺陷の一つとされてゐるが、これは當初の豫定と違つて生産手段生産が消費手段の生産よりも激増したためと見られる。それは近年の國際不安を反映した軍備の擴充によるものであらう。すでに第一次五ヶ年計畫の當時

「事實、我々は五ヶ年計畫の一般綱領を六%だけ未遂行に残した。しかし、これは、諸隣邦が我が國との不侵略條約に調印を拒み、極東の事態が紛糾してゐることに鑑み、我々は國防強化のために數箇の工場を火急に近代的國防要具の製造にふりかへなければならなかつたことによるのである。」(スターリン「第一次五ヶ年計畫の總決算」一九三三年)

とされたが、その當時に比べても第二次五ヶ年計畫の軍備擴充は實に激しかつた、このことはソ聯の國防費(國防人民委員豫備)が、一九三二年及び一九三三年度には、僅か十二億留臺と十四億留臺にすぎなかつたのに、一九三四年には一躍五十億ルー



ブルとなり、一九三五年には八十億ルーブル、更に一九三六年には百四十八億ルーブル餘、最後の一九三七年度は二百一億ルーブルの驚異的數字となつた點からも窺はれる。

ソ聯邦單一國家豫算は一九二二—二三年十四億六千萬ルーブル、一九二七—二八年六十五億四千四百萬ルーブル、一九三二年二百七十五億四千二百萬ルーブル、一九三七年九百八十億六千九百萬ルーブルと激増してゐるが、殊に第一次五ヶ年計畫開始の一九二八—二九年以來の躍進は著しい。一九三一年以來年々百億ルーブル前後の飛躍的膨脹を續けてゐるが、連年赤字となつてゐる。第一次五ヶ年計畫、第二次五ヶ年計畫共に、著しい収入増加であるが、右収入中主要部分は社會化した經濟よりの収入で、特に第二次五ヶ年計畫では取引税が中心となつてゐる。これは社會化經濟間の商品流通の旺盛と社會主義的蓄積の増大とを物語るものであるが、他方右と比べれば遙かに小額ではあるが民間より徴収した資金(租税及び公債)の部分は第一次五ヶ年計畫中は富農等に對する租税誅求の苛烈さにまかなはれたが、第二次五ヶ年計畫では、公債によつてゐる。

第一次、第二次五ヶ年計畫の歳出は下表の如くである。その内、第一次五ヶ年計畫中豫算額超過支出は、社會文化施設費僅かに五億ルーブル、その他は全部國民經濟建設のため支出せられた。第二次五ヶ年計畫では、社會文化施設費及び國防費が急激に増加し、國民經濟建設費は増加しながらも、その比率は低

第一次五ヶ年計畫國家豫算支出(單位億ルーブル)

項 目	五ヶ年計畫 五ヶ年計畫 五ヶ年計畫	實 際 支 出 額	豫 算 超 過 支 出 (+)	及 び 豫 算 未 滿 支 出 (-)	
一、國民經濟建設費	二三四	五〇二	(+)	二六八	
二、社會文化施設費	四一	四六	(+)	五	
三、行政費及び國防費	七一	六九	(-)	三	
四、公 債 費	二七	二一	(-)	六	
五、地方交付金	六七	五三	(-)	一四	
六、其 他 支 出	一一	二九	(+)	一八	
總 計	四五二	七二〇	(+)	二六八	
第二次五ヶ年計畫豫算支出(單位百萬ルーブル)					
項 目	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
一、國民經濟建設費	三三、九二	三七、九三	三四、八三	三七、五七	三九、五五
二、社會文化施設費	二、三三	三、二四	五、〇八	三、三〇	二、六〇
三、國 防 費	一、四〇	五、〇〇	八、二〇	一四、八六	二〇、一〇
四、其 他 支 出	七、三五	一〇、七一	一五、七九	五、〇三	一〇、八八
總 計	四五、〇〇	六〇、九四	六三、九三	六〇、五五	六九、一三

註 堀江邑一氏「ソ聯の軍備擴張とその經濟的基礎」世界政治經濟情報第四輯所載

下してゐる。國民經濟建設融資が殆んど一九三六年度の水準を保つてゐるのは、社會主義經濟それ自身の蓄積の増大せる結果である。又近年老老化した國防豫算の如きでも、豫算總額に對する比率は極めて低く、國防費の人民大衆に對する負擔は比較的少く、社會文化施設費の増額、國民所得の増加、物價の低落

によつて寧ろ一層多くの餘裕を生じてゐることを示してゐる。これがまた國際情勢の緊迫につれて、國防公債に對する國民大衆の積極的參加の現象となり、一九三七年七月の國防公債はモスコのある驛の鐵道従業員のアッピールが全國民に反響して、公債發行とまでなつたものである。既に一九二七年の六百萬人から一九三六年までの間に、國民一億七千萬人の中五千萬人が公債應募者となつてゐる。スペイン、支那等の事件がますます國際問題に對する大衆の關心を高めつゝあるらしい。國際労働防衛(所謂モップル)の會員はソ聯内で一千万を超え、内七五%は非黨員、總數の三六%は女子と言はれるが、過去十五年間に國外の救援に一億七百萬ルーブルを匯金してゐる。スペイン救援金なども別に集められてゐるが、すでに數千萬ルーブルに達してゐる模様である。

嘗てスターリンは「階級が存在し、國際資本が存在してゐる以上、ブルジョアは社會主義を建設してゐる國の發達をじつと靜かに見てゐることができない(一九二八年)」と言つたが、國民經濟の建設によつて、ソヴェト國內の階級間、民族間の對立の基礎が消滅したと言はれる一九三七年において、「資本主義國の包圍」の事實が強調され、トロッキースト、ブハリニースト等の反ソ分子絶滅、祖國防衛の思想が漸く高まつてゐるのである。現在三千萬以上の兒童が初等學校及び中學校に學び、百五十萬人以上が高等學校と技術學校に學んでゐると言はれるが、一九

三七年八月、かねて募集してゐた中學校用歴史教科書のコンクリールの當選作、シニスタコフ教授ら編輯の「ソ聯邦小史」が發表された。この中で從來の大ロシア中心の民族主義は排撃され、ソヴェトを無視して、國家權力が共產黨によつて實現されてゐるやうな記述を排し、

「最も後れた國から最も先進的な強大な國となつた。それ故にこそ吾らは吾らのソ聯邦を——社會主義の國をかくも愛してゐるのであり、かくも誇りとしてゐるのである」

と説明され、この教科書では、タルタル、ウクライナ、グルジャ、バシキル等夫々の民族及び民族的英雄が歴史の主體とされてゐる。

(1) 外村史郎氏「書き換へられたロシア史」  
最近の民族共和國における工業及び農業の發展は、教育施設、文化施設の増加となり、民族劇場、民族語の新聞、雜誌等も激増し、特異の民族文化が成長しつゝあると言はれるが、まだまだ新しい民族指導者が不足してゐるとも言はれてゐる。  
ソヴェトの初等、中等教育、就學前兒童教育、文盲撲滅運動には相當力が注がれ、教育豫算支出は、一九三六年の百三十九億ルーブルより一九三七年の百八十五億ルーブルに増加してゐるが、また國民經濟の要求する卒業生を供給しえないとされてゐる。大學の分布状態を見るに、帝政時代大學のなかつたキルギス共和國に大學高等專門學校が三つ、カザクスタンに十四校、ウズベクスタンに二十六校、デルチャに十六校、白露に十九



各 共 和 國 の 發 展

大工業労働者数 (單位千人)	農業の集約化率	トラクタ (單位千馬力)	普通教育生徒数 (單位千人)	共和	共和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
(單位千人)	(%)	(單位千馬力)	(單位千人)	共	和	ロ	ゼ	ル	メ	ズ	ク	チ	ザ	ル
				和	國	シ	ル	バ	共	ベ	共	共	共	共
一九一三年	一九三六年	一九三五年	一九三五年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九三七年	一九三七年	一九三七年	一九三七年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九三八年	一九三八年	一九三八年	一九三八年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九三九年	一九三九年	一九三九年	一九三九年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四〇年	一九四〇年	一九四〇年	一九四〇年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四一年	一九四一年	一九四一年	一九四一年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四二年	一九四二年	一九四二年	一九四二年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四三年	一九四三年	一九四三年	一九四三年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四四年	一九四四年	一九四四年	一九四四年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四五年	一九四五年	一九四五年	一九四五年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四六年	一九四六年	一九四六年	一九四六年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四七年	一九四七年	一九四七年	一九四七年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四八年	一九四八年	一九四八年	一九四八年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九四九年	一九四九年	一九四九年	一九四九年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ
一九五〇年	一九五〇年	一九五〇年	一九五〇年	共	和	白	ア	グ	アル	ウ	トル	タ	カ	キ

(世界政治経済情報第一輯)

「生産の文化性を高める」ことを益々必要とされてゐる第三次五ヶ年計画においては、重要視されることとならう。

部 門 別	技術教育終了者	在學者
大工業部門全體	四〇人	二四人
石炭工業	五八人	一八人
黑色冶金業	五三人	二八人
金屬加工及機械製作業	四二人	二七人
紡績工業	五二人	二一人

モロトフは革命二十週年記念日の祝賀演説で

校ある。帝政時代の全高等學校九十、生徒數十二萬五千が現在、七百校、學生數六十萬人と報告されてゐるが、教授學生中の社會構成は現在労働者農民出身者が大多數を占めてゐる模様であるが、缺陷も多く、教授プランが確立されてゐず、教科書編纂も不十分で、職員生徒の規律も頹廢し、卒業論文の賣買する者もあると、批判されてゐる。

一九二八年における工業の技師及び技手は九萬二千人、一九三七年は五十七萬八千。一九三六年度末大工業労働者中の技術教育普及状態は左の如くであるが、労働者の質的水準の向上は

「今日資本主義との主要な競争が行はれてゐるのは經濟の領域であり、而してそれ故にこの競争に於ける主要なバロメーターは労働生産性である」と言つてゐるが、單に經濟的な技術のみならず、政治的水準の向上も特に強調されて、ソヴェートの教育方針は益々徹底化されて行くものと見られる。

尙文化方面の發展の指數としては次の如きものがある。

職業的劇場	一九一四年	一九三七年
職業的劇場	一五三	六九七
映画館	一四、一一一	二九、七五八
新聞の一日發行部數	二、七二九、〇〇〇	三、七、九七一、〇〇〇
書物の一年發行部數	八千七百萬	五億七千七百萬

託兒所數は一九一四年の五五〇から一九三七年の初頭の六十二萬七千八百七十七、産院の寢臺數は六、八二五から八一、三四二に増加し、一九三六年の夏から以後、婦人労働者と婦人勤務員の妊娠休暇及び手当金(前後二ヶ月づつの休暇と、平均賃銀の支給)に差別がなくなり、一九三七年四月より婦人労働者の生活改善を計るため、從來最高月三百ルーブルとせられた妊娠手当制限が撤廢された。尙多産婦人への國家の補助金は一年二千ルーブルから五千ルーブルとなつてゐる。

コルホーズでも、農場婦人の出産前後の休暇及び手当金が農場の經費で支拂はれることとなつてゐるが、一九三七年度その支拂ひは、千ブードの穀物と、一億ルーブルの現金に達したと言はれてゐる。婦人労働者中家内労働者の占める率は現在二

%にすぎない。他面科學労働者中の三〇%、化學産業の技師の二七%、食料産業の技師の二四%は婦人で、又一九三六年一月一日現在の統計では全産業労働者勤務員中婦人の占める割合は八百四十九萬二千人、全體の三四%に當ると言はれてゐる。

一九三七年のコルホーズ農民に支給される全労働日の四十%は婦人の收入であつた。

最近における社會諸施設の發展は、ソ聯國民の罹病率、死亡率を減少せしめ、出生率を著しく増加させ國民體位の著しい向上を示してゐる。

(1) 労働年鑑昭和十二年版「ソヴェト聯邦」參照

帝政時代の一年間の出生率は千人につき四四人、死亡率は千人につき二十七人、人口の自然増加率は千人につき十七人であつた。ソヴェト政權になつてから人口の一年間の自然増加率は千人につき二十四人とされてゐる。ソヴェト聯邦の大都市に於ける人口増加率は、他の諸國の首府よりも十倍から二十倍となるらしい。人口構成におけるソ聯邦の著しい特徴は、都市人口の著しい成長である。全人口中の都市人口は戦前の十七%から現在二五%となつてゐる。革命以來二百十三の新都市が建設されたが、その中には十萬以上の人口を持つものもあり、帝政ロシアの十萬以上の人口のある都市が十四あつたのに比べれば現在は七十四都市がその人口となつてゐる。

(1) G.A. シュミット「ソヴェト聯邦の國民經濟の成長」モスコ・ニュース、一九三七年十一月七日號參照



## 緒 言

本年鑑の十二年版にはイタリアの社會政策的諸情勢に就て觸れる所が無かつたが十三年版は之を包含する事に豫定されたのである。それは、イタリアが三十七年秋以來日本の盟邦として世界史的な親善關係に置かれたからと云ふだけでなく、僅か一年足らずのうちに準戰時——戰時——長期戰時へと戰體制の強化迫進を餘儀なくされた我國にとつては何らかのより根本的な機構的必要若くは意義を見出したからに外ならぬのである。

だが、このことを念頭に置いての執筆はやがて大きい困難を意味するものであつた。何よりもそれはたゞ文献・資料の不足であつた。イタリア研究熱の最近に於ける昂揚にも拘らず、邦語のそれは最近の、とりわけ社會政策部面のものゝ寥々たるものであるが、それにもまして歐米文献に於けるイタリア部門の貧弱さはむしろ驚くに値するものであつた。この事の理由については種々興味ある憶憶を與へ得るかに見えるが、こゝに之について觸れることは當を得ないと思はれる。更に最近イタリアより歸朝の人からも、こゝに問題とする部面については遺憾乍

ら多くを聞くを得なかつた。已むなく、英獨及び二三の邦語の斷片的資料によつて、而も取急ぎまとめ上げたのである。年鑑の性質上、古き諸事情への遡及に限界の存することも亦内容の構成上にとりわけイタリアの場合、勞働憲章の如きに、讀者の不滿を豫想する。ともあれ、先づイタリア經濟の現状を打診し、そこに必然的に惹起される産業勞働の様相の變化を捉へんとした。だが捉へ得たものは、之への國家的干與の集中的表現としての勞働法制と緊密に聯關され得なかつたかに見える。否、その事こそむしろ何れの國の社會政策に於ても、とりわけ現段階に於ては、「已むを得ざる……」に屬するのかも知れない。

## イタリア經濟の現段階

イタリア最近年の社會政策の動向を見るに先立ち、先づ之が基本的要因たるイタリア經濟の——世界經濟の一環として——現狀を打診しよう。

現段階に於けるイタリア經濟の諸情勢は一般的に何よりも一九三五年に初まるエチオピア遠征及びそれに伴つて起つた國際聯盟の經濟制裁による劃期的影響下に在ると云はれてゐる。だ

が右の如きモメントがイタリア經濟の上に如何なる變化を惹起せしめたかに關しては、イタリア政府の一九三五年十一月以後一九三七年に亘るこれに必要な諸統計の發表禁止の故に、勿論正確なアウトラインを知ることが得ない。とは云へ、右の間隙は、その前後に發表されたイタリア經濟政策に關する諸事情と世界政治經濟の諸動向よりすれば、理論的には或る程度大過なく充たし得るであらう。

周知の如く、國際關係は一九三七年に入つて愈々緊迫の度を加へ、世界經濟は必然的に國民主義的傾向を一層濃化したのが、之に照應して執ることを餘儀なくされたイタリア經濟のアウトキー政策は、その上の再軍備並に公共事業計畫、東阿經營、更に進んでは帝國經濟建設計畫に要する巨額の費用の故に、文字通り内外の難局を表徴し、イタリア經濟の上に二重、三重の壓迫となつて現はれたことは云ふ迄もない。

イタリアは元來狭小にして資源貧弱な國土に過大の人口を擁し而も資本主義は列強に立遅れて蓄積資本は餘りにも貧弱である。「アペニン半島の地の利」は既に中世以前のものであつた。三千軒の海岸線の得たる外國貿易上の利益と國外海運所得は移民の送金と共に、今やイタリアの食糧不足をさへ充たし得ない。此のイタリアの自給自足政策と資源貧弱との矛盾は既に貿易の部面を明瞭に烙印づけてゐる。にも拘らず、自給自足政策こそは國際危機の切迫に應じて今やイタリアが國防強化の必要上飽

くまで追求せねばならない主上命令なのである。エチオピアの征服も同じ目的より出づることは多言を要しない。だがそれも將來は別として、當面の自給自足を一層困難ならしめる矛盾となつてゐることは否定し得ない。かくて資源の貧弱を原因とする貿易の必要と自給自足に基く輸入の排撃とは、結局その調和點を貿易上の相互主義に求めざるを得ない。吾々は伊エ紛争前後、とりわけ紛争後に於いてイタリアが對外貿易關係の設定に際し凡て清算協定の締結を以てした理由を知るに難くないのである。だが軍需品の調達、東阿經營の資材供給等を中心とする自給自足政策の強化は益々多量の原料輸入を必須とし、従つて一方には輸入に應ずる輸出増大が要求されると共に、他方には輸入價額の増大となり、自給自足遂行の困難は依然緩和するに由がない。フランス政府のかゝる困難を克服する血路は、かくてたゞ國內經濟に對する統制の強化と財政の更なる膨脹以外に無かつたのである。

統制の強化は、イタリアの場合、フランス黨による企業の獨占を意味せず、却つて職團（職能組合）の權限を益々擴大して、物價の統制（一九三六年十月五日附の價格統制に關する勅令第一七四六號）、俸給賃銀の決定等をなさしめたが、一九三七年に入りては、一月九日の命令によつて新に企業の新設擴張を職團評議會をして統制せしめ、他方「イタリア政府は國家の企業獨占を排撃するが、個人企業が所期の成果を擧げ得ぬ場合若くは公



益のため必要なる場合には國家が國民の利益に介入するものも已むを得ない」として海運並に造船業、更に金融部面に對する國家統制の方針を明示した。次いで五月十五日職團會議席上、ムッソリーニは新イタリアの經濟政策として所謂經濟軍縮案(ボイコット)の意向を暗示しつつ、自給自足經濟こそ平和に對する唯一の保障であると演説し、これへの強行方針を明かにした。更に十月に至り中央職團委員會(Comitato Corporativo Central)は自給自足經濟を一層擴大進展せしむべく、私人の利益を國家全體の福利に提供する方針を決定し、その具體策として國家をして生産、商取引の統制と利益配分に關する適切なる處置を採らしめる外、國民貯蓄の利用、物價の全般的決定、公定利率を標準とする收益管理法を施行せしめる一方、各職團は適當なる勞働法を制定して罷業とロックアウトの禁止、社會保險、有給休暇制を實施する案を採擇したのである。而してこれらの諸方策は、産業機能の擴大、植民地經營活動の活潑化に伴つて必然的に惹起される過渡的貿易逆時代に對處する經濟政策としては必要にして必至であつた。正しくイタリアに於ける現段階の經濟的諸矛盾は、フランス的統制を愈々強化することによつてのみ、その矛盾の表面的露呈を阻止し得てゐるのである。

政府財政に就て見れば、既にイタリアはエチオピア戰爭の爲に一九三五年七月から翌三六年夏迄の一ケ年に約百三十億リラを要したが、その後もエチオピアやスペインの爲に、一般豫算

一九三八年三月末日迄のイタリア財政を詳述した後

「かくの如くイタリア政府は巨額の緊急支出を賄ふために公債發行の外、各種の手段に訴へたが、しかし之が圓滑に行はれ、此の間大した通貨膨脹を見なかつたのは、國民協力の下に政府の方策宜しきを得たがために外ならぬ」

と述べてゐる。確かに統計數字の示す所によれば、前記の如き國家資金の需要増大が國民經濟に對する大なる壓迫を豫想せしめるにも拘らず、國民所得より徴收せられた税金は再び國民所得(年額二百億と推定される)となつて還流し、經濟活動の正常なる發展を梗塞するに至つてゐないのである。否、(こゝでは詳述する餘裕はないが)財政金融上の難局にも拘らず、諸産業活動は一九三六年十月五日のリラの平價切下以後愈々活況を呈し、とりわけ農業生産及び鑛業生産の著増は自給自足政策の進展を確保し、又工業生産(嚴行的ではあるが)は一般的に一九二九年の好況時代を上廻る程に躍進してゐるのである。果してこれが説明は、「國民の協力の下に政府の方策宜しきを得たがため」と云ふ事を以て、充分な理由づけとなり得るであらうか。統計數字への過信はもとより禁物であるとしても、ともあれ、以上の如きイタリア經濟の現状を念頭に置いて、吾々はこの國の産業勞働の狀況に目を轉じよう。

### 工業勞働の一般的情勢

に現はれない特別支出を續け、此の種の支出が一ヶ月少くとも約五億リラと推定されてゐる。一九三七—三八年度の政府豫算は歳入二百六億リラに對し歳出二百三十八億リラ、差引約三十二億リラの不足を計上してゐるが、上記の特別支出を考慮すれば實際の不足は殆ど百億リラに及ぶものと見られてゐる(自給自足政策の前途を決定するものとして囑望されるエチオピア開發費として一九三七—三八年には約四十億リラの支出が決定されたが、同年六月には交通路開發新六ヶ年計畫の經費として百二十億リラ支出の件が閣議を通過し、右三七—三八年開發費四十億リラの中、二十億リラが新六ヶ年計畫の第一年度負擔額に充てられることになり、更に十月には道路建設のため四ヶ年に亘り三十億リラの臨時支出を決定した)。右の如き財政難局に當面して政府が歳入増加、公債消化に苦慮したことは更めて云ふ迄もない。一九三六年十月決定の不動産に對する千分の三・五特別課税、一九三七年十月閣議決定の各種増税及び新稅計畫、特に會社資本に對する一割課税の如きは、蓋し之に對處する爲の窮餘の財政措置であつた。而して之等によりて調達せらるべき金額は合計約百三十四億リラに及び、今後二ヶ年位の臨時支出を賄ひ得るものと推測されてゐる。かくして一九三八—三九年度一般豫算(一九三七年十二月閣議承認)は、歳入二五、〇七二億萬リラ歳出二五、〇三五億萬リラを以て略々均衡を得るに至るものと所期されてゐる。一九三八年五月十八日、デ・レヴェル藏相は議會での報告演説に於て、一九三四年七月一日以降

上述の如く、イタリアの産業生産は、政府の追求する熱心なる自給政策の結果として、大なる刺戟を受け、一九三七年には農産、工鑛産を通じて、その増進に極めて顯著なるものがあつた。而

工業生産指數 (1928=100)

年次	總平均	織維工業	金屬及機械工業	製紙業	建築業	動力業	鑛業	化學工業
1929年	109.2	101.7	104.6	106.8	139.6	106.5	—	—
32.	73.0	67.4	70.7	103.0	78.9	110.3	—	—
33.	80.5	76.3	72.8	110.5	93.4	119.2	—	—
34.	87.3	73.6	76.7	120.5	136.0	125.5	—	—
35.	102.4	76.8	102.5	139.7	162.3	135.8	98.9	99.6
36.	95.5	70.1	118.7	123.2	91.9	140.5	110.3	107.4
37.1	99.4	78.8	122.0	119.7	95.1	129.4	105.7	94.8
2	107.1	89.2	126.5	135.1	91.8	140.4	116.3	120.3
3	108.4	90.6	127.9	141.7	98.7	134.9	113.9	123.7
4	113.6	95.8	131.0	155.5	97.8	144.4	126.3	129.3
5	116.7	76.9	134.1	160.2	101.2	154.6	130.6	137.9
6	99.9	60.2	133.9	167.4	100.0	163.6	137.5	123.9
7	94.6	48.9	133.7	214.8	102.4	165.7	136.7	124.7



してそのうち工業生産は、ファシスト政府確立後、政治的安定の恢復と職團制度の樹立によつて比較的堅實な發展を遂げて來たが、金本位を長らく固執した結果として顯著な發展はみられなかつた。しかし再軍備時代の進行と共にイタリアは他の金本位ブロック諸國を抜いて工業活動は活潑となり、伊エ紛争によつて益々促進された。特に最近兩三年の軍備の白熱的強化時代に及んでは同國の工業發展は見覺ましいものがある。

これを前表によつてみれば就中顯著なる上昇を示してゐるのは金屬及び機械工業、製紙業、動力業、化學工業等であつて、いづれも一九二九年の好況時代をも凌駕してゐる。これに反し纖維工業及建築業のみは逆轉をみてゐるが、纖維工業は人造纖維の華々しい躍進にも拘らず全體としては依然として不振をうづけてゐる。建築工業は政府の援助によつて三四年、三五年と活況を示したが、政府の助成が抑制されるとともに三六年には著しく沈滞した。生産總指數は三七年五月には一六・七と一九二九年の指數を遙に抜き未曾有の好調を呈しその後反落したがなほ三六年よりも上位を維持してゐる。然し工業生産活動が全體として斯くの如き昂揚を見た譯ではなく、其の指數(一九二八年一〇〇)は、一九三四年の八七・三、三五年の一〇二・四に對し、三七年の地位は、十月迄の平均を以てすれば一〇七・六といふ程度である。之は結局生産活動に於ける跛行性を物語るものにして、而も國防的關係より遮二無二推進された自給政策の強

化が、生産コスト及國民生活の犠牲に於て行はれたことは云ふ迄もないのである。

ともあれ右の如き工業活動の急激な増大は必然的に労働者の雇傭指數をも高めた。一九二九年の就業率を一〇〇とすれば、一九三三年及び三四年にはそれ〃〃七九・四一、八二・九九まで低下したが、三五年には九三・九五、三六年には九四・九〇と著しく恢復してゐる。更に三七年三月には一〇〇・六七、四月には一〇四・〇一と完全に一九一九年の就業率を上廻つた。

しかし工業労働者の就業數が増加したのに反し、公共事業及び土地開墾方面の雇傭數は減少した。その日々従業人員數は三五年の廿六萬一千人から三六年には廿四萬一千人に減少してゐる。三七年六月には更に廿一萬七千人に減少したが、三六年の同月には廿六萬三千人であつた。また工業活動の減退は建築業においても見られた。三三年の新室認可數は十萬二千室であり、それが三五年には十七萬七千室まで増加したが、三六年には九萬一千室に減少し、三七年上半期は四萬九千室となつた。

労働賃銀 (一九二九年=一〇〇)

一九三二年平均	六七・四
三三年同	六八・三
三四年同	六八・二
三五年同	六九・七
三六年同	七三・八
三七年七月	七六・一
八月	七五・〇
九月	八五・二
一〇月	八二・九
十一月	七八・七
十二月	七七・七
三七年一月	七二・八
二月	七六・七
三月	八三・九
四月	八七・四
五月	九三・二
六月	九九・三

たであらう。三七年五月、六月における労働賃銀及び生計費指數を三二年より三四年に至る恐慌時代のそれに比較すれば、その相対的地位は逆となり、賃銀指數の著しい上昇をみてゐる。右の如く工業方面の労働賃銀は可成り引上げられて、それ

然るに一九三五年に入り軍需工業を中心とする

諸産業の活動が旺盛となるとともに、失業は減少し賃銀も漸次昂騰に轉じ三七年となるや、そのテンボは益々早められた。殊に三月以後の急速なる昂騰は三七年五月九日以後各産業に互り月額千五百リラ以下の俸給、賃銀に對して一〇%乃至一二%の引上げ、更に同年六月二十一日官吏三十萬人に對する八%の増俸を決定したことによるものである。これによつて勤勞者の生活も幾分明るくなつたであらう。三七年五月、六月における労働賃銀及び生計費指數を三二年より三四年に至る恐慌時代のそれに比較すれば、その相対的地位は逆となり、賃銀指數の著しい上昇をみてゐる。右の如く工業方面の労働賃銀は可成り引上げられて、それ

生計費指數 (一九二九年=一〇〇)

一九三二年平均	八三・二
三三年同	七九・六
三四年同	七五・六
三五年同	七六・七
三六年同	八二・六
三七年七月	八二・九
八月	八二・二
九月	八二・六
一〇月	八四・三
十一月	八四・六
十二月	八五・一
三七年一月	八五・五
二月	八六・〇
三月	八六・三
四月	八六・八
五月	八九・二
六月	九〇・〇
七月	九一・九
八月	九二・三

らの労働者の生活がある程度改善されたことは認められるが、農民の生活状態が如何になつたかは毫も知られてゐない。伊エ紛争前においては労働賃銀の低下と並んで農業労働者の貨幣賃銀も引下げられてゐる。農業労働者の一時間平均賃銀は一九二九年の一・五八リラから漸次引下げられて三五年七月には一・一三リラまで轉落した。その後これが如何に推移してゐるかは明かでないのである。吾々は茲に既述の如き最近年に於けるイタリア經濟躍進の背後にあるものを規定し度いのであるが、資料の不足は之を許さないものである。尙最近に於けるイタリア産業労働の規模につき一言すれば、



五百人以上の労働者を使用してゐる大工場は大體七百前後で、その従業員数は七十萬と云はれるが、一九三五年に設置された軍需品一般統制委員會の手を通じてその全部が國家の直接統制下にあるのみならず、更に中小企業中その補助的役割を演ずる百七十六の工場もその統制下に置かれてゐる。而もその後三七年十月迄に、國家の生産擴張計畫に基いて新設された工場数は三百八十二、擴張されたもの四百二十九で、之が爲七十九億一千八百萬リラが投資され、三萬五千の熟練工を増加してゐると云はれてゐる。更に爾餘の中小工業で十人以上五十人迄の労働者を使用してゐる工場数は三七年九月までの計算では十三萬と推定されてゐるが、之等は主として平和産業に屬するものである。尙熟練工及び徒弟の養成乃至技術的訓練は、三四年二月五日の法律第一六三號によつて各職團の権限に屬せしめられてゐる。

(1)昭和十三年八月二日、東京朝日新聞

**現行労働立法の特異性と其發展**

イタリアに於けるファシストへの政權の到來は、その當時までイタリアを支配してゐた自由主義原則の崩壊を意味した。この變革の意義は、ファシストの政治的勝利を完成し且つ強化せんが爲に一九二六年に制定された職業團體法の規定に、その翌年の労働憲章に、またその附屬法に、明瞭に示されてゐる。とりわけ右の職業團體法及び一九二六年七月一日附法律第一一三〇

號の施行規則に規定される如き次の四原則、即ち(一)至嚴の國家の監視下にあり、平等の權利を有する雇傭主及び労働者の團體の法認、(二)團體協約の法的有効性、(三)團體労働争議の特別労働裁判所による司法的解決、(四)直接的階級行爲(ストライキ及びロックアウト)及び衝突の場合に於ける直接的制裁の禁止、はファシスト・イタリアの労働立法の基本的思想の集中的表現であり、一九二二年十一月十六日の「節約と労働と規律」の綱領以來、理論的並に經驗的に漸次昇華されつゝも、嚴として存続されてゐるのである。とりわけ今日の如く經濟の戰時體制化を必須とする時代に於ては、イタリアの如き政府、資本金、労働者の三位一體的な組織が全經濟領域の支柱として法的根據を有つてゐる國家は、かゝる特異性をむしろ長所として最高の能力を發揮し得るのである。ファシズムの國家理論によれば、國家は凡ての個人、團體、階級の上に立つ超越的存在であるから、労働者も資本家も、國家に對して義務を負ふものであり、國家の利益の前には一切無條件に服従せねばならない。従つて労働を社會義務の一つと見るのは當然なのである。而してその云ふ所の國家の利益又は全體の利益とは如何に資本の利益と區別されるか、或はその團體交渉權とは、例へばアメリカのNRAの規定する團體交渉權などと比較して、如何なる實質を有つか等々に就て幾多の不鮮明乃至疑惑の感が有たれ得るにせよ、右の如き労働統制は、戰時又は準戰時體制下に於て、正しく「國民

的協力」の名の下に一切の負擔を全國民の共同の負擔とし、従つて又銃後を確保するに役立つ譯なのである。尙イタリアの労働法制の發展に於て注目すべき一事は、初期より世界恐慌前後にかけては罷業及び工場閉鎖の禁止即ち「鞭」の社會政策が前面に立つてゐるに對して、最近に於ては労働者保護乃至労働力培養なる「飴」の社會政策が重視されてゐるかに見えることである。此の事がイタリア社會政策の特殊の發展であるか、即ち換言すればイタリア職團國家の發展・完成化への指標を意味するか、或は世界資本主義諸國の最近に於ける社會政策の一般の特徵であるか、と云ふ事に就ては、なほ吟味を要すべき課題として、こゝでは單に之を示唆する現行イタリアの主要労働立法を次に擧示するに止めるであらう。

**労働憲章**

ローマのヴィア・ヴェットリオ・ヴェネト街に立つイタリアの特異的存在、職團省(或は職能組合省、一九二六年七月二日の勅令を以て創設)の建物の中の一大廣間の壁に、イタリア人の労働を、従つてその生活を支配してゐる原則たる、三十條から成る「カルタ・デル・ラヴォロ」(労働憲章)が刻み込まれてゐる。そこには次の如く書かれてゐる。

(1)A・チシユカ「イタリア政治經濟大觀」の一部引用

「イタリア國家は一の目的意識的な有機體であり、その生活と活動力は凡ての個人、凡ての團體に優越する。イタリア國家は精神的・政治的・經濟的統一體であつて、その統一はファシスト國家のうちに

本質的に實現されてゐる。」(第一條)

「労働は、指導的なものにして實行的なものにして、精神的なものにして、技術的なものにして、將又筋肉的なものにして、凡て社會的義務である。従つて、全くかゝる理由から、労働は國家の保護の下に置かれる。一切の經濟的生產は國家的立場から一の全體を形成する。その目的はたゞ一つ、各個人の幸福と國家權力の増進でなければならぬ。」(第二條)

「労働組合乃至職業組合として結合することは自由である。しかし資本家又は労働者の全グループを法律的に代表し得る權限を有する者は、法律上認められ、國家の監督下にある職能組合のみである。……」(第三條)

「法律上認められた職業團體は資本家と労働者の法律的平等を保證し、生産と労働に於ける秩序を維持し、その改善を促進する。職團は經濟上に於けるこの生産的勢力を結合し、その全體的利益を代表する。かく職團は全體を代表し、生産者の利益は國家的利益を意味するが故に、職團は法律によつて國家機關と看做される。職團は生産の統一の利益の代表者として労働關係を調整し、生産を相協力して行ふための法律的拘束をもつた諸原則を發布することが出来る。……」(第四條、第五條、第六條)

「職團國家は經濟の領域における個人的イニシヤチブを國家の利益のために最も効果的な最も有利な手段と看做す。しかし、個人的生産組織は國家的意義を有する任務を有するが故に、各企業の指導者はその生産方法につき國家に對して責任を有する。……」(第七條)



「經濟的生產に對する國家の干渉は、個人的イニシアチブがなくなつた場合、或は國家の政治的利益が脅かされた場合にのみ行はれる。……」(第九條)

「職團の活動、職團の職業紹介機關の活動及勞働裁判所の決定は、勞働報酬が通常の生活要求、經營の事業能力及勞働の利益に適應するやうに、保證を與へなければならぬ。……」(第十二條)

「行政官廳、中央統計局及合法的職業組合によつて蒐集された生産關係と勞働關係、貨幣市場の狀態と生活費の變化に關する基礎資料は、職團省に於て綜合再検討され、種々の團體及階級の利害を相互に一致せしめ且つ經濟のより高い利害と一致せしめるための基礎とならなければならぬ。」(第十三條)

「職業紹介は國家の職團機關の監督の下に平等の原則に基いて行はれる。資本家はこの職業紹介機關を通じてその要求を充たす義務がある。彼等は名簿登録者から選擇することは出来るが、その際ファシスト黨またはファシスト職團團體加入の求職者を優先的に考慮せねばならぬ。」(第二十三條)

「勞働組合は、勞働者の技術的能力、道德的價値を常に向上させる目的をもつて、勞働者を選択せねばならぬ。」(第二十四條)

「保護機關は協力の原則の本質的達成である。従つて勞働者も資本家も按分比例をもつてその費用を分擔せねばならぬ。」(第二十六條)

以上が、休憩時間、解雇方法、社會保護の規定、勞働者の教育、組合費の支拂等の規則と並んで、一九二七年四月二十一日に發布された「カルタ・デル・ラヴ・ロ」の主要内容をなすもので

全勞働者數の少くとも十分の一を代表すべきこと。

二、職業團體が組合員の經濟的、道德的利益を保護し、組合員の福利と教育を促進する目的を有すべきこと。

三、職業團體の幹部が自己の能力、善良な道德的品性、並に積極的國家觀念に就いて證明すべきこと。

右の條件は自由職業家及び藝術家の職業團體にも當嵌るのである。しかしこの團體は自治的な團體であつて、雇傭主、勞働者の職業團體とは別個に編成される。勞働憲章第八條に規定されて居る如く自由職業家及び藝術家、即ち辯護士、醫師、學者、技師、彫刻家、畫家、音楽家、文士等は藝術、科學及び文學の利益を擁護し、生産の完成並に協同體制度の道德的目的の達成に協力する者であるが、彼等の生産的活動は獨立した活動だからである。

職業團體は其の管轄構内に於ては組合員、非組合員の別なく組合部門の總ての雇傭主、勞働者又は自由職業家及び藝術家を法律上代表する。同時に組合員、非組合員の別なく被代表者は自己の一日分の勞賃又は報酬相當額を組合費として納めなければならぬ。雇傭主は自分の代表される團體に對して一年に一回使用者數を報告する義務があつて、之を怠つたり、虚偽の報告をしたり、不完全な報告したものは二千リラ以下の罰金に處せられる。職業團體の活動、役員選舉等に關係し得るのは組合員のみである。

ある。「第一條はヘーゲルの翻案であり、第二條はダヌンチオの思想であり、全體がムッソリーニ自身の作つたもの」と云はれる。勞働憲章に基いて規定された社會政策的諸法規、諸施設、諸機關に就てはこゝに詳述する餘裕が無い。

(1) 最近の邦語文献としては前掲A・チシユカ著イタリア政治經濟大觀の譯書、列國政策彙報第二卷第十號所載資料を参照あれ。

職業團體法

こゝに所謂職業團體法と云ふのは一九二六年四月三日法律第五六三號の「團體勞働關係の規律に關する法律」(Act respecting the legal regulation of collective relations in connection with employment)であつて、之に依つて

一 職業團體の公認及び團體勞働協約(第一條——第十二條)

二 勞働裁判所(第十三條——第十七條)

三 工場閉鎖及び罷業の禁止(第十八條——第二十三條)

の三つが定められた。

先づ右の職業團體に就いて見るに、雇傭主(労働提供者 *datore di lavoro*)及び勞働者(労働力提供者 *prestatore d'opera*)の職業團體法は次の條件を備へなければ法律上の認可を受けることが出来ない。

一、雇傭主聯盟では自主的に加入した雇傭主がその企業部門に雇傭された全勞働者數の少くとも十分の一を雇傭すべきこと、勞働者聯盟では同じく自發的に加入した勞働者とその聯盟の部門に屬する

職業團體は生産の相異なる階級と相異なる部門を夫々の團體に包含する。そして之等の諸種の組合は段階的なシンダカート體成をなすのである。舊サンジカリズムのシンダカート(勞働組合)は既にファシスト・サンジカリズムなる名稱の下に全くその政治的活動の階級的特異性を失つて仕舞つた。ファシスト・サンジカリズムは國家的乃至國家主義的組合主義であり、シンダカートはこの觀念の下に於ける團體と云ふ意味しか持たない。シンダカートは職業團體組織の細胞的役割を勤めるものであつて、全體的シンダカート組織と云ふことは、シンダカートと云ふ單位細胞から合成される肉と云ふことに等しい。即ちシンダカート組織は次の過程から成立する。

イ、個人を初級即ち單位組合(シンダカート)へ

ロ、單位組合を上級組合即ち全體的シンダカート組織(聯盟、總聯盟)へ

聯盟(Federazione)即ち第二級組合は初級組合を合成する。

總聯盟(Confederazione)即ち第三級組合は聯盟を合成する。

以上の過程を總稱してアジエンダは之を垂直組織と名付けてゐる。

次に勞働裁判所並に工場閉鎖及び罷業の禁止の二項は既に一言せる如くファシスト勞働法制全體のうちでも最重要な一部であり、又かゝるものとしてのみ之を理解し得るのである。即ちファシストの見解によれば、勞働爭議を以て階級掠奪と看做し



之を禁止すること、恰も國家の歴史的法的發展が個人の掠奪を禁止したと同然であるとする。従つて「不可避的」な労働争議を解決すべき制度を創設するよりも、むしろ争議の發生を不可能ならしむる如き法制乃至労働條件の制定を重視するのである。重要な職業團體法が、専ら特殊な調停及び和解制度を規定してゐないのは右の原則を固執する爲であると云はれてゐる。ともあれ罷業及び工場閉鎖の禁止の如き制度は、ナチス・ドイツや戦時労働管理發動中の國家に於てはともかく、何れの國家に於ても他に類例は無いであらう。イタリアでは、三人以上の労働者が協力して労働を停止した場合、又は停止しなくとも意業の擧に出た場合には、國家の権力によつて處罰される、而も輕くて罰金百リラ（一日の賃銀はセリラ程度）重いは體刑三年と云はれてゐるのを以てしても、かゝる法律の重要度は想像に難くないのである。

**工業に於ける四十時間週の採擇**

一九三七年度に於けるイタリア労働立法の劃期的な成果は同年五月二十九日附の「一週四十時間への労働時間の短縮」(Riduzione della settimana lavorativa a 40 ore)に關する第一七六八號條令である。此の條令は一九三六年十二月十二日の閣議に於て採擇された草案に大體準據したものと云はれてゐるが次の如き特徴を内容としてゐる。

(1)一九三七年十月廿六日附「ガゼッタ・ユフィシアレ」紙上で公表

屬的事業によつて行はれる工業的性質の作業に雇傭される者、(e) 公共事業——それが私的請負人によつて行はれる場合にも——雇傭せられる者、尙この種事業に於ては労働時間は特別の法規によつて規制されてゐる。

職團大臣は労働組合諸機關と協議の上(特別の必要又は緊急の場合を除き)手工業又は一定地域内の企業若しくは分離された企業を含む一定種類の企業に對し、本條令の適用を受くる賃銀稼得者の數が極めて少なき場合又は當該企業の特種條件が時間制限の適用を不可能とする場合には、前記労働時間の制限を遵守する義務を免除し得る。此の場合には實労働時間は後述の延長規定に従ふことを條件として、一日八時間及び一週四十時間を超ゆるを得ない。職團大臣は右の權限の全部又一部を職團監督官(Corporative Inspectorate)に委任し得る。

**例外許容(時間延長)** 作業の開始、正規的再開又は中止を確保するため、或は生産上の困難又は労働者に對する危険を防止するため當該企業の正規の労働時間外に行はるゝことを要する準備的又は補足的作業に就ては所定の制限を超えて労働時間の延長が許容される。團體労働協約が右の準備的又は補足的作業につき規定せざる場合には、此の種の時間は之を職團監督官が定め得る。但し職團監督官は所要の條件が満たされないと認められた場合には労働時間の延長を制限又は停止することが出来る。

**不可抗力(Force majeure)** の場合には、労働者又は装置の完全、若しくは製品又は原料の保存を確保するために時間の延長を避け得ざる時は嚴密に必要な限りに於て労働時間を延長することが出来る

**適用範圍** 本條令は賃労働を使用する一切の工業的性質を有つ企業に對して適用されるが、適用企業は職團は或(職能組合)大臣(Minister of Corporations)の提案により中央職團委員會(Central Corporative Committee)の諮問を経た後に勅令によつて公布される。

従つて本條令は右適用企業に於て他人の直接の指揮及び監督の下に雇傭労働を提供する労働者——下記の例外の場合を除いて——に適用されるのである。即ち労働時間は下記の特別の場合を除き一週四十時間又は一日八時間を超ゆるを得ない。

職團大臣の命令によつて定めらるべき連續作業を有つ工業的作業の場合に於ては、雇傭労働時間は、一日八時間を最高限として、四週に亘り一週平均四十二時間を超ゆるを得ない。但し右の場合には適用される労働者の契約の可能性及び生産上の諸要求が考慮される。

國、州及び都市官廳(Communes)——市營企業を除き——によつて雇傭せられる者に關しては特別の規制が發布される筈である。

本條令の適用から除外される者は次の如くである。(a) 家族又は世帯内の固有の勞務に従事する者、又は雇傭主の妻若しくは雇傭主と同居し雇傭主によつて扶養せられる三親等内の親族、(b) 船上又は浮游施設に雇傭される者並に漁撈企業に雇傭される者、(c) 繼續的活動を必要とせざる如き間歇的勞務、又は單に附添つて居ればよい勞務若しくは番人の勞務に雇傭される者、尙これらの勞務に對しては労働時間の最高限を定むる如き職團大臣の命令により規制される筈である、(d) 土地及び森林の開拓を目的とする企業並にその附

雇傭主は時間延長につきその理由、性質及び見込期間、一日の労働時間數及び時間を延長せられたる賃銀稼得者の數及び種類——女子及び少年労働者の數は之を各別に示し——を述べて四十八時間以内に職團監督官に通告することを要する。職團監督官は又此の種の時間延長を制限又は停止せしめることが出来る。

團體労働協約は、時間延長が一日一時間を超えざることを條件として不可抗力又は作業停止による損失時間を補填する規定を設けることを得る。但し右の規定は、雇傭により生ずる團體關係の法的規制に關する一九二六年四月三日の法律第五六三號の適用を受けざる企業に於ては、職團大臣の發する命令によつて規制せられる筈である。

正規の労働時間が適用され得ない季節的作業に於ては、労働時間は一日十時間まで延長し得る。右の所謂季節的作業並にその時間延長の許容される期間に就ては職團大臣の發する命令によつて定められる筈である。

雇傭主は、追加労働者の雇入によつてその作業を行ふこと、不可能なる場合にのみ、前記所定労働時間の制限を超えて居残作業(Overtime)を爲さしめ得る。居残作業の時間數は特別の緊急の場合を除き一日二時間又は一週十二時間を超ゆるを得ない。特別の緊急の場合に於ては最高限一週十四時間まで延長し得る、但しその平均は九週間に亘つて一週十二時間を超えざることを條件とする。雇傭主は居残作業の開始後四十八時間以内はその居残作業につき所管の職團監督官に通告することを要する。右通告に於ては、雇傭主は追加労働者の雇入れによりその作業を行ふことの不可能なる理由を



述べ、居残作業の性質及び豫定期間並に女子及び少年労働者の数を各別に示して居残りたる労働者の数及び種類を明示しなければならない。職團監督官は労働組合諸機關と協議の上(特別の必要又は緊急の場合を除く)その作業を行ふ爲に追加労働者の雇入れを可能と認められた場合には居残作業の停止又は制限を命ずることを得る。

居残作業時間及び正規労働時間(一日八時間一週四十時間又は職團大臣若しくは職團監督官の定むるその他の制限時間)が通計して一週四十八時間又は一日八時間を超えざる場合には、雇主はその居残作業に對して労働者に支拂はるべき報酬の一〇%に相當する掛金を特別失業基金(Special Unemployment Fund)に拂込まなければならぬ。但し雇主が現行の雇主團體協約によつてより、高い居残作業率を支拂ふ義務を負ふ場合には此の限りでない。又居残作業の結果として就業労働時間数の通計が一週四十八時間又は一日八時間を超える場合には團體労働協約に規定せられるより、高い居残作業率が右の制限を超えざる就業時間に對して拂込まねばならない。右の雇主團體協約に定められるより、高い率は、間歇勤務、附添及び番人の勤務につき前記労働時間が延長せられ又は損失時間が補填せられる場合に於て所定の制限を超える居残作業に關しても支拂はれなければならない。尙職團大臣は、失業掛金及び雇主により生ずる團體關係の法的規制に關する一九二六年四月三日の法律第五六三號の適用を受けざる企業に雇主される者の居残作業に就ては、命令によつてその支拂の形式及び率を定めることになつてゐる。

施行上の措置 本條令の規定は國民の安全及び經濟的福祉を危殆

た場合には之を職團監督官に提出しなければならない。

本條令の施行上必要な規則は、一九二六年一月卅一日の法律第百號第一項の規定に準據して、職團大臣の提議により勅令により發布せられる。

本條令に規定せらるる規則又は本條令に基いて發せらるる規則に違反したる雇主又はその代理人はその違反の及ぶ範圍の被雇者一人につき一〇リラ乃至二〇リラの罰金に處せられる。

工業的企業の労働時間に關する一九三三年三月十六日の法律第五二七號はこゝに廢止され、又一切の種類の工業的及び商業的企業に於ける労働者及び使用人の労働時間を制限せる一九三三年三月十五日の法令第六九二號は、その後の改正及び規則と共に、新條令の適用を受ける特定の企業及び労働者に對しては適用されぬことになつた。

間歇的勤務又は單なる附添若しくは番人の如き勤務に従事する者に關する表及び一九二三年三月十五日の法令第六九二號によつて公布された季節的作業に關する表は従來通り暫定的に施行される。連續作業に關しては日曜及び週休に關する一九三四年二月廿二日の法律によつて發せられた一九三五年六月二十二日の省令により承認せられた第一號表は暫定的に従來通り施行される。

本條令は議會(職團全國評議會)によりて法律に變化し得る。

かくて、右に見る如くイタリアでは一九三七年十月二十六日の條令によつて、既に部分的には一九三五年以來採用されてゐた四十時間週の原則が確認されたのである。しかし必要な資格

ならしむ如き緊急の事態に於ては、一九二六年一月卅一日の法律第百號第三項の規定に準據して、職團大臣の提議により勅令によつてこれを停止することが出来る。

雇主は労働者の凡てに目のつき易い場所に就業の開始及び終止の時間並に就業時間中に於ける休憩の時間及び長さを示す時間表の寫しを掲示しなければならぬ。作業が戶外で行はれるために就業場所に時間表を掲示し得ない場合には、右時間表は賃銀の支拂はれる場所に掲示されねばならない。右時間表の寫しは、雇主又はその法定代理人の署名を附して所管の職團監督官に送達されねばならない。

居残作業の時間数は毎日個々の労働者について正規の時間数とは別に、全國ファシスト工業災害保險協會(Fascist National Industrial Accident Insurance Institution)又は當該企業が強制災害・職業病保險法(一九三五年發布)の適用を受けない場合には全國ファシスト社會福利協會(Fascist National Social Provident Institution)のスタンプある貸銀手帳に記入されねばならない。居残作業及びその他の労働時間について支拂はれた報酬額も亦個々の労働者及び支拂期日毎に、右手帳に別々に記入されねばならない。職團監督官は他の同じ様な記入制を許可し得る。一九二六年四月三日の法律第五六三號の適用を受くる雇主は當該企業に於て實施されてゐる一つ又は若干の團體労働協約の寫しを、これらの協約がその企業に適用されてゐる旨を記載せる關係労働組合機關の證明書と一緒に、凡ての労働者の目のつき易い場所に掲げなければならず、又要求のあつ

を有つた労働者を十分に雇入れることの出来ない場合又は特別の事情のために四十時間週の適用が不可能である場合には、特定の地域又は特定種類の企業に限つて四十八時間週の適用を許可することが出来るのである。

「これらの例外がどの程度まで利用されたかについては何らの報道もなされてゐない。」

(1) ペトラー「局長年報」一九三八年版、邦譯五八頁。

一九三八年春のローマでの組合會議の席上でも、如何なる事態の下で四十時間週を超過するを許容すべきかに就き討議がなされたと報ぜられてゐるに過ぎない。又遂行された居残作業の量についても何らの報道もなされてゐない。しかし乍ら、ファシスト工業雇主總聯盟(Cofederazione fascista degli industriali)の計算によれば、労働者一人當りの月平均労働時間は、四十時間週が採用された一九三四年十二月には一五四時間であつたが、一九三五年以來次第に延長されて、一九三七年七月には一七四時間に達したとのことである。しかし、若干の産業に於ける居残作業が他の諸産業に於ける短時間制によつて相殺された比率をどの程度までこの平均數字が表はしてゐるかは、これを知ることが出来ないのである。

(1) ドイツ、ゾチアール・プラキンス誌、一九三八年四月十五日號、第五〇九欄参照。

(2) ペトラー、前掲書参照。



機械・金屬工に関する團體協約案

一九三六年七月三十日ローマに於て全國ファシスト機械・金屬工業家聯盟(Federazione nazionale fascista degli industriali meccaniche e metallurgiche)と全國ファシスト機械・金屬工業労働者聯盟(Federazione nazionale fascista dei lavoratori delle industrie meccaniche e metallurgiche)との間に新に機械・金屬及び其他類似工業の爲に採用される團體協約案並に之と關聯して五十萬人の職工に對する給料値上協定案の作成が行はれ主要條項の決定を見た。

この新しい團體協約はイタリア全國の機械・金屬及び其他類似工業に適用されるものであつて、一九二八年に締結され此の主要生産部門に於て労働關係の調整を八年間續けて來た前團體協約に比し多くの重要條項に涉つて實質的にも形式的にも一層著しい利益を齎すものとして關係方面の好評を喚起した。

10%の全般的給料値上の外にも、この團體協約に於て報酬の個人的、團體的保護に依る請負労働者の待遇の實質的改善が行はれ、之が爲に組合並に組合監督廳の干渉が一層有力となる譯であるが、前協約に於て工場全體或は業務區劃全體に於ての統制が本來の統制効果少く且つ全般的給料の保證を困難ならしめた結果に鑑み、共通賃銀率を適用する個々の作業に於ける請負労働の統制に付考慮し且つ生活費の動向に比例して給料を相應させた等の點が特に注目されてゐる。今その主要なる特徴について見れば次の如くである。

- 給料値上協定案 第一條、一九三六年八月十七日ヨリ機械・金屬及び其他類似工業ニ屬スル労働者ノ賃銀總額ヲ10%引上ルコト、右増加額ハ出來ル丈短期間内ニ賃銀構成要素間ニ分配サルベキコト。第二條、右ニ述ベタル關係上現行府縣協約ニ於テ定メラレタル最低標準賃銀(今後の基礎賃銀)ヲ10%引上グベキコト。(以下省略)

中 華 民 國

西安事變まで

一九三六年十二月十二日突風の西安事變の勃發は、中國の政治的動向に百八十度の轉換を齎したものであつた。

滿洲事變後中國には、澎湃として抗日運動が捲き起され、「舉國一致日本に當るべし」との機運は益々濃化したに拘らず、蔣介石は、中國現在の力をもつてしては日本に勝利することの不可能なることを理由に、先づ國力の充實、國內の統一を速成すべきだとなし、「共匪討伐」に専念して來たのであつた。蔣介石は少くとも西安に張學良に監禁されるまでは、「共匪を根絶せねばならぬ」と考へてゐたことに、何等の疑ひもない。しかるに何たる歴史の皮肉ぞ、西安事變後の動きは、たゞ「抗日」の旗幟を見るのみ。國民黨は、年來の仇敵共産黨と和睦し、再び、「國共合作」が進められ、蔣介石自身は、「抗日」の英雄として全中國民衆の崇敬の的となつてゐるのである。

「内亂停止」「抗日」のスローガンは、滿洲事變以來、夙に中國共産黨の唱道し來たるところのものであつた。しかし一九三五年夏コミンテルン第七回大會によつて所謂「人民戰線」戰術

の採用以來、中國においては、「抗日民族戰線」として益々明確なる形をとり來つたものであるが、中國共産黨は、第七回コミンテルン大會の決議に基き、直ちにかの有名なる八・一宣言を發表し、その方針、意圖を明確にしてゐる。

右宣言は當時、中國赤軍及びソヴェト政權は、蔣介石によつて、中央ソヴェト區域を放棄し奧地に遁入しつゝあり、最も困難な時期に遭遇してゐたこと、照らし合せ、中國共産黨の政策轉換の第一歩を示すものとして、歴史的なものである故に、ここにそのまま轉載しよう。

中華ソヴェト政府、中國共産黨の抗日救國宣言 (八・一宣言)  
國內外の工、農、政、商、學各界同胞たち！  
われに對する××帝國主義の精力的進攻、南京政府の一步一步的投降によりわが北方各省は東北四省に次いで實際的に亡びつゝある。  
數千年來の文化史を有する平津地方、無限の富を擁する直隸、山東、河南各省、最も重要な軍事的意義を有する察哈爾、綏遠區域、全國政治經濟の命脈たる北寧、平漢、津浦、平綏等の各鐵道は實際上現在完全に××軍の控制下にあり、××軍司令部は今や積極的に



所謂「蒙古國」、「華北國」成立の計畫を實現しつゝある。民國廿年の「九・一八」事變以來、東三省より熱河、熱河より長城、長城より「遼東非戰區」、「非戰區」より河北、察哈爾、綏遠及び北支各省を實際的に占領し僅か四年足らずして半壁の山河は既に大部分×寇の占領或は侵略するところとなつてしまつた。田×義×大將の上奏せるわが國全滅の豫定計畫は着々として實行されつゝある。

このまゝで行けば長江、珠江流域及びその他の各省は漸次×寇の占領するところとなるであらう。わが五千年の歴史を有する老國は完全に被征服地と變じ、わが四億五千萬の同胞はすべて亡國奴と變り果てるであらう。

近年來わが民族はすでに生死の關頭に立つてゐる。抗日ならば生き、不抗日ならば死し、抗日救國はすでに各同胞の神聖なる天職となつてゐる。しかも最も心痛なことは、われら偉大なる民族の中にいまだ少數の獸心的徒輩が存在することである。蔣介石、汪精衛、張學良等の賣國奴、黃郛、楊永泰、王揖唐、張群の×寇の手先共は數年來「不抵抗」政策をもつてわが領土を賣り渡し、×寇一切の要求を受けた。「攘外必先安内」の武斷的宣傳をもつて内戰を進行し、一切に反帝運動を壓迫し「十年生聚」、「十年教養」、「準備復仇」等の欺瞞的スローガンをもつて人民の抗日救國運動を制止した。併し最近來その漢奸賣國奴共が「中日親善」、「中日合作」、「大アジア主義」等のスローガンの下になすところの降日賣國の露骨な無恥の行動は正しく古今中外に未だ嘗つて聞かざる奇聞である。

中國ソヴェエト政府と共產黨は×寇のわが國に對する侵略的行動及び漢奸賣國奴の裏切行爲を中華民族の無上の耻辱であると認め

る。中國ソヴェエト政府と共產黨は嚴として宣言する——われらは×寇のわが國領土に對する侵略と内政干渉に對し斷乎反對の態度をもつて臨むのみならず、×寇の提出せる國民黨及び藍衣社組織の解散要求に對しても亦強硬に抗議するものである。中華ソヴェエト政府及び共產黨からみれば中國人の一切のことは當然中國人自ら解決すべきもので、國民黨、藍衣社、賣國奴の罪惡が如何に許容し難くとも、これが殘廢の問題に對しては×寇は何等容喙すべき權利を持たない。

中國はわれらの祖國である。中華民族たる以上われも君も同胞である。故にわれらはどうして國が亡び民族が亡ぶのを坐視できやうか。斷じて救國自救のため起たずにはゐられやうか。エチオピアは僅か八百萬の人口を有する國家でありながら、しかもイタリヤ帝國主義に對し英雄的武裝反抗を準備しもつて自己の領土と人民を防衛せんとしてゐる。われらは四億五千萬の人口を擁する大國でありながら何故かくの如く手をつかて滅亡を待つのであらうか。

中華ソヴェエト政府と共產黨は固く信ずる——厚顔にも仇に仕へるやうな眞似をする張其惠、鄒孝胥、張燕卿、××等の如き極く少數の漢奸賣國奴共を除けば、わが大多數の工農軍政商學各界の同胞たちは決して×寇の牛馬奴隸となることに甘んじないであらう。ソヴェエト政府の對×寇宣傳、紅軍が再三提議した各軍隊の共同抗日、紅軍北上先遣隊の困難な闘争、十九路軍と民衆の淞滬血戰、察哈爾長城、遼東各地軍民の英雄的闘争、福建人民政府の紅軍の提議による聯合抗日、羅登賢、徐名鴻、吉鴻昌、潘洪生、尋維洲、方志敏等の民族英雄の救國のための犠牲、田漢、杜重遠、劉崇武等愛國志士

の抗日のための入獄、蔡廷楷、蔣光鼐、陳銘樞、方振武等の抗日闘争、宋慶齡、何香凝、李杜、馬松伯等數千名が署名せる中華民族對日作戰基本綱領、數年來工農商學各界の同胞が抗日のため遂行せる排貨、罷工、罷市、罷課、示威等の救國運動、特にわが東北民衆數十萬の武裝反日闘争、楊翰宇、趙尚志、周保中、謝文東等の民族英雄の指導下に行はれた英雄的抗日蜂起等はすべてわが民族の救亡國存の偉大なる精神にして、且つわが民族の救國抗日運動を勝利に導くものである。現在においてわが民族の救國抗日事業がまさに得べき勝利をいまだ獲得せざる原因は、一つには×寇と蔣賊の内外的の夾攻、一つには各種抗日反蔣勢力間の隔離と誤解に基く不一致、不團結のためである。こゝにおいて中國ソヴェエト政府と共產黨は、抗日共同戦線を結成すべき必要が目前の間に迫つてゐることを強調し再び全國同胞に對して呼びかける次第である。

各黨各派が過去においてまた現在において政見並に利害が不同であるにせよ、各軍隊が過去及び現在において敵對行動を執つてゐるにせよ、均しくすべての人は「兄弟橋に國げども外の侮りを防ぐ」といふ眞の自覺が必要である。「先づ一切の内戰を停止し對立を超越して凡ゆる國力（人力、物力、財力、武力等）を集中してもつて抗日救國の神聖なる事業のために戦はねばならぬ」

中華ソヴェエト政府と共產黨はもう一度宣言する。

國民黨の軍隊はソヴェエト區域攻撃の行動を即時停止し、いづれの部隊も對日戰爭準備を遂行せねばならぬ。紅軍は過去と現在彼等と紅軍の間に介在する内政問題上のあらゆる紛争にもこだわることなく直ちにこれらの對立を克服し彼等と親密なる提携の下に共同救

國を希望するものである。」

中國ソヴェエト政府と共產黨は更に一步を進めて懇切なる呼びかけをなすであらう。

- 一切の亡國奴となることを願はざる同胞たちよ！
- 一切の愛國的良心的な軍官、士兵たちよ、兄弟たちよ
- 一切の抗日救國の神聖なる事業への参加を希望する諸黨派並に各團體の同志たちよ
- 一切の國民黨、藍衣社内の民族意識ある熱血な青年たちよ
- 一切の祖國に關心をもつ同胞たちよ
- 一切の中國に内禍壓迫民族（漢、韓、蒙、藏、苗、苗、梁、黎、番等）の兄弟たちよ

とも不起ち上つて×寇及び蔣賊の壓迫を勇敢に突き破つて、中國ソヴェエト政府と東北各地の抗日政權を單一的全國的國防政府に組織し紅軍と東北人民革命軍及び各地反日義勇軍を單一的全國的抗日義勇軍に組織しようではないか。

ソヴェエト政府と共產黨はこの種國防政府の發起人たらんことを希望してゐる。ソヴェエト政府と共產黨は直ちに中國各黨派、各團體（工農團體、學生會、商業團體、教育會、新聞雜誌記者聯合會、教職員聯合會、致公會、「華僑之組織」、各名流學者、政治家、民族自衛會、救國會等々）及び一切の地方軍政機關と國防政府共同成立の問題につき談判を進め、その結果成立するところの國防政府は當然救亡國存の臨時指導機關となすべきであり、この種の國防政府はまた當然同胞の代表機關（工農軍政商學各界、一切の抗日救國を願ふ黨派と團體及び國外同胞と國內各民族が民主主義的條件の下におい



て選出せる代表より成る)にして且つ具體的に抗日救國に關する各種問題を討論すべきであると思惟する。ソヴェト政府と共產黨は絶對的にこの全代表機關の召集に努力援助しまた絶對にこの機關の決議を執行するものである。何故ならばソヴェト政府と共產黨は人民の公意を絶對的に尊重する政府であり政黨であるからだ。國防政府の重要責任は抗日救國にあり、その行政方針は左記各項を包括す。

- 一、抗日救國、失地回復
- 二、救災治水、安定民生
- 三、××帝國主義の一切の在華財産を沒收し對日軍費を充實
- 四、漢奸賣國奴の一切の財産、食糧、土地を沒收して貧苦同胞に分配し且抗戰費に充當
- 五、苛捐雜税を排除し財政金融を調節して工農商業を發展せしむ
- 六、給料を増額して工農軍政商學各界の生活を改善せしむ
- 七、居住自由を實行し一切の政治犯を釋放す
- 八、免費教育を實行し失業青年を安置す
- 九、中國々内各民族の一律平等政策を實行し在外同胞、在華各民族の國內外における生命、財産、居住、營業の自由を保證す
- 十、一切の反帝主義民衆(××國內の勤勞階級、××、××の植民地民族)を聯合して友軍となす。中國民族解放運動に同情する一切の民族、國家を聯合し抗日戰爭に際し好意的中立を守る民族國家に對して友誼的關係を建立す
- 十一、抗日聯合軍は抗日救國を願ふあらゆる部隊によつて組成する國防政府指導の下に統一的抗日聯合軍總司令部を組織する――

この種總司令部は各軍の抗日長官及び士兵中より代表を選出して組織し、或はその他の形式によつて組織するが、紅軍は先んじて聯軍に加はり抗日救國の天職を盡す

十二、ソヴェト政府と共產黨は、國防政府を眞に國防の責任を負はしめるため抗日聯合軍をして眞に抗日責任を負せるため、全國同胞に呼びかける――銃あるものは銃を出し、糧あるものは糧を出し、力あるものは力を出せと。専門技能あるものはその技能を貢獻し、全體同胞を總動員してあらゆる新舊武器をもつて幾百幾千萬の民衆を武装せしめよ。

中國ソヴェト政府と共產黨は固く信する。もしわが四億五千萬同胞に統一ある國防政府の指導あるならば、單一的抗日聯合軍が先驅となるならば、幾百幾千萬の武装民衆が戦備を整へるならば、數知れぬ東方及び全世界無産階級、被壓迫民族の聲援があるならば、内からは××勞働者農民の反抗があり、外からは列強の敵視する××帝國主義に必ずや打ち勝ち得るであらう。同胞よ起て！

祖國防衛のために闘へ！  
民族獨立のために闘へ！  
領土保全のために闘へ！  
人權自由のために闘へ！  
大中華民族抗日救國大團結萬歲！

一九三六年八月コミンテルン代表王明は、更に右宣言を明確化した。

「全般的反帝統一戦線のためでなく、××帝國主義に對する民族統

一戦線結成のために努力する

「中國における民族統一戦線の結成は、具體的には、共通の抗日闘争綱領を基礎とする共產黨、國民黨、その他各黨各派間における政治協定の締結に表現さるべきである。しかしこの協定に當つては、完全なる政治的組織の自主性が保持されねばならない」

「民族統一戦線は、全中國的な抗日聯合軍の編成を齎らすのである抗日聯合軍は、抗日救國武裝合作に關する國共兩黨を始め、各黨各派各軍隊の政治的協定を基礎として編成されるであらう」

「民族統一戦線は、全中國的國防政府の組織を齎らすものである――この政府は統一的抗日民族戦線に加入せる一切の政黨團の政府たるべきである。――この政府は、一黨一派の政府ではなく、抗日民族戦線の政府たるべきである。――即ちこの政府には、抗日民族戦線に加入せる一切の黨派、團體が参加するか、あるひは中國民族解放闘争の一般的條件を利益として認め、またこれら諸團體の希望によつて、抗日民族戦線間に各黨各派の一部が参加せねばならぬ」

かくて、「日本人××を中國より叩き出せ」、「内戦停止、中國民族の全力量を集中して抗日せよ」、「中國人は中國人を打たす」、「中國軍隊は中國軍隊と戦はず」と宣傳に努めた。

更に、王明は「普通の選挙法に基き召集された全中國的議會並に全中國的國防政府を持つ統一的全中國民主人民共和國の建設のため努力する準備ある」と宣言し、

「統一的全中國民主共和國が建設され、普通の選挙権に基き議會が召集され、全中國的國防政府が組織されるならば、各ソ區は大多數

の中華民族の意識を尊重し、その統一的民主共和國の組織に包含され、全中國的議會に参加し、且全中國に施行されるが如き政治行政制度をソヴェト領内においても實行するであらう。」

とソヴェト區域の解消を仄めかしてゐるが、彼等の眞意は、王明の次の言葉に見ることが出来る。即ち、以上に續いて

「しかしながら、かゝる共和國が建設されるまでは、中國共產黨は勞農の革命的民主主義的獨裁の政權としてのソヴェト政權、何よりも先づ××帝國主義に反對する政權としてのソヴェト政權、何よりも先づ××帝國主義に反對する政權としてのソヴェト政權の脆弱化を寸時も許容しないのみか、ソヴェト政權も廣大なる人民大衆との連繫接觸を擴大する方法により、ソヴェト政權の權威と戰鬥力の強化のため全力を注ぐであらう。」

中國共產黨は、國民黨に合流しようとはしない、共同の對日政策を決定し、平等の權利を有する單なる「合流」を主張してゐるのみならず「赤軍を南京軍に編入することは同意出来ない」と王明は同論文のうちに述べてゐるのである。中國共產黨が自己の黨勢を擴張するために、如何なることを意圖してゐるか、自明ではないだらうか。しかるに彼はまた「民主主義」に對して同情者であるかの如く装はふとする。中國共產黨は、民主主義を如何に利用せんとしてゐるのか、彼の言葉をこゝに引用して置かう。

「諸君 君達は民主主義に對する共產主義者の態度を知つてゐるか。また考へたことがあるか。×××××は一切合切すべてのデモクラシーに反對し獨裁のみに賛成してゐるといふ君達の考へは間違



つてゐる。成程××××は大多数人民の眞のデモクラシーとしてのソヴェトに賛意を表して、ブルジョア民主主義を非難してゐるが、中世期的野蠻人及びフラスリストがブルジョア民主主義を破壊蹂躪する場合は、××××は第一線に立つてブルジョア民主主義を擁護してゐる。」

一九三五年夏以來殊に、毛澤東、朱德等中國ソヴェト赤軍の首脳部が、國民黨及び蔣介石に對し「ソヴェト區域攻撃」を停止し、抗日共同闘争に關する戰闘協定を締結せんとし、再三再四提議せることは注目すべきことであらう。一方において蔣介石の「攘外必先安内」の政策を内戦を進行する裏切り行爲であると非難攻撃するとともに、「國民黨及び蔣介石を日本の侵略者と同列に置くの不可であり、國民黨全體、國民黨軍全體を××帝國主義の同盟者と見做すことは不當である」と國民黨、國民黨軍を抗日戦線に導入すべく働きかけてゐるのである。

抗日民族統一戦線運動は、一九三五年冬における「北支自治運動反對」のスローガンの下に北平に勃發した學生運動を契機として、急速に進展し、全支の知識階級並に一部の労働者を廣汎に捲き込むに至つた。また南京政府内においてもコミンテルン第七回大會後僅かな兆候的な傾向として認められるに過ぎなかつたが、聯ソ容共政策論が擡頭したとの報が頻りに傳へられ、孫科を會長とする中ソ文化協會の活動、ソ聯の文化、政治、經濟、軍事に對する國民政府青年官吏、黨員等の盛んな

責を負はしむること。

- 一、一切の内戦を即時停止すること。
- 二、上海において逮捕された愛國の領袖（章乃器、沈鈞儒、沙千里等七名）を即時釋放すること。
- 三、全國一切の政治犯人を即時釋放すること。
- 四、民衆の愛國運動を解放すること。
- 五、人民の集會、結社等一切の政治的自由を保證すること。
- 六、孫總理の遺囑を確實に遵守すること。
- 七、救國會を即時召集開催すること。

西安事變の勃發において、抗日民族統一戦線内に「張學良の行動を支持すべし」となすものと「張學良の行動は内戦を激成するものである」となすものとの二派が生じ、抗争對立が惹起したことを、注意する必要がある。共產黨が結局後者の立場をとり、蔣政権擁護に出た理由は、既に王明の論文において明らかであらう。共產黨はこの事件を巧みに利用した。即ち蔣介石擁護の名の下に、國民黨勢力を抗日戦線に引きずり込むと同時に、またかくすることによつて、國民黨勢力内に自己の勢力を擴大強化することの合法性を獲得する條件をつくり出すことに成功したのである。

### 三 中 全 會

吾々は、一九三七年二月二十五—二十一日に互り、西安事件の善後措置を中心に、國共合作問題を中心とせる三中全會その前

研究が見出される。

かくて一九三六年夏における西南問題における蔣介石の大々的成功と蔣介石の國內統一が歩一歩實現しつつある一方、共產黨の魔手に踊る知識階級を中心とし、労働者農民の間に下からの蔣介石とは別個の抗日統一戦線の波が擴大しつつあつたのである。

三六年秋に勃發した綏遠事件は、抗日救國運動に拍車を加へ、蔣介石も亦綏遠事件を自己の國內統一の強化に利用すべく意圖し、傅作義（綏遠）、閻錫山（山西）の兩軍を第一線に送り出すとともに、その後へ自己の多數の中央軍を入れたが、更に張學良の有力部隊を動員するに決し、自らも西安事變の問題の地西安に乗り込んだのである。

張學良の兵變に關しては、張學良の舊東北軍の赤化、蔣介石の同部隊に對する壓迫、部隊の改編及び一部の移駐に對する反感、給料不渡等々色々の原因が擧げられてゐるが、これら原因事件の經過、また何故に蔣介石が生還したか等、こゝでは重要ではない。「共產軍の絶滅」と「攘外必先安内」を主張してゐた蔣介石が、その個人的意志の如何に拘らず、この事件を契機として國共合作の方向を取るに至つたといふ事實こそが重大である。

張學良以下西北軍民の要求は左の如くである。

- 一、南京政府を改組し、各黨各派の参加を容認し、共同して救國の

後の經過に、先づその第一歩を見ることが出来るであらう。

中國共產黨は三中全會開催前の二月十日、通電を發し

- 一、一切の内戦を停止し、國內を集中して一致外敵に當る。
- 一、言論、集會、結社の自由を認め、一切の政治犯を釋放す。
- 一、各黨、各派、各界、各軍の代表會議を召集し、全國の人材を集中し共同救國を實行する。
- 一、對日抗戰の準備仕事を急速に完成す。
- 一、人民の生活狀態の改善を努む。

の要求を提出するとともに、三中全會が以上の要求を承認するにおいては、中國共產黨は

- 一、國民黨政府を顛覆せんとするが如き武装暴動の方策を全國的に停止す。
- 一、現ソヴェト政府は、これを中華民國特別區政府と改稱し、赤軍は人民革命軍と改名し、南京政府及び軍事委員會の直接指導下に參す。
- 一、特別區政府の區域内においては普通選挙による徹底的民主制度を實施す。
- 一、地主に對する土地沒收政策を停止し、抗日民族統一戦線の綱領を斷乎執行す。

の妥協條件を提示した。これに對し蔣介石は

- 一、中國赤軍は即時解消すべし——一國軍隊の編成及び命令系統は完全にこれを統一するにあらざれば國家民族を守護するを得ず。
- 一、ソヴェト政府を解消し、一切の黨組織を撤廢すべし——國家



の統一は必ず政權の統一を絶対的の先行條件とす。

一、赤化宣傳を徹底的に停止すべし——赤化思想は三民主義と絶対に相容れず、従つて支那の國家、社會と相背馳するものなり。  
一、階級闘争を絶対に停止すべし——階級的利益を本旨とする共產主義は社會の分裂抗争を招來し、遂に武裝暴動を起す。  
と答へ、飽くまで國民黨一黨專制の下に、國共合作を遂行せんとしてゐた。三中全會の總決算ともいふべき大會宣言においては、共產黨の害惡を強くこれを排撃するゝともに、併せて西安事件に際して張學良を通じて提示された八項目の要求も却下する旨言明したのである。

しかるに蔣介石が、二十二日の三中全會閉會式後、個人的談話の形式をもつて、言論の自由解放、政治犯の赦免等を條件付きで承認してゐることが注意を惹く。

一、言論の自由解放——刑法及び出版法に違反するもの、赤化宣傳國家毀損地方擾亂等の惧れあるもの、軍事、外交の機密に亘るもの、荒唐無稽、事實無根の捏造にかゝるもの、等を除く一切の言論は自由であつて、中央は全國一致、もつて合法的言論を尊重せんことを希望するものである。

一、人材の集中——中央は天下の正しき人材を集中し、もつて協力一致國家の挽救に努め來つたが、今後この方針を更に一層徹底強硬化し、且各方面の専門的人材の養成に邁進せんとするものである。

一、政治犯の赦免——國運愈々危く國家建設の要益々急なる今日、中央は舉國一致の見地に立つて國人に對し努めて寛大を期し、改

述の情願著なるものはこれを釋放して來たが、今後この方針を一層擴大し政治犯にして改悟の見るべきものあり、且これを保證する者があれば特に赦免せんとするものである。

要は力の問題であり、國民黨政府が直ちに共產黨側の要望を容れるとは勿論考へられない。理論は後からでもどうにでもつけられるものであるからである。しかも共產黨の勢力伸張が直ちに國民黨の消長に影響しつゝあり、國民黨一黨專制が破られようとしてゐるとき、國民黨が簡単に共產黨に屈服することは考へられないであらう。國民黨が主張する點は、(イ)黨政機構を變更せず、共產黨は國家の公許政黨とする。(ロ)共產黨は國民黨の最高會議に参加するを得る。(ハ)共產黨は從來の赤化政策と宣傳を放棄する。(ニ)國共兩黨ともに三民主義を遵奉する等であるが、その意味は、共產黨が國民黨と平等な權利を主張せるに對し、國民黨は共產黨を抑制し自己の一黨專制を維持せんとするにある。

### 抗日救國綱領

一九三七年七月七日の蘆溝橋事件は、またも共產黨の利用するところとなつた。

中國共產黨中央委員會は七月八日直ちに全國に向つて抗戰の宣言を發表し、「平津の危急」を宣傳し、南京政府が「廿九軍を援助し」、また「全國民衆の愛國運動を即刻解放し、抗戰的民心

を發揚せしめる」こと、更に全國海陸空軍を即刻動員して應戰準備をなし、漢奸賣國奴を一掃し後方を強固にすること」を要求し、東洋平和のための日本の軍事行動に對し「中國の寸土をも侵略占據せしむる勿れ」と豪語、煽動に躍起の活動を開始し同七月二十三日には抗戰の方針として次の八項を發表した。

一、全國軍隊の總動員。われらの二百數十萬の常備軍を動員する。

この中には中央軍、地方軍、紅軍が包括される。主要な部隊を直ちに出發せしめて國防線上に赴かしめ、一部は後方に留めて治安を維持せしめ、民族利益に忠實なる將官に各方面の指揮員を委託し、國防會議を開いて戰略上の方針を決定し聯闘意志を統一する。軍隊の政治工作を改革し、將兵を一致せしめ、軍民を一致せしめる。遊撃戰術を確立し、戰略任務の一方面を負擔せしめ、もつて正規の戰爭と配合せしむ。軍隊中の漢奸を一掃する。一定前の豫備軍を動員訓練して前線に送る準備を整へる。裝備給與の合理的補充を計畫する。斷乎たる抗戰の大方針に合致せしむるには、必ず如上の各項の軍事計畫をなす必要がある。中國の軍力は、實際においては、日本より優れてゐるが、しかし上述の計畫を實行しなければ敵に勝つことは出来ない。政治條件と物質的條件とが相結合すればわれ等の軍力は東亞に敵はない。

二、全國民の總動員。愛國運動を解放し、政治犯を釋放し、危害民國緊急治法及び新聞検査條例を取消し、現在愛國團體の合法的地位を承認し、愛國團體の組織を各地の工、農、商、學各界に擴大し、民衆の武裝自衛と聯絡作戰、即ち愛國の自由を人民に與へる

やうにする。かくて民力と軍力とが相結合すれば、×××××に致命的打撃を與へることが出来る。民族戰爭が人民大衆によらなければ間違ひであることは毫も疑義がないところである。エチオピアの覆轍を前東に鑑とすべきであつて、もし眞に斷乎として抗戰する意志があるならば、この一頁を疎略にしてはならない。

三、政治機構の改革。各黨各派及び民間の領袖を集めて國事を管掌せしめ、政府内に潜伏する親日派、漢奸等を掃除し、政府と人民とを相結合せしめる。抗日は一大事であるが故に少数人では斷じて處理し得ない。無理にこれを行はんとすると結局失敗するのみである。政府を眞正の國防政府とするためには、必ず組織上において民主集中制に改めなければならない。民主的で且つ集中的であれば、それは最も有力な政府である。國民大會は眞に人民を代表するものたるを要し、最高機關として國家の施政方針を管掌し抗日救亡の政策計畫を決定するものでなくてはならない。

四、抗日外交の斷行。日本に如何なる利益便宜も與へてはならない。日本人の財産を沒收し、日本に對する債務を棒引にし、その走狗を一掃し、その密偵を驅逐すべきである。また直ちに最も有力にして能く中國を援助し抗日をなし得るソ聯と軍事的政治的同盟を締結し、緊密に聯合する。英米佛がわれらに同情して抗日を行ふやうに工作し、且つそれによつて領土主權を喪失しないための援助を獲得する。自らの力に據ることが重要であるが、外力もまた缺くべからざるものであつて、孤立政策は、實際上敵を援助する結果となる。



五、人民の生活改良綱領の發表。右綱領を直ちに宣布し且つこれを實行すべきである。苛捐雜稅を取消し、地租を軽減し、高利貸に對する制限を設け、工人の待遇を改善し、兵士、下級將校及び下級職員の生活を改善し、罹災民を救済することに着手しなければならぬ。これらの新政策によつて購買力を増加せしめ、市場は繁榮し金融は活潑となり、決して一部の者のいふ如く、國家財政を行詰らせるやうなことはない。のみならず却つてこれらの新政策は抗日力量を無限に増加せしめ、政府の基礎を鞏固にするのである。

六、國防教育。過去の教育方針、教育制度を根本的に改革し、急務にあらざるもの及び不合理なる教育は悉く廢棄する。新聞紙、出版事業、活動寫眞、戲曲、文藝等には凡て國防性を帯びしめ、一方漢奸の宣傳を禁止する。

七、抗日的財政經濟政策。財政政策は「錢あるものは錢を出す」「日本及び漢奸の財産を沒收する」ことを原則とし、經濟政策は「日貨排斥」「國貨獎勵」を原則とする。これらはすべて抗日を目標とする。支那の如き廣大なる土地を持ち多數の人口を有する國家にして財政經濟に辦法がないといふ道理はない。

八、民族統一戰線結成。最後に述べべしとするのは、「全中國の人民、政府、軍隊が團結して民族統一戰線の堅固なる長城を築く」といふ問題である。抗戰方針及び上述の政策執行はこの統一戰線によるのである。その中心をなす關鍵は國共兩黨の親密なる合作に在る。政府軍隊、全國各黨派、全國人民はこの兩黨の親密なる合作の基礎の上に一致團結して起つべきである。精誠團結して國難に

と能はず。(四)第二十九軍の現駐屯地區は何等の束縛も受くること能はずの四條項を擧げてゐる。

この談話において、蔣介石は、共產黨と同じく「斷乎抗戰」と「妥協讓歩反對」を強調してゐるが、共產黨が、抗戰のため必要であると主張する國共合作については一言も觸れてゐないのである。

とまれ、北支事變の勃發を契機として、事實上において、國共合作が進行しつゝあつたことは隠れなき事實である。

中國共產黨は、赤軍主力を第八路軍に改名し、陝北ソヴェト區を陝北特別區とし、國共兩黨間に軍事協定が成立した。

一、河北、山東、河南、山西、察哈爾、綏遠六省を共產黨の黨務、政治、軍事進行區とす。

二、奉天、吉林、黑龍江、熱河四省を共產黨の黨務、政治、軍事活動區とす。

三、陝西、新疆、青海、寧夏四省を共產黨の黨務、政治、軍事活動特別區とす。

四、南支、中支はすべて國民黨の行政區とす。但しこの地域にも、共產黨の特別黨務の設立を許可し、國民黨が共產黨區域内に設立する特別黨部と同一性質、權利、義務を享有せしむ。

この協定がどれ程の具體的内容を示せるものかは明らかでないが、赤軍が、山西戰線に出勤し、北支一帯に對して、特に山西、山東、河北、河南方面において、バルチザン部隊を組織し

赴く」といふスローガンは單に耳觸りのよいやうに稱へるのみでなく、更に目觸りもよいやうに實現しなければならぬ。一方が他方を騙したり、互に心配したりするやうではいけない。事に處するにあつては、大局に着眼し、小さな算盤を弾いたり、小智惠を弄したり、官僚主義によつたりしては對敵對内ともよくない。物事には大なる道理と小なる道理とがあるが、一切の小なる道理は大なる道理の下に立つべきもので、國民は大なる道理を通して考慮してこそ始めて自己の思想處置が自己に適當な位置に按配されるのである。今日誰れでも團結の二字の上に立つて誠意の出ないものはない。もし出ないといふものがあればそれは唾棄すべき輩である。以上は斷乎抗戰を實現する辦法であつて、また大綱領とも呼ぶべきものである。

蔣介石は、七月八日の中國共產黨の抗戰宣言に應じて、七月十七日廬山談話を發表した。

「われらは一個の弱國である故に、もし最後の關頭に臨めば全民族の生命を賭して國家の生存を求むるのみで、中途の妥協を許容しない。中途の妥協條件は即ち完全なる降伏であり、全面的滅亡であることを知らなければならぬ。これは全國民が明らかに認識することを最も必要とするところで、所謂最後の關頭の意義である。……」と抗戰の態度を明らかにし、蘆溝橋事件解決の四項の條件、即ち、(一)如何なる解決も中國の主權と領土の完整とを侵害するを得ず。(二)冀察の行政組織は如何なる不合法の改變をも許さず。(三)中央の派遣したる官吏は他よりの更迭要求に應ずること

躍起の活動を行つてゐることは事實である。

他方國民黨政府は、沈鈞儒、章乃器等七名の抗日領袖を釋放する外、郭沫若の逮捕命令を取消し、太平洋書記局長ヌーラン夫妻の釋放、陳獨秀その他三百餘名の政治犯人を放免、抗日民族戰線の結成を叫び共產黨側の要求の一部を實行に移した。

八月十三日戰火は上海に擴大した。九月二十二日、中國共產黨は、再び宣言を發表し國民政府及び全國大衆に訴へ、翌二十三日蔣介石はこれに答ふところあつた。

中國共產黨が該宣言において

一、孫中山先生の三民主義は、支那が今日必要とするところのものであり、本黨はその徹底的實現のために奮闘せんとするものである。

二、支那國民黨の政權を顛覆せんとする一切の暴動政策及び赤化運動を取消し、暴力をもつて地主の土地を沒收する政策を停止する。

三、現在のソヴェト政府を取消し、民權政治を實行して全國政權の統一を期す。

四、紅軍の名義及び番號を取消し、これを改編し、人民革命軍となし、國民政府軍事委員會の統轄を受け、その命令を待つて出勤し抗敵前線の職任を擔任す。

と確約し、その翌二十三日の蔣介石の談話は、

「今回中國共產黨の發表せる宣言は、民族意識が一切に優越してゐる例證であつて、宣言中に擧げられた諸項、即ち暴動政策と赤化政策の放棄、ソヴェト區と紅軍との取消の如きは、何れも力量集中



救亡禦侮の必要條件であり、また何れも本黨の三中全會の宣言及び決議案と符合するものである。また三民主義を實現するために奮闘せんと公言してゐることは、支那が今日たゞ一個の努力の方向を有するのみなることを更に一層よく證明するものである。……」

と述べ、國共合作が軌道にのつたことを裏書きした。

この共産黨の讓歩は、國民黨への共産黨の屈服を意味してゐなかつた。一九三七年十二月の南京陥落は、國民黨政府に異常なる衝動を與へ、その動搖は極度に達した。蔣介石の再三の妥協的和平絶對反對の抗日聲明に拘らず、和平運動は彼等の一部を捕へた。しかるにこの時期に、共産黨は八項目の抗日綱領と全く同じ内容の抗日十大綱領を發表し、蔣介石は遂に共産黨の抗日方針をまたも認めてゐるではないか。このことは、共産黨の意外と思はれるほどの讓歩にも拘らず、共産黨は民衆武装、人民の生活改善、抗日的財政經濟政策等、國民黨の希望せざる方針を放棄してゐないのみか、益々それを強化し、しかも國民黨は共産黨に引きづられてゐることを示すものである。

韓復榘その他著名なる軍閥、領袖が漢奸の名目の下に處刑されてゐる事實は、共産黨の政策の成功を意味してゐる。また周恩来、郭沫若、毛澤東、葉劍英等の共産主義者が國民黨に復歸したことは、今後彼等が國民黨内において如何なる活動をなすか注目し値する。こゝにもう一つ注目すべきは、トロツキーストとして共産黨から除名された陳獨秀その他、また最近まで共

産黨の重要成員であり中華ソヴィエト共和國西北革命委員會主席たる張國燾も「裏切者」として除名されたに拘らず、すぐその後毛澤東、周恩来等とともに國民黨への復歸を許されてゐることである。

中國共産黨は、現在當面如何なることを達成せんとしてゐるのであるか。毛澤東の言葉を聞かう。英人記者バートラムの質問に答へて

「先づなすべきことは抗日戰爭を全民衆的戰爭に轉換すべきことであつて、もしこれが達せられんか、人民は必ず言論、出版、結社、武装の自由を獲得し、同時に苛税の廢止、地租、利息の削減、工農生活の増進、抗日士兵の援助、水災、旱災、戰災より人民を救出すべきことである。」

また、かくの如き政策を採用すれば「大衆の生活は増厚さるゝと共に、政府の収入も別に減少するものではない。われ等の今次抗戰の財源は富者が負擔すべきものであり力量あるものは力量を出せとの意味である。」

中國共産黨は、言論の自由を半ば獲得した。一九三八年一月合法的な中國共産黨機關紙「新華日報」を漢口において發行することになつた。秦邦憲(博古)は「新華日報」の成立式において

「『新華日報』の立論は中國共産黨のテーゼを確守すべきもので、その任務は、國民黨と共産黨の強固な合作により全國民の對日抗戰の鼓勵となすべきである』

と語つたが、その意圖するところは明白であると言はねばなるまい。

躍進また躍進の皇軍の前に、中國軍は益々奥地に追ひつめられ、共産黨は離反するもの日に日に多きを數へつゝあるに鑑み肅正工作を強行し必死のデマ宣傳に躍起となつてゐるが、中國民衆がそのデマ宣傳に乗ぜられてゐる現状は十分警戒すべき必要があらう。

### 中國赤軍

一九二七年における國共分裂後こゝに約十年獨裁を誇つた蔣介石が、共産黨にジリ／＼押されてゐる所以は何處にあるか。それは共産黨が「抗日」のスローガンによつて巧みに民衆の中に深く且つ廣汎に喰ひ込んで行くことに成功したといふばかりではない。第一には、共産黨が、蔣介石の六回に亘る「赤匪討伐」を失敗に歸せしめ、困難な南北への移動を敢行し得た中國赤軍の軍事的勢力及び赤色區域として地域的地盤をもつてゐたことにあらう。しかも一九三五年西遷完成以來、その發展が傳へられてゐる。

中國赤軍の發生は、一九二七年の末より一九二八年の初頭と考へられる。即ち一九二七年八月一日の南昌暴動、同年秋の農民暴動の新たなる擡頭の波、廣東コンミン等々を背景として、廣東學生部隊、廣東暴動の際の勞働者軍隊、及び賀龍の部隊か

らなる最初のバルチザン部隊は、江西省西部において毛澤東、朱德等の共産主義者によつてはじめて組織立つたものに編成されたのである。しかし正規の赤軍軍團が生れたのは、一九二九年末から一九三〇年初頭にかけてであつた。赤軍は、第三、第四、第十二、第二十、第二十一軍團よりなる朱德指揮の第一方面軍、第二、第六軍團よりなる賀龍の第二方面軍、第七、第八、第十六軍團よりなる彭德懷の第三方面軍、第一、第十五軍團よりなる許繼慎の率ゐる第四方面軍で組織された。

爾後蔣介石によつて西北地方に遁入する一九三四年まで、少くとも彼等の言ふところの數字に従へば、目覺しい發展を遂げたのである。

#### 中國赤軍の兵員

一九二八年	一〇、〇〇〇
一九二九年	二二、〇〇〇
一九三〇年	六二、〇〇〇
一九三一年	一四五、〇〇〇
一九三二年	一七五、〇〇〇
一九三三年	二五〇、〇〇〇
一九三四年	三五〇、〇〇〇

赤軍は、その正規兵のほかに、補助部隊として赤衛隊、二十三歳以下の青年を結合した青年隊、また教導隊等の組織を各地にもつてゐる。彼等は、自衛團的組織であつて、大部分は農村







建の支那では、一九二七年大革命の失敗後資本家階級は革命より退却し、帝國主義と封建勢力とに依存して人民の敵に變じたため、斯かる環境における支那無産階級及びその政黨たる中國共產黨は農民、小資産階級を指導して斷乎、ブルジョア民主革命の任務を遂行した。十年來のソヴェエトの奮闘は、革命的傳統を保持したものであつた。全國が反動的統治期に入り、帝國主義の壓迫擄取、特に×帝國主義の侵略はソヴェエト區域においてのみ打倒されたのである。全國封建勢力擄頭を續け、封建的擄取は愈々激しく、ソヴェエト區域に於いてのみ地主の土地は沒收され、農民に土地を分配し、「耕す者はその田を有す」といふ政策を實行し、封建勢力は殆んど掃蕩されたのである。眞に人民生活を改善し、労働者は労働立法の保證を得て八時間労働制を實行した。全國人民は一切の民主的權利を奪はれソヴェエト區域の廣汎なる人民のみが一切の民主的權利を享受したのであつた。閩贛(福建、江西)ソ區を始め鄂豫皖(河南、湖北、安徽)ソ區、湘鄂(湖南、湖北)西ソ區、湘鄂、贛ソ區、浙西ソ區、閩浙贛ソ區、川陝ソ區、陝北ソ區は支那各地に散在すると雖も、その執行せる任務は辛亥革命、黃花崗七十二烈士、二月七日罷業、香港(香港、漢口)罷工、五四運動、五卅事件、上海起義、南昌起義、廣州起義など支那革命の歴史的傳統を繼承せることを證明してゐる。その肩には中華民族の悠久偉大なる過去及び光明燦然たる未來が掛けられてゐる。

ソヴェエト轉變の根據は日支の矛盾が主要なるものとなり、國內の矛盾は第二位となり、客觀的情勢は二つの政權(譯註「國民黨、共產黨兩政權」)の對立を改變し、團結一致して共同抗敵に當らねばならぬ。

らぬやうになつたからである。この原則に基き、現段階においてソヴェエト制度を變更し抗日民族統一戦線として新たな基礎を得せしめ、この讓歩を以つて全國民衆の要求たる和平と民主と抗日とに應ずることは完全に正當である。

ソヴェエト現在の役割及び十年來の奮闘は、全國民衆に對して中國紅軍こそ民族革命の傳統を繼承したものであることを指摘し、紅軍は民族統一戦線の鞏固なる陣地となるべき資格を有し抗日の先鋒であり且團結の核心にして、民族利益に服従し、共產黨の抗日主張に基づき、中華民主共和國の實現のため飽くまで奮闘するものであることを證明した。ソヴェエトより民主共和國に至ることは革命の過程であつて一切を取消すことではなく、工農兵代表たるソヴェエト制度は最も民主的である。それは最も廣汎なる工農大衆を政治生活に引入れ、自黨の政權を管理し、自黨の創造性を發揮し、獨立、自由且幸福なる新中國のために奮闘し得るのである。十年來の國內戰爭において、ソヴェエトは紅軍擴大運動、糧食カンパニヤ、經濟建設公債カンパニヤの如き、戰爭動員或は查田運動、春耕、夏耕、秋收、冬耕の如き土地闘争、經濟建設、文化建設、選舉運動の如きソヴェエト運動において千百萬勞苦大衆を動員して各戦線に参加せしめ光榮ある任務を勝利的に完成したのである。一部地區におけるこの勝利より見るに吾人は全支的且全民族的民主制確立に到達し、その過程において立法手段或は其の他の適當なる手段により農民土地問題を解決すべきである。支那保衛の大前提の下に一切の階級的矛盾を解決するのである。全國的範圍について云へば革命は發展しつゝあり、ソ區の基本的任務は特區に改めて抗日及び民主政治の模範地

域たらしめるにある。ソヴェエト運動の成績及び教訓を總括して國內和平及び普選民主制度實現の環境に基づき新たな轉變と昂揚をなすべきである。ソヴェエトの優秀なる成績を忽視し、ソヴェエト制度の取消を一切のものゝ取消しと見ることは正しくない。

**新民主制度と邊** 今やソヴェエト區は國民政府の特區となり、工農兵代表會議の制度は普選による民主共和制度に轉じ、比較的高度なる民主を全支那に於いて實現し、抗戰に適した民主制度たらしめねばならぬ。

この新たな民主制度はその特徴を有すべきであつて、特徴とは左の如きものである。

- 一、眞正なる民主選舉の制度と議會政治とを實現し、特區及び縣には議會、區及び鄉には區政鄉政代表會議を設立する。
  - 二、各級議會議員の制定は何れも平等、直接、無記名の投票方法をもつて選舉し、議員は各選舉區の選舉者に對して責任を負ふべきである。斯かる各級議員の直接選舉はソヴェエトのピラミッド式選舉とは異なる。何となれば前者こそ各階級聯合の民主制度に適應し且各黨各派及び全體人民の要求に適合するのである。
  - 三、議會、議員の選舉は區域及び生産單位に按じて行はれるのみならず、各級政府所屬の抗日武装部隊より直接に議員代表を選舉すべきである。
  - 四、各級行政長官(鄉長、區長、縣長、邊區主席)は、議會及び代表會議より選舉し、議會に對して責任を負ふ。
- 特區に於ける新民主制度實現の方法**
- 一、邊區は全國的範圍において先ず普選民主制度を實現し議會を設

- 二、行政機構を即時改變して抗戰の必要に應ずると共に合理化して工作能力を持たしめソヴェエト工作の様式を保持せしめる。
  - 三、行政區域の劃分を變更し行政機關をして一層地方人民に接近せしめる。
  - 四、工農勞苦大衆が革命闘争において獲得せる利益を保證する。例へば分配済みの土地は地主に返附せず、八時間労働制は取消さなければならぬ。
  - 五、抗日武装部隊の政治的確信、編成組織の特徴を保證して之を發展せしめる。
  - 六、人民一切の民主的權利を保證し、同時に保安工作を業化し人民の公敵たる漢奸を嚴罰する。
- 行政機構の整理** 民主共和制度に立ち到るべき政權の組織形式は必ず整理し、その工作能力を強めねばならぬ。故にソヴェエト政權の形式は改變の必要がある。陝甘寧邊區の特殊情勢に根據し、ソヴェエト政府が邊區政府となる場合は邊區政府の下に秘書處、建設廳、農工廳、民政廳、保安司令、法院、審計處を設置せねばならぬ。邊區政府は主席團を組織し各廳は委員會を組織して廳長は勿論その主任である。縣には縣長、區には區長、鄉には鄉長を設け、鄉長の下に各種委員會を設置する。邊區政府の特徴と貢獻とは全國各省の貴重なる經驗である。
- 一、人民生活を改善し、人民の權利を保障するために農工廳を特設する。人民の要求はこの組織を通じて政府に反映する。階級利益は民族利益に従ふことを原則とし、適當に一切の階級的矛盾を解



決し逐次抱負を實現する。

二、法院の審判は獨立するも主席團の下に獨立し、司法、行政並立の制度を採らず。

三、保安司令は治安維持の負責機關にして人民の公敵たる漢奸、スパイに對して充分なる注意を拂ひ、これと鬭争し人民の享受すべき一切の民主權利を保證する。

四、郷政府は廣汎なる大衆を工作に参加せしめ工作の種類により各種の委員會を組織する。ソウイェト過去の經驗によればこれは人民として政府の工作に参加せしめる最もよき組織形式であるから充分に保存發展せしめねばならぬ。この行政機構は工會、農會、委員會、青年救國會、婦女代表會の如き大衆組織及び一切の抗日團體と密切なる聯絡をとつて、之等組織をして政府の最も重要な支柱たらしめ且人民政權の外廓たらしめねばならぬ。何となればこの各級政府機關は過去の良好なる制度を保持し且特徴を發揮するものである。

民主政治への轉向 ソウイェト區をして抗日模範區たらしめるには我等の工作は何から始むべきかと云ふに――

一、廣汎なる民主選舉運動を行ふ。

二、土匪の肅清。

三、文化建設。

文化教育工作は新條件の下に重大なる意義と役割とを有するので文化建設に努力すべきである。適當なる方法に依り民族解放と民主政治とを内容とする民衆教育を普及すべきであるが大衆を基礎とする文化建設工作は即刻實現に着手すべきである。

經濟建設

一、農業方面では春耕、夏耕の運動を指導し、農村經濟を復興し人民生活を改善する。

二、水利を起して農耕に利し土地を改良す。

三、工業方面では石油、石炭、鐵、鹽等の主要生産に注意し、手工業を擁護する。

四、商品流通方面では合作運動を發展させ、皮革、藥材の輸出に注意し、農産品の價格を引上げ農民を刺戟し、生産を増加する。

五、道路を修築し、運輸困難の解決を謀る。

六、經濟建設運動を指導し、勞働組織を鞏化し、婦人を經濟建設に参加せしめる。

ソウイェトより共和民主國に立ち到るため吾人は既に相當の代價を支拂つた。十年來の流血鬭争は、今日の和平局面を醸成した。國內和平を鞏化し、對日抗戰を準備するためにも相當の代價が必要である。吾人は中華民族の解放と自由とを得るために大衆の困難を理解するのみならず、大衆の意見を聽かねばならない。中國共產黨指導の下に勝利に向つて前進せよ。

(參考資料)

- 東 亞 情 報
- Red Star Over China
- China Weekly Review
- そ の 他

國

概 説

一九三七年を特徴づけるものは、國際的な防共戰線の展開であらう。スペインにおいてはフランコ軍の人民戰線軍に對する勝利が傳へられ、極東においては日本軍の國共合作政權に對する行動となり年末には南京が陥落した。フランスにおける人民戰線政府はシ・トタン内閣となつて漸くその右傾化を傳へられた。支那事變が勃發して間もなく成立したソ支不可侵條約を打ち消すやうに十一月六日には日獨伊防共協定が發表されたが、ヨーロッパでは、ドイツ、イタリアの支援の下に防共陣の一翼として成立したフランコ政權は、すでにイタリア、ドイツ、日本、滿洲國、ウルグアイ、オーストリア、ハンガリアによつて正式に承認され、他方東洋においては、親日滿、防共を建國の基礎として、蒙疆自治聯盟政府、中華民國臨時政府等の樹立となり、滿洲國、エチオピア等承認の機運も各國に動くと報じられた。

他面イギリス、アメリカ、フランス等における經濟情勢の變化は、漸く争議の激増をつたへ、勞働組合運動も近年にない進展を示した。アムステルダム・インターナショナル加盟の各國の勞

際

働組合員數も、三七年になつて二千萬人を突破した模様で、上記三國のほか、スペインやメキシコその他スカンデナヴィヤ諸國における躍進が傳へられた。年頭行はれたフィンランドの大統領選舉の結果、カリオ新内閣が組織されてフィンランド社會民主黨は五人の大臣を出し、農民黨、進歩黨との聯立内閣を組織することゝなつたが、十月に行はれたフランス縣會議員の選舉は依然として人民戰線派の増加を傳へ、十一月のイギリスの地方議會選舉においても勞働黨の躍進となつた。

ソ聯邦では日獨伊防共協定を「世界再分割のための協定」として、英佛米を動かして「世界平和のために集團的安全強化を欲する諸國の統一戰線を樹立」せんとしたが、英米二國は未だにソ聯邦と積極的に手を握るところまで行かず、フランス亦これに追隨してゐる状態で、各國の勞働運動も個々別々には統一戰線樹立の傾向は現はれてゐるが、コミンテルン系との提携を避つてゐる第二インターナショナル系の立場と、人民戰線をブルジョアとの妥協として反對するトロツキスト派の立場とが入り亂れて、未だに解決さるゝにいたらない。

他方ドイツの「歡喜の力」團が軍艦でイタリアを訪問して、



イタリアの労働者と交戦をとげ、又支那事變の勃發と共に日本の労働使節がアメリカに派遣されて、日本の立場を解明し、社会大衆黨や日本海員組合が、英、米、カナダ等の労働組合の日貨排斥決議に抗議するなどといふ現象も見られた。

國際労働機關

一九三七年に開かれた第二十三回國際労働總會で議長となつたアイルランド自由國政府代表レマス氏は

「バトラー局長が今年の年報でいみじくも言はれたやうに、國際労働局が設けられてから此方、社会政策に對する政府の態度には一般的な變化がおこり、またそれよりもヨリ重要なことには、社会政策上の諸問題における政府の責務についての一般市民の見解にも變化がおこつたのである。いまや社会政策は經濟に從屬するものとはみられてゐない。それは、いまでは政治家の心理や官廳の綱領の中で最前線を占めてゐる」

と述べたが、ともあれ國際労働機關の活動も近年益々活氣を帯びてきたかのやうである。一九三六年の第二十回總會には六十二ヶ國の國際労働機關の締盟國中五十一ヶ國が参加し、専ら海上の労働問題を取扱つた第二十一回、第二十二の總會にも三十三ヶ國即ち沿岸を有する締盟國の殆んど全部が代表委員を派遣した。第二十一回海事總會では「船上労働時間及び乗組定員に關する條約案」船上労働時間及び乗組定員に關する勸告」「海

員の爲の有給年次休暇に關する條約案」「商船の船長及び士官の職業資格の最低條件に關する條約案」「港における海員の福利に關する勸告」「海員の疾病、負傷又は死亡の場合における船主の個人的責任に關する條約案」「海員の疾病保險に關する條約案」を、第二十二回海事總會では「海上に備使しうる最低年齢を十四歳から十五歳に引上げる改正條約」を採擇した。この最後の條約は、工業最低年齢條約と非工業的勞務最低年齢の同様な改正が一九三七年の第二十三回總會で採擇されて後、施行されることとなつた。

尙一九三六——七年度の理事會の議長は、チエコスロヴァキアの社会大臣ネチヤス氏が、政府代表として選ばれ、雇傭主代表のオエルステッド氏(デンマルク)労働者代表メルテンス氏(ベルギー)が副議長に改選された。  
第七十八回理事會會。一九三七年二月四日——六日。ジュネーヴ。議長ネチヤス。

三六年の暮開かれた、印刷工業準備會議と化學工業準備會議との成果を問題として、フランス労働者代表ジョーは、之等の準備會議に専門家として参列した雇傭主代表が、四十時間週に關する條約の作成へと導くやうな一切の事業に協力したくないといふ理由から、當該産業の定義に關する討論に参加することを拒否した態度を批判した。デンマルク雇傭主代表オエルステッドはこれを反駁し、ベルギー労働者代表メルテンスはジョー

を支持した。一九三八年の第二十四回國際労働總會の議題は左の四事項に決定された——

- 一、道路運送における労働時間及び休息時間の規制
- 一、技術教育、職業教育及び徒從制度
- 一、土民労働者の雇傭契約
- 一、移民労働者の募集、職業紹介及び労働状態(均等待遇)

ついで第二十四回國際労働總會で決議された炭坑労働時間問題を技術的三部制準備會議で討議する方法に就て審議したが、三六年度の九月に開かれた基督教徒夫國際聯合大會及三十七年一月十四日、十五日ブラッセルに開かれた鑛夫國際聯合執行委員會等の希望を入れて、總會が國際労働條約を採擇しうるやう炭坑労働時間に關する三部制準備會議を出来る限り早く開くことが問題となり、一九三七年十月炭坑労働準備會議召集の意向を各國に通達することとなつたが、これは米、佛の政府及び労働者代表、ポーランド政府代表、イギリス労働者代表の賛成意見と英佛の雇傭主側の反対意見が對立した結果採決されたものである。

華府纖維工業會議

四月二日より十七日迄、アメリカ合衆國首都ワシントンに開催。詳しくは「纖維工業に關する國際三部制準備技術會議」で三六年六月の第二十回労働總會におけるアメリカ合衆國政府代表の提出にかゝる決議及び同年十一月アメリカ合衆國大統領の招待に基くものである。

(1) 昭和十二年版労働年鑑参照

参列國は纖維工業が經濟生活上重要な役割を演じてゐる二十七ヶ國で完全代表を送つた國十五ヶ國、即ちアメリカ合衆國(五四)、イギリス(二二)、日本(一三)、フランス(二二)、カナダ(二三)、支那(一一)、オランダ(一〇)、ポーランド(一〇)、ベルギー(五)、インド(五)、スウェーデン(五)、キューバ(四)、チエコ(四)、エクアドル(三)、メキシコ(三)——括弧内は代表及顧問の數——政府代表のみを送つた國はブラジル、フィンランド、ギリシャ、グアテマラ、ラトヴィア、ベルー、ウルグアイ、ユーゴスラヴィアの八ヶ國で討議には参加せず、政府のオブザーバーとしてドイツ、ソヴェエト、トルコ、ルーマニアが参加した。労働局理事會よりも代表派遣され、理事會議長の開會の辭の後、議長にアメリカ合衆國政府代表、副議長に日本政府代表が選ばれた。第三回本會議から第十回本會議まで(四月五日—四月九日午前)まで一般討論が行はれたが、國際労働局から提出された「世界纖維工業——その經濟問題と社會問題」と題する報告書がこの討議の基礎となつた。第十二回(四月十五日午後)から第十四回(同十七日午前)の本會議にかけて、會議は統計に關する報告、經濟問題に關する報告および社會問題に關する報告を審議し、これを採擇して閉會した。

主催地アメリカ合衆國は相當の熱意を示し、代表顧問五十四人を送りたる外、國務、商務、農務、労働の四大臣出席、労働大臣、



労働次官は會議に臨んで演説し、大統領はメッセージを送つた。統計、經濟、社會の三委員會の内、統計委員會については何人も異議無かつたが、經濟及び社會委員會については労働側は小人数の委員會を作つて、なるべく決議に近い有力なる報告を作成せんとするに反し、雇傭主側は經濟と社會とを別個に論ずることと反對した、結局、初め三日は經濟問題、次の三日を社會問題を論ずることとし、論議の要領を報告に作り、委員會の承認を受け、更に總會に提出することとなつた。初めから雇傭主側は四十時間制に絶對反對で、報告は單なる各代表の發言の要旨をまとめたものとなり、社會問題については殆んど労働代表の意見のみがまとめられ、労働時間短縮についてはのみ雇傭主側が反對論をのべた。この會議では労働條件の問題が通商政策との關聯で論じられ、且つ上海を主とする支那工場法の適用も問題となつた。

労働者榮養専門委員會の第二回會合は四月九日、十日開催。この會合の後、國際聯盟理事會の榮養問題混合委員會の第三回會合にも代表者を送つた。

第七十九回理事會。五月六—八日。ジュネーヴ。議長オエルステッド(デンマルク)とメルテンス(ベルギー)。この會合で「國際労働總會の雇傭主代表の資格」について雇傭主團から提出された問題が考慮された。これは三六年の海事労働總會に於て、雇傭主代表にソ聯邦水路運輸人民委員會中央船運部長カウーリンが任

命されたことに端を發してゐる。デンマルク雇傭主代表オエルステッド、フランス労働者代表ジュオー、その他の應酬ありその間ソ聯邦政府代表マルクスは

「國際労働機關の憲法の起草にはソヴェト聯邦は與つてゐないが故に、この憲章を擁護することは自己の義務でない」と主張し

「ソ聯邦は労働者の要求に對して最大の支援を與へるために海事總會に對して三部制の代表を送つたのである。この任命の法律側面については、國際労働局こそが何人にも勝つて雇傭主の疑問を氷解するに適してゐる。果して雇傭主團は國際労働總會に完全代表團を送るといふソヴェト聯邦の權利を否認しようとするか。いかにそれが不愉快なものであらうとも、事實は事實として直視されねばならぬ、資本家を含まない社會主義經濟制度が世界に存在することは一個の事實なのである。おそらく雇傭主團もこの事實まで變更しようとするものではない。労働局から理事會に提出された報告書を承認することがこの問題の唯一の解決であらう」と述べたが局長の意見によつてこの問題はそのまま放置して置かれることとなつた。

五月二十四日—二十九日。労働監督機關第二回地域的會議がウィーンで、五月二十八日、二十九日、智的労働者諮問委員會が國際労働局で、同日、科學的經營諮問委員會が同所で開かれた。第八十回理事會會合。五月三十一日—六月一日、ジュネーヴ。議長ネチヤス。「アジア諸國の三部制諮問會議」採炭三部制技

術會議等の招集が問題となつた。後者は一九三八年四月末頃招集ときまつた。

第二十三回國際労働總會

總會は六月三日から同二十三日までスイス、ジュネーヴに開かれた。参加國は五十三ヶ國、國際聯盟加盟國としては、イタリア、非加盟國としてはドイツを除いて、殆んど全世界の國々が全部代表者を送つた。之は一九三五年の第十九回總會の参加國五十二を凌駕する新記録であつた。イタリアはこれで二年續いて缺席したこととなる。内完全代表即ち政府代表二人、雇傭主代表労働者代表各一人の合計四人を送つたものは三十五ヶ國、不完全代表(以上の何れかを缺くもの)を送れる國十八ヶ國で、概ね南米、中米の小國その他の非産業國であつた。代表者數は政府代表百一人、雇傭主代表三十八人、労働者代表三十六人、計百七十五人、顧問の數は二百五十七人(その内譯、政府側百人、雇傭主側七三人、労働者側八四人)で、兩方を合すると、四百三十二人、参加國數に於て、代表數に於て、はた又出席總人員數に於て、國際労働會議開設以來の記録的數字と言はれる。

三十七年總會には主管大臣が政府代表として出席した國六ヶ國(アイランド、ニュージーランド、フィンランド、ユーゴスラヴィア、ルクセンブルグ)ある外、英及び佛は代表の外労働大臣が出席して所見を述べ、イギリス及びアメリカ合衆國は労働次官を政府代表として送つてゐる。

労働代表の資格に就ては、ヨーロッパに於て最近労働組合の壓迫對立甚しく、壓迫せられてゐる系統の労働組合よりの資格否認の申立が連年絶えず、三十七年はオーストリア、ハンガリア、ギリシヤ、ラトヴィアおよびリトアニアの労働者代表並びに顧問の資格に對して労働組合國際聯合(アムステルダム、インター)よりの抗議、ソヴェト聯邦労働者代表および顧問の資格に對して基督教労働組合國際聯合よりの抗議、エストニア労働者代表の資格に對してエストニア建築及木材労働者側からの抗議あり、又雇傭主代表團よりは三六年と同様ロシヤの雇傭主代表の資格否認の申立てがあつたが、結局全部の資格が認められた。

顧問の最も多いのはイギリスの二十六人、フランスの二十五人、アメリカ合衆國の十七人。これらは何れも各議題の主務官吏か又は當該事業主又は労働團體の書記長格の人々で是ら三國が何れの委員會においても主動的地位にあつた。議長をアイランド自由國政府代表レマズ氏として本會議を開くこと二十一回、條約案四個と勸告七個とを採擇した。これに三十七年までに國際労働總會の採擇した條約案の合計は六十二個、同じく勸告の數は五十六個となつた。以下本總會の成績を概観しよう。

- 1 失業救済としての公共事業の組織 (議題第三)
- 2 建築工事の災害防止 (議題第一)



- 3 工業に於ける最低年齢の引上 (議題第六)
- 4 非工業に於ける最低年齢の引上 (議題第七)
- 5 繊維工業における四十時間制 (議題第二)
- 6 化学工業における四十時間制 (議題第五)
- 7 印刷工業における四十時間制 (議題第四)

右の内採擇された條約案は次の如くである。

- 一、建築業における安全施設に關する條約案。四款十八條より成り、第一款條約當事者の義務、第二款足場に關する一般的基準、第三款吊揚裝置に關する一般的基準、第四款安全設備及び救急に關する一般的基準より成り、災害防止に關する各般の基本的抽象的原則を條約案とせるもので、一二八票對零票で採擇。詳細なる具體的内容は勸告に一任した。勸告は五十條百數十項よりなる龐大な模範法典を含む「建築業における安全施設に關する勸告」「建築業における監督制度に關する勸告」「建築業の災害防止に關する勞資協力に關する勸告」「建築業の職業教育に關する勸告」等を採擇した。
- 二、繊維工業における労働時間の短縮に關する條約案。八八票對四一票で採擇、この條約案は二十二條より成り繊維工業の労働時間を原則として毎週平均四十時間——交替制の場合は四十二時間——と定めてある。
- 三、「工業に備使しうる兒童の最低年齢を定むる條約案」(一九三七年改正)。九八票、一八票で採擇、從來の最低年齢十四歳を十五歳に引上げた。尙日本やインドに對する特殊規定も相當改正され、(日

本に於ては最低年齢を十四歳とし且、工場及び鑛山に於て國內法の定むる所により十六歳未満の者を危険有害工業に使用を禁ずること)支那に對する特殊規定が追加された。尙これには「家族企業における工業的勞務に兒童を備使しうる最低年齢に關する勸告」が採用された。

四、「非工業的勞務に備使し得る兒童の年齢に關する條約案」(一九三七年改正)。八一票對二二票。これも從來の條約における最低年齢十四歳を十五歳に引上げること。

失業救済としての公共事業の組織に關する議題「就業との關係における公共事業の企畫」については、この種の問題は條約によつて嚴格なる約束をなすべきでないとして、「公共事業の國際協力に關する勸告」——これは公共事業に關する情報供給を主とするもので、その具體的内容は理事會に於て國際公共事業委員會を設けて研究することとなつた——と「公共事業の國內的企畫に關する勸告」——不景氣打開策として公共事業を勸め、その他公共事業の遂行に關し望ましいと思はるゝ事項を列擧す——が採擇された。

最低年齢に關する國際労働條約は從來四個あり、工業、農業、非工業及海事でその内海事は三六年の海事總會において十四歳より十五歳に引上げられたものである。今次の條約案に日本に關する例外は日本労働代表の提案にかゝるもので、日本に特殊事項を認めて少しでも日本の社會進歩を計りたいといふ労働團

及び佛米政府等の意向に基くものである。

繊維、化學、印刷工業の四十時間制は今回總會の中心試題であつた。四十時間制が始めて國際労働會議の問題となつたのは、一九三二年のイタリア政府の提案に基き、一九三三年及び一九三四年兩度に亘つて一般的なる四十時間制條約が議せられたが、遂に否決となり、形を變へて各業務毎に條約案を議することとなり、一九三五年にはガラス工業の時間制條約案が出来、一九三六年には公共事業に對する四十時間制條約が成立した。文けで、同年議題となつた鐵鋼業並びに土木建築に對する四十時間制は否決せられた。但し成立した何れの條約案も未だこの國でも批准されてゐない。

現に四十時間制を採用してゐると稱する國は、米、佛、伊、ニュージーランド等にすぎず、何れも單に一時のか又は産業の一部に行はれてゐるのであつて、まだ恒久的となつてゐる譯ではない。

三七年の總會で最も進歩的且積極的であつたのはアメリカ合衆國政府代表(二人) 雇傭主代表、労働者代表四人全部賛成投票をしたのみならず、繊維工業四十時間制に他國をも勸告した。ロシヤもより異議なく四代表悉く全部の議題に賛成投票をした。フランスもこれについて四十時間制については政府代表及労働代表共に積極支持に努め、三六年まで四十時間制に反對しつゞけてきた雇傭主代表は賛否を留保した。爾餘の國は四十

時間制に對しては雇傭主側は全部反對、労働者代表は賛成で、政府代表の賛否が條約案の成否を左右したが、政府代表としてオーストラリア、カナダ、ベルギー、デンマルク、ノルウェー、フィンランド、チェコ、メキシコ、スペイン等は現在社會黨又は労働黨、自由黨が内閣に参加してゐるので、自國における實行如何を問はず賛成投票をし、南米諸國、その他非産業國中には國際的進歩の名の下に賛成投票する者多く、繊維工業四十時間制條約に反對した國は、日、英、インド、スウイス、オランダ、エストニアの六國であつた。本總會の中心議題となつた繊維工業四十時間制に關し賛否を表示すると次の如くである。

政府	賛成	反對	留保又ハ缺席	計
雇傭主	五一	一一	三八	一〇一
労働者	二一	二九	五	三六
計	三五	〇	一	三六
計	八八	四一	四四	一七三

註 1 ロシヤ及びアメリカ  
2 上記六國  
3 ブルガリア

尙右問題と關聯して日本を含む特殊國の労働時間制限が問題となり次の理事會で論議されることとなつた。

化學と印刷とは今次の總會で初めて取扱はれるものであつたが、總會はこれをも單一討議とし、化學は賛成七六、反對四二、棄權四七で、印刷は賛成七二、反對四三、棄權四一、兩方とも



所要の三分の二を得る能はず採擇されなかつた。従つてこの兩議題は三八年の總會にも上程されえないこととなつた。

尙條約實施狀況の精査、報告、條約運用定期報告等の承認の後、總會は(一)條約實施委員會の即時構成を規定すること、並に(二)國際労働機關憲章の改正に關する提案手續、の二點についてその議事規則に追加を行つた。

例年の如く、バトラー局長の提出せる「局長年報」は前後六回の本會議に亘つて討議され、これに参加した登壇者は七十三名の多數に及ぶ、その中にはフィンランド、フランス、イギリス、ニュージーランド、ユーゴスラヴィアの五ヶ國の労働大臣も含まれてゐた。バトラー局長は最後にその討論を總括して、

「われ／＼は、非常に多數の國々でなされた企圖や達成された成果について、長い、興味のある、且つ價値のある説明を拜聴することができた。それらの國々としては、例へばアルゼンチン、チリ、キューバ、エジプト、フィンランド、ギリシャ、ハンガリア、イラク、ラトヴィア、リトアニア、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ヴェネズエラ、ユーゴスラヴィア等の諸國——このほかにもまだ列擧さるべき國が勿論存在する——をあげることができよう。

「次に數人の演説者諸氏によつて提出されたいま一つの點が茲で問題となる——それは數個の國々における労働組合運動の發展といふ問題である。しかるに、他面において、われ／＼は、特に小泉氏と

クレキチ氏(ユーゴスラヴィア)とから、團結自由の原則——労働組合組織の自由——が充分に遵守されなかつたといふ、若手の不服を承つた。

「團結の自由は言論や出版の自由と同様に、主として政治上の問題なのであり、且つ、此處に出席されてゐる諸氏の凡てが夙に御承知のやうに、國際労働機關の各加盟國の内政問題に干渉することを認める如き何らの實際條約もまだ本總會において採擇されてゐないのである。私が特に申上げるのは實に労働局の權限について何らか過大な期待がもたれはしないかと、それを心配するからである、それと同時に、私はこれらの制限内においては、労働局は、各國における現状をありのままに報道するために有ゆる努力を惜まないであらうといふことを附言したいと思ふ。

「しかし来るべき經濟不況の問題は單に軍備問題の如何にかゝつてゐるわけではない。即ち、軍需品の生産が著しく増加したか否かによつて、經濟不況襲來の可能性は排除されうるものではないのである。故に、近い將來において、この問題は有ゆる國々の第一關心事の一つとなるであらうと思はれる。

「次に問題となるのは、討論の第三番目の主要テーマたる労働時間の問題である。

フランスの労働大臣が言はれたやうに、討論中に用ひられた論據の大部分はこれまでの機會に幾回となく繰返されたところのそれと同一であつた、しかるに各國に起つた種々の事件は今や四十時間週に新たな力を與へてゐるのである。合衆國では四ヶ年に亘る實驗の後

四十時間週を再び全國的に實施する一法案が議會に提出された。

(略)またわれ／＼は、アームストロング氏から、ニュージーランドの雇傭主たちは、彼らの豫期に反して、四十時間週のために破滅しはしなかつたと、告げられた。またルバ氏は次のやうに述べた。——「フランスでは、約八百萬人の労働者および被傭者に四十時間週を適用するための諸條令がほんの最近實施されたばかりであるが、しかも、これがために約二十五萬人の失業者が再雇傭されるに至つた。」と。

「私としては、フランスやニュージーランドや、合衆國において現に實行可能であり且つ有益であることを證明された労働週の短縮が他の一切の國々では必然的に害悪を結果するなどは、どうしても考へることができない。

「一九一四年から一九三七年に至る期間の産業は、その生産性が非常に増大したために、労働週短縮に對して遙かに大なる適應性をもつに至つたのである。一八五〇年から一九一九年までの間に齎らされた生産力の偉大なる發展が、何らの有害な經濟的結果をも伴はずに四十八時間週を採用を可能ならしめたのと全く同様に、過去二十五年間になされた同様の進歩が、労働週の一層の短縮を當面の問題たらしめたのである。

「四十時間週提唱のそも／＼の理由が、主として雇傭擴大の一手段としてであつたことは事實である。これが適用をみた諸國においては、或る程度までその期待は滿されたのである。しかし、わたしには、労働週短縮のヨリ有力なる理由は餘暇延長への必要の中に横た

はつてゐるやうに思はれるのである。」

と論じ、尙特殊國の諸問題、日本訪問について、農村における社會問題等について論じた。總會の會期の終らんとする六月二十日の朝、労働局の初代の局長、アルベール・トーマの記念碑の除幕式が行はれた。

今次の總會における國際労働局理事會の委員の改選の結果は左の通りである。

政府側……ブラジル、チリ、支那、メキシコ、ノルウェー、ポーランド、スペイン、ユーゴスラヴィア

(なほ選挙をまたずして政府代表を出しうる國は現在、日本、アメリカ合衆國、イギリス、カナダ、フランス、イタリヤ、インド、ソヴィエト聯邦の八大産業國である。)

雇傭主側……チュールチン(ユーゴ)、エルルカー(印)、ファープス・ワッスン(英)、ゲミル(南阿)、ハリマン(米)、ランペール・リボー(佛)、オエルステッド(丁)、オリウツァイ(伊)

(インド、南阿、日本は正委員席二つと副委員席一つとを輪番で占める諒解あり、日本の副委員は賄桂之助)

労働者側……アンデルソン(スウェーデン)、カブレロ(西)、ホール・スウオース(英)、ジョーシ(印)、ジュオー(佛)、メルテンス(白)、ワット(米)、米窪滿亮(日)

總會は尙左の如き決議を可決した。

一、公共事業の國際協力に關する決議(公共事業委員會提出)  
一、纖維工業労働時間短縮條約の特殊國に對する適用に關する決議



(纖維工業委員會提出)

- 一、社會保險制度に依り保險せられ又は年金權を付與せらるる移民者の保護に關する決議(ポランド政府代表コマルニキー提案)
- 一、土民労働者に關する決議(インド労働者代表セン提案)
- 一、婦人労働者に關する決議(合衆國政府代表マックグレディー、同アポット女史共同提案)
- 一、支那に於ける労働者保護の統一に關する決議(日本労働者代表小泉、ベルギー労働者代表メルテンス、支那労働者代表朱、インド労働者代表セン共同提案)
- 一、國際労働機關の締結國の義務に關する決議(オランダ労働者代表ターベルス提案)
- 一、國際労働機關とブルマと協力に關する決議(インド労働者代表セン提案)
- 一、アジア諸國の諸間的三部制労働總會の招集及びアジア委員會の設置に關する決議(日本労働者代表小泉、支那労働者代表朱、インド労働者代表セン共同提案)
- 一、労働時間の短縮の一般化に關する決議(ベルギー労働者代表メルテンス及びフランス労働者代表ジュオー共同提案)

第八十一回理事會會。十月六日—九日。チェコ政府の招待にてブラーグに開催。議長ネチヤス。労働時間の一般的短縮について、ジュオー、メルテンスより動議が出た。ジュオーは

「四十時間週條約を産業別に設定しようとの企ては大體失敗に歸したと認めなくてはならない、もしこの手續きをつづけたとすれば、

四十時間週の全般的適用を獲得するには十五年を以てしても足りないであらう。この方法は放棄さるべく、一九三八年および一九三九年において終局の成功を収めるために實際的な努力を拂ふべきだ。」

と主張し、イギリスの政府及び雇傭主代表は反対意見をのべ、労働者代表メルテンス(自)、ホルスウース(英)は賛成、結局投票の上、二十對六で一九三八年の總會に第一次討議のため出すことと決定した。右の反対の六票は雇傭主代表からなり、合衆國と佛の雇傭主は賛成であつた。

尙一九三七—八年度の理事會議長としてイギリス政府代表レゲット、副議長としてデンマルク雇傭主代表オエルステッド、ベルギー労働者代表メルテンスが選ばれた。

右の會合に出席せる労働者グループの決議として、「日本の支那攻撃」についてメッセージが出され、日本國內でも問題となつたが、右は理事會とは直接何んらの關係なきものであるとのことである。尙十二月十一日國際聯盟を脱退したイタリアは同十五日國際労働機關をも脱退する旨、通告し、理事會によつて受諾された。

第二インターナショナル

(社會主義労働インターナショナル)

一九三七年の三月、ロンドンで第二インター及アムステルダムインター主催の合同大會が開かれた。會するもの二百、十四ヶ

國の組合中央體から七十四人、十八の業別書記局から二十三三人、労働黨及び代議士團は十七ヶ國より約百人ばかり集つた。

司會者は國際聯合會長シトリン。開會を兩インターナショナルに要求したスペイン社會黨及び労働總同盟の代表トマスとコルデロは、これが自分達の望んだ全世界的包括的な會合、カトリックと言はず、アナキスト、共產主義者、社會主義者をとはず、苟しくもファシズムのバーバリズムに抗する全ての人々の會合とならなかつたのは遺憾である旨を附言し、ついでシュヴェネルス(労働組合國際聯合)ド・ブルーケル(第二インター)の報告の後、ピエトロ・ネンニのスペイン戦線の報告あり、スペイン側より提案した左記の問題を審議した。

- (一) 全世界の労働者に、スペインの葛藤の意義及び原因を説明せる文書で事態を諒解させること。
- (二) 議員團は各政府に不干渉條約撤廢を要求すること。
- (三) 武器及び彈藥をスペイン政府に送ること。
- (四) 不干渉問題に對する英佛政府の態度を闡明させるため、兩國政府を會合させること。
- (五) 諸國政府のスペイン政策に抗議するため、佛、英、白、チェコ、スカンデナヴィヤ諸國に同時完全なる罷業を組織すること。

この提案に對してジュオーとレイノー(フランス労働總同盟)デロムスキー、グルームパハ(フランス社會黨)、ヴァンデルヴェルテ、イサベル・ブルーム(ベルギー労働黨)、アルバルダ(オランダの黨)、

ベヴィン(イギリス労働組合會議)、アットレー(イギリス労働黨)、アルトマン(合衆國の黨)らが討論に参加した。フランス代表側の意見は、全包括的な大會開催の提案には賛成だが、罷業は政府及び輿論を動かすに足りないであらうとし、派遣軍は撤退させ、防禦の爲武器及び彈藥をスペイン政府が得る權利は再び得られるやうに勧告することは賛同する。今の所、フランス政府に不干渉條約撤廢を望むことは得策でないとした。

イギリス側の意見は、スペインの代表が兩インターナショナルの合同大會で満足せず、尙も全世界的な包括的な大會を要求するのは、スペインの援助の實際問題から關心をそらし、統一戦線といふ論争の題目にまきこまれるだけの事だから遺憾であるとし、兩インターナショナル内で直ちに救援活動を起すべきだ。特にスペイン問題に於て明白に現政府に反対態度を表明したのはイギリス労働黨だけであることを忘れてはならぬ。アビシニア問題においても制裁に賛成したのはイギリス労働黨だが、各國の支持は紙上にとどまつてゐた。スペイン救済に最大限の努力をしてゐるのはイギリスの労働運動だと力説した。會議は二日繼續し、多くの具體的救援策が論じられたが、總罷業といふところまでは支持者がなかつた。ド・ブルーケルを委員長として英、佛、白、スカンデナヴィヤの代表より起草委員會が選ばれ、決議が作成されたが、この決議を實行するための宣傳及び運動として次の手段が選ばれることとなつた。即ち兩インターナシ



ナルはスペインにおける闘争の起原及び性質に關する文書を發行し、スペイン問題に關する各國の輿論を喚起する宣傳を強化し、加緊諸黨の代議士グループがスペインの事態に注視し、フランス諸國の犯してゐる國際法規の違犯が、合法的なスペイン政府の明かな不利となつてゐることを告發することとなつた。

この大會における英佛代表の意見に、第二インターナショナル加盟の二大黨派の見解がよく窺はれる。オーストリア社會民主黨左翼のオットー・バウエルはこの會合を評して

「最後に通過した決議は、行動への燃ゆるやうな叫び聲ではなく、外交的に表白された文獻である。これはイギリス労働黨及びフランス社會黨多數派の責任だ。戦争の危険とフランスの力を増大させたのは確かにこの傾向である。労働階級の國際的連帯が示されるのはロンドン大會の外交的熱慮のなかではなく、スペインの戦場で各國の労働者がスペインの同志とともに戦つてゐる所に於てである。」

労働黨、労働組合内の有志だけが中心となつて、統一カンパニーヤをつゞけることとなつたが、これには労働黨の下部組織の役員が大部分参加してをり、労働黨の構造を民主化して共産黨や獨立労働黨を加盟せしめ、黨の政策に戰闘的調子をもたすためと言はれた。十月に開かれた労働黨第三十七回年次大會でも統一戦線は問題となり、統一は二百一十一萬六千票對三十三萬一千票で否決され、社會主義聯盟除名反對は、百七十三萬票對三十七萬三千票で否決されたが、この大會で改選された現執行委員會中には、クリップス、ラスキーその他統一戦線賛成者も加はり、今後同黨の多事を思はせるものがあつた。又、一月末葉、ベルギー労働黨首で保健相であるヴァンデルヴェルデは、ベルギーにおける人民戦線の結成を主張し、そのスペイン對策における首相、外相との意見不一致から辭職した。ベルギー政府における外相スパークはやはり労働黨員ではあるが、三六年十月の大會においても、ヴァンデルヴェルデ一派の人民戦線の傾向と對立したものである。

(1)労働年鑑昭和十二年版「ベルギー」参照

と言つてゐるが、第二インターナショナル内部では最近スペイン問題を中心に漸く左右兩翼の對立が目立つてきた。それは一月初頭、イギリスに始められた共産黨、獨立労働黨及び労働黨加盟の社會主義聯盟、その他労働組合内メンバー等を中心とする統一カンパニーヤとなつて先づ現れた。これは労働黨執行委員會の強硬な反對により、「黨への忠誠」を破るものとして社會主義聯盟の解散が要求され、ついで統一カンパニーヤ参加のメンバーを労働黨より除名するといふ聲明となつた。結局五月現在の闘争形式をかへて、共産黨、獨立労働黨のメンバーが退き、

タン内閣から脱退することを要求するマルソー・ビヴェール派の決議案が提出されたが、ブルム内閣の行動承認、シートン内閣参加の幹部案が大多數で通過し、ジロムスキー案、ビヴェール案は少數で破れた。三派の百分率は約五六%、二八%、一六%と言はれてゐる。尙共産黨との合同については一定の條件が決定されたが、共同闘争は各地に進みつゝあるが、未だに合同するにいたらない模様である。

保、そのために労働者、農民、反ファシストの結束の強化、(二)政府公布の動員令の徹底、國民軍の教育、軍規の肅正、軍隊の近代化、(三)軍需工業の發展を促すための民主主義競争團の組織、(四)マドリッドの食糧品供給、非戰闘員引揚のために政府と協力すること、後方における秩序の維持、(五)N.C.T.(全國労働聯盟)とF.A.I.(イベリヤ・アナキスト聯盟)との協力のために努力すること等の共同聲明書を出した。五月のカタロニヤ暴動を機に、カバレロ内閣の措置に反對する社會黨の大部分と共産黨その他、共和派、民主派の支持の下に、社會黨のネグリン博士を首班とする新内閣が成立し、その後も兩黨の共同活動はつゞき、すでに地方的に合同した所もあり、七月にはスペイン共産黨よりの合同正式申込が傳へられ、兩黨指導部間で交渉が進められてゐる。尙兩黨はスペイン防衛の見地から國際的な諸組織の共同闘争をたえず訴へてゐる。十月には支那の遺外使節孫科をヴァレンシアに迎へて交驛したとも傳へられた。

フランスの人民戦線政府は六月ブルム内閣が金融全權案に對する上院の反對によつて倒れ、急進社會黨領袖シートンを首相とする新内閣に變つたが、社會黨は前回よりは少數だが入閣した。七月十日より十四日までマルセーユに開かれた社會黨大會はブルム等幹部派の決議案の外に、銀行、保險會社、重要産業の即時國有や統一無産黨結成を要求するブラック、ジロムスキー等の左派決議案や、大衆の闘争を指導するためと稱してシートン内閣から脱退することを要求するマルソー・ビヴェール派の決議案が提出されたが、ブルム内閣の行動承認、シートン内閣参加の幹部案が大多數で通過し、ジロムスキー案、ビヴェール案は少數で破れた。三派の百分率は約五六%、二八%、一六%と言はれてゐる。尙共産黨との合同については一定の條件が決定されたが、共同闘争は各地に進みつゝあるが、未だに合同するにいたらない模様である。



れた。六月の獨艦アルメニヤ砲撃を機としてスペイン社會黨、共産黨、勞働總同盟側より第二、第三及びアムステルダムインターへの共同行動を訴ふるや、二三の交渉の後、第二、第三インターのアンヌマスの會談となり、スペイン問題に就て具體的に商議する旨のコミュニケが發表されたが、これは第二インター執行委員會内の意見不一致のため、會長ド・ブーケル、書記長アドラー、會計ヴァン・ロースブルックの辭表提出となつた。六月二十五、六日に開かれた第二インター執行委員會においては、これが當然問題となつた。辭表提出の理由は、これまで會長及び書記が第三インターナルと接觸したことが、加盟諸黨派内の信頼を得ることができなかつたこと、特にこの不信の感情は、ド・ブーケルとディミートロフが電報を往復して遂にアンヌマスにおける第二、第三インターの會談まで行つた事によつて油をそそぎ、それが加盟諸黨の若干國の機關紙に現れたことなどがあげられてゐる。執行委員會はけしきい討論の後、三役員の辭表を受けることは、第二インターナル自體の行動を危険ならしめずにはをかないであらうとして、留任に決した。のみならず執行委員は三人の同志に全幅の尊敬信頼を表白する必要と、同時に、一九三五年十月十二日の決定で「社會主義勞働インターナル」執行委員は、戦争及び戦争のフラスコの煽動者にたいして一切の効果ある行動を整へるためのあらゆる努力をなすことを希望する。故にその會長及び書記が、その機能を

遂行するため適宜に反戦行動を遂行する他の國際的勞働階級組織、又は他の諸組織の個人または代表者と通報の目的で會談することは自由である」とされてゐるのに基き、

これらの同志が他の誰よりもよく、勞働インターナル自體及びその宣傳の恆久的利益のために、社會主義勞働インターナルによつて定められた権能を、他の諸組織との關係において行使することができたことに十分満足する。

と發表した。七月に這入つてから、パリにおいて第二インターのド・ブーケル及びアドラー、コミンテルン代表、トレーズ、カシャンとの會見が行はれ、對スペイン共和國援助方針に意見一致をみたと傳へられ、十一月にも亦兩者の交渉が傳へられたが、未だに十分な解決を得てゐない模様である。

事務局及び執行委員會の會合はパリ、ロンドンなどで開かれてゐるが、三七年はスペイン、支那における事變の發展が指導部のみならず、所屬諸黨の中心問題となり、これと結びついて、フラスムに對する團結といふ見地から軍事豫算の賛成となり、この問題も各黨内部で賛否兩論を起しつゝある。

第二インターナルはスペイン内亂勃發とともに、勞働組合國際聯合と共同して、國際聯帶基金を設け、兩インターの合同委員會が管理し、スペインの勞働組合及び社會黨の代表者と共同で運用してゐるが、各國の勞働組合中央體によつて集められた金額は一九三六年八月から一九三七年七月までに十二萬六千

磅に上り、この内九萬五千磅が、四月末までに品物としてスペインに送られてゐる。血清燻入り、麥粉、砂糖、ベーコン、珈琲、ビスケット、チョコレート、乾ミルク、紙巻煙草、コンデンミルク、自動車病院隊、醫藥品、毛織物、砂糖、コーンビーフ、革外套、帽子、手袋、子供用チョコレート、薑菓、レーンコート、貨物自動車、石油タンク自動車、魚類、肉類、野菜類、毛絲、罐詰肉、乾魚、ビスケット、ジャム、卵、粉末ミルク、シャツ、上衣、ソーダ水、穀粉類、病院用シャツ等々で、前後三十五回に互つて送つてゐる。これは本部から送られたものだけで、リヴァプール、ハル、アントワープより船で送つたり、空輸したりしてゐる。各國支部からも盛んに送られてゐるやうで、アルジュンチン、アイスランド、メキシコあたりからの發送もあるらしく、一九三七年になつて避難兒童が英佛、スウイス等に收容されることとなり、バス地方の爆撃ともにも六、七千人に上る子供が白、英、佛に分けて收容された。尚マドリッド近郊のオンテニエンテには豫備病院が設立されてゐるが、これは兩インターの代表者で經營され、二百のベッドを備へ、維持費は一ヶ月一千磅と言はれてゐる。尙一九三七年四月までの國際連帶基金一千八百八十萬佛法の内譯は、三百二十四萬法(英)、二百二十萬法(米)、百七十三萬四千法(スウェーデン)、百六十七萬法(自)、百十五萬法(オランダ)、六十三萬法(デンマーク)、二十八萬五千法(ノルウェー)、十六萬二千法(ポーランド)、十三萬七千法

(チコ)、十二萬法(ニュージーランド)、十萬五千法(パレスティン)、三萬法(オーストラリア)、三萬六千法(南亞)となつてゐるが、フランスの勞働總同盟は別に七百三十萬法を集め、獨自の救援活動をしてゐるらしい。尙一九三六年八月五日全ソ勞働組合中央評議會の第一回救援金は三千六百四十三萬法だと言はれてゐる。

第二インター、アムステルダムインターは、三月のロンドン大會の決議、六月のジュネーヴの決議、九月のパリーの決議、十月におけるスペイン、ヒホナ陥落に際しての共同聲明などで、くりかへしスペイン救援を叫んでゐるが、その要點は、不干渉政策撤廢、「獨伊兩國軍」のスペインよりの撤退、集團的安全保障の適用、「スペイン合法政府」の擁護などであるらしい。

その他第二インター指導部は三六年のトロツキー・ジノヴィエフ合同本部事件裁判に、抗議のアピールを、三七年一月ポイランド政府のユダヤ人迫害に抗議を、六月、ベルギー首相ヴァンゼーランドが、英佛兩政府の委囑で合衆國へ赴き、獨伊への借款提供をすゝめたことに反對して、民主國政府へ警告を發する等のことをやつてゐる。七月末アントワープで開かれた第三回勞働者オリンピック大會を支持するアピールも出された。

第二インターの婦人委員會は九月十一、十二日、パリで開かれた。議題は、A、國際婦人委員會の一年間の活動、B、婦人と人口政策(1、移民と國際聯盟、2、民主主義諸國の社會政策、3、フ



フリスト諸國の社會政策)C、失業家族の生活狀態調査の結果、D、一九三八年國際研究週間の計畫、E、スペイン救援活動、F、婦人の狀態等であつた。

尙近年の注目すべき現象は、勞働階級の大衆的組織が、漸次第二インターナショナル系の大衆團體に統一されて行く傾向である。一九三五年初頭のスペインの統一勞働同盟と勞働總同盟との合同、一九三六年初頭のフランスの勞働總同盟の合同が成立し、これらがアムステルダム・インターナショナルに加盟してゐるやうに、又一九三七年度では、アメリカにおけるA.F.L.とC.I.O.の再合同問題、スペインでの勞働總同盟と全國勞働聯盟との合同問題、又ソヴィエト組合のアムステルダム・インターナショナル等、勞働組合戦線の統一が傳へられるとともに、また、青年運動の領域でもそれが現れてきたことである。まづその先端をきつたのは、一九三五年のスペインにおける社會黨系と共產黨系の青年同盟の合同であらう。これは統一社會主義青年同盟と稱され、また同じ組織がアスツリアス及びカタロニヤにも生れてゐるが、内亂勃發とともに一月にスペイン全國大會を開いて間もなく、アナルコ・サンチカリスト系青年同盟との共同會議を開き、合同の努力が続けられることとなり、四月にはマドリッドに統一社會主義青年同盟、アナキスト青年同盟、共和黨青年同盟の合同せるマドリッド統一青年同盟の會議が開かれ、ヴァレンシア州のカンデーアでは、統一社會主義青年同盟とア

ナキスト青年同盟の合同運動の進捗も傳へられ、同じく四月十日にはスペイン統一社會主義青年同盟と社會主義青年インターナショナルの代表者が、パリにて會議を開き、スペイン國民救援を決議したと報ぜられてゐる。

この合同問題は漸く、國際的となり、ノルウェーの青年同盟間における合同運動も最近著しく進展してゐる旨傳へられてゐる。

尙第二インター、第三インター間の合同問題についても、スペインに於ては、一九三六年カタロニヤの統一社會黨の成立を最初とし、一九三七年四月には、ムルシア州のアルバセテの地方組織でも兩者の合同が傳へられたが、それらの運動が進展して國際運動にいかなる形態を與へるかは今後の問題となるであらう。

十一月二十日、アムステルダム代表とソヴィエト勞働組合代表とがモスコで加盟を協議中、パリにおいても、第三インター側は、トレーズを通じて第二インターに合同を申込んだが、第二インター側の拒絶するところとなつたと傳へられた。

### 第三インターナショナル

コミンテルンの統一戦線運動はおそらくその創立以來のものである。しかし現在人民戦線戦術と言はれてゐる、フランス及び戦争に反対し、民主主義を擁護して國際的勞働組合統一戦

線、國際的民主主義戦線を結成せんとする運動は、大恐慌後の國際情勢の變化、特に一九三三年のナチスの勝利によつて防共陣の強化されると共に活潑になつてきた。従來の第二インターナショナル(社會主義勞働インターナショナル)指導部に對する態度も變つて、三三年三月ナチス勝利の直後にはフランス及び資本の攻勢に對する共同闘争を提案するまでになつた。これは拒絶されたが、三四年七月には、打倒ファシズム、戦争反対、緊急命令反対等のスローガンでフランスの共產黨、社會黨、急進社會黨左翼間に統一戦線が成立し、それが三五年の五月の市町村會選舉の發展を機會として七月には九十八の黨派間の人民戦線が成立した。この運動形態が一九三五年コミンテルン第七回大會で是認されて、人民戦線戦術の基礎となつた。しかし第二インターナショナル指導部間の交渉は、フランス、スペインの個々の國における統一戦線ほどには進展してゐない。今その経過を追つてみると、一九三四年十月、スペイン、アスツリアスの炭坑争議に端を發するスペインの共產黨、社會黨、及び兩派の勞働組合、青年同盟の共同闘争組織である、勞働同盟の全國的暴動に關し、共同援助をなすため、ブラッセルで第二インターナショナルの會談が行はれたが、第二インター側はコミンテルンの提議を聴取しただけであつた。

一九三五年九月イタリアのエチオピア戦争起るや、コミンテルンは、伊エ戦争をスペイン、アスツリアス事件よりも勞働階

級に對する脅威が大であるとし、第七回大會後申し込んでゐた第二インターへの共同闘争の提案に對する回答を待たず、繰り返へし第二インター側に會談を申込んだが不調に終つた。三六年七月スペインに内亂起るや、コミンテルンはスペイン人民戦線派援助の爲共同動作を第二インターに申入れて、兩者の會見ともなつたが、第二インター側は共同動作を拒絶し、單獨救援を行ふことを主張した。

(1) 勞働年鑑、昭和十二年版「國際」の項参照

もちろんその間、第二インターナショナル所屬の各國の黨の間では、その下部組織を通ずる勞働争議や選舉、又はエチオピア、スペイン問題などで共同闘争を行ふものもあり、統一戦線問題は各國の社會黨、勞働黨の大會でも近年は繰り返へし議題となる問題の一つであつた。非合法となつてゐるイタリアの共產黨、社會黨、ドイツの社會民主黨と共產黨との間にはその提携が行はれ、フランス、スペインにおいては所謂「人民戦線政府」の成立とまでなつてゐるが、一九三七年に入つてもこの傾向は各國に於て認められた。

(1) 勞働年鑑、昭和十一年、同十二年版参照

三七年コミンテルン各國支部の内、事件の多かつたのは、中國共產黨である。一九二七年七月の國共分裂以來十年、一九三三年、中國共產黨が「抗日合作宣言」を發表してから五年、遂に國共合作に成功し、その所謂「抗日民族統一戦線」を結成せし



めたのである。一九三六年末の西安事變以來、張學良軍、陽虎城軍との合作活動がしばしば傳へられたが、一九三七年に入るると共産軍の山西省侵入となり、二月十七日には、陝西省膚施（延安）に中華ソヴェト臨時政府の首都が定められ、當時開かれてきた中國國民黨三中全会に對して、抗日民族統一戦線を要求し従來の方針をすて、武装暴動停止、中華ソヴェト政府及び紅軍を夫々「中華民國特區政府」「國民革命軍」と改稱し、南京政府及び軍事委員會の指導を受けること、特區政府内では普通選挙を行ひ徹底的の民主制度を實施し、地主の土地没収を中止し、抗日民族統一戦線の共同綱領を遵守する旨の提案が電報で發せられた。豫期に反して三中全会では「赤化根絶決議案」が決定されたが、共産黨側はこの決議の内容に示された條件を容認する用意ある旨答へたと傳へられ、三月初頭國民黨代表張冲が西安で共産黨代表周恩来との間に協定を成立させたとも傳へられたが、七月支那事變勃發と共に、國民黨の統一戦線に對する態度は急激に事實となつて現れ始めた。先づ「人民戦線派」と言はれて一九三六年末逮捕されてきた救國會の沈鈞儒、章乃器ら七名が釋放され、日本に亡命してゐた郭沫若も逮捕命令を取消されて日本より歸國した。八月にはトロツキストの陳獨秀が釋放され、同月末はソ支不可侵條約が締結され、九月にはコミンテルンの極東部長と言はれるヌーラン夫妻が釋放となつた。九月になると中國共産軍の國民革命軍第八路軍への改組と

なり朱徳はその總指揮に任じられたが、周恩来も政治訓練所長に任じられたと傳へられた。九月二十三日には中國共産黨中央委員會の「精誠團結一致抗敵宣言」が發表されたが、これは三民主義の徹底、赤化運動取消し、ソヴェト區の解消、共産軍の國民革命軍への改編、舉國抗日を主張したが、蔣介石はこれを國力集中による救亡禦侮の必須條件とし、且つ三中全会の宣言及び決議と完全に一致するものとして歓迎した。

支那事變の進展、國民軍の敗北、上海、南京の陥落とも共産黨の發展は著しく、軍事的には陝西省膚施（延安）の黨中央部を中心とし各地に駐屯する共産軍の裝備の改善、兵力増強、訓練強化となり、政治的には、周恩来、陳紹禹らの國民政府内での活躍となり、言論出版方面では、全民族總動員による民族抗日戦争の發動、統一的民主共和國の建設、ゲリラ戦術による徹底的長期抗戰の敢行等をスローガンとして、漢口で創刊された「新華日報」「廣東の「民族日報」等の合法的機關紙及び延安で發行されてゐる黨中央機關紙「解放」等が次第に大衆化されて行く模様である。

しかしこれと共に國民黨内右翼の陳立夫を中心とするC.C.團及び、宋子文等の金融資本家、汪兆銘を中心とする改組派、張群を首領とする政學會系は、國共合作に反對し、和平恢復を希望し、事毎に共産黨攻撃、國共合作的文書の押收等を行つてゐる模様で、蔣介石を中心とする國民黨だけの獨裁權力を再建

せんと志してゐるが、共産黨はあくまでも各黨各派聯合による民主的國防政府の樹立及び民衆の武装訓練による全民族的抗日戦の實施を主張して譲らず、この相異點を繞つて、漢口では葉劍英を中心とする共産黨側と朱家驊を中心とする國民黨側の兩論陣の間に熾しい論争がつけられ、廣東においても民族日報と國民黨機關紙「中山日報」とが相對立してゐると傳へられてゐるが、中國共産黨では十二月二十五日「時局宣言」を發表して、民族統一戦線鞏固工作の條件として、

- (1) 全中國の武力、人力、地力、財力、物力を動員して長期抗戰遊撃戦法により敵を奥地に進入せしめぬやう防禦すること。
  - (2) 國民革命を擴大強化し、政治的武装組織において現在の軍隊を強化し、新部隊を編成すること。
  - (3) 國民政府を充實化して、各黨團體の有力者を政府の工作に参加させること。
  - (4) 國防經濟としての軍需工業政策及び交通政策等を速に實施すること。
  - (5) 民衆組織を動員擴大し、軍隊及び政府に協力せしめ、漢奸やトロツキスト分子を根絶すること。
  - (6) 國際的宣傳機能を擴大し、外國の援助増大を圖ること。
- 等をあげてゐる。右のトロツキストとは中國共産主義同盟を中心とする陳獨秀一派である。
- 尙普通支那の抗日民族統一戦線は支那の人民戦線と呼ばれてはゐるが、その指導者側では、「この種民族戦線はフランスやス

ベインの人民戦線に比して廣汎である」(毛澤東)とし、「抗日統一戦線は各階級及各政黨の聯合救亡戦線である」「抗日聯合戦線の下には各階級が存在し各政黨も依然として存在する」と説明する者もあり、共産黨の國民黨への解消論には同意してゐないやうである。最近のニュースによると、中國共産黨は一九三八年に遼入つて漢口で第八次全國大會を開き、一、中國共産黨十年來の活動、闘争史に一の結論を與へて今後の活動方針を決定する。二、全國民の抗戰力量を確保再組織する。三、抗戰のため農民労働者を動員する。四、國共合作の現狀下における共産黨の活動方針を決定する。五、共産黨中央諸機關人員の選挙等が、議題となつたと傳へられるが、共産黨が第七次全國大會を開いたのは二八年であるから十年振りの大會となるわけである。

スペイン内亂は、近年の労働運動に見られない種々の現象を呈してゐる。社會主義青年同盟、共産主義青年同盟、共和主義青年同盟の合同とか、アナルコ・サンデカリストの政府への参加とか、またカタロニアの社會黨、共産黨およびプロレタリア黨が合同して統一社會黨が成立しコミンテルンに加盟したなどはそれで、内亂が勃發して間もない一九三六年九月の内亂には共産黨から二名入閣した。共産黨が聯立内閣の閣員となつてゐるのは恐らくスペインだけであらう。十二月のカタロニア内閣の改組には統一社會黨より二名入閣、同年末には社會黨、共産黨間の共同闘争の交渉が開始され、三七年に入つて、戦線及



び銃後の改善に協力し、赤軍の建設、國民社會保險委員會の創設となり、三月開かれたスペイン共産黨中央委員會議では、種の重要問題が討議決定されたが、現在黨員二十五萬、その内十二萬は戦線に活躍してゐると報告された。四月初めにはムルシア州の社會黨地方組織との合同が成立し、十日にはマドリドの兩黨地方組織が共同聲明を發表した。四月のカタロニア内閣改組には統一社會黨は参加しなかつたが、五月のカタロニア地方のボウム派及びアナルコ・サンチカリスト派の蜂起の後統一社會黨は入閣した。同時にカバレロ内閣辭職後成立したネグリン内閣にも共産黨は二名入閣したが、労働組合はどれにも参加せず、その後のボウム派(マルクス主義統一労働黨)に對するネグリン内閣の彈壓は、共産黨はトロツキスト彈壓として支持したが、カバレロを中心とする兩組合側には反對意見もあつた。六月十八日にはスペイン共産黨中央委員會議が開かれたが、議事日程は社會黨との合同問題、生産問題、組合統一問題、組織問題、幹部養成問題等であつた。七月八日スペイン共産黨政治局は社會黨執行委員會に兩黨の合同を正式に提議せる公開の書簡を送り、その後も會談が進められてゐる模様である。十月一日開かれた議會は、民主制度の徹底に邁進することを決定し、十月末には首府をヴァレンシアよりカタロニアに移したが、アナルコ・サンチカリスト派は労働總同盟内のカバレロ派と提携して「ボウム」を解散したのは共産黨だ、彼らはアナルコ・サンチ

カリストをも彈壓せんとしてゐるとして反共プロックを結成せんとしてゐるが、人民戦線政府は戦勝確保のためには各派の統一が絶対必要であるとし、共産黨との分離を肯んじないのみかアナルコ・サンチカリストの協力をも求めてゐる。

最近一年間のフランス共産黨の發展は著しいものであつた。六月の黨バリー地方大會席上トレーズ書記長の報告によると、黨員は過去一ケ年に十三萬四千から三十二萬二千に増加し、黨機關紙「ユマニテ」の六月六日の發行部数は六十六萬に、青年同盟新聞「アヴァンガール」は九萬部に達し、同盟員数は十萬を越えたと報告された。黨員數機關紙發行部數においてもフランス政黨中第一位にあると言はれてゐる。尙三六年合同した労働總同盟が合同當時の百萬から現在五百萬と稱されるのを見てもフランス無産階級の發展が窺はれる。年頭一月二十二、三兩日パリ・モントリユーイに開かれた共産黨全國會議で社會黨及び急進社會黨にメッセージを送り、「反動派の努力にも拘らずフランスが前進することを得たのは労働階級と中産階級との團結の賜」であるとし、人民戦線の獲得せる成果を祝福し、「すべてを人民戦線のために」「すべてを人民戦線に依て」と絶叫したと傳へられたが、一九三七年に入つてブルム内閣は對外的にはイギリス追隨の方針をますます強めて、共産黨及び社會黨の要求にも拘らずスペイン不干渉案を堅持し、一月早々義勇兵派遣を嚴禁し、且つ四ヶ年百九十億フランの空前の老大な新國防案を

可決せしめ、一方資本家及び急進社會黨方面の反對のために遂には社會政策の「息抜き」を宣言するまでになつた。丁度その時、クリーシーにおいて「クロア・ド・フウ」の後身「フランス社會黨」の集會をめぐつて共産黨側との大亂闘が起り、數百の死傷者を出し、労働者側の罷業、人民戦線派側のフランススト黨彈壓の要求となり、この問題は「フランス社會黨」の告發となつて解決したが、六月爲替管理をめぐつてブルム内閣は辭職の餘儀なきにいたつた。新内閣は急進社會黨を中心とするシュータン内閣が成立したが、共産黨側が入閣の用意ありとしたに對し、シュータンはこれを避けて他の人民戦線派を参加せしめた。シュータン内閣は、フランス經濟の逼迫を理由として、過去一年において實行された社會政策を緩和せんとする傾向を示し、内政、外交共に、人民戦線綱領の遂行を要求する共産黨、總同盟、社會黨と衝突するに至り、一九三八年初頭總辭職するに至つた。フランス共産黨は年末第九回全國大會を開いて、過去二年間の人民戦線成立後のフランスの労働階級、官吏、出征軍人、農民、中産階級、の生活改善を讚美し、人民戦線のフランスは進歩と自由の國であるとし、フランスの世界における使命をとき、ローマでもない、ベルリンでもない、ロンドンでもない、又モスコイでもない、眞にフランス的な平和外交方針を樹立しなければならぬとしたが、これは「幸福で自由な、強いフランスのために」「フランス國民の團結」を主張する最近のフランス共産黨

の方針を反映するもので、殊に外にはスペイン内亂、内には九月のカグラール事件等に現れたファシズムの危險から各階級層を戦ひとるため、各階級の經濟状態改善を積極的に主張するのみならず、イデオロギー的方面に力をそゞぎ「黨員は二つのものを知らねばならぬ。それはマルクスレーニン主義と我が國の歴史である(ヘチットン)としてフランスの文學、藝術、哲學等の教育をもすゝめ、又カトリック教新教の労働者にも「手を伸べる」といふ方法をとつてゐる。一九三七年は労働者階級の統一政黨の建設の年とならねばならない」と言はれてゐるが、社會黨との合同問題は、七月の社會黨全國大會で、一、組織の全段階にわたる民主主義、二、全國的、國際的大會の最高權、三、あらゆる政府にたいする獨立、といふ條件で合同を可及的早く成立せしめるといふ決議がとられたに對し、共産黨中央委員會は右の條件を受け入れ、兩者の間に交渉が進められてゐるが、十一月七日「ユマニテ」紙上に發表された論文で第三インター書記長デ・ミートロフがソ聯を讚美し、獨逸における社會民主黨の失敗をあげ、社會黨、共産黨の合同を訴へながらも、ソ聯邦への態度が、社會主義者の純粹性の判断となるとし、且つ兩者が統一した場合、カタロニアの統一社會黨のやうにコミンテルンに加盟すべきである(「ニューリーダー」による)としたのが社會黨側の反對を招き、殊に兩黨の合同が共同大會によつて準備されるべきであるといふ點を拒否し、人民戦線は支持するが合同は



見合せることゝなつた模様である。  
尙、英、米二國における共産黨は未だに力は弱い、最近兩國における社會情勢の變化は、種々の問題を日程に上してゐるやうで、五月末開かれたイギリス共産黨の大會でも年頭來行はれてゐる獨立労働黨、社會主義聯盟等との統一カンパニーヤ、スペイン問題が討論された。アメリカ合衆國共産黨は、アメリカ合衆國の労働組合運動の新現象たるC.I.O.の運動を「効果ある農民労働黨の本質的な土臺であり、推進力である」(「プロローグ」として、その發展に「協力を惜まない」態度をとつてゐると傳へられる。

ソヴェトの全聯邦共産黨は、新憲法制定後の所謂ソヴェト・デモクラシーに基く新選挙の施行を機會に、黨員及び非黨員のブロックが主張され、モロトフは之を「ソ聯邦國內の人民戦線」と呼んだが、開票の結果は、聯邦、民族兩ソヴェトの代議員一千四百十三名の内、黨員は八百五十五名、非黨員は二百八十八名、男子は九百五十九名、女子は百八十四名であつた。三六年のジノヴィエフ・カメネフの合同本部事件の後、三七年初頭は、ビヤタコフ、ラデック、ソーコロニコフの併行本部事件公判があり、ついでプハリリン、ルイコフ等の逮捕となり二月末より三月初めにかけて開かれた黨中央委員會總會では、これらの問題と關聯して最高會議選挙を前にする黨再建が中心問題となり、ジューダーノフ、スターリンの報告に關する決議及びプハ

リン、ルイコフの除名が決定されたが、その後も肅正工作は依然繼續し、六月にはトハチエフスキーら赤軍幹部八名の銃殺となり、十二月にはカラハン、エヌキーゼ等外交部關係八人の銃殺が發表された。その他從來、黨ソヴェトの重要位置についてゐた多くの者がその犠牲となつて、一九三四年二月の第十七回大會において選出された中央委員七十一名、候補者六十八名の内ガマルニク、ワレイキス、イワノフ、エヌキーゼ、ラヴレンチエフ、ボスツイシエフ、ヤーゴダ、ヤーコヴレフ、スリーモフ(以上中央委員)ルイコフ、プハリリン、トハチエフスキー、トムスキー、リュブチenko(以上候補者)等々が「人民の敵」として黨から葬られた。少くとも中央委員及び候補者の六分の一は失脚したと見られてゐる。

「一九三七年は我が黨内に入りこんだトロツキースト、プハリニースト、その他のスパイ、攪亂者、暗殺者の壊殺の年であつた。」とジューダーノフは言つてゐるが、かうした肅清工作が第二次五ヶ年計畫の最終年度たる三七年の計畫經濟に大きい影響を及ぼしたことは否定できない。尙三七年は、ソヴェト同盟の革命二十週年記念の年で、十一月七日には、國をあげて盛大な祝典が行はれたが、この記念日には全聯邦共産黨中央委員會の名で三十八のスローガンが掲げられた。  
すでに述べたやうにこの數年來のドイツ、オーストリアその他における労働階級の敗北が、インターナショナルの統一問題に

拍車をかけたとすれば、三七年のスペインにおける政府軍の守勢はさうした傾向をます／＼促しつゝあるかに見える。

六月、スペイン社會黨、共産黨、労働總同盟の三團體は、第二、第三及びアムステルダム各インターナショナル本部及び各支部に對し、獨逸のアルメリヤ砲撃に對する國際プロレタリアートの連帯行動を訴ふる共同の檄を發した。三日コミンテルン書記長ディミトロフはスペイン三團體の要請に答へ、第二インターの會長ド・ブルーケルに第二、第三、アムステルダムの三インターナショナルの共同委員會設置を提議したが、ド・ブルーケルは、自分にはかゝる委員會に参加する権限はないが、第二インターは自己の責任に於て自己の義務を果してゐる旨の回答をした。八日ディミトロフは、ド・ブルーケルに、第二、第三インター共同委員會設置の豫備的意見交換のため兩インター代表の會見を重ねて提議したが、ド・ブルーケルは十四日、對スペイン援助活動につき情報並びに意見交換のためコミンテルン代表と會談したい旨の返電を送つた。このアルメリヤ砲撃に對しては各インターナショナル及びその支部ですでに抗議運動を起してゐたのである。

六月二十一日パリ近郊アンヌマスに於て第二、第三兩インターの代表會議が開かれることゝなつた。第二インターの代表者はド・ブルーケル、アドラー、ロースブルク、第三インターの代表者はカシャン(佛)、カルロ(伊)、ダーレン(獨)であつた。

會議はスペイン海上封鎖の撤廢、侵犯された國際法の復活、聯盟規約の適用等を要求することに意見一致し追て具體的に商議する旨のコミュニケを發表したが、これについては第二インターの支部、特にイギリス、ベルギー、スウェーデン方面に反對意見強く會長ブルーケル、書記アドラー等の辭任問題となつたが、それは別記のごとく留任された。  
六月二十六日ディミトロフは在パリーのモリス・ストレースを通じて第二及びアムステルダム兩インターナショナルの代表に、右の三國際労働團體の共同行動として左の提案をした。

- 1 國際労働者團體は非ファシ。就中英佛米ソの議會及び政府に對しスペインより伊獨軍隊即時撤退、スペイン封鎖解除、同國政府の國際法上の權利承認の爲、緊急共同措置を要求すること。
- 2 同じく國際聯盟に對しファシ侵略者に對し規約適用を要求すること。
- 3 同じく萬國の労働階級及輿論に對し右要求の貫徹、新侵略的行動の阻止及戰爭の終熄の爲に努力することを激すること、又第二インター及労働組合側よりのスペイン擁護の爲の共同動作に關する提議は何たりとも之を審議すること。

その翌日、パリで開かれた第二インター執行委員會は別記の如く、かねて辭表提出中のド・ブルーケルその他三役員の慰留を決議したが、之はスペイン、フランス、オランダ及スカンディナヴィヤ支部から提案されたものである。この後で、ド・ブルーケル



は、前日の第三インターの提案は、六月二十四日の第二インター及びアマステルダム・インター合同會議の決議と同趣旨なる事を指摘し、第二インターはアンヌマスの約束に従ひ、独自の責任を以て該決議をしたもので、該約束以上に出て第三インターと共同聲明をなす事に不同意の旨を回答して一應交渉は終つた。

その後十一月六日「革命二十週年記念日に際し全世界のプロレタリア、勤勞國民に告ぐ」といふコミンテルン執行委員會の宣言が現れた。それは蘇聯邦要覽一九三八年版によると

「スペインにおけるドイツ及びイタリアのファシズム、支那に於ける××ファシズムの敗北に百方助力する事より大なるデモクラシー及び平和支持者の任務はない。ドイツ干渉者及び××侵略者は此處に自己自身の運命を賭したのである。スペイン及び支那における彼らの×××冒険をして全世界におけるファシズム滅亡の端緒たらしめよ。……今日諸君がスペイン及び支那を擁護するは世界平和を擁護し、ファシズムの攻撃より他の諸國民を擁護し、自己と自己の隣と自己の子供とをファシズムの掠奪より擁護することである。」

とし、次の如き諸政策をならべてゐる。

- 一、ブルジョア民主主義の政府に對し、ファシズム侵略者に對する斷乎たる闘争を要求すること。
- 一、戰爭發頭人を制壓するために必要なる抗爭手段一切の採用を要求すること。
- 一、平和擁護、スペイン及び支那人民の自由獨立擁護のためソ聯邦

で一月、四月、十月に、共産主義者の檢擧があり、十月にはブラジルに共産黨撲滅委員會が生れ、十一月にはスウイス政府の共産黨一齊檢擧も傳へられた。ドイツ・イタリア等でスペイン救援運動を起して檢擧されるものもあり、ユーゴスラヴィア、ルーマニア等にも同事件が傳へられ、十二月には日本においても勞農派、日本無産黨一派の檢擧とともに斷乎人民戰線否定の方針が發表された。

### 其の他のインターナショナル

一九三七年に入つて、ソ聯邦内の肅正工作が進展するとともに、事件に對するソ聯邦局の發表は常にこれらの所謂反革命陰謀事件の核心が何れもトロツキー一派の打倒スターリン活動であり、同派と密接な連絡を結んだファシスト外國の間諜の行爲であるとした。三月の全聯邦共産黨中央委員會總會で、スターリンは

「トロツキー一派の破壊者はその豫備軍を持つてゐる。先づ第一に粉砕された階級の殘存分子がある。それからソ聯邦境外にはソ聯邦に敵意を抱く幾多の海外のグループと組織とがある。」

とのべてゐるが、一九三七年には、さうした所謂「トロツキーリスト」の活動は單にソ聯邦内だけでなく、各國に現れてゐる。勿論それらの諸組織が全部トロツキーリストであることを自稱してはゐないが、その反コミンテルンの態度及び、その戰術にお

との同盟を強化すること。

- 一、個々各國並びに國際的規模に於て確固たる統一戰線を確立すること。
- 一、スペイン並びに支那人民保護のため國際勞働運動の行動統一に對する社會民主黨反動幹部のサボタージュを許容せざること。
- 一、獨伊日ファシズムに對する國際闘争戰線を組織すること。

等をならべて最後に、  
「ファシズム干渉諸國をスペインより追出せ、×××××を支那より×××××偉大なる社會主義國ソ聯の周圍に結束せよ。」と結んでゐる。

この宣言の發表された同日、日獨伊三大防共國のアンチ・コミンテルン協約が締結された。

その翌日のロシア革命二十週年記念日には、ソ聯邦勞働組合中央評議會は各國の勞働者二百名を招待して交渉をなし、次でアマステルダム・インターとの五日に亙る合同會議が、從來よりも進んだ協定に達したと傳へられたが、同じ頃である十一月二十日、フランス共産黨中央委員會書記長トレーズは黨政治局において、コミンテルンの名で第二インターの指導者ド・ブルーケル及びアドラーに送附した書簡の内容を發表したが、それによると第三インターはスペイン共和國支持の共同カンパニーヤを第二インターに提議したものであつた。

尙三七年は日獨伊を中心とする防共戰線の發展と共に、各國に於ても瀕々として共産黨の檢擧が實行され、特にポーランド

いて相互に類似してゐる點も少くない。以下それらについて二、三しるしてみよう。

### 第四インターナショナル

第三インターナショナル側のニュースによると、スターリンの所謂「スパイ・インターナショナル」——トロツキーの活動はスペイン、フランス、イギリス等一九三七年に現れた模様である。トロツキー自身は、三六年末ノルウェーより退去命令を受けて、新しい亡命地メキシコに移住し、再三再四スターリン政權に對する非難をなげつけてゐる。併行本部事件直後は、十三箇條から成るスターリンに對する反駁を發表、所謂陰謀計畫と自分とは全く無關係であることを強調したが、一月九日ニューヨークの劇場ヘメキシコから電話で演説し、日獨兩國との密約談を否定した。が五月になつて、突然第四インターの存在を發表し「共産黨の現状にあきたらない全世界三十餘國の同志達數萬人は愈々第四インターナショナルの結成に乘出した。第四インターは獨立した新しい世界的聯盟で、何ら權力とか金力とかを基礎とせず誠意を指導精神として堅持するものだ。第三インターナショナルはソ聯邦現首腦部の官僚主義と世界プロレタリアイトとの利害對立の爲に没落し、結局第四インターナショナルがスターリン治下のソヴィエト政權を顛覆するであらう。」と述べてゐるが、第四インターは、三三年八月、國際共産主義者聯盟、オランダの革命社會黨及び社會主義勞働黨、ドイツの獨立勞働



黨の四團體の創立運動に始まり、三五年七月、國際共產主義者聯盟、アメリカ労働黨、オランダ革命労働黨、カナダ労働黨、フランス社會黨等が「レーニン主義ボルシェヴィキ群」といふ名義の公開状を出したのち、一九三六年七月、創立大會を開いた。<sup>1)</sup>右の大會により主要諸國にフラクションが組織されたが、その中には佛、白、和、獨、澳、チエコ、スカンヂナヴィア、ソ聯邦、アメリカ合衆國、支那、オーストラリア、南阿、印度支那、モロッコ等が數へられてゐる。第四インターの實際的執行機關としては、非常に廣汎な組織により、管理される國際機關たる評議員總會が設けられてゐる模様である。そのメンバーは、ドイツ共產黨出身のルート、フラシヤ、ウルバンス、マスロフ、フランスのスヴァリン一派、ノルウエーのシェフロ一派、アメリカのイーストマン一派等が主要なものとして數へられ、各國の反コミンテルン、反人民戦線的な労働者黨の中にフラクションをこしらへてゐる模様である。シェフロ一派のノルウエー労働黨フラクション、又フランス社會黨、CGT内のフラクション、スペインのマルクス主義統一労働黨内のフラクション、メキシコの共產主義者等で、アメリカのイーストマンによつて「トロツキー擁護委員會」も組織されてゐるらしい。この一派はその公開状によると「各インターナショナルが後から後からと出現することは夫々プロレタリア階級の歴史的な上昇階梯と呼應する一つの内部的な理論を持つてゐる」

とし、  
 「第三インターナショナルがソヴィエト國家の官僚主義と西歐改良主義者の間に挟まれて無慘にも着色されてしまつた」と言つてゐる。その大會の綱領中「第四インターとソ聯邦」なる特別決議では公々然とスターリン政權の暴力的排除を説いてゐるが、この大會直後に出版されたトロツキーの「裏切られた革命」は、第四インターナショナルのソヴィエト部の仕事として、「新しい革命の不可避性」を論じ、  
 「計畫經濟なかりせばソヴィエト同盟は數十年の昔の状態に逆戻りするばかりである。この意味では、官僚政治が必要な機能を行つたあることはもちろんだが、その遂行たるや、革命の所産を完全に一掃してしまふところの全組織の爆發を準備するが如きものである」とし、次の革命は「或る支配階級と他の階級とを置き換へることが問題ではなく、實に經濟上の行爲方法を變更して一國の文化を指導することが問題なのだ。官僚專制政治はソヴィエト・デモクラシイによつて置き換へられねばならぬ。批評權の回復選挙の眞の自由、これこそは一國の將來の發展に缺くべからざる條件である。これはソヴィエト諸黨の自由の回復、ボルシェヴィキ黨の成立、労働組合の復活を豫想する、産業的デモクラシイをもちこむことは、労働者の利益のため、計畫の根本的な訂正を意味し、經濟問題の自由討論は、官僚政治の誤謬と迂遠な方法のために蒙むる法外な經費を削減することになるであらう。經費を喰ふ娛樂機關——ソヴィエト宮殿、新しい劇場、遊覽地下鐵——は労働者の住宅のために押しつけ

られるであらう。「分配のブルジョア的標準」は嚴格な必要の制限内に限られ、社會の富の増加とともに社會主義的平等への道を開くであらう。位階制は直ちに廢止せられ、勳章の安全具は増場の中に投げ込まれ、青年は自由に呼吸し、批評し合ひ、惡戯をしたりなどして愉快に成長する機會を享受するであらう。科學と藝術とは鐵鎖から解放されるであらう。そして最後に外交政策は、革命的國際主義の傳統に復歸するであらう。十月革命の運命は今や從來よりも遙かにヨーロッパと全世界の運命とに關聯をもつてゐる。ソヴィエト同盟の問題は今や、スペインにおいて、フランスにおいて、ベルギーにおいて決定されつゝある。この本が出版される頃にはマドリードの城壁下における市民戦は更に發展し、狀勢は今日とは比較にならぬほど明瞭になるであらう。ソヴィエト官僚政府が「人民戦線」なる裏切りの政策をとつてスペインとフランスにおける反動の勝利を確保することに成功し、そしてコミンテルンがこの誤れる方向に全努力を拂ふならば、ソヴィエト同盟は破滅の危機に瀕するであらう。官僚政治に對する労働者の反抗よりもむしろ、ブルジョアの反革命が勝利を得ることとなるであらう。もしも改良主義者や「共產黨」の指導者が結合してサボタージュをやつても、西歐のプロレタリアートが勝て制するならば、ソヴィエト同盟の歴史に、新しい一章が開かれることとなる。ヨーロッパにおける革命の最初の勝利は、ソヴィエト大衆の間を電撃の如く走つて獨立の魂を呼び醒まし、一九〇五年と一九一七年の傳統を覺醒させて、ボナパルト的官僚政府を顛覆せしめ、十月革命がかつて第三インターナショナルに對して有してゐた意義に

も劣らざる意義を第四インターナショナルのために齎すことになるであらう。かくしてはじめて最初の労働者國家が救はれ社會主義的未來に向つて進むことが出来るのである」  
 と結んでゐるが、一九三七年を通じてソ聯邦當局の發表によると、トロツキー一派の妨害活動は絶えず、生産活動に影響を及ぼし、且つトロツキーは他の帝國主義諸國と結んで、ソヴィエト現政權の打倒を計畫してゐる如くである。他の國においても、五月のスペインカタロニヤにおけるボウム派の暴動、フランス社會黨内のマルソー・ビヴェール派の策動として傳へられ、且つ八月には中國共產黨のトロツキー派と言はれる陳獨秀が釋放されたが、中國のトロツキー派は國共合作に反對し、反共活動のためにC.C.團一派と結んで、各地で共產黨及びそれと提携する蔣介石一派に反對し、その著書出版物の禁止、その他の妨害活動を試みてゐる模様である。  
 (1) 労働年鑑、昭和十二年版参照。  
 トロツキーと表面上は別箇の活動とされる國際革命的社會主義事務局を中心とする一派の活動も、その目標は、ソヴィエト官僚政治反對、國際聯盟を中心とする活動反對、ブルジョアとの提携である人民戦線反對といふ點で、殆んどトロツキーと一致し、現にトロツキー派はこの派の各國政黨を温床として活動してゐるらしい。



革命的社會主義統一國際事務局 (International Bureau for Revolutionary Socialist's unity)

イギリスの獨立労働黨、スウェーデン社會黨、イタリア社會黨、スペインのマルクス主義統一労働者黨(ボウム派)、オランダ革命的社會主義聯盟、ドイツ社會主義労働黨(SAP)、その他、ルーマニア、ポーランド、ブルガリア及び三七年加盟したパレスティン等の黨からなり、左翼社會民主主義的立場に立つて、コミンテルンの右傾化を攻撃し、ブルジョアとの提携たる人民戦線に反対して労働者戦線を主張し、國際的には國際聯盟における民主主義國との提携に反対してゐる。そのロンドンにある事務局の定期會合は二月月おきに開かれてゐるが、三七年の中心問題はスペイン革命が新しいインターナショナル發生の出発點となるのではないかと見てゐたのが、五月のカタロニアの暴動にこの派のマルクス主義統一労働者黨(ボウム派)がアナルコ・サンデカリストと共に弾壓されて後は、その救援活動に追はれ、人民戦線派と対立し、コミンテルン側からはトロツキーストとして、統一戦線破壊者として非難されたが、ボウム派はトロツキースト分子の多くを除名し、トロツキーストは又ボウム派を右傾してゐると攻撃してゐる。このインターナショナルに同情を有するものとして、第二インターナショナルの左翼派があり、フランス社會黨の人民戦線脱退を主張するマルソー・ピヴェール派もこれと接近

ソヴェト内のプロレタリアデモクラシー樹立には賛成するが、ソヴェトには社會主義的基礎があるとしてトロツキーストの如く非難せず、あらゆる國の労働者組織内の民主主義を主張してゐる。

要するに、第四インター、革命的社會主義統一國際事務局、國際共產黨反対派も、まだ少数派にとどまつてゐるが、人民戦線反対の點でコミンテルンと對立してゐる點で一致し、スペインにおける内亂を自己の立場に有利に導かんとしてゐるやうであるが、コミンテルン側では、彼らはその爲に、ドイツやイタリアとも提携してゐると罵詈雑言してゐる。

労働組合國際聯合

(アムステルダム・インターナショナル)

一九三七年九月のイギリス労働組合評議會の第六十九回大會で、アムステルダム・インターナショナル副會長クーベルスは「労働組合運動は國際的にも國內的にも困難な時代を迎へてゐる。多くの國では恐慌がすぎ去り、ある所では一九二九年の水準を超過する迄になつてゐるのに、失業者は恐慌勃發當時よりもずっと多い。(略)合理化や機械化は著しく進んだが、その結果労働者の多くが失業することゝなつた。四十八時間週労働が多くの國で實施された一九一九年までは、合理化は常に労働時間短縮を伴つたものだが、一九一九年以後はこの方面では殆んど進歩が認められない。労働組合

してゐる。この派の中でも労働者統一戦線の見地から共產黨社會主義聯盟との統一カンパニーに参加したイギリス獨立労働黨は、人民戦線には反対で、ドイツの社會主義労働黨が、労働者戦線の成立の前提として、ドイツの共產黨、社會民主黨、自由主義者と「ドイツ人民戦線準備委員會」に参加してゐるのを攻撃したが、スウェーデン社會黨では、キルボム、アンデルソンの一派が共產黨との合同を主張して、中央委員會で二十一對四で反対され除名されたやうな事件も起つた。

この派の各國の支部には、トロツキーストが分派として参加してゐるが、トロツキーストに對しては、労働者の大衆運動を基礎とせず、徹底的にコミンテルン及びソヴェト聯邦を誹謗する點で兩立せずとしてゐる。カタロニアの暴動以來は、一時アナルコ、サンデカリストの組合、全國労働聯合(N.K.T)と提携してゐた。

この派と國際共產黨反対派なるグループとはその方針を殆んど同じくし、大會にも代表が出席するといふ状態であるが、國際共產黨反対派はその本部をパリにをき、コミンテルンに反対派を組織して除名された、ドイツのタールハイマー、アメリカのラヴストーンその他が参加してゐるが、彼らの主張は、コミンテルンの人民戦線政策、國際聯盟による集團安全保障政策に反対し、スペインのプロレタリア革命擁護、ボウム派支持、平和戦争に拘らず階級協調に反対し、植民地の革命運動を支持し、

國際聯合の労働組合運動は四十時間週労働を失業克服の手段として且つ、労働強化の補償として要求してゐる。最近數年來、國際労働會議で労働者代表は、國際的に四十時間週労働を獲得しようとして戦つてゐる。残念乍らその結果は貧弱なものだが、それは雇傭主側及び大部分の政府代表の反対によるもので、特にイギリス政府がその花形役者となつてゐるやうに思ふ。だが今後とも四十時間週労働の獲得のために各國で戦ふのは我々の組合の任務である。勿論時間短縮のみならず他の手段、例へば有給休暇制とか教育年限延長や養老年金制度などによる労働年限の短縮も必要だ。(略)

又景氣恢復策としての軍備擴張はバトラー氏の言ふ如く疑はしい。軍備縮少を達し、世界平和を齎すため國際聯盟の強化も我々のインターナショナルが、その當初以來盡力してきた目的の一つである。尙且つ世界不安及び新世界戦争の危惧の主要原因の一つたるファシズムに對しても労働組合國際聯合は戦つてきたし、現に戦ひつゝある」と述べたが、一九三七年のアムステルダム・インターナショナルの活動はこの言葉に要約されるであらう。上半期は主としてスペイン政府の援助と、國際労働會議に對する準備。これらの活動を活潑にし、世界的にするため、各國の労働組合中央體中未加盟のものを聯合に参加させることに努めた。

一九三二年以來一路恢復の過程を辿つてゐた世界經濟は、本年上半年を以て漸く上向の極點にまで達し、四月のアメリカ株價低落を轉機として漸く恐慌局面へ向ふか見え、年末に近づくとともに失業者数は激増を示した。争議の數も、参加人員の



數も、アメリカ、イギリス、フランス等に於て近年にない増加を示してゐる。

アムステルダム・インターの加盟組合員數はフランス、イギリス其他スカンデナヴィヤ諸國における増加とアメリカ労働聯合(A.F.L.)の復歸とにより遂に二千萬人を超えたが、同インターナショナルが二千萬を超える組合員數を持つたのは、戦後の労働運動勃興時代だけで、一九一九年二千三百七十七萬人、一九二〇年二千二百七十萬人、一九二一年二千九百九十九萬人となり、その後長く減少を示してゐたものである。今その構成主要組合員數を比較してみると左表の如くである(單位千人)

	1919年	1937年
フランス	7,338	— <sup>(1)</sup>
イギリス	5,284	4,250
ドイツ	2,048	5,400
イタリア	1,119	— <sup>(1)</sup>
オランダ	211	1,700
ベルギー	630	560
ポロランド	3,260	2,455
スウェーデン	259	783
ノルウェー	663	— <sup>(1)</sup>
デンマーク	144	257
フィンランド	277	470
アイスランド	224	240
その他	— <sup>(1)</sup>	740

一九三七年は、年頭四百五十萬を超過するフランス労働組合員を最も大とし、英、米、スペイン等

これにつき、三六年加入したばかりのメキシコ労働者同盟も年

末までに百萬を突破せんとすると傳へられてゐる。獨、埃、伊の三組合が非合法化されて後、スウェーデン、ベルギー、デンマーク等は尙も發展をつづけてゐるが、メキシコやノルウェー等の新加入組合がやゝ左翼的立場に立つてゐるのも認められる。

三月のロンドン合同大會の後、四月十四日から十六日までパリで經濟計畫に就ての労働組合の専門家の會合が開かれた。參會者はクライシス(本部)、レンス(自)、ストーチェス及びワイゲル(チコ)、リンドベルグ(デンマルク)、ハルメル(佛)、ウッドコック(英)、ド・ラ・ペラ及びガン・デル・レンデ(オランダ)、アルテル及びズダノフスキー(ポーランド)、ベルグマン及びバックランド(スウェーデン)、ウーバー(スウイス)等。議長はシュヴェネルス。これは一九三六年のロンドン大會で決定された計畫經濟の問題を討議するため、最近各國の労働黨などで計畫經濟のプランが現れ(ベルギー、イギリス)、中には實施されてゐるものもあり、それと労働組合國際聯合の經濟計畫の企圖との間に矛盾がないか、又不況豫防や原料についても討究した。尙この問題については三七年初頭より「國際經濟誌」が定期的に刊行されてゐる。總務委員會は、六月三十日ポーランドのワルソーで開催された。會場はポーランド鐵道従業員組合會館、議長は組合聯合會長W.M.シトリン。參會者は執行委員、ヤコブセン、ジュオー、クーベルス、タイエル、シュヴェネルス(書記長)、シュトルツ(副書記)。各國加盟中央體十六より三十九名の代表者。アルジエンチ

ン、ベルギー、チコ、デンマルク、フランス、イギリス、オランダ、ハンガリア、インド、メキシコ、ノルウェー、パレスターイン、ポーランド、ルーマニア、スウェーデン、スウイス、その他十三の國際産業書記局(I.T.S.)より十七の代表者が參列した。友誼代表として第二インターよりエチヤ、ロフスキー、エストニア、ダンチヒ、A.F.L.等よりも出席。議長は開會の辭に於いて、労働組合國際聯合の昨年に於ける發展、戦争の危機、經濟部設置の問題、特に四十時間労働週と有給休暇獲得の必要及びこの點でのフランスの組合の成功を述べ、ついでA.F.L.の再加入の努力と、ロシアの組合の不誠意とに及び、最後にスペイン問題から生ずる政治的難局を防ぐのに、民主主義諸國の軍事力に負ふ所多しとして、この點から國際労働運動も再軍備問題を考察すべきであると結んだ。ポーランド及び友誼團體代表の演説の後、議事日程に入つた。書記長は、各國中央體の加盟問題について追加報告をのべ、討論に入るや、ジュオー(佛代表)は、スペイン問題に於いても、四十時間労働週に於いても労働組合國際聯合の活動は活潑でなかつたとの意見をのべた。マイステル(スウイス)、ド・ラ・ペラ(オランダ)、ラカモン(佛)、シトリン、ジュオー、シュヴェネルス等の種々の問題についての討論あり、經濟問題についてのクライン(チコ)、アン・アヒテルベルグ(建築木材組合)の演説の後、經濟部設置の本部案を可決し、クライン、マカウン、マイステル、ド・ラ・ペラ等の提案により、

諸國の中央體と出来る限り緊密な接觸をすべきであるとの決議が採擇された。これは包括的の外の一切を含んだ決議であつた。マイステルの簡單な演説の後、財政報告及び會計監査報告が採用され、規約によりブイソンの辭任後、ド・ヴラマンク(自)が監査役に満場一致で選ばれ、一九三七年の豫算案も可決された。最も問題となつたのは、議題六のスペインにおける状態と、第二及びアムステルダムインターの救援活動で、書記長の報告の後、ジュオー(佛)、カリロ(メキシコ)、ラカモン(佛)、シトリン(英)、リンドベルグ(スウェーデン)、ド・ラ・ペラ(オランダ)、スタンツィク(ポーランド)、タイエル(本部)らの討論の後、決議が採擇された。「スペインの同志たち」と、I.F.T.U.(アムステルダム・インターナショナル)との無條件の連帯と、商業的自由の復活とを強く要求したもので、國際聯盟の政府代表はスペインの政治的領土的獨立のため規約によつて定められたあらゆる方法をとるべきであると論じてゐる。尙メキシコ代表の提案で、スペインのための國際宣傳週間をやることゝなつた。A.F.L.加入問題は、同組合副會長M.ウールの同組合内の情勢の報告——世上流布されてゐる如くA.F.L.は分裂してゐるのでないといふ意見を聴取した後、秘密會合に入り、カリロ(メキシコ)、ブルガ(アルジエンチン)、ジュオー、ヒックス(英)、クーベルス、マイステルス(スウイス)、シトリン等、討論に参加し、



深夜まで論じて、遂に加盟承認を決定、決議を採擇したが、これは合衆國の諸組合の産業別國際書記局への参加も提案され、且つ組合内紛争解決のための協力をも申し出たものである。

最終日に、四十時間労働週とその一般化の問題が議題とされ、ジュネー先づ立つて、世界的に失業減少の徴候があるが、之は四十時間労働週のための闘争の必要を減退させるものではない。労働者組織にとつては、労働時間の短縮は主として社會問題であり、現在こそ、特にその社會的性質を強調すべき時だ、なるほど國際労働總會で纖維産業の四十時間労働週に成功したが、國際労働機關内でのカンパは十分ではなかつた、包括的な四十時間労働週についての總會のために戦はねばならない。ジュネーは、單にフランスだけでなく、國際的に、且つ一産業だけでなく全産業で四十時間労働週が行はれない限り、大きい危険があると強調した。シンガー(パレスティン)、チェン(インド)、ド・ラベラ(オランダ)等の討論の後、國際労働局で全産業に互る四十時間労働週問題を解決するといふ本部案決議を採擇した。

最後の議題は、戦争及びフランスに關するもので、ジュネーが報告し、フランスに對する闘争と聯盟規約の全力的支持を論じた。ついでグラボフスキー(パレスティン)の情勢報告があり、書記局報告が可決された。次の總務委員會會議は、一九三八年諾威労働組合の招待でオスローに開くこととなつた。ワルソーに總務委員會會議が開かれて間もなく、支那事變が

起つた。滿洲事變に反日的立場にあり、スペイン内亂では積極的に反獨、伊の運動をやつてゐる同インターナショナルは、當然反日的に傾いて、九月八日には日本問題について聲明書を出し、同時に加盟諸組合の間には漸く日貨ボイコットの機運が生じた。

九月二十九日、イギリス労働組合評議會が日貨ボイコットを世界各國の労働組合に呼びかけるや、十月三日カナダ労働會議、同十三日アメリカ合衆國労働組合聯合、二十日フランス労働組合總同盟、二十九日オーストラリア労働組合評議會が應じ、同十八日のイギリス労働組合會議書記局の發表によると、米、佛、ベルギー、オランダ、オーストリア、カナダ、メキシコ、チエコ、スウイス、スウェーデン、アイルランド、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、インド等が賛成してゐるやうで、この問題が機縁となつて、國內にもアメリカ合衆國のA.F.L及びC.I.Oの和平會議ともなり、國際的には、アムステルダム、インターナショナルへのソヴェイト労働組合評議會の加盟問題が進むかに傳へられた。

アムステルダム、インターナショナルの國際労働組合戰線統一の爲の各國労働組合中央部との交渉の問題は、一九三六年の第七回大會でノルウェーの組合側からの提案によつて決定されたもので、その後、ニュージーランド、オーストラリア、日本、ブラジル、セイロン、チリ、ロシア等の中央體との交渉が開始された。ニュージーランド、オーストラリア等はその聯合的組

織の性質のため難關ありとされ、アイルランド組合は財政上の理由で難關あり、その他組合は徐々に交渉が進展してゐるが、一九三七年における成果はA.F.L(アメリカ労働聯合)の再加盟と、全ソ聯邦労働組合中央評議會との交渉の進展であつた。ロンドン大會があつてから間もなく、労働組合國際聯合書記局は、加盟を勧める書翰と規約とをロシアの組合に送つた。それは十月二十九日であつたが、十一月二十四日ジュネーはロシアの組合が書記局よりの何んらの通信をも受取つてゐないと知らせたので、十月二十九日の書翰の寫しを書き留めて送つた。その後何んらの返事なく「公式の發表では四月末から五月始めにかけて行はれた全聯邦労働組合評議會中央執行委員會總會でも問題としてゐない」とシトリンは總務委員會で報告したが、その後フランスの組合側からの提案で、單に手紙だけでなく、説明抜きの大會議の決議をも同封することとなつた。その返事が八月にきて、ロシア側では直ちに交渉の用意ありとしたので、アムステルダム・インターの執行委員會も直ちに承諾の旨を九月の執行委員會會合で決定した。

(1) 労働年鑑、昭和十二年版、五一六頁

十一月二十三、四、五、六の四日間、全聯邦労働組合中央評議會會館において、兩者の會合は行はれた。アムステルダム側はジュネー(副會長)、シユヴェネルス(書記長)、シュトルツ(副書記)の委員、ソヴェイト側はシユヴェルニーク(書記長)、モスカトフ(書

記)ニコラーエフ(書記)から成る委員により、意見を交換して後兩者の合同の基礎的條件について意見の一致を見た。即ち戦争とフランスに對する全世界を通ずる闘争のため、労働組合の統一をはかるといふのである。

その結果、ソヴェイト労働組合側代表と、労働組合國際聯合側代表とは、この會談から生ずる主要條項をそれ、全聯邦労働組合中央評議會幹事會及び労働組合國際聯合執行委員會及び總務委員會にはかることとなつた。兩者が下記の提案を吟味し是認した後、ソヴェイトの労働組合の國際聯合への加盟のための實際的協定が行はれることとなつた。

附屬條項は、(1)、ソヴェイト労働組合代表の提案、(2)、右に對する労働組合國際聯合の回答、からなり、この附屬條項を除く覺書の全文が、兩代表のコミュニケとして新聞に公表されることとなつた。それには、兩者の代表の署名があつた。尙提案と回答は次の如くであつた。

ソヴェイト労働組合の代表の提案

全聯邦労働組合中央評議會代表は全聯邦労働組合と、労働組合國際聯合との統一の確立を次の條件で提案する。

- (a) 戦争及びフランスにたいする労働者の闘争に於ける労働組合國際聯合の活動強化。
- (b) 戦争及びフランスにたいする宣傳及び振動のあらゆる方法の利用(労働者集會、出版、ラヂオ、映畫等々)。



(c) 侵略國——にたいする各國労働階級の制裁の組織(侵略國船舶への積荷、陸揚げの拒絶、これら諸國向けの貨物運送の拒否、侵略諸國への武器及び軍需品を製造する企業内でのストライキの組織等々)。

(d) スペイン、支那の闘争の效果的な援助。

(e) 労働組合運動が未だに分裂してゐるが、分裂の怖れある諸國(合衆國、チエコ、カナダ、南米、スペイン等々)における労働組合統一への貢献。

(f) 労働組合統一戦線、人民戦線の存在してゐる諸國では、彼らのフッシュム及び戦争にたいする闘争の支持。

全聯邦労働組合中央評議會は次の組織問題を提出する。

(1) 全聯邦労働組合中央評議會代表は、労働組合運動の統一を強化するため、労働組合國際聯合の臨時大會召集を提案する。

(2) 労働組合國際聯合は三人の會長を置き、一人はソヴェト労働組合代表たるべきこと、各々會長は執行委員會に於いて順番に議長となること。總書記の一人はソヴェト労働組合代表たるべきこと。

(3) 規約によつて生ずる尨大なる財政的委託(五百二十八萬佛法)をなすソヴェト労働組合は、ソヴェト労働組合によつて拂込まれる數百萬法が、ソヴェト聯邦並びにソヴェト労働組合運動に反對する宣傳のために使用されざるやう保證を受くべきこと。

一九三七年十一月二十四日

シヴネルニーク、モスカートフ、ニコラエフ(署名)

労働組合國際聯合代表の聲明

労働組合國際聯合(I. F. T. U.)の代表は、全聯邦労働組合と労働組合國際聯合との合同問題に關して、全聯邦労働組合中央評議會の提案に對し次の回答を與へた。

(a) 及び(b)については異議なし。

(c) については(a)及び(b)より生ずる問題なるをもつて同意するが、これらの決定の運用はこれらの手段にたいして最大限の効果をうるために、各國の特殊事情への適用を考慮に入れたい。

スペイン及び支那への有效なる援助はもちろん必要の限り起しえよう。労働組合國際聯合は、戦争及びフッシュムに對するその活動目標を設定せる労働組合國際聯合の諸決定でこれらの諸問題を取扱つたことを附言してをく。

(e) 及び(f)の條項には異議はない、労働組合國際聯合規約の第三條——各國の中央體の自治權を認めてゐる——に該當するものである。

組織問題については、労働組合國際聯合代表は、全聯邦労働組合も參加する労働組合國際聯合の臨時大會召集といふ、ソヴェト側代表者の提案を喜んで支持する。労働組合國際聯合代表は、ソヴェト労働組合代表提案の方針のごとく、規約改正支持の用意あることを公表する。

労働組合國際聯合の責任諸機關が、上記決定を採用する時、労働組合國際聯合執行委員會は、ソヴェト労働組合の労働組合國際聯合への加入のための會談を始め、後、臨時大會を開催する。

(3)に對する回答として、労働組合國際聯合代表は労働組合國際聯合の義務は、その加盟諸國の全國的中央體を支持することであり、これは加盟中央體の各個の利害に反してなされるいかなる出來事をも、拒否するものであると、労働組合國際聯合の規約は定めてゐる。故にソヴェト労働組合はその要求する保證を得る。即ちその支拂ふ數百萬法が、反ソヴェト及び反ソヴェト労働組合運動宣傳に使用されざることの保證を受くるものである。

一九三七年十一月二十五日

ジュオー、シヴネルス、シトルツ(署名)

この條件は一九三八年初頭の労働組合國際聯合の執行委員會で、拒絶することとなり、その旨各國の中央體の意向をたゞし、五月オスローの總務委員會で最後の決定をみることになつたが、フランス、スペイン、メキシコの支持、ノルウェーの保留を除き否決された。しかしラムステルダム・インター内部にソヴェトの組合と提携せんとする機運が各國に現れつゝあることは、一九三七年六月の第二、第三インター指導部の提携會談と、もに最近の問題である。

一九三七年秋、國際労働局の労働者グループの名前で發表された反日決議は、主としてこのラムステルダム・インター關係の労働者を中心とするものであつた。六月の労働會議で「アルメリヤ爆撃に抗議」し、「ダンチヒの暴壓に抗議」したのも、やはりこのグループが中心となつたものであるが、労働組合國際聯合

合では十月末のブエノス・アイレスの木材労働者のストライキに、アルジュンチン政府がイタリア労働者五名を逮捕し、イタリア本國へ送還したのにも抗議してゐる。十一月十七、十八兩日の執行委員會での書記長の報告によると、同インター加盟組合中排日貨の本部案に答へて、ボイコット運動を是認し、現に始めてゐる所もあるとのことで、尙支那の諸都市への救援金も五十萬佛フランだけ、ベルギー、チエコ、フランス、イギリス、オランダ、及び公共従業員國際聯合等から、集まり、若しくは豫約されてゐることであつた。

現在加盟せる諸國の中央體は、二十六ヶ國(アフリカ、アルジェンチン、ベルギー、カナダ、チエコ、デンマルク、關領東印度、エストニア、フィンランド、フランス、英、オランダ、ハンガリア、インド、ルタセンブルグ、メメル、メキシコ、ノルウェー、パレスティン、ポーランド、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、スイス、合衆國、ユーゴ)で、その他非合法状態にあるドイツ、オーストリア、イタリア、ダンチヒ、ギリシャ等でも活動が続いてゐる模様で、一九三六年末、ダンチヒ、ギリシャ、南阿等はその情勢を顧慮して、加盟を解除された。エストニアなども半非合法状態に追ひやられてゐるらしい。北歐諸國(フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、デンマルク、ベルギー)等ではひきつゞき組合活動は發展してゐる模様であるが、メキシコ、スペイン、フランス等の組合は、幾分左翼的立場に立つてゐるらしい。メキシコでは新社會秩序の



發展とも新しい組合が組織され、國際聯合へも一九三六年の國際聯合第七回大會直前に加盟したが、加盟當時の五十三萬人の組合員数は、一九三八年二月の第一回大會には九十五萬を越え、やがて鑛夫冶金労働者十萬人の参加も傳へられてゐる。この組合は一九三六年五月の鐵道罷業、七月のメキシコ市電氣労働者罷業、一九三七年五月の石油罷業等を指導し、四十時間労働週を獲得し、砂糖、石油、ゴム、人絹等の産業に團體協約權を得たやうである。

スペイン労働總同盟は一九三四年十月事件の後をうけて、一九三五年初頭、統一労働總同盟と労働總同盟とが合同したものであるが、その後、人民戦線政府にも参加し、一九三六年の内亂勃發後は、アナルコ・サンチカリストの全國労働聯盟との提携も各地に進展した。九月總同盟會長カバレロを中心とする新内閣が成立して間もなく、情勢の進展と共に、十一月にはアナルコ・サンチカリストが内閣に参加した。カタロニアでは十月からカタロニア労働總同盟、全國労働聯盟、カタロニア統一労働黨、イベリヤ無政府主義者聯合の諸團體の間に、統一戦線の協定ができ、十二月十七日のカタロニア内閣改組にはそれらの各代表が参加し、十二月二十九日のアスツリアスの人民戦線委員會にも同じ結果が現れた。戦線は十一月のマドリッド攻略戰を轉機として年初には政府軍の優勢が傳へられたが、總同盟會長カバレロの組織する内閣は銃後の秩序確立と戦線における進撃

の準備に十分の力を傾けえないとして批判されたが、五月四日カタロニアに「ボウム」一派、アナルコ・サンチカリストの蜂起するや、政權軍權を首相の手に集中せんとするカバレロの意見は入れられず、五月十七日ネグリン新内閣が組織された。この内閣には二大組合、労働總同盟と、全國労働聯盟は入閣しなかつた。彼らは内閣改造のカバレロの立場を支持し、その後新内閣の「ボウム」派彈壓が積極化するや、總同盟内のカバレロ一派と、全國聯盟内のアナルコ・サンチカリスト指導者の提携せる反對活動となり、他方兩組合大衆は現政府を支持した。この總同盟内の對立は十月二日の役員選舉におけるカバレロの落選となり、交通労働組合においてもカバレロは落選した。かくて總同盟内の舊執行委員と新執行委員の對立となつたが、十一月アムステルダムインターへの解決委囑の結果、十二月七、八日パリで特別執行委員會が開かれた。執行委員會はタイエル、メルテンスの缺席をのぞいて全員出席、兩派からはカバレロ、ロピス、トマス及びベナ、ヴェガ、ブレテル、ゲノゾと各々の代表が出席し、兩派共統一を切に希望した結果、年内に執行委員會から調停委員ジュオーが派遣され、ヴァレンシア及びバルセロナにおける数日間の調停の結果、新舊兩執行委員會の確執はとけたと見られてゐる。尙アナルコ・サンチカリストの全國労働聯盟は四月既にアスツリアスにおいて労働總同盟と合同せるものもあり、その他各地に合同の機運に向ふものあり、一九三八年

初頭の全國大會は労働組合國際聯合への共同闘争の挨拶の電報をすらすら送り、兩者の提携も遠くないものと見られてゐる。「ニュー・リーダー」紙によると一九三七年中葉の労働總同盟(U.G.T)の組合数は百五十萬、全國労働聯盟(C.N.T)は二百萬と傳へられる。尙労働組合國際聯合への電報によると、C.N.Tの組合員数は一九三八年初頭百八十萬とされ、兎に角スペインにおける組織のテンポは急激に増加してゐるものゝ如くである。

國際聯合加盟組合中現在最大の労働組合はフランスの労働總同盟であらう。フランスの労働總同盟は現在組合員五百萬を越えるらしい。スペインの労働總同盟と同様に、人民戦線の中心となつて、その政策の支持者となつてゐる。フランスの労働階級の状態は、一九三六年の選舉前にくらべれば、改善された、他の諸國よりも進歩した社會立法を獲得し、大多數の産業部門では一週四十時間制が確立され、金屬及び木材労働では一週五日八時間労働が行はれ一週二日は有給休暇となつてゐる、二日休日の實施は労働組合に労働者の遊樂の組織並びにスポーツ俱樂部の創設の問題となり、有給休暇の採用は數百萬の勤勞者に有效な休養と生産によつて破壊された健康の恢復とを可能ならしめたと言はれてゐるが、パリーの労働者スポーツ消費組合は一九三四年三十四萬法、三十五年、五十五萬法、三六年八十三萬法、三七年前期、百四十萬法に収入が激増、キャンプ用品が

三六年の二十八萬九千法から三七年には四十八萬四千法に達したといはれ、美術館、宮殿等への労働者の關心も高まり、次のやうな觀客統計も出てゐる。(單位一人)

ループル博物館	一九三六年	一九三七年
ヴェルサイユ宮殿	八五、〇〇〇	三二二、〇〇〇
凱旋門	一五八、五一四	七〇二、〇四〇
パンテオン	三七、一八八	一七五、七二八
	三三、五二一	二〇〇、一四八

しかし、四十時間週労働が生産を減退させるといふ資本家側の反對も高くなり、一九三七年に這入つてからフランスの動搖もたえず、組合は物價の騰貴と關聯して、貨銀の適當な引上げのための闘争を開始したが、財政の危機は、ブルム内閣の社會政策實行休止案とまでなつた。組合はこれに反對し、且つ内閣のスペイン不干渉政策撤廢を要求してゐたが、たま／＼三月のクリンシー事件を期にフランスの團體彈壓のため三月十八日午前八時から十一時までパリ全市の總罷業と迄なつた。ブルム内閣は遂に爲替管理を決定したが上院の反對にあつて倒れ、シオタン内閣成立するや、パリーに人民戦線綱領遂行を要行するデモが起つた。八月四日、五日組合は全國委員會を開き、鑛夫聯合のバルトを議長とし、社會立法の適用についてジュオーが報告し、一年間に互り獲得された社會改良の諸結果をあくまで擁護する、一、資本家の退藏乃至海外逃避の挑發行爲を排撃し財政



經濟の健全な恢復を要望する、一、特に勤勞者の生活水準引下げによる不法な經濟復興策に反對する旨の決議を可決し、直ちに政府に通牒したが、この席上デ・ムーランは勞働組合の政治的獨立を主張し、フランスは他の意見をのべた。秋になつて排日貨運動にも參加したが、シ・イタン内閣が政策を右傾化させ、爲替管理の否定、四十時間勞働週の緩和、勞働爭議の干渉に決定し、資本家側も一九三六年の團體協約権の満期に近づくとともにこれが廢棄を企てるや、組合側勞働者の態度は硬化し、つひにパリ市役所吏員の總罷業、運送勞働者、食料品勞働者らの爭議の頻發となり、他方資本は續々と海外に逃避してフランスは惨落したが、結局勞働者側の反對により、一九三八年初頭シ・イタン内閣は辭職した。

イギリス勞働組合評議會は依然として國際聯合會内の穩健な組合として、國際的國內的に從來のアムステルダム・インタールの傳統を守り、同インタール・ナルの方針はイギリスの組合の方針を反映するとまで言はれ、現に、アメリカ勞働聯合を復歸させる場合にも、C.I.O.には全然交渉しなかつたと言はれてゐるが、最近の情勢の變化は、組合員大衆の中に、統一戦線に共鳴するものもあり、所謂國防計畫にも意見があり、三七年秋の第六十九回年次大會にはこれらの問題が論争の中心となつた。

尙一九三七年はイギリスに於ても近年になく爭議の激増を示し、爭議件数は一、一二二で一九二〇年以來、關係人員數約六十

萬、一九二六年來のレコードを示してゐる。是等の爭議にも工場委員會等を中心とする統一戦線活動が見られてゐるやうで、五月のロンドンのバス罷業の際、評議會書記ベウインのとつた態度は、組合内の過激派に對する勝利として新聞には傳へられたが、近來のイギリスの爭議における組合側の無力は、イギリスの組合運動が、アメリカのA.F.L.の如く轉換期に面してゐるためではないかの意見も現はれてゐる。

アメリカ勞働組合聯合(A.F.L.)は三七年六月ワルソアの總務委員會で國際聯合への再加入を認められたが、同聯合三七年の中心課題となつたものは産業別組織委員會(C.I.O.)との分裂問題である。一九三六年第六十五回大會において、C.I.O.加盟十組合の待遇停止處分を是認しながらも尙、調整特別委員が任命されたが、その後、C.I.O.の産業別組織が進展して、ゼネラル・モーターズやU.S.スチールと團體契約を結び、クワイスラー、フォード等の工場や、絹業方面にも爭議はひろがり、それ〴〵成功を収めるとともに、A.F.L.との對立ははげしくなつた、遂に三七年の五月A.F.L.の特別會議が開かれ、C.I.O.加盟の州及び市中央體の分離通告とまでなつたが、却つてこれは兩者の對立を激化するばかりとなつた。七月A.F.L.が勞働組合國際聯合再加盟の時もこれが問題となつたが、A.F.L.側ではこれは内部問題であり、分裂してゐるのではないと主張した。秋十月デンバーで開かれた第六十六回年次大會で

は、グリーンは、C.I.O.は明らかにA.F.L.の分裂を目ざしてゐる、と激しく非難してゐる。同じ頃開かれたC.I.O.の非公開の協議會で、ルイスは、C.I.O.はA.F.L.とは別個の獨立團體であることを聲明し、現在三十二個の國際的組合が成立したとべてゐる。この協議會では團體協約の效力保持、勞働スバイの調査、諸州の立法劃一、農業政策等が決定された外、A.F.L.に合同を提案することも決定された。C.I.O.もA.F.L.も支那事變に對する態度の一致から、兩者の調整委員會による和平會議が數回開かれたが、A.F.L.は脱退した組合員百萬人だけの再加入を主張し、C.I.O.派は現在のメンバー四百萬人を全部加入せしめよと主張して譲らず、遂に十二月二十二日決裂した。

三七年は合衆國に於ても爭議件數四、五三三、關係勞働者百八十五萬、勞働者數において一九一九年以來、件數においては最高である同年の三五七一をはるかに凌駕してゐる。右の影響で、A.F.L.の組合員數も百萬を増加したと傳へられ、C.I.O.と兩者を合すれば七百萬を超えると言はれるが合同は今の所まだ見込は立たないやうである。

九月に開かれたカナダ産業勞働會議の第五十三回年次大會でも、この聯合加盟組合A.F.L.とC.I.O.とに分裂せるものあり、問題となつたが解決は見られなかつた。

尙ベルギー勞働組合全國中央會は十二月ブラッセル特別會議

で、今後ベルギー勞働總同盟と改名し、新規約を決定した。

**職業別産業別の勞働組合國際聯合**

國際産業書記局(I.T.S.) と呼ばれてゐるこの諸組合は勞働組合國際聯合(I.F.T.U.)と一九三七年も密接に聯絡をとつて活動した。

I.T.S.とI.F.T.U.の共同委員會(Co-ordination Committee)は二月十九日パリで開かれた。議長はシトリン、聯合側よりシトリン、ヤコブセン、シュヴェネルスが、書記局より、ヘーグ(衣服)、デ・ヨンゲ(工場)、シー(紡績)、スピークマン(使用人)が參加今後の共同闘争を單に反ファシスト運動のみでなくもつと一般的問題にまでひろげること、及び三六年のロンドン大會で問題となつた委員會の再組織をとりあげたがこれは七月の總會まで持ち越された。

二つの合同會議 三月十日、十七日に開かれた第二、アムステルダム兩インタールのスペイン問題を中心とする合同會議には十八の勞働組合書記局が參加した。六月三十日ワルソアで開かれたアムステルダムインタールの總會には十三の勞働組合の書記局が參加し、翌七月一日アムステルダムインタール執行委員と産別組合書記局との合同會議が開かれた。これには十二の勞働組合書記局、即ち製靴勞働者組合、建築及び木材勞働者、衣服、石疊工、使用人、食糧及飲料、農業勞働者、塗料工、公務公共、石材、紡織、印刷工の各組合が參加した。議題は二つ、國際産



業書記局内の合併問題と国際労働組合との關係についてであつた。合併問題については、硝子、製陶、一般工場労働者の三組合の合併は努力がつづけられてはゐるが、思はしい成果なく、印刷、石版、製本の三組合も相互に共同してゐるとはいへ未だ合併するにいたらず、建築産業内でも目下交渉が行はれてゐると。第二の議題については、ウエイマス總務委員會合以來今日に及んでゐる調整委員會が現在必要なしと認められ、委員會を解散することゝなつた。

鑛夫國際聯合會(Miner's International Federation) 一月十四、十五日、ブラセルに執行委員會。七ヶ國代表参加、フランスの鑛夫が三八時間四十分の労働時間を得たこと、白、米、波、ソ、諸國における鑛夫の労働時間の短縮を喜び、國際労働機關が時間短縮の國際條約を制定せんことを要求する檄文を發表した。

紡織労働組合國際聯合會の大會 (International Federation of Textile Worker Associations) 第十五回大會。五月十日—十五日、ブラックプール(英)に開催。十ヶ國より百餘の代議員出席。組合員数は、表の如く三七年度は増加してゐる。増加したのは七ヶ國で特にフランスに於て著しく、今や同國に於ける組合員は一

一九三四年	五四〇、一八七人
一九三五年	五一二、五〇三人
一九三六年	四九七、一六四人
一九三七年	六二二、八七八人

米、兩國においても時間短縮が増加しつつあると。

國際運輸労働者聯合會 (International Transport Worker's Federation) 總務委員會、六月二十八日、二十九日、パリ。白、チエコ、佛、英、和、波、西、スウェーデン、スイスの代表出席。ダンチヒにおける一般情勢視察のため代表團派遣を労働組合國際聯合に要請し、且つ一九三七年十一月海員と波止場人足とに關する國際會議開催を決定した。

教員國際聯合會 (International Federation of Teachers' Association) 大會 七月三十日—八月一日、パリ。學校外労働の強制に反對し、兒童の福利増進を要求する決議と、視學の任務と資格に關する決議とを可決した。

製陶労働者國際聯合會(International Federation of Pottery Workers) 第九回大會、七月十日—十二日、ハンリー(英)。大會は製陶業における合理化の進展に關し、討議し各所屬團體よりの報告を審議し、一般工場労働者國際聯合との合同についてのオランダ側の提案は一蹴され、イギリス製陶労働者組合の提案でチエコの硝子労働者の二團體の加盟を認めた。

國際衣服労働者聯合會(International Clothing-Worker's Federation) 第十二回大會、八月二十、二十一日、ロンドン。十ヶ國より代表出席。活動報告によると、同聯合の組合員数は一九三四年一月一日の二三〇、七二九人より一九三七年一月一日の六〇五、八〇九に増加した。討議中には避難民の問題があ

五八、五七六人となつた。四十時間週の問題が先づ討議され、イギリスの綿業労働者の間より、交替制又は残業を伴はざる四十時間週は生産費の増加となり、英國労働者にとつて不利であるとの意見が出て、これに對しフランスの代表はフランスでは交替制は廣汎に行はれてゐるのでなく、又四十時間週の実施によつて却つて失業者もなくなつたと説明し、最後に賃銀の切下なき四十時間週賛成の決議、「國際纖維工業三部制委員會」「有給休暇」等についての決議を採擇した。

一般工場労働者國際聯合會(International Federation of General Factory Workers) 第六回大會 五月三十一日から六月三日までジュネーブに開かれた。十一ヶ國から約五十名の代表出席。この聯合の加盟員数は一九三六年十二月三十一日現在六〇二、二五一人と報告された。大會は第二十三回國際労働總會において化學産業労働時間短縮に關する國際條約案の提出せられることに満足を感じ、且つ化學産業における健康の危険及び労働時間短縮について注意を喚起する一決議を採擇して第二十三回國際労働總會に送ることゝなつた。尙同聯合は「化學産業における労働時間の國際的短縮に對する要望、及びこれが實行可能性に關する覺書」と題する資料集を發行して第二十三回労働總會代表諸氏に洩れなく配布した。尙ドイツのイー、ゲー染料會社は一九三二年より大部分四十時間労働週、フランスでは一九三七年三月四日から化學産業にも四十時間週が適用され、英、

つた。會長にはデンマルク洋服工組合長ヨセフ・ファンデルソンが再選された。

郵便局従業員國際聯合會 第九回大會、八月五日—七日、ヴェルサイユ。議長は會長J.W.ボウエン(英)。書記長ローナー提出の活動報告の討議にあつて、スペインとソヴィエトの郵便局従業員組合との關係について意見の交換あり、兩者との接觸に意見が一致した。大會は「機械化と郵便局従業員の生産高」「雇入および昇進」「放送事業」「労働時間」等についての決議を可決した。

國際ペンキ工聯合會(International Painter's Federation) 九月十三、十四日、パリ。議長ルンキスト(スウェーデン)、五ヶ國代表九名来る。獨逸における組合の壊滅と、英の一組合の脱退のため、一九三三年末の七〇、二九五より一九三六年末の四三、八二〇人に組合員減退した。しかし最近丁、チエコ、洪、蘭、諾スウェーデン、スイスでは増加してゐる模様である。賃金、労働條件、労働時間、徒弟等々に關する一決議を採擇し、白鉛使用の全的禁止案を可決した、建築、木材労働者國際聯合との合同案も討議せられた。

國際製帽工聯合會第十四回大會(International Hatmaker's Federation) 九月十六—十八日、パリ。白、チエコ、佛、英、スウェーデン、スイスより参加、國際衣服労働者聯合との合同案はスウェーデンの賛成のみにて否決。I.F.T.U及びI.T.



Sの四十時間週及び有給休暇制獲得運動を倍加すべしとし、且つフェルト帽の製造に水銀料品を使用することの制限案を可決した。

食料品産業者同盟 第七回大會、九月十八日、十九日、パリ。議長フィッシャー(西)、十ヶ國から約五十名の代議員参加、書記シッファースタインの報告から生じた内政問題を若干取扱つて後、四十時間週、住込制度の國際的規則、青年労働者の組織および教育、重量標止と過重荷物運搬禁止、パン製造場夜業撤廃について討議した。

林業及木材労働者同盟會議(International Conference of Forestry and Sawmill Workers) 十月十二、十三日、ワルソー。建築及木材労働者聯合の主催。八大木材輸出國(奥、チエコ、芬、露、波、ルーマニア、スウェーデン、ユーゴ)と、四大輸入國(白、佛、英、蘭)より代表者來り、賃銀及び労働條件(スウェーデン提出)、災害豫防(フィンランド提出)、林業労働者の住居(スウェーデン提出)、社會保險(ノルウェー提出)について決議した。

國際運輸労働者聯合執行委員會(International Transport Workers Federation) 十一月十五、十六日、アムステルダム。議長C、リンドレー(スウェーデン)、新たに結成されたインド海員聯盟の加盟を決議し、先きに通告されてゐた日本海員組合の脱退を承認し、スペイン及び極東について、決議を可決した。

基督教労働組合運動

アムステルダム派と基督教派との協力といふ形で解決されて行くつゝあり、國際分野でも國際労働機關への参加によつて實現されつゝある。

各種の職業別産業別の國際的基督教労働者聯合體も一九三七年に多くの大會や會合を催したが、いづれも國際労働會議の議題、殊に四十時間週問題を討論の中心とした。

基督教自動車運輸手同盟會議 ストラスブル(佛)。一月二十日。議長ストリッソス(オランダ)。

基督教紡織労働者同盟聯合大會 パリ(佛)。九月三日—四日。議長ハンス・シュツ(チエコ)。

基督教建築労働者同盟聯合、基督教木材労働者同盟聯合大會 九月十日。新たに結成された基督教建築及木材労働者同盟聯合の會長ブレックマン(白)、副會長アンドリーセン(和)、書記木材係ポスト(和)、建築係シャーフスマ(オランダ)、組合員總數十二萬人。

その他の國際的會合

アジア労働會議第二回大會 五月十七日—十九日 東京日本労働會館にて開かれた。出席者は日本側十二名、インド側五名、その他の諸國即ちセイロン、パレスタイン、フィリピン、支那、ジャヴァ等よりは参加がなかつた。議長鈴木文治。第二日に可決された決議は左の如し。

一、國際經濟會議開催要望に関する決議案

基督教労働組合同盟第七回大會 一九三七年九月六日より八日までパリで開催。議長はベルギー基督教労働組合同盟會長にして國際同盟の副會長アンリボウエル。オーストリア、ベルギー、チエコ、フランス、ハンガリア、ルタセンブルグ、オランダ及びスウイスの百五十萬の基督教労働組合員を代表して三百人の代表出席。書記長P.J.Sセラレンス(オランダ)の報告によつて開始せられた。基督教労働組合運動は過去三年間に員數が三割増加した。各國が全體主義的組織を採用するに及んで非常な苦境に立つたが、依然として團結の自由と民主主義のために戦つてゐると。種々の報告の後「一般報告に関する決議」がなされた。この中で「この前の國際労働局理事會の選舉に於て唯一人の基督教労働組合運動の代表を斥け、今後の國際労働機關と基督教労働組合との協調を困難ならしめた總會の労働團大多數の態度に強硬な抗議を持ちこむべきこと」などを述べてゐる。

その他に「人的要素の卓越に関する決議」「婦人労働に関する決議」を採用した。

基督教労働組合運動も最近、他の労働運動の激化とともに、可なり發展し、一九三六年のフランス、ベルギーの争議にも独自の立場で活動したが、フランスの新労働立法でも、キリスト教組合の承認とか團體協約の締結へのその参加について、多くの論争を惹起してゐる。これらの問題は各國で起りつゝあるが、

二、基本的労働問題解決に関する決議案

三、國際労働條約案に於ける「除外例條項」撤廢に関する決議案

四、アジア三部制會議に関する決議案

五、労働者團結に関する決議案

六、民族的差別待遇撤廢に関する決議案

七、殖民地並に半殖民地に對しては國際労働條約案を適用すべき決議案

八、治外法權地域に於ける労働條件の向上に関する決議案

九、國際労働條約案の批准促進に関する決議案

十、アジア労働會議加盟勧誘に関する決議案

十一、労働者團結其他調査に関する決議案

右の四號案、八號案は、第二十三回國際労働總會出席の日印支代表に委託する旨に決定し、尙三部制のアジア労働會議は建國二千六百年を期して日本に行はれることに決定、次回は一九三九年五月インド・ボンベイにて行はるる筈。

五ナチス世界大會 無黨派反ナチス會議は、三七年その特別會議をイギリス・プリマス、ケッターリング、エチンバラ等に開いたが、六月七日年次總會をトランスポートハウスで開催、合衆國、カナダ、フランス、オランダ、チエコ等の運動報告あり、經濟的ポイコットについて論じた。

中歐労働組合協議會 七月二日、ワルソー、労働組合國際聯合の總會がワルソーに開かれたのを機として、中歐及び東歐の全國的労働組合聯合體の代表者の協議會が開かれた。會は労働組



合國際聯合の代表者を議長にして、開かれたが、これら諸國の地理的關係上各國に共通してゐる労働組合、經濟政策、社會政策等々を討議し、社會立法の統一、わけても給料被備者の權利や社會的保護の統一を達成することをその目標の一として、諸國間の經濟的關係を改善すべきことが満場一致で決定され、且つ關係諸國の労働組合聯合の間の協力案について、修正の上次の協議會に提出することゝなつた。

北歐協力委員會年次會合 八月十八、十九日、ストックホルム。議長、スウェーデン首相ベル・アルビン・ハンソン及びスウェーデン労働組合同盟代表會長アウグスト・リンドベルグ。この委員會は一九二二年に結成され、關係諸國の労働組合同盟總計二十六萬の組合員、社會民主労働黨の黨員總數十九萬が、現在各々百五十萬及び七十四萬に増加し、アイスランド、デンマルク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの五ヶ國となつてゐる。委員會は、オスロ諸國労働運動の協議會の開催についてオランダ側の招待、辯士の交換、婦人の國際労働組合における協力の問題、及び最後に「労働時間と有給休暇」についての決議を採擇し、ついで參列せる労働組合代表だけの特別會合を開き、國際労働機關の事業への参加に關聯せる問題を協議した。

労働者オリムピック第三回大會 アントワープで開催された。十五ヶ國の労働者、社會主義者が集つた。特に合衆國、スペイン、ソヴェト等の選手が活躍した。スペインからは第四軍團の兵

士も参加したと言はれる。尙第一回大會は一九二五年フランクフルトで、第二回大會は一九三二年ウィーンで開かれたものである。

智的労働者國際同盟大會 (International Confederation of Professional Workers) 九月二十八日—十月一日。パリに開かる。ベルギー、チェコ、フィンランド、佛、英、オランダ、ポーランド、ルーマニアの諸國より參加、書記長ルイ・ガリエの報告あり、「智的労働者と觀光地、温泉及び保養地」「醫業上および科學上の發明の特許事務所」「年少の智的労働者の職業指導」「年少の智的労働者の失業」「移出民および資本と商品との交換」「創造および批判の自由」等討論さる。

ラテン・アメリカ労働會議 九月二十日。メキシコ労働者同盟全國委員會は、右の會議開催の招待状を發した。これは一九三七年十二月又は翌年一月メキシコに開催の豫定で、中南米の一切の労働者を擁する一國際團體を設け、南北兩アメリカ労働階級に共通の諸問題を取扱ふもので、アルゼンチン、チリ、ヴェネスエラ等は直ちに承諾の旨を傳へたと言はれてゐる。

北歐協力委員會特別會合 十二月十一、十二日。コペンハーゲンに開かる。議長はデンマルク首相スタウニング。北歐労働運動の組織問題が議題にのぼり、オスロ諸國の經濟的協力の促進が討論され、右についてオランダ組合の提案を支持し、同組合と聯絡をとることに決定した。

## 各國協同組合運動

### 緒言

#### 世界協同組合運動の様相

昭和十二年度年鑑に於ては、一九三四、五年度までの、ヨーロッパ協同組合運動の情勢に就て述べた。本年鑑に於ては、主として一九三五、六年以後の情勢に就て述べるであらう。

協同組合運動は今日に於ては、アルゼンチア、アルゼンチン、アルメニヤ、オーストラリア、舊オーストリア、ベルギー、ブラジル、ビルマ、ブルガリア、カナダ、セイロン、チリ、支那、コロンビア、チエコスロヴァキア、デンマルク、エストニア、マレー諸國並海峽殖民地、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリア、アイスランド、インド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、メキシコ、オランダ、ニューファンドランド、ニュージーランド、ノルウェー、パレスタイン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、シム、南阿、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウルグアイ、アメリカ合衆國、ソヴェト聯邦、西インド、ユーゴスラヴィア等殆ど世界の國らしい國、殖民地らしい殖民地には協同組合が組織され、アフリカに

於ても、南阿の外にニジェリア、タンガンイカ、ケニヤ、佛領エクアドル、西阿、カメルーン、チュニス、ゴールドコースト等に協同組合が組織されて居り、キリマヌジャ協同組合聯盟の如きは、同地方で取れるコーヒーの四〇%を販賣してゐる。

東洋に於ては、日本を始め、インドに於ても、支那に於ても消費組合に先んじて農村の協同組合、就中信用組合が發達して來た。

ヨーロッパに於ても、ドイツの如く農村並に中小工業者の信用組合が發達し、世界信用組合の祖國と稱せられ、フランス、デンマルク、ソヴェト聯邦の如く、販賣、購買、農耕等の農業協同組合の發達せる國有り、ブルガリアの如きは、消費組合員八萬人に對して農村協同組合員八十萬人に達し、其點に於ては日本産業組合運動と似て居るが、しかし一般的に言つてヨーロッパに於ける協同組合運動の根幹を成してゐるものは、消費組合運動である。

特にイギリス、フィンランド、スウェーデン等に於ては協同組合運動即ち消費組合運動と言つても過言ではなく、農民も亦労働者其他一般市民と伍して消費組合員であり、諸種の協同組合



は消費組合の基礎の上に運営されて居る。

世界消費組合運動の概勢

世界の消費組合員数は国際協同組合聯盟のヴェスナー博士の報告によれば、一九三五年現在、聯盟に報告を寄せた二十五ヶ国、二十五機關(ソヴェト聯邦を除く)の組合員数一四、六二六、八〇〇人(ソヴェト聯邦四〇、八三七、〇〇〇人)賣上総額二二六、八四八、〇六一金磅(ソ聯一、六三〇、三〇六、五五三金磅)であるが、国際協同組合聯盟には、消費組合の全国的聯盟三十七が加入して居るのであるから、以上の外になほ十一箇國の報告が缺けてゐるわけであるから、世界の消費組合員数は正確にはそれに該當する組合員数、並に国際協同組合聯盟未加入組合の數字が之に加へられなければならない。

算定の基礎とせる報告國並に組合數が異つて居るとは思ふが、ビープルス・イヤ・ブック、一九三八年版によれば、ソ聯を除く世界消費組合員数一四、四一六、六六三人、賣上高總額三五〇百萬磅(内イギリスのみ二二〇百萬磅)である。

今後に基き、一九三五年の主要國の消費組合の、全人口に對する比率、並に賣上高の全小賣商業賣上高に對する比率を示せば下表の如くであり、家族數をも合算すれば、イギリス、フィンランドは全人口の半以上、スウェーデン、デンマークは三分一以上を占めて居る。イギリスは九乃至十五%とも推定されてゐる。消費組合の取

組合員数の全人口に對する比率 (註)

國名	組合員数の全人口に對する比率	組合員並家族の人口に對する比率
ベルギー	五・八	二二・二
チェコスロヴァキア	四・八	一九・二
デンマーク	八・五	三四・〇
フィンランド	一四・〇	五六・〇
フランス	二・六	一〇・四
ハンガリア	七・二	二八・八
オランダ	三・六	一四・四
ノルウェー	五・〇	二〇・〇
スウェーデン	九・一	三六・四
スイス	一〇・四	四一・六
イギリス	一六・〇	六四・〇

國名	全小賣商業に對する率	全小賣商業に對する率
オーストリア	五・六	八
ベルギー	一〇	二
デンマーク	一〇	二
フィンランド	三〇	一一
イギリス	一〇一・二	一〇一・二

註 一組合員平均家族數は國によつて異なるであらうが假りに各國一組合員平均家族數四人として算定した。

消費組合の賣上の全小賣商業に對する率

取扱物品は家具、室内裝飾品、ラヂオ、裝身具等にも及んでゐるが、日用必需品たることを原則として居るから、小賣商品の消費組合の取扱品と同程度度の物のみを對比すれば、此の率はもつと上昇するであらう。

消費組合と農村協同組合との關係

消費組合と農村協同組合との關係は國に依つて其の様相を異にして居るが、ハンガリアに於ては兩者の關係極めて緊密であり、Hungaryは農民の協同組合と消費組合との兩者の中央聯盟兼協同卸賣組合の役目を勤め、ハンガリア官公吏協同組合は都市の一般消費者の需要に應じてゐる。

デンマークは第二のイギリスの農村であると言はれて居る。それ程デンマークの酪農品、畜産加工品等の市場はイギリスを目的とし、イギリス市場に依存して居る。而してデンマークの農業並に其生産品の販賣は、事實上殆ど全部協同組合組織によつて行はれて居るのであり、イギリス消費組合の協同卸賣組合(CWS)は是等のデンマーク農村協同組合からも仕入れるが、またCWS自身デンマークに工場を設けてゐる。デンマーク自體としても農村協同組合と消費組合との間の關係は極めて緊密である。

スウェーデンの消費組合は凡ゆる職業、階層の人を包容して居り、農民も亦相當數に上つて居り、消費組合員中には、同時に農村販賣、購買組合員たる者が相當大きい割合を占めて居る。

消費組合は農業生産物の仕入には可及的農村協同組合を利用し農村協同組合の加工施設や建築資金等も融通して居る。又消費組合が工場を買つて農村組合へ長期年賦で賣つたりして居る。

スウェーデン消費組合の卸賣組合にして、同時に中央聯盟たるKFは農産物の大量購入者であるが、KFの購入するミルクと肉の仕入高はなほ全スウェーデンのミルクと肉類の仕入高の十五%に過ぎない。だから消費組合側としては優先的地位を消費組合に認めることを酪農組合側に要求して居るが、酪農組合側では商人と消費組合とを同列に置いて協議をして居る。

また酪農組合は大都市に牛乳の小賣店舗を所有し、それが消費組合側と對立して居る。例へばストックホルム市には酪農組合の牛乳小賣店舗一五〇有り、スカリーネ地方にはスカンザ酪農組合が小賣店舗五〇と移動店舗一五を持つて居る。

KFは上に對して自家經營の屠殺場や、精乳場を經營して居る。

消費組合側は資金は多く持つてゐるが、必ずしも廉賣政策を取らず、剩餘金を購買高に應じ拂戻し、スカンザ酪農組合のそれは九分の配當になつて居る。之に對して酪農組合は廉賣政策を以て對抗して來たが、最近兩者が協定して、消費組合の既存の酪農品工場は認めるが、將來新設をしないこと、同時に酪農組合の方も、其の既存の小賣店舗は認めるが、將來の新設はしないこととした。



斯く多少の例外はあるが、大體に於てスウェーデンでは消費組合と農村協同組合間の關係は圓滑に行つて居り、兩者の間には繩張り争を解決する共同委員會も設けられて居る。

フィンランドでは、労働者並に市街地住民と農民とが相對峙して、労働者側は進歩聯盟(卸賣組合はOTK)、農民側は中立聯盟(卸賣組合はSOK)とそれらの消費組合の聯盟並に協同卸賣組合を持つて居る。前者も後者も政治的中立を標榜して居るが、しかし前者は労働黨との關係が緊密であり、中立系の農村消費組合は資本主義を肯定し、其の修正を意圖して居る。兩者の間には思想的相対はあるが、しかしOTKにも、一〇・八%の農業資本家、七%の貧農、一〇・七%の農業労働者、合計二八・五%の農村住民を含むて居り、都市組合、農村組合の區別は必ずしも絶對的のものではない。

フランスでは政府は農村協同組合と消費組合との共同組織を助成する法律を通過し、最近消費組合と農村協同組合とは幹部を交換して居る。

イギリスでは農村協同組合は微力であり、消費組合運動の方では、凡ゆる協同組合は消費組合運動の一組織たる可しとの見解を持つて居るので、兩者の關係は餘り圓満ではない。

政府の農産物販賣統制に對しても、消費組合側では、全く農業資本家の統制下に在る農業者の専賣であり、其の統制委員會には消費組合代表無く、且つ統制刺當のために不斷の進展を續

ター、チーズの大工場を有し、更に新工場を建設中であり、酪農生産にも進出しグラスゴー市にミルク配給を行つて居る等農産物加工に極めて積極であるので、農村協同組合は脅威を受けSCWSの酪農加工場の有るウルスター地方のウルスター酪農業者聯盟はSCWS工場に反對し、酪農工場は農業者に一任す可しと叫んで居る。

(1) Peoples Year Book, 1938

### イギリス

各國協同組合を國別に概観するに當り、私は協同組合の祖先の地たるイギリスの協同組合に就て、紙面の許す限り、比較的深く學び、其他の重要諸國並に國際協同組合聯盟に就ても概観し度いと思ふ。

イギリスには所謂協同組合と稱す可きものの數は甚だ多い。日本の産業組合法に該當す可き産業並に經濟組合法に依る組合の中には、消費組合、卸賣組合、生産組合、銀行並に貸付組合、保險組合、投資組合、會館並にグラウンド貸付組合、土地購買組合、抵當組合、家屋組合、土地家屋組合、農業用品購買組合、販賣組合、漁民商業信用組合、農業開發組合、小保有地並に分讓地組合、其他用務組合等が有り、本邦の産業組合法が僅か信用、購買、販賣、利用組合の四種のみを規定し、根幹の一部門をなす可き保險さえなほ許可されてゐないのとは趣を異にして

けて居る消費組合が、其の發展に伴ふ配給量を増加せしむることとが出來ず、又農産物價格が消費者を脅威しつゝ騰貴するといふ理由を以て反對して居るが、農業者は此の政府農産物販賣統制企畫に賛成である。

消費組合側では農村協同組合を協同組合と認めず、農村の販賣組合の如きは形を變へた資本主義企業であるといふ見解を取つて居り、自ら農場經營にまで進出し、農産物の加工等も自ら經營しようとするので、それが農村協同組合と摩擦を生じたりする。

CWSは數年前アイルランドに八〇乃至一〇〇の酪農場を持つて居るが、消費組合員の利益本位に經營した結果、土地の酪農組合が經營の採算が採れなくなり、爲めに到頭アイルランドの法令に引かかつて、施設一切をアイルランド政府に譲渡したこともある。しかも兩者が相提携して居る部面もあり、約百の農村協同組合はCWSの成員となつて居り、其中の八十一の販賣事業を行ふ組合の年賣上高約二百七十萬磅の中約三十萬磅がCWSに賣られて居り、CWSは約百萬磅を農村協同組合に賣つて居る。

又最近數年CWSはアイルランド農業卸賣組合に政府の低利資金に次ぐ巨額の資金の援助を與へて居る。SCWSもスコットランド第一の製粉所を有し、ペーコン、バ

る。其の中理論的にも實勢力の上でも最も基本的なものは消費組合である。

農村協同組合としては、農業用品の購買組合、酪農、卵、食用肉並に家畜、ペーコン、羊毛、果實及び野菜、婦人協會屋臺店等の販賣組合、打穀、運搬機、林地、養馬等の利用組合等があるが、消費組合に比較すれば、其の勢力は言ふに足りない。

イギリス協同組合運動全體の、一九三六年に於ける概勢を示せば次表の如くである。

一九三六年度に於けるイギリス協同組合運動の概勢<sup>1)</sup>

組合の種類	組合員數	資 産	賣 上	従業員數
消費組合聯合會	七、八〇七、九四三	二〇九、三三三、四三四	二三三、八四四、三五〇	三三、一〇三
生産組合	一四三	四三、六四三	一、一五五、五三二	九三四
特種組合	三、四七三	六、七七一、七九	六、七三三、九五五	一九、九四五
協同卸賣組合	八、五三六	四七、六四五	九七四、二六五	五五〇
協同卸賣組合 (アイルランド及ウェールズ)	一、〇二五	一、二〇、七〇五、五九九	一〇七、六九一、五三七	五三、二六七
スコットランド	三三四	一五、四三三、一〇九	二〇、五九二、三九九	一三、三九四
協同卸賣組合	四五六	三四二、六五三	六〇五、四二五	一一二
アイルランド	二	五、二四八、四五六	七、五三七、九五六	一、九〇三
協同卸賣組合	二	二四、六二七、七六六	七、六九四、三六二	七、八三三
協同保險組合	二			



\* 農村協同組合は此中に包含されて居ると推定される。  
一九三六年に於ける協同組合運動の資産、負債状態を示せば左の如くである。

負債	
(一) 拂込済出資金	一六三、五七七、六〇三磅
(二) 借入金並未拂利子	一〇四、三七二、五八三
貯蓄銀行預り金並未拂利子	五、九三六、二一七
雑基金	四〇、七五七、二一七
小計	一五一、〇六五、八八二
(三) 積立並保険基金	四九、六四五、二三一
(四) 雑負債	一三、二三四、二二三
(五) 出資金利子	一三、三五〇、一八三
合計	三九〇、八七三、一二二
資産	
(一) ストック—配給、生産並諸費用	三一、三八一、七二一磅
(二) 財産—營業用土地、建物並諸定着物	五七、一一七、四七五
非營業品土地、建物並諸定着物	二、〇二五、四九〇
家屋財産	三、一三七、七八七
小計	六二、二八〇、七五二
(三) 投資—出資並貸付金	一三〇、三九七、五二〇
雑投資	一三五、七七四、一一〇
小計	二六六、一七一、六三〇
(四) 諸資産	

物品に関する組合員の諸借勘定	
組合員の諸借勘定(掛買、クラブ等)	一一、八二二、六六四
小計	三、九八一、五〇八
不足積立金	一五、八〇四、一七二
差引正味勘定	一、二四三、五二七
(五) 手元並在銀行現金	一四、五六〇、六四五
(六) 雑資産	一四、一五六、二五八
(七) 差引欠損	二、二〇七、四二七
合計	一四、六八九
消費組合のみの資産負債表を示せば左の如くである。	
負債	
(一) 拂込済出資	一四二、六二三、一〇五磅
(二) 借入金並未拂利子	二二、八一二、〇二八
貯蓄銀行預り金並未拂利子	五、八六七、七八三
雑基金	八、〇八六、二四〇
小計	三六、七六六、〇五一
(三) 積立並保険基金	一三、二〇八、一三二
(四) 雑負債	五、八八二、四一九
(五) 出資金利子並残高處理	一〇、八五二、三二七
合計	二〇九、三三二、〇三四
資産	
(一) ストック—配給、生産、諸費用	一八、七九一、九二三
(二) 財産—營業用土地、建物並定着物	四七、二一七、三九二

以上に依つて見るに、協同組合一般としては借入金が相當有るが、諸協同組合の根幹を成して居る消費組合では、其の使用資本の大部分は拂込済出資、貯蓄銀行預り金並に未拂利子、諸基金、積立並に保険基金、出資金利子並に残高處理等の組合員に歸屬す可き資金より成り、就中拂込済出資金が大部分を占め一組合員當一八・二七磅、即ち平價で日本金約百八十圓といふ多額であるが、之は一つには、イギリスに於ては出資金が最低責

非營業用土地、建物並定着物	
家屋財産	一、三〇二、三四一
小計	三、〇七六、八八三
(三) 投資—出資並貸付金	五一、五九六、六一六
雑投資	九三、六八九、二六八
小計	三〇、六三四、六八一
(四) 諸資産	一二四、三二三、九四九
物品に関する組合員の借勘定	
組合員の諸借勘定(掛買等)	三、九一七、九六七
小計	三、九七七、二八〇
不足積立金	七、八九五、二四七
正味勘定	一、二二二、一二九
(五) 手元並在銀行現金	六、六八三、一一八
雑資産	六、五二〇、七五八
差引欠損	一、三五六、三二一
合計	五九、三四九
合計	二〇九、三三二、〇三四

任額以上は隨時引出しが出来る一種の貯金制度になつて居る點も與つて大いに力が有るであらう。投資は協同組合關係諸事業に對する投資と見得るであらう。  
協同組合の従業員數<sup>1)</sup>  
各種組合の従業員總數 三一九、〇七七人  
内消費組合従業員のみ 二二一、一〇一  
消費組合従業員の平均賃銀 一四三・九七  
生産並用務に従事する者 一二五・五七  
配給に従事する者 一三八・〇〇  
輸送に従事する者 一二五・八四  
卸賣組合従業員の平均賃銀 一七一・八三  
生産並用務 給 一二五・八四  
配給 一七一・八三  
小賣を擔當する單位消費組合に於ては、生産並に用務の給料が最も高く、配給の給料が最も安いのに對して、卸賣組合では配給が高く生産並に用務の給料が安いのは、其の仕事の性質を異にして來るからである。  
協同組合の小賣商業(消費組合)  
一九三六年のイギリス(グレート・ブリテン並アイルランド)消費組合の使用總資本一七九、三八九、一五六磅の中、出資資本一四二、六二三、一〇五磅(一組合員當一八・二七磅)借入資本並に雜基金三六、七六六、〇五一磅(一組合員當四・七一磅)であるが、此の



借入資本の内譯は左の如くである。

借入資本内譯 <sup>1)</sup>	
小口貯金(一錢銀行)	五、八六七、七八三磅
借入金並利子	二二、八一二、〇二八
販賣クラブ其他の預金	七六九、八九五
銀行の當座借越	五三七、五五八
從業員の節儉並退職基金	六、三〇五、一八三
其他	四七三、六〇四
計	三六、七六六、〇五一

一九三六年の消費組合の配給高は二三三、八四四、三五〇磅で  
其の部門別細目は次表の如くである。

部門	賣上高(百萬磅)		賣上高百分率(%)	
	一九二五年	一九三五年	一九二五年	一九三五年
グロリーサリー	二六・〇	一五・三	六六・六	五八・八
肉屋	二二・四	一八・八	六八	八・五
酪農	四・七	一七・〇	二・五	七・七
石炭	五・〇	一〇・〇	二・七	四・五
野菜	四・八	一・九	二・六	〇・九
野菜と魚類	一・七	三・六	〇・九	一・六
靴類	二・〇	一七・五	六・〇	八・〇
洋服並装身具	三・六	五・七	二・〇	二・六
藥具	二・七	六・〇	一・五	二・七
家具	〇・三	一・三	〇・二	〇・六
其他	一・三	七・二	一・三	三・三
計	一八三・五	三三〇・四	一〇〇・〇	一〇〇・〇

部門別消費組合賣上高<sup>1)</sup>

一九三五年度消費組合取扱食糧品數量並價格<sup>1)</sup>

商品別	國內生産		輸入品	
	組合生産	組合購買	國內取引に對する比率	國內取引に對する比率
牛乳	少量	二九、一八〇、八三三	一九・七〇	—
クリム	極少量	—	—	—
バター	少量	七・五	一〇一、七七〇	三三・八〇
チーズ	少量	二、三〇〇	一一・〇	二二・〇
小麥及小麥粉	少量	一、〇〇〇	七・三	七三、〇〇〇
牛肉(除ベーコン)	少量	八〇、四三	九・七	三五、三九〇
ベーコン及ハム	七、九五	一〇、〇〇〇	二〇・〇	四五、〇〇〇

以上がイギリスの全小賣商業の何%を占めてゐるかに就ては  
正確な統計は無いが、九%乃至十五%と推定されて居る。  
消費組合の取扱品中の王座を占めて居る食糧品に就て見るに  
イギリス内に消費される食糧品中、牛乳は殆ど其全部、クリ  
ムは其一部が殖民地より輸入される外、大部分が國內産である  
が、バター、チーズ、小麥及び小麥粉、牛肉、ベーコン及びハ  
ム等は其大部分が、殖民地又は外國からの輸入に仰いで居る。  
之を消費組合の取扱品に就て見れば、左表の如く分類するこ  
とが出来るが、輸入品は主として協同卸賣組合を通じて海外の  
生産組合から仕入れ、之を單位消費組合を通じて賣却するので  
あり、其の統制は殆ど完備して居る。

しかし國內製品の場合には、輸入品の場合に比して統制が充  
分でない。例へばミルクは供給品の三分の一、牛肉は五分の一  
以下が協同卸賣組合の手を通じて購入されて居るに過ぎない。

協同卸賣組合

イギリスの消費組合運動には、全國的指導統制聯盟たる協同  
組合聯盟、經濟的聯盟たる協同卸賣組合(イングラント及ウェール  
ス)スコットランド協同卸賣組合、英蘇協同卸賣組合、アイルラ  
ンド協同卸賣組合の五つの全國的聯合會が有る。

協同卸賣組合(CWS)とスコットランド協同卸賣組合(SC  
WS)の最近三年間の事業概況を示せば左の如くである。

CWS事業概況 協同卸賣組合(CWS)はイングラント及び  
ウェールズの消費組合の卸賣聯合會であり、卸賣、製造、輸入、  
銀行等の諸業務を兼營し、イギリス最大の事業團體の一つであ  
り、其の銀行部はイギリス最大の地方銀行(協同卸賣組合の本部  
はマンチェスターに在るので、地方銀行と見做される)である。保險事  
業は別記の如く、スコットランド協同卸賣組合との共同出資によ  
る獨立の事業となつて居る。

協同卸賣組合の最近三ヶ年間の成績は左の如く、後半期恐慌  
を傳へられた一九三七年に於ても、出資組合の組合員數六、三七  
九、二七四人、拂込済出資一四、一四七、〇一五磅、純賣上一〇  
七、六九一、五二七磅、純剩餘金二、五六九、四一二磅と健實なる  
發展を示して居る。

一九三六年現在五十餘種、一七六の工場を有し、年生産額三  
八、四七三、五九七磅、從業員四四、〇八八人。製造品中最も工  
場の多いのは、ミルク製品(一四)、製粉並食事(八)、靴(一〇)、  
衣類並外套(八)、獸皮(九)、家具(六)、乾物並包装品(六)、寢具  
並室内裝飾(六)、建築並工事(八)、度量衡(一四)等であり、生  
産高の多いのは製粉並食事(七百七十萬磅)、バター(二百二十七萬  
磅)、乾物類(二百萬磅)、石鹼蠟燭澱粉類(二百萬磅)である。

CWS最近三ヶ年成績<sup>1)</sup>

	一九三五年	一九三六年	一九三七年
出資者數	五、九三、八一〇	六、一五、九六四	六、三七、二七四
出資金	一三、〇〇九、三三三	一三、〇一七、四四五	一四、一四七、〇一五
純賣上	九〇、一七、六七三	九八、三三、九七五	一〇七、六九一、五三七
純剩餘金	二〇、五三、四九八	二一、〇三、三〇八	二、五六九、四二二
平均配當	四	四	四

所屬工場並製作所 一七六  
其生産品の供給價格總額 三八、四七三、五九七磅  
從業員數 四四、〇八八

協同卸賣組合はまた汽船四隻を有し、外國貿易に従事し、デ  
ンマルク並にアイルランド協同組合からベーコン、バター、ト  
ルコのフイダグ生産組合からフイダグを、カナダ並にオーストリア  
の販賣組合から小麥を、ニュージーランドの農業生産組合から農



産物を輸入して居る。販賣並に仕入倉庫はイングランド内地のみならず、ヨーロッパ大陸、アメリカ、カナダ、アフリカ、アジア等の主要産地に設けられて居るCWSはカナダから英本國へ賣る小麦の七分の一、魚の罐詰の五分の一以上を取扱つてゐる。

一九三六年度に於けるCWSの部門別賣上高

部門	賣上高
グロースリ部	八〇、一九〇、四五二磅
呉服部	五、一二四、四六六
男衣類部	三、四四五、五〇一
靴部	二、六一六、八八五
家具部	五、三四三、八二九
石炭部	四、八五六、九〇八
雑用部	六、一一三、四八六
合計	一〇七、六九一、五二七
一九三六年度に於けるCWSの主要商品賣上高	
タバコ	一〇、九六七、〇〇〇磅
タバコ	九、二六三、〇〇〇
砂糖	六、九七九、〇〇〇
粉糖	六、一五二、〇〇〇
茶	五、三三一、〇〇〇
ベーコンとハム	五、一六二、〇〇〇
石炭	五、〇一〇、〇〇〇
生肉	四、六〇二、〇〇〇
生牛乳	三、九九九、〇〇〇

又協同卸賣組合は次に述べるスコットランド協同卸賣組合(SWS)と共にカナダ消費組合の中央聯盟に加盟し、カナダの消費組合は、右英本國の二協同卸賣組合並に英蘇合同協同卸賣組合から品物を仕入れて居る。

スコットランド協同卸賣組合(S.C.W.S.) スコットランド協同卸賣組合はスコットランド消費組合の協同卸賣組合であり、一九三六年度の組合の出資口數九〇〇、三〇五、従業員の出資口數三、四五一、資本金(出資金、貯金、準備金、保険基金)一三、八七〇、三三三磅、純賣上高五八〇、二二二磅、純剩餘金五二九、三二九磅であつた。最近三ヶ年間は左表の示す如くである。

SCWSの事業概況 (單位磅)

項目	一九三四年	一九三五年	一九三六年
組合離出資金	八六〇、五三六	八七七、四六九	九〇〇、三〇五
従業員離出資金	三、八八六	三、四八六	三、四五一
資本金總額	一三、三四四、四〇〇	一三、九九五、九一六	一三、八七〇、三三三
純賣上高	一七、六四四、八五五	一八、六三五、二一六	三〇、五八〇、三三三
純剩餘金	四三〇、四七三	四三七、八五七	五三九、三三九
平均配當	六	五・五	六
所有工場並製作所			五六
生産總價格(一九三六年)			六、六四二、五五四磅
従業員數			九、六九六

英蘇聯合協同卸賣組合 英蘇聯合協同卸賣組合は、イングランド及びウェールズの協同卸賣組合(C.W.S.)とスコットランド協同卸賣組合(SCWS)との共同出資によつて作られて居る

組合で、主として茶、コーヒー、ココア、油類、香料等の栽培、代理店、ブローカー、並に外國及び植民地産物貨の生産、製造、販賣を目的として居り、インド並にセイロンに三萬五千エーカーの茶園と、外にイングランド内地に一萬九千エーカーの農場を所有し、之は果實、野菜、種子、苗等の栽培に使用し其の一部は農民に貸付けてゐる。

一九三六年度に於ける出資並に借入資本四、七八一、七二〇磅、卸賣高七、五三七、九五六磅、純剩餘金二二〇、三一〇磅、従業員は海外に在るイギリス人従業員を除き一、六六二人である。又中央倉庫をアックラ(アフリカ)、カルカッタ(インド)、コロムボ(セイ

英蘇協同卸賣組合成績概況

項目	一九三四年	一九三五年	一九三六年
出資並借入資本	四、四二五、一〇四	四、六四〇、一九七	四、七六一、七三〇
卸賣事業高	七、五九〇、〇〇九	五、八六四、二一四	七、五三七、九五六
純剩餘金	二四五、二九四	一三三、〇六二	二二〇、三三〇
従業員數	一、五九三	一、五九九	一、六六二
給料	三三三、〇九二	二五九、七二二	二九四、九四四

註 インド、セイロン、其他海外倉庫、土人従業員を除く。

ロン)に、仕入所を西アフリカ、インドに所有し、世界最大の茶の生産並に配給者である。

生産組合

生産組合は主として、特種の物資の生産をする組合であり、之には消費組合が共同して組織してゐるものと、従業員並に個人出資者の協同經營による眞の生産組合とがある。消費組合が共同で作つて居る聯合組合には特に洗濯工場並に製パン工場が多い。眞の生産組合は利潤を、其の従業員、消費組合、個人出資者の間に種々なる率を以て分配して居る。之は其の宣傳機關として協同生産聯合會を結成して居る。

生産組合概況

項目	一九三四年	一九三五年	一九三六年
組合員數	九三	九〇	八九
組合員數	三四、六六七	三三、二六四	三三、四七三
出資並借入資本	四、一六〇、九七七	四、四〇四、四一一	五、〇三一、八八三
取引高	六、二二二、三三三	六、三七一、六二六	六、九三三、九五五
純剩餘金	五三三、七五一	五八六、三三三	六二二、四三六
従業員數	一六、九三三	一八、九八一	一九、九七五
給料	一、八七五、八七七	一、九八一、三三三	二、一四三、九七七

一九三六年度の生産組合數八十九中十九が履物類、三つが金物並に刃物類、十が織物、十九が印刷製本、十六が製パン、十六が洗



灌其他雜六であつた。最近三年間の成績は前表の如くである。  
協同保險組合

協同保險組合はC.W.SとS.C.W.Sとの共同出資による  
獨立の事業である。生命、恩給、火災、利潤喪失、自動車、傷  
害、盜難、信任、雇主責任、家畜等々殆ど考へ得可き凡ゆる保  
險が行はれて居ると言つて良い。しかし其の大部分は生命保險  
であり、一九三六年に於ては保險收入總額七百六十九萬四千三  
百六十一磅中生命保險は六百三萬七千四百七十七磅即ち約八割を占  
めてゐる。同年の資産總額二千四百六十一萬七千七百八十六磅  
之に對して拂込済資本金は僅か二萬六千二百五十磅であつた。  
拂込済資本に對しては五分の利子が支拂はれて居る。償却され  
た結果ではあらうが、僅か拂込済出資二萬六千磅を以て二千五  
百磅の資産が運用されてゐるところに、協同組合保險の有利性  
有限責任協同保險組合成績概況<sup>1)</sup>

資 産 (磅)	保險料收入 (磅)		
	生 命	火 災	其 他
一九三四年	四、九三三、四三二	三、〇〇、三三三	一、〇七六、九七七
一九三五年	五、四九一、〇一一	三、四八、八四四	一、九四一、六四一
一九三六年	六、〇三七、〇四七	三、五三、三三七	一、二九三、〇五七
合 計	一五、四〇三、八一一	九、〇二二、五一一	三、三〇一、六七五

を見る。  
今日では消費組合の大多數は此の協同保險組合と聯携して、  
集合生命保險制を行つて居るが、其の費用は商業經費として支  
拂はれ、剩餘金中より引き出すことはしない。  
一九三六年に於ける斯うした集合保險制を有する組合八一五  
有り、其の支拂保險金總額は四三九、〇九八磅であつた。  
最近三ヶ年間に於ける協同保險組合の成績は上表の如くであ  
る。  
農業團體組合  
アイルランド農業團體組合とアイルランド農業卸賣組合  
アイルラ  
ンドに於ける農民並に農業労働者の協同組合の指導統制的聯盟  
たるアイルランド農業團體組合 (IAOS) の加盟組合は約五  
百有るが、一九三五年に事業活動を行つて居る組合約四百の事  
業高七、一四七、一五七磅、此の外信用組合に依る貸付七、五〇  
四磅である。  
アイルランド農業協同卸賣組合 (IAWS) はアイルランド  
農業協同組合の協同卸賣組合で、種子、農具、製酪設備、グロ  
ーサリー、家事用品等を取扱つて居る。一九三六年の加盟組合  
數二九一、と一六五人の優先株主有り、同年の事業高六〇五、四  
二五磅である。  
イングランド及ウェールズの農業團體組合  
イングランド農業團  
體組合 (本部ロンドン)、ウェールズ農業團體組合 (本部アベリスト

ウィス)は共にアイルランド農業團體組合に學んで作られたもの  
であり、加盟組合には購買組合が多い。協同組合聯盟は之に出  
資し管理機關にも参加して居る。一九三六年に於けるウェールズ  
の農村購買組合數は八一、組合員數二七、二二八、事業高一、六  
〇二、六八〇磅であつた。

スコットランド農業團體組合 之も亦アイルランド農業團體組合  
に學んで作られた指導統制的聯盟であり、一九三六年に於ける  
加盟農事協同組合八四、内購買組合五二、銀冶場組合四、運搬  
具並に打穀組合三、家畜改良組合四、家畜並に精肉組合三、卵  
並に家禽組合一七、羊毛組合一、組合員總數一四、六六四、事業  
高總額九一七、六三九磅。

(一) Peoples Year Book, 1938

### ドイツ

ドイツの各種協同組合は、一九三七年度に於て活潑なる活動  
を開始し、次の統計の示す如く一九三四年以來始めて其の總數  
を増加した。それは他の一般的企業の状態と對比すれば一層明  
らかである。

即ちドイツに於ける經濟上の破産總數は一九三五年度一、九  
〇〇、一九三六年度二、五七七、一九三七年度二、二六四件である  
のに對して、協同組合のそれは一九三五年度四〇、一九三六年  
度一八、一九三七年一四件に過ぎない。

### ドイツ協同組合の概勢<sup>1)</sup>

年 度	新 設	總 數	解 散	
			破 産	解 散 命 令
一九三三	一、六四二	一、六一六	一一二	一一
一九三四	三、八五八	二、〇四七	五八	一〇
一九三五	一、八三八	一、九七〇	四〇	一六四
一九三六	一、一一二	一、七四三	一八	一六八
一九三七	八八八	一、七七八	* 一四	三三一

\* 清算過程に於て破産となれるものを除く

### 同 上 種 類

協同組合の種類	一九三七年		一九三八年	
	存 數	新設數	存 數	解散數
消費組合	一、五一一	四	二八	一、四八八
市街地並農村信用組合	二〇、二〇三	二九	三〇六	二〇、〇〇五
手工業者組合 (原料購買組合、修理組合、供給組合)	一、九四八	六〇	九一	一、九一七
生産業組合及生産組合	五四二	一	一〇	五三三
商業者組合	一、二四一	一四	五四	一、二〇一
建築組合	三、四五二	一八	九八	三、三七二
農村協同組合 (貸付金庫を除く)	二二、四〇三	六五四	八一八	二二、二三九

此の外移住組合其他の協同組合が存在して居り、一九三八年



一月一日現在協同組合總數は五一、九八八組合と言はれて居る。一九三五年五月二十一日の法令に依つて消費組合の新設を制限し、不健全な組合の清算する「便宜」に就き規定が設けられ其結果多くの消費組合が私的會社となつたり、従業員のものに移されたり、卸賣組合は株式組織に改組され、卸賣組合の生産場が賣られたり、閉鎖されたりしたが、しかし卸賣組合の株主は依然として舊組合員であり、附屬工場も賣られたものよりは残つてゐるもの多く、眞の要求に依つて結合された民衆組織の根強さを示して居る。消費組合の解散數も一九三六年度の七九に對して三七年には僅か二八に過ぎなかつた。しかし監査聯盟の報告によれば、三七年初に於ける消費組合の組合員數は二〇、〇九四、五〇〇人で、一九三二年以來一、五六〇、〇〇〇人の減少であり、同期間に賣上高は五割減じて居る。

信用組合の破産數が非常に多いのは其の大部分が農村信用組合であり、市街地信用組合の上半期の貸借對照表は事業の活潑なる發展を示して居る。  
手工業者組合の細目は下表の如くである。  
商業組合の中一九三七年に新設の多かつたのは殖民地産商品の組合であり、之に次いで馬鈴薯商組合、果實並農産物商組合、牛乳商組合、鶏卵商組合等々である。鶏卵商や牛乳商は解散組合中にも多い。  
農村協同組合（購買組合、販賣組合、家畜飼養組合、牧場組合、利用組

組合の種類	一九三七年一月一日現在	一九三八年一月一日現在
パン屋の組合	三八九	四〇四
菓子製造人組合	一一	一一
製粉業者組合	五〇	五〇
裁縫師、紡績工、皮革商、帽子製造人、編物人等の組合	二〇一	一九〇
靴製造人組合	九八	九七
錠前屋、鍛冶屋、車輛木工(車輛製造人)鋸力屋、設備監督者、銃師、機械製作人等の組合	二〇三	一九三
鞍工、索繩、製本屋等の組合	一〇五	九五
肉屋、皮革販賣組合	一一七	一一一
大工、建築業組合	二一五	二一五
畫工、漆工、ペンキ屋等の組合	八〇	八〇
指物師、旋盤工、組匠木材業組合	一四五	一四〇
修理組合	四一	二八
理髮師、髪師組合	三八	三六
籠製造人組合	六四	六二
陶器製造人、爐組立人組合	二六	二七
家根屋組合	八	七
刷毛、刷子製造人組合	一六	一六

が多い。

### 舊オーストリア

一九三八年四月の獨逸合併によつて、オーストリアはドイツの一部となつた。で合邦前のオーストリア協同組合に就て概説すれば、オーストリアでは、凡ゆる産業會社乃至商社は、農業、工業、商業、手工業、金融、自由業、公共事業の七つの職業團體に配屬せしめられて居る。

農業協同組合は農業の部門の中に在つて、非常に重要な地位を占めてゐるが、消費組合は商業の部門に入れられ、一般商業と等しく一種の税金である會費を支拂はされて居り、消費者の團體としての特権は何等認められて居らず、むしろ他の一般商業に壓されて不利の地位に在る。最近三年の消費組合の状態は左の如くである。

消費組合概勢)

組合員數	取引高 (シリング)
一九三四年	七、二〇二、七二一
一九三五年	七、四八三、九七六
一九三六年	七、八〇七、九四二
一九三六年のオーストリア消費組合中央聯盟加盟消費組合數九九九、組合員數二五九、四〇四で、三五年に比し組合員數に於て二、組合員數に於て三、六三三二人の減少を見て居るが、之は非利用組合員を整理した爲であり、事業高は一五二、〇三八、〇	二〇七、〇一四、八〇九
	二二〇、四二九、五一七
	二二三、八四四、三五〇

〇〇シリングで、三五年に比して若干の増加を示し、消費組合運動は其の經營の健全性を回復しつつある。

オーストリア協同組合聯盟の報告によれば一九三五年八月現在登録協同組合數は、シュルツ・デーリッパ信用組合六、二六、ライファイゼン信用組合一、八一三、消費組合二七一、農業組合二、〇七三、産業的組合七七一、建築組合三一八、其他三五、合計五、九〇七組合、其中オーストリア協同組合聯盟加盟組合は信用組合三四八、耕作節約組合一、商人購買組合一二、購買販賣組合三六、生産組合四七、雜誌組合六、耕作並殖民組合一六、電氣組合二六、作業組合四、其他四九、合計五四六であつた。

- (1) Die Rundschau, Nr. 6, 1938
- (2) Peoples year Book, 1938
- (3) Review of International Co-operation, Oct. 1937
- (4) Mitteilungen über den 58 Genossenschaftstag des österreichischen Genossenschaftsverbandes.

### フランス

フランスに於ては、近時消費組合運動が健全なる發展を示しつつある。

一九三五年の改組によつて、總ての全國消費組合聯合會加盟組合は、今後悉くフランス協同卸賣組合に加盟せねばならない。地方聯合會から五十名の全國委員が選出され、此の全國委員が



地方組合に對して強力な統制権を持ち、全運動を統制すること、一つの新統制組合を作り、是が全國消費組合聯合會並にフランス協同卸賣組合並に若干の大單位消費組合の統制を行ふこと、なつた。

一九三六年に於ける全國消費組合聯合會の加盟組合成績概況は左の如くである。

加盟組合数	一、四五〇
賣上高	二、七五〇、〇〇〇、〇〇〇フラン
協同卸賣組合の賣上	八六三、一〇四、二五九
生産品の販賣	五四、二八七、六一〇

消費組合と生産組合との間に緊密な關係が結ばれて居るのはフランス協同組合運動の一つの特色であるが、特に一九三六年の Chanaud 法は消費組合と農業組合との混合聯合會の組織を認め、其設立に財的援助を與へて居る。又協同卸賣組合並に全國果物並野菜販賣組合聯合會を主たる成員として、農業生産品の國內賣買並に輸出入貿易を行ふ特種組合 *Orgas* が設立された。小麥局法と協同組合

ブルム人民戦線内閣の下に召集された一九三六年六月乃至八月のフランス議會は約七十の重要法案を議決したが、此の中に次の如き重要農業法案が有つた。即ち(一)國家小麥局の新設(二)農業經營上の債務及支拂猶豫、(三)生活費引下げの爲めに農業協同組合と消費組合の結成並助成の件等であるが、此の小

麥局法は C.G.T.U (労働總同盟) が葡萄酒の專賣と共に合同綱要の重要な主張として提唱されたものであつた。小麥局は大蔵、農務兩大臣の監督下に在り其の事務執行機關たる中央審議會は

- (イ) 小麥生産者代表二十九名 (内十八名は一九三五年八月八日附緊急命令第二條に定むる條件に従ひ定款を認可された小麥協同組合によつて指名さる)
- (ロ) 消費者代表九名 (内全國消費組合聯合會三名、多人数家族組合聯合會一名、労働總同盟三名、フランス基督教労働者聯盟一名、フランス職工全國聯合一名)
- (ハ) 製粉業者、小麥加工業者、パン製造業者、パン製造業者及小麥取扱商人代表九名
- (ニ) 農務省、大蔵省、國民經濟省及び内務省より各一名の代表者を以て構成される。

各縣には小麥生産及販賣に關する組織及統制委員會を設け、小麥局の指示する小麥生産販賣上必要な事項につき答申せしめる。總ての小麥協同組合は組合の經理費に振當得可き補助金を受ける。

中央審議會は七月中十五日以後に於て全國の收穫豫想高を決定し、八月中十五日以後に於て縣委員會の申出を審議して、小麥の生産費を決定する。小麥局は小麥、パン用小麦、捏粉、搗碎副産物の輸出入獨占

けてゐる。

統制聯盟兼協同卸賣組合たる協同組合聯盟 (KF) の一九三六年に於ける賣上高は一九二、八〇〇、〇〇〇クローネであつた。KF はマルガリン、製粉(二)、靴、ゴム製品、キャッセル、デスター、過磷酸鹽、マカロニー、クリスプ・パン、皮革工場、乾菓工場、セロファン、ステープル・ファイバー工場、其他の工場を持つてゐるが、何れも其建築様式に於て、設備に於て、最も科學的にして藝術的なことを誇つて居る。一九三七年には、陶器工場を買入れた。KF の靴工場は所屬單位組合に配給する外一九三七年には各地に直營の小賣店を設けた。

スウェーデンの協同組合運動に於て注目すべきは、其の協同組合保險と住宅合理化運動とである。協同組合保險に就ては前年鑑に於て述べたから、此處では住宅合理化運動に就て述べる。

スウェーデン住宅協同組合化の中心を成してゐるのは、借家人住宅貯蓄組合、略稱 H.S.B である。之は一九一六年スウェーデンの中央労働組合の主張により、ストックホルム住宅協同組合が組織され、六ヶ年間に六個の協同組合アパートを建設し、相當の成績を挙げたのに力を得、全國的組織 H.S.B を組織したのである。

H.S.B の發展は著しく、ストックホルム市では全人口の約一五%が協同組合アパートに住むで居る。

H.S.B は其のアパートを三種類の豫算額に分けて建築す

權を有し、中央審議會は買入契約の締結、買付高、價格條件受渡量の割當を決定し、消費輸入小麦の拂下價格及既に行はれた粒小麦粉、食用小麦、粉製品の輸出の代償として拂下げらる可き輸入小麦の價格を決定する。

等の職能を行ふものである、小麥協同組合は、此の小麥局の行ふ小麦の生産販賣統制の中心機關となつて居る。

此の外石炭市場を組織、管理するために設けられた混合委員會にも、フランス銀行の評議會にも、生計費の統制を行ふ全國委員會にも協同組合代表が参加して居る。

(I) Peoples Year Book, 1938

### スウェーデン

資本主義諸國に於て、イギリスに次いで消費組合運動の盛なのがフィンランドとスウェーデンのスカンデナヴィヤ諸國である。特にスウェーデンは協同組合運動の模範國とさえ言はれて居る。一九三六年の消費組合數約七〇〇、組合員數五九〇、〇〇〇人、一家族四名として計算すれば二、三六〇、〇〇〇人となり、約全人口の三分の一を占めて居る。

合併整理により組合數を減じ、組合所有の店舗數を増加するのが近時の傾向であり、組合員八萬三千世帯を有し、スウェーデン最大の消費組合たるストックホルムの *Konsum* の如きは四百店舗、即ち組合員二十世帯に對して一つの割合で店舗を設



る。第一型即ちA型の協同組合アパートを申込み者は自分の室代の一〇%の敷金を支拂はねばならぬ。此の敷金は浴室及臺所附一室のアパートに對して約百九十弗乃至二百七十弗であり、浴室及臺所附五室のものは、千七十弗乃至千八十弗である。A型アパートの使用料は最小のものは年額百二十五弗乃至二百十五弗、最大のものは七百弗乃至八百六十五弗である。A型では協同組合員の敷金一〇%の外に建設資金の一〇乃至一五%を民間銀行及保險會社が七〇乃至八〇%を市及國庫が提供する。

B型アパートでは自分の室の建築費の五%の敷金を拂ひ、其金額は最小のもの八十弗乃至百三十五弗、最大のもの三百五十弗乃至四百弗位、B型アパートの使用料は最小百二十弗から最大(五室附)四百八十五弗である。B型の建設資金は組合員の五%の外に市及國庫が八〇乃至八五%を提供する。A型及B型の借家人は敷金の外にH・S・Bの六分利付十五弗株を一株づつ持たされる。

C型アパートの借家人は全然敷金を要しない。國庫及市が全資金を提供するのである。従つて運営は協同組合的であるが、實際には市に依つて建設され、組合借家人は市當局の許可を得なければならぬ。

建物の借用は二十年を一期とし、借家人は其の納入した敷金に對して年六分の利子を受ける。借家人は之を毎年現金で受取ることも出来るし、或は五分を現金で受取り、他の一分をその

此のアパートが流行するのは、單に借家料が安いからではない。同時に其の建築の様式、設備が採光、通風、便宜、閑靜を旨として設計され特に最近建てられたものは極めて近代的且つ完備して居るのに魅力を感じるのである。例へば新築のアパートはセメント建で、窓は眺望の妨げられないやうに一枚板の鏡ガラスで張られ、窓を洗はなければならぬ時には室内へ回轉するやうに出来て居る。

又最新式洗濯器と艶出器とを備へた共同洗濯所、熟練した保姆の居る美しい育児兼託兒室、病室、屋内屋上の遊戯室、集會の爲めの特別室等が設けられて居る等、協同組合の良さを示すに充分である。現在協同組合アパートに住居する者は労働者六〇%、小官公吏及家事使用人九・八九%、商店及會社事務員二三・八四%、高級官吏、教師、技師、建築家、其他五・八五%となつて居る。

しかしH・S・Bのみが協同住宅組織ではなく、此の外にマルケリウスの集團住宅、市營の「魔法住宅」等も亦一種の協同組合住宅である。魔法住宅とは豫約購入者に即時納入金八十弗の外に全労働費の約半額設立住宅評價額の一割(約二百七十弗)に該當する労働を豫約者(豫約者自身又は其家族、親戚、友人等が出してゐる)に提供せしめ、市は其住宅を擔保として住宅經屋評價額の約九〇%を貸付けて、労働者其他の薄給者に住宅を建設し所有させるのである。

戸主の死去に際して、全敷金を家族に返還し、且つ使用料を二割引するやう保證する特種保險の保險料に當てることも、或は此の利子を貯蓄として、廿年期限の終まで積立てることも出来る。毎年B型アパートの使用料として徴收される二百弗は次の如き經營費及財政費に當てられるのである。

公債利子	一一〇・〇〇
負債償却費	三五・〇〇
事務費	二一・〇〇
暖房及給湯費	一六・〇〇
修理費	一・五〇
豫備金	一・五〇
計	二〇〇・〇〇

二十年目の終に敷金は全額返還され、使用料は一割減額され、新使用料は従來の額の八割に該當することとなるが、其の殆ど全部は建物の實際的維持及修理費に用ゐられる。A型B型借家人の持たされるH・S・Bの株も亦新住宅建設資金財源に當てられるのである。

各アパートとH・S・Bとの關係とは協同組合聯盟と加盟單位組合との關係と同様であり、H・S・B本部の執行機關たる委員會は各アパートより選舉するのである。又ストックホルムの各大大アパートにはストックホルム消費組合の店舗が置かれて居る。

(1) Peoples Year Book, 1938  
(2) Marguis W. Childs: Sweden, the Middle Way.

### ソヴェエト聯邦

#### 概説

ソヴェエト聯邦に於ける協同組合は、比較的重要でない小規模工業者の生産組合、漁民集團を除けば殆ど總て農村協同組合である。

農村協同組合には生産者的協同組合たる集團農場と、消費者協同組合(消費組合)とが有る。

コルホースにはトーズといふ一種の土地利用組合と、コンミンといふ國營農場的經營形態のものと、其の中間を行くアルテリとが有り、普通集團農場と言つて居るのは此の第三型のアルテリであり、全體の約九割を占めて居る。

今日ソヴェエト聯邦農業の大部分は、此の集團農場に依つて經營されて居り、一九三五年には穀物七七%、棉八九%、亞麻七九%、甜菜八四%が集團農場に依つて供給されて居る。

#### 消費組合

國際協同組合聯盟の機關紙「レヴュー・オブ・インターナショナル・コーポレーション」はソヴェエト聯邦消費組合に就て斯う報道して居る。

『ソヴェエトの新聞ブラウダの一九三七年十月十日號に、「ツェント



ロ・ソニエズ(消費組合中央聯盟)の全組織に於ける盗難額は二二七・七百萬ルーブルに達し、本年度前半の盗難額は一〇一・七百萬ルーブルに達した」といふ記事を掲げて居る。

又他の文に「人民の敵たるツェレンスキーは故意にツェントロ・ソニエズの事業を破壊した。今や彼は假面を剥がれた。がしかし今もツェントロ・ソニエズの行つてゐることは、腐れた反ソヴィエト的傳統を維持せんとするに在る。……消費組合運動には凡ゆる惡漢が住み易いのである。」

又曰く「ツェントロ・ソニエズの現代代理會長にして、前モスコ地方消費組合聯盟會長たるクーチンが誇張した虚偽の報告をやるやうに奨励して來たのだ。」等々

七年前にはツェレンスキー (Zelenskiy) が、國際協同組合聯盟のツェントロ・ソニエズ主席代表であり、且つ執行委員であつた。それがバリー大會(一九三七年)で、クーチン Kuchin と入れ代つたのであり、何れもソヴィエト代表の首席であり、中央委員並執行委員なのである。だから我々はブラウダの責任ある記事から引用した上記の説述に無關心で居るわけには行かないのであると。

従つて我々は左のソヴィエト消費組合統計に就ても、此のブラウダ紙の言葉を頭に置いて警戒しつゝ、讀まねばならないかも知れない。

一九三六年末の消費組合情勢は、單位組合二二二、二四六、市街地消費組合は一九三五年の布告に依つて無くなつたのであるが、なほ三一〇殘存して居り、消費組合員總數は三九、二〇〇、

最も發達してゐるのがパン焼工場で、五、九二五箇所、一日の製パン能力は四百三十萬噸である。加工肉一、一八四箇所、一萬一千噸、牧場では三萬八千噸のバター、三千二百噸のチーズを製造し、アルコールを含みぬ飲料製造所四百有る。

一九三七年一月の全従業員數は七〇八、〇〇〇人、内小賣が三二七、〇〇〇人、倉庫及仕入所八三、〇〇〇人、生産部面二四三、〇〇〇人、五五、〇〇〇人が事務調整である。

(1) Review of International Co-operations, Oct. 1937

國際協同組合聯盟 (ICA)

國際協同組合聯盟 (International Co-operative Alliance) は國際協同組合運動の指導統制聯盟であり、協同組合が自主性を失つてゐる獨、伊のフッショ國を除き、ソヴィエト聯邦、日本を含む約四十箇國の協同組合並に其の聯合體六四九が加盟して居り、其の組合員數一億世帯、本部はロンドンに在る。加盟國名は、舊オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ・スロヴァキア、フィンランド、フランス、オランダ、アイスランド、インド、ノルウェー、ポーランド、スペイン、スウェーデン、スウェイス、アメリカ、ソヴィエト聯邦(アルメニア、アゼルバイジャン、ジョルジア、ロシヤ、白ロシヤ)、アルジェンチン、ブルガリア、カナダ、デンマルク、エストニア、佛領支那、イギリス、オランダ、ハンガリア、日本(産業組合中央會と朝鮮金融組合聯合會)、ラ

〇〇〇人で、三五年に比して七百萬人の増加である。

單位消費組合の店舗乃至分店にして、一九三六年に新設されたものには一、一七〇の呉服店、二、七七〇のデパート、九〇八の書籍、ラデオ部分品、スポーツ用具、樂器、寫眞器等の文化品等を取扱ふ特種店、一〇、〇〇〇の靴店、二、一五〇のモーター店、一三、五〇〇雜貨店が有る。

一九三六年に於ける單位組合の賣上高は、二二、二七八百萬ルーブルで、一九三五年に比し七、五〇〇百萬ルーブルの増加である。ツェントロ・ソニエズの賣上高は、所有倉庫より直賣せるもの、工場直渡販賣のものを合計して一、九三四百萬ルーブルであつた。小賣配給事業は全般として一九三六年には一九三五年に比し三二%の増加であるが、消費組合は四七・七%の増加である。取引のコストは二、三三六百萬ルーブルで、全取引高の一〇・二%で卸賣が三・五%、小賣が六・七%の割合である。

消費組合はまた農産物並に原料品の仕入に重要な地位を占めて居り、一九三六年に於ける仕入總額一、七五〇百萬ルーブルに及んだ。仕入物品は獸肉二二一、〇〇〇噸、鶏卵五、二五一貨車牛乳一、一〇〇、〇〇〇噸、バター四五、八〇〇噸、馬鈴薯二、一七五、〇〇〇噸、野菜四五〇、〇〇〇噸、果實一六四、〇〇〇噸、毛皮八六、七〇〇、〇〇〇ルーブル、羊毛一六、八〇〇噸、犢牛二、七〇〇、〇〇〇噸、羊一七、〇〇〇、〇〇〇噸等である。自己生産の製造所は一九三六年末現在二六、二〇〇個で、其中

トヴィア、リトアニア、蒙古、パレスタイン、イラン、ポーランド、ルーマニア、南阿、トルコ、ユーゴスラヴィア、加盟團體の内譯は左の如くである。

全國的聯盟(消費三七、卸賣四〇、生産五、信用三、監査二、農業九銀行二三、保險一九、出版一、宣傳一、婦人ギルド一) 地方聯合會二 單位消費組合五〇六

ICAのエー・ヴェスナー博士の報告に基き、國際協同組合聯盟加盟各協同組合の概況を左に略記する。

消費組合

本部門の一九三五年に於ける統計は報告を寄せた二十五箇國二十五機關のみに關してである。

總數(ソ聯を除く)	一九三五年組合數
ソ 聯 邦	一一、八一八
計	二五、二五二
總計(ソ聯を除く)	一九三五年組合員數
ソ 聯 邦	一四、六二六、〇〇〇
計	四〇、八三七、〇〇〇
取 引 高	五五、四六三、〇〇〇
イ、組合員への販賣	ロ、組合員の生産物販賣總數
	ハ、總計



中央卸賣聯合會ウイ スコニン	(イ)	二六、四六三	
グレンヂ卸賣組合シ ヤトル	(イ)	三四、二六八	
東邦卸賣組合N.Y	(イ)	二四、八七八	
ユーゴー 國營購買組合聯合 ストラヴィア	(イ)	三四、九八二	五九、六〇〇
ポーラ メロドナ・トルホウ ラ	(イ)	一七、一三〇	
スウイス「コンコルディア」 リングケーピング ルタ A.V	(イ)	一三、〇六一	
デンマ リンケケーピング ルタ A.V	(イ)	九三、四三六	
カナダ サスカチワン卸賣聯 合會	(イ)	五三、五三三	
マニトバ卸賣聯合會	(イ)	六八、八四四	
アルバータ卸賣聯合會(イ)	(イ)	三、一五六	
オンタリオ卸賣聯合會(イ)	(イ)	七三六	
ラトヴィア L.P.B.S	(イ)	五三、五六六	
デンマ ノルディスタ、アン ルタ デルスフオアブンド	(イ)	一、二〇七、三五二	
總計 (ソ聯を除く)	(イ)	二六、三五、四三四	
	(ロ)	二、三三、三三四	
	(ハ)	一三、七〇八、九九四	
	(ニ)	三、五四一、四九三	
ソ 聯 邦	(ハ)	一、四九〇、四七五、六六六	
總計 (ソ聯を含めて)	(ハ)	一、六二四、一八四、六六〇	三、五四一、四九三

**労働者生産組合**  
十二箇國(オーストリア、ベルギー、チェコスロヴァキア、デンマルク、フランス、佛領西印度、大英國、ハンガリア、パレスティン、ポーランド、ルーマニア及びユーゴスラヴィア)の労働者生産組合總數は九五四(一九三五年末現在)總組合員一〇三、三九四人である。但し、スペインからの報告に接せず(スペインは一九三四年に組合數七八、組合員數三、三九八人であった)。取引高出資金及剰餘金の中大英國の數字は全生産組合の總取引高の約二分の一を占めて居る。

總計 一九三五年  
取引高 九、七〇〇、九八五金磅  
拂込済出資金 一、九八二、一〇二  
準備金 八四〇、〇七五

**消費組合による生産組合聯合機關**  
白、英、洪、諾、スウェーデン、スウイス、芬の七箇國に十八機關ある。

全部門に互る取引高、出資金及び準備金の在 high は次表の如し。

總計 一九三五年  
取引高 五、七九〇、六八五金磅  
拂込済出資金 一、七六六、三五八  
準備金 二八六、〇八三

**國際生産組合聯盟**  
本部門にはストックホルムの「ルマ」電球製造工場のみである。

總計(ソ聯を除く)	(イ)	一八七、〇三二、〇九四	一九三五年金貨磅
	(ロ)	四八九、六四四	
ソ 聯 邦	(ハ)	二二六、八四八、〇六一	
總數	(ハ)	一、六三〇、三〇六、五五三	
	(ハ)	一、八五七、一五四、六一四	
卸賣聯合會			
取引高			
イ、組合員への販賣			
ロ、組合員の生産物販賣			
ハ、總計			
自己生産價格			
一九三五年金貨磅			
一九三七年金貨磅			
ソ 聯 邦	(ハ)	一、三〇五、二九五、九八二	
地方聯合、共和國 内聯合、地區聯合	(ハ)	一八、七九、七〇四	
セントロソニューズ	(イ)	一、七六五、六二六	
大英國 C.W.S	(イ)	一一、四二二、二四六	
S.C.W.S	(イ)	七、〇三三、六九〇	
スウイス V.S.K	(イ)	六、一三二、五七七	
フランス M.D.G	(イ)	五、四七五、四三六	
スウェーデン K.F	(イ)	四、九二六、八五二	
デンマルク F.D.B	(イ)	三、三六七、六四九	
日本 全購聯	(イ)	二、九〇四、〇三二	
フィンランド S.O.K	(イ)	二、〇五七、四八一	
ハンガリア「ハンギヤ」	(イ)	一、四三、七六一	

チェコスロヴァキア V.D.P	(ロ)	四八五、二六二	
オランダ「ハンデルスカシメル」	(イ)	二、三九三、九六六	八五五、一九九
フィンランド O.T.K	(イ)	二、一三三、二四〇	三三三、〇九四
スウイス V.O.L.G	(イ)	二、〇四八、三九七	二七四、〇四五
	(ロ)	一、五〇一、六五五	五九、四七三
	(ハ)	二、六四四、二二九	
	(ハ)	一、七四五、八七四	
ポーランド「スポーレム」	(ハ)	一、六四四、七〇七	二五、〇〇七
オーストリア G.O.E	(イ)	一、五九一、八七三	九四、九八八
チェコスロヴァキア G.E.C	(イ)	一、三九〇、四〇〇	二六七、八四七
ルーマニア・セント・コオベラ チイヴ	(イ)	一、八四三、七	
	(ロ)	一、〇一五、〇〇〇	
	(ハ)	一、二六五、九七九	
ノルウェー N.K.L	(イ)	一、四三三、七三五	五九〇、四六九
ブルガリア「ナップレド」	(イ)	九〇五、二五九	一三三、六四九
ラトヴィア「コンズーム」	(ハ)	八六五、四三三	
エストニア E.T.K	(ハ)	六三〇、七七八	一三三、〇三三
ベルギー F.S.C	(イ)	五三三、七一九	
アイスランド S.I.S	(イ)	一七二、〇九六	五三、五二八
	(ロ)	三三三、六一一	
	(ハ)	四〇六、七〇七	
アメリカ 消費組合北カンサ 合衆國 都市	(イ)	三三三、八〇五	



この成員はコペンハーゲン(デンマーク)に本部の有る北歐卸賣組合(スカンデナヴィヤ協同卸賣組合)即ちデンマーク、ノルウェー、フィンランド及スウェーデンの協同卸賣組合の聯合會である。一九三五年の現在高は次表の如し。

總計	一九三五年
取引高	八〇、八七三金磅
拂込濟出資金	六、一九五
準備金	一、六六四

農事協同組合

本部門は十六箇國の五十四中央機關(單位組合四六、四六四)を包含す。十六箇國とはユーゴスラヴィア、カナダ、オーストリア、チエコ・スロヴァキア、デンマルク、フィンランド、フランス、佛領西印度、アイスランド、日本、ラトヴィア、リトアニア、パレスタイン、ポーランド(ワルソー及びレンベルヒ)、ルーマニア及びアメリカ合衆國是れである。インド、スペイン、トルコの報告無し。

一九三五年の個人組合員は總數四、一六七、二七六人、其の種別は酪農組合、バタ輸出組合、穀物販賣組合、玉葱販賣組合、生絹販賣組合(日本)、鶏卵輸出組合、ベーコン製造所、家畜飼育組合、種子購買組合、森林組合、購買輸入組合(肥料、石炭、其他)及び農産物販賣組合である。單位農事組合及び中央農事組合機關の發生狀況は左の如し。

總計	一九三五年
イ、組合員への販賣高	一六、〇四八、三八九金磅
ロ、組合員生産物の販賣高	三九、七七二、八七〇
ハ、販賣總額	六六、九〇〇、四八五
拂込濟出資金	一、一七、八六八
準備金	三、一九一、〇五四

雜組合

本部門は八萬八千七百四十五人を有する七百三十八組合を包含する。取引高は三、五一八、二三六金磅に達し、出資金は六二二、一八七金磅、準備金は七七七、一四九金磅、種類は住宅建築組合、労働者俱樂部、市場組合、健康組合、相互扶助組合、産業組合圖書館、運輸組合、食堂組合である。

I.C.A. 加盟金融組合の發展狀況(一九三五年度)

大英國 C.W.S 銀行部	取引總額	準備金	貯蓄銀行
フランス全國農業信用金庫	三九、六八三、五九八	四、三三〇	五、六八五、三六
ハンガリア中央不動産信用組合	一六九、八七五、五九三	四、三三三	二、七三六、三五三
デンマルク、デンマルク庶民銀行	一五五、五五、六六	一三三、一四二	九六、〇一〇
日本、中央金庫	九七、七七三、七三五	四、〇八四	八四、五、一五四
スウイス、バーゼル中央銀行	九七、七七三、七三五	一三、九二三	四、三二、一七五
セント・ゴール銀行	—	四、五九六	三、〇三二、二六

第十五回國際協同組合聯盟大會の成果

第十五回國際協同組合聯盟大會は、一九三七年九月六日―九日の三日間、フランスのパリーに於て開催され、二十六箇國四百七十七人の代表が參集して國際協同組合運動の諸問題に就て討議した。

同聯盟には我が産業組合中央會も加盟して居り千石中央會副會頭は中央委員の一人である。第十五回大會には金井滿氏、産業組合中央金庫の窪田主事が産業組合中央會を代表して出席し、同時に開催された國際協同組合婦人大會には賀川氏秘書ミス・タツピングが日本消費組合婦人協會代表として出席した。

本會議に先立つて、協同組合出版物、協同組合教育、労働者生産組合、協同組合保險、國際協同卸賣組合の特別會議が開催された。本會議に於ては、第十三回大會(一九三〇年)にフランス代表の提案に依り、調査委員が任命され、第十四回大會に於て其報告が附議され乍ら、議論沸騰して決定を見るに至らず、再び委員附託となつてゐたロッヂデール原則の定義が、七年間の討議を経て左の如く決定された。

同原則は左の七つから成り立つて居るが、其中協同組合として絶対に遵守しなければならないのは、始めの四原則であり、第五乃至第七原則はロッヂデール制度の一部には相違ないが、國際協同組合聯盟加入資格の條件ではない。

(一) 組合加入の自由

フィンランド、中央農村信用銀行	四〇、九五五、七九	一〇、四六三	三三四、四六三
チエコ・スロヴァキア、V.D.	三五、五五九、九六三	三四、四一九	九三三、二四
デンマルク、アルベジヤデルネス不動産銀行	三九、六八、三四三	三三、〇〇五	一、六四七、一九九
ブルガリア庶民銀行聯合會	一一、九五、五〇	二九、六六〇	一五四、六八三
フランス、労働者生産組合銀行	七、八三三、二六五	九七、四八八	一五三、四九三
ブルガリア、全國銀行聯合會	六、五三三、九三三	九、九八	二七五、五五七
エストニア、ラーバベング銀行	五、七四、八三	七、三三九	一六、三三
パレスタイン、ハポリーム銀行	五、五三、四八八	一六、一四四	二〇三、九四五
朝鮮、朝金聯	四、九〇七、七三〇	一八、五〇五	二、六〇三、二九三
ルーマニア、中央金融組合	—	八〇、八三八	三、三三七
リトアニア、リトアニア金融組合	—	—	—
ラトヴィア、ラトヴィア・タウタス銀行	二、二五六、四三三	五、〇七五	七、〇一一
ハンガリア、「テレクウエス」	一、七六、三九七	八、九六	一六〇、八九一
ユーゴスラヴィア、中央貸付金庫	八七、六四八	三、七七五	九、六四六
同 農業信用金庫全國聯合會	—	五、六四五	三、六〇八
ノルウェー、N.K.L 銀行部	三九、六六	三〇、一三二	二九三、六三二
ポーランド、「中央銀行」	一、九、九六七	七、一〇〇	二七、五三四
同 ツワイアツク銀行	—	—	—
同 「スボーレム」	—	—	—
同 セントラルナ・カサ	—	—	—
ブルガリア、農業組合總聯合會	九七、七二八、一七	六、一一〇	一四、六六六
計	九七、七二八、一七	二、四七九、九〇四	七四、五三〇、五九六



- (二) 民主的管理(一人一票)
- (三) 剰餘金の組合員の取引高に應じた配當
- (四) 資本に對する利子の制限
- (五) 政治的並宗教的中止
- (六) 現金賣
- (七) 教育の振興

此外中央委員會提出の、協同組合財政々策(全國團體が其加盟組合並聯合會の財政發展の嚴格なる統制を強調)世界平和、スペインの狀勢(スペイン協同組合員の積極的援助と内亂の終熄、スペイン人民の平和と權利の回復要望)如何なる經濟組織の國に於ても、協同組合の自主性を守る可きことを強調せる種々なる經濟組織下に於ける協同組合の地位、國際貿易の發達等に關する決議等が採擇された。

(1) Review of International Co-operation, May, June, 1937.

**國際協同卸賣組合(I.C.W.S)**

本部並に事務局をマンチェスターに置き、イングランド、ベルギー、ブルガリア、スコットランド、フランス、リトアニア、ポーランド、ソヴィエト、スイス、チェコ・スロヴァキア、ウクライナ、スウェーデン、デンマルク、エストニア、フィンランド、オランダ、ハンガリア、ラトヴィア、ノルウェー、パレスタインの主要卸賣組合が會員となつてゐる。

I.C.W.Sは、世界協同組合間の貿易關係の助長發達をはか

るために情報の蒐集交換を行つて居る。一九三七年の國際協同組合聯盟の大會で、更に此の國際協同卸賣組合の事業具體化のために、同組合主催の下に、各國協同卸賣組合の中央共同購入機關として、有限責任國際協同エージェンシーがロンドンに設立された。之はイギリスの産業組合法に依つて登記して居る。次にI.C.W.S参加組合の貿易狀況を見る。(單位英貨磅)

一九三六年の組合員國別統計

國名	輸 出	輸 入
イングランド	一八八、七七五	三六、一五三、一二五
スウェーデン	二七、〇六二	一、三六〇、四五四
スコットランド	三八、八五二	四、六四九、四八五
エストニア	八一、二七九	三五三、七一四
フィンランド	四四、五八六	一、一五七、五八八
ノルウェー	一九、三一〇	二一三、二二九
スウェーデン	二六、三九九	八一三、三二五
オランダ	二一、三七五	九四、七八一
ポルトランド	三九、一二〇	七一、七九七
チェコ・スロヴァキア	二三、一九六	六六八、四三三
フランス	一一、七一	五四九、四七四
オーストリア	—	二七五、〇八六
ブルガリア	一二、六八八	一三七、六六七
ベルギー	—	五五、四五八
合 計	五三四、三五三	四六、五五三、六一五

此の中一五、三三三、六〇二は他の協同組合團體より買ったものである



附

錄